官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三七）　四
○政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（三三八）　七
○総務省組織令の一部を改正する政令（三三九）　八
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三四〇）　九
○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四一）　一〇
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（三四二）　一〇
〔府　令〕
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則（内閣府九二）　二
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（同九三）　一三
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同九四）　一三
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同九五）　一三
〔復興庁令〕
○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁六）　一三
〔省　令〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一二二）　一三
○日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令（同一二三）　一四
○郵便法施行規則等の一部を改正する省令（同一二四）　一五
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（同一二五）　一五
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一五
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務五一）　一五
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務二四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令（財務六四）　一六
○ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七八）　一七
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八五）　一七
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一二）　一七
〔法規的告示〕
○防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示（内閣府一二三）　一七
○地方税法施行規則附則第六条第二十三項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（同一二四）　一七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一二）　一七
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁七九）　一七
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同八〇）　一八
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（総務三九三）　一八
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務八五）　一八
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通七）　一八

（以下次のページへ続く）　八〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示
（**国土交通**一三二六）　六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（**デジタル庁**一一）　六七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
（**デジタル庁・総務**三九）　六八

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
（**同**四〇）　九〇

○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件
（**財務**二九五）　九二

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件
（**同**二九六、二九七）　九七

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件
（**同**二九八）　一三六

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件
（**国税庁**一二六）　一三九

○道路に関する件
（**東北地方整備局**一〇七、一〇九）　一四一

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示
（**関東地方整備局**一三六）　一四二

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一一〇）　一四五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一四六

国家試験

令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一四六

基本測量関係事項公告（国土交通省）　一四九

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和八年度令和八年八月分）（財務省）　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十七号）（総務省）

1　在外投票人証の交付方法の見直し等に関する事項

⑴　在外投票人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外投票人証を再交付する場合の在外投票人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付しなければならないものとすること。（第二十一条第六項及び第二十二条第三項関係）

⑵　在外投票人名簿登録申請書、在外投票人名簿登録申請事項等変更届出書、在外投票人証記載事項変更届出書及び在外投票人証再交付申請書の領事官から市町村の選挙管理委員会への送付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十五条第二項、第十六条第四項及び第二十一条第四項関係）

⑶　市町村の選挙管理委員会が在外投票人名簿登録申請者を在外投票人名簿に登録しなかったときの通知、在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときの通知及び在外投票人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知並びに領事官が在外投票人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十九条、第二十九条及び第三十条関係）

2　投票管理者の交替制に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務代理者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとすること。（第三十五条関係）

3　投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市町村選挙管理委員会等が投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるものとすること。（第三十五条、第百十条、第百二十四条及び第百三十条関係）

4　市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区に係る指定関係投票区として定めることができるものとすること。（第三十六条第二項関係）

5　投票に関する書類の保存に関する事務の合理化に関する事項

投票に関する書類の保存に係る所要の規定の整備を行うものとすること。（第五十七条及び第百条第二項関係）

6　期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、国民投票の当日に当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓で足りるものとすること。（第六十一条及び第六十六条関係）

7　病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件に関する事項

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができるものとすること。（第六十九条第九項関係）

8　国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の取扱いに関する事項

国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の選任について、所要の規定の整備を行うものとすること。（第百十三条の二関係）

9　施行期日等に関する事項

⑴　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

⑵　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日がある国民投票について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとすること。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整備を行うこと。

◇政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十八号）（総務省）

第１　政治資金規正法施行令の一部改正

収支報告閲覧対象文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第十八条、第十九条関係）

第２　政党助成法施行令の一部改正

公表対象報告文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第七条、第八条関係）

第３　施行期日等

１　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三百三十九号）（総務省）

１　情報流通行政局郵政行政部企画課及び郵便局活用課の所掌事務を変更する。（第八十七条及び第八十九条関係）

２　この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。（附則関係）

◇ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三百四十号）（財務省）

１　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定める。

⑴　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間並びに不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）

⑵　不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

⑶　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

⑷　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

⑸　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第五条関係）

⑹　その他所要の規定の整備を行う。（附則第二項関係）

２　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。（附則第一項関係）

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百四十一号）（総務省）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行期日は、令和八年十二月一日とすること。

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（政令第三百四十二号）（内閣官房）

１　首都中枢機能代替地域に係る要件

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当しない地域であることとする。（第一条関係）

⑴　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域

⑵　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域（当該地域に東京圏の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

２　副首都の指定に係る要件

⑴　国の行政機構の立地状況

法第十八条第一項第一号の政令で定める要件は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条の地方支分部局が十四以上置かれている市町村であることとする。（第二条第一項関係）

⑵　人口及び経済の集積状況

法第十八条第一項第二号の政令で定める要件は、次のいずれにも該当する市町村であることとする。（第二条第二項関係）

イ　官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口を当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が一・二パーセント以上であること。

ロ　最近に公表された年度までの過去三年間における各年度の各道府県の道府県内総生産を当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産で除して得た割合の平均が二・一パーセント以上である道府県の区域内にあること。

⑶　必要な地方行政体制

法第十八条第一項第三号の政令で定める要件は、次のいずれかの地方行政体制が整備されていることとする。（第二条第三項関係）

イ　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第九条第二項の規定による告示がされていること。

ロ　指定都市であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次に掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議の実施又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）上の協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合の設置若しくは広域連合の設置を定める連携協約を締結し、かつ、当該道府県と同法第二百五十二条の七第一項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

⑴　産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

⑵　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第九条第一項に規定する都道府県官民データ活用推進計画、同条第三項に規定する市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(ハ)　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(ニ)　当該指定都市の区域を含む都市計画区域に係る都市計画のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項各号に掲げるもの及び同項の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第四十六条各号に掲げるものに関するものであって当該指定都市が定めるものの決定及び変更

(ホ)　道路、河川その他の公共施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

(ヘ)　スポーツ施設、会議場施設その他の公益的施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

(ト)　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十三条に規定する国土強靱化地域計画その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

(4)　特別区の特例

大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区の存する区域については、当該区域を一の市とみなして、(1)及び(2)の規定を適用する。（第一条第四項関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十七号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第三項、第四十六条、第四十八条第五項、第六十条第八項、第六十一条第一項、第百四十条第二項及び第百四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十九条中「外務大臣及び」を削る。

第二十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十一条第六項中「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもって、第二項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十二条第三項中「郵便等をもって、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十七条中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十九条第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十条中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十四条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三十五条中「においては」を「には」に改め、「氏名」の下に「（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第三十六条第二項中「前項」を「市町村の選挙管理委員会は、前二項」に改め、「、市町村の選挙管理委員会は」を削り、「これ」を「その旨」に、「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、市町村の選挙管理委員会は、法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下この項において「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区（国民投票の期日に当該指定投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものに限る。）に係る指定関係投票区として定めることができる。

第三十六条に次の一項を加える。

4　市町村の選挙管理委員会が、国民投票の期日に第一項又は第二項の規定により指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時前に第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により送致された法第六十一条の規定による投票に関する事務については、当該指定及び定め又は変更は、その効力を有しない。

第三十七条第二項中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、「送致されたもの」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより当該指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により当該指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）」を加え、同条第三項中「による投票」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあっては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による送致をするものに限る。）」を加える。

第四十条中「ないものとみなす」を「なくなるものとする」に改める。

第四十一条中「選挙管理委員会は、」の下に「法第四十九条第一項の規定により」を加え、「においては」を「には」に、「その者」を「当該投票立会人」に、「、氏名及び」を「及び氏名並びに」に、「をその」を「（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該」に改める。

第四十二条第二項中「時刻までに」の下に「（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区があるときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）」を加える。

第五十七条中「書類」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙を含む。）」を、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第六十条の表第三十五条の項及び第四十一条の項を次のように改める。

第三十五条	氏名（	氏名並びにその者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間
第四十一条	氏名並びに	氏名、
	名称（	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間

第六十一条中「においては、」を「には、国民投票の当日に」に、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十六条中「投票人は、」の下に「国民投票の当日に」を加え、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十九条第九項中「の職務を代理すべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は」を「、病院の院長、」に、「船長若しくは」を「船長又は」に改める。

第八十八条第一項中「直ちに」を削り、「送致し、又は郵便等をもって送付しなければ」を「、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければ」に改め、同条第二項中「直ちに」を削り、「）に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第八十九条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第五項中「（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第九十条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第九十三条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第九十八条第一項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百条第二項中「除く」を「除き、国民投票に用いなかった投票用紙を含む」に改め、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあっては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第百二条第二項中「によって」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百七条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第百十条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百十二条中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「においては」を「には」に改める。

第百十三条第三項中「数市町村合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「数区合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人）

第百十三条の二　公職選挙法施行令第七十条の四から第七十条の八までの規定は、国民投票において法第七十六条第四項の規定により開票立会人を選任する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同令第七十条の四第一項の規定を除く。）中「所属選挙人名簿登録者数」とあるのは「所属投票人名簿登録者数」と、「政党その他の政治団体」とあり、及び「公職の候補者」とあるのは「政党等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四第一項	分割開票区を	分割開票区（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続法施行令」という。）第五十九条の四第一項に規定する分割開票区をいう。以下同じ。）を
	所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計した数をいう。	所属投票人名簿登録者数（国民投票の期日前十五日に当たる日現在において、当該開票区に属する投票区の投票人名簿に登録されている投票人の数を合計した数をいう。
	（所属選挙人名簿登録者数の所属選挙人名簿登録者数	（所属投票人名簿登録者数の所属投票人名簿登録者数
	政党その他の政治団体	政党等（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第百六条第二項に規定する政党等をいう。以下同じ。）

第七十条の五第一項	数市町村合同開票区を	数市町村合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第一項に規定する数市町村合同開票区をいう。以下同じ。）を
	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の五第五項	数区合同開票区を	数区合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八条第二項に規定する数区合同開票区をいう。以下同じ。）を
第七十条の五第六項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の五第八項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の六第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第五項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の六第六項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第八項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項

第七十条の六第十項	第六十六条	憲法改正手続法施行令第百八条
第七十条の六第十一項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十三項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項
第七十条の六第十五項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項
第七十条の七第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三条第四項
第七十条の七第三項	第六十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第一項
第七十条の七第四項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三条第九項
第七十条の七第六項	第六十六条第二項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項

第百二十四条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百三十条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百四十一条第一項中「第七十六条第一項から第四項まで」を「第七十六条第一項から第五項まで」に改める。

第百四十二条第一項中「第三十一条第一項」の下に「、第三十六条第二項」を加え、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「第百三十六条第一項」の下に「並びに第百十三条の二において準用する公職選挙法施行令第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項並びに第七十条の七第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十八号

政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十九項、第二十条の二第三項及び第三十三条並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第六項及び第四十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政治資金規正法施行令の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条ただし書中「ものをいう」の下に「。第十八条各号において同じ」を加え、「を行う」を「の方法を実施する」に、「同号」を「第四号」に改め、同条第一号中「に複写したもの（」を「の片面又は両面に」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二号中「次号において」を「以下」に改める。

第十三条第二項第二号イ中「十円」の下に「。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。」を加え、同号ロ及びハ中「光ディスク」を「同号に規定する光ディスク」に改める。

第十八条中「第十二条の規定は、」を削り、「第二十条の二第二項」の下に「（第一号ニ及び第二号ニにあつては、同項及び情報通信技術活用法第七条第一項）」を加え、「について準用する」を「は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した収支報告閲覧対象文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める方法とする」に改め、同条に次の各号を加える。

一　文書である場合　次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムによりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求があつた場合（次号において「電子請求の場合」という。）に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付

ロ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ハ　収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付

ニ　収支報告閲覧対象文書に係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法

二　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出され、又は添付された電磁的記録である場合　次に掲げる方法であつて、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ニに掲げる方法の実施にあつては、電子請求の場合に限る。）

イ　収支報告閲覧対象文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付

ロ　収支報告閲覧対象文書を第十二条第二号に規定する光ディスクに複写したものの交付
ハ　収支報告閲覧対象文書を第十二条第三号に規定する光ディスクに複写したものの交付
ニ　収支報告閲覧対象文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

第十九条第一項各号を次のように改める。

一　前条第一号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
二　前条第一号ロに掲げる交付　第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
三　前条第一号ハに掲げる交付　第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
四　前条第一号ニに掲げる方法　収支報告閲覧対象文書一枚につき十円
五　前条第二号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
六　前条第二号ロに掲げる交付　第十二条第二号に規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
七　前条第二号ハに掲げる交付　第十二条第三号に規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八　前条第二号ニに掲げる方法　一ファイルにつき二百十円

（政党助成法施行令の一部改正）

第二条　政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四号に」を「第一号ニ及び第二号ニに」に、「次に掲げる」を「総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が受理した公表対象報告文書が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

一　文書である場合　次に掲げる方法（ロからニまでに掲げる方法の実施にあっては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）によりこれらの方法を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法の実施にあっては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下この条及び次条第一項において「電子情報処理組織」という。）を使用して法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求があった場合（同号において「電子請求の場合」という。）に限る。）
イ　公表対象報告文書を複写機により総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付
ロ　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）を光ディスク（日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
ハ　公表対象報告文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
ニ　公表対象報告文書の写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法
二　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された電磁的記録である場合　次に掲げる方法であって、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ニに掲げる方法の実施にあっては、電子請求の場合に限る。）
イ　公表対象報告文書を総務省令で定める大きさの用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付
ロ　公表対象報告文書を前号ロに規定する光ディスクに複写したものの交付
ハ　公表対象報告文書を前号ハに規定する光ディスクに複写したものの交付
ニ　公表対象報告文書を電子情報処理組織を使用して交付を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに複写させる方法

第八条第一項各号を次のように改める。

一　前条第一号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
二　前条第一号ロに掲げる交付　同号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額
三　前条第一号ハに掲げる交付　同号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に公表対象報告文書一枚ごとに十円を加えた額
四　前条第一号ニに掲げる方法　公表対象報告文書一枚につき十円
五　前条第二号イに掲げる交付　交付する用紙一枚につき十円。この場合において、両面に出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。
六　前条第二号ロに掲げる交付　同条第一号ロに規定する光ディスク一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
七　前条第二号ハに掲げる交付　同条第一号ハに規定する光ディスク一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八　前条第二号ニに掲げる方法　一ファイルにつき二百十円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年一月一日から施行する。

（政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

2　政治資金規正法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十条の二第二項（」に改め、「書面」と」の下に「、同条第一号中「法第二十条の二第二項」とあるのは「改正法附則第五条第四項の規定により読み替えて適用される法第二十条の二第二項」と」を加える。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第八号を次のように改める。

八　日本郵政株式会社の組織及び運営一般に関すること（地域貢献基金に関するものを除く。）。

第八十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること（郵便局の設置に関するものを除く。）。

第八十九条第一号中「第四条第二項第二号及び第三号」を「第四条第一項第八号イ及びロ並びに第二項第二号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域貢献基金に関すること。

附　則

この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項、第三十二項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　令和八年十月三十一日から令和十三年十月三十日までの期間

第一条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号に掲げる貨物であって、特定国等を原産地とするもの又は特定国等から本邦に輸出されたもののうち、令和八年七月九日から同年十月三十日までの期間内に輸入されたもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第三項中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

２　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一五中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十一号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月一日とする。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百四十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令

内閣は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第二条第三項及び第十八条第一項各号の規定に基づき、この政令を制定する。

（首都中枢機能代替地域に係る要件）

第一条　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当しない地域であることとする。

一　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する首都直下地震緊急対策区域

二　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が指定する火山災害警戒地域（当該地域に東京圏（首都直下地震対策特別措置法第二条第一項に規定する東京圏をいう。）の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

（副首都の指定に係る要件）

第二条　法第十八条第一項第一号の政令で定める要件は、地方支分部局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条の地方支分部局をいう。）が十四以上置かれている市町村であることとする。

２　法第十八条第一項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。

一　官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口を当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が一・二パーセント以上であること。

二　最近に公表された年度までの過去三年間における各年度の各道府県の道府県内総生産（国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系（以下この号において「国民経済計算の体系」という。）に準拠して道府県が作成する県民経済計算の体系における県内総生産をいう。）を当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）で除して得た割合を合算して得た割合の三分の一に相当する割合が二・一パーセント以上である道府県の区域内にあること。

３　法第十八条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかの地方行政体制が整備されていることとする。

一　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第九条第二項の規定による告示がされていること。

二　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次に掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議の実施又は同法第二百五十二条の二の二第一項の規定による協議会の設置、同法第二百五十二条の七第一項の規定による機関等の共同設置、同法第二百五十二条の十四第一項の規定による事務の委託、同法第二百五十二条の十六の二第一項の規定による事務の代替執行、同法第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設置若しくは同条第三項の規定による広域連合の設置を定める連携協約（同法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約をいう。）を締結し、かつ、当該道府県と同法第二百五十二条の七第一項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織（同法第百五十八条第一項に規定する内部組織をいう。）を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

イ　産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ロ　都道府県官民データ活用推進計画（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第九条第一項に規定する都道府県官民データ活用推進計画をいう。）、市町村官民データ活用推進計画（同条第三項に規定する市町村官民データ活用推進計画をいう。）その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ハ　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第二項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項に規定する地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画その他の教育及び研究に関する重要な計画の策定及び変更その他教育及び研究に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

ニ　当該指定都市の区域を含む都市計画区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。）に係る都市計画（同条第一項に規定する都市計画をいう。以下このニにおいて同じ。）のうち同法第十五条第一項各号に掲げるもの及び同項の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第四十六条各号に掲げるものに関するものであって当該指定都市が定めるものの決定及び変更

ホ　道路、河川その他の公共施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

ヘ　スポーツ施設、会議場施設その他の公益的施設で副首都の整備に当たって特に重要なものとして内閣府令で定めるものの整備及び管理に関する重要な方針又は計画の策定及び変更

ト　国土強靱化地域計画（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第十三条に規定する国土強靱化地域計画をいう。）その他の防災に関する重要な計画の策定及び変更その他防災に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

４　大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区の存する区域については、当該区域を一の市とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府令

○内閣府令第九十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第七項及び国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（令和八年政令第三百四十二号）第二条第三項第二号の規定に基づき、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則

（副首都の整備に係る施策を推進するために必要な取組）

第一条　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第三項第二号に規定する副首都の整備に係る施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組は、次に掲げるものとする。

一　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が令第二条第三項第二号に掲げる事務を一体的かつ統一的に処理するための相互間の協議を行う場合は、誠実に協議を行うとともに、当該協議が調うように努めるほか、必要と認めるときは、相手方に対して意見を申し出ることができる旨を約していること。

二　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が設ける指定都市都道府県調整会議（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十一の二第一項に規定する指定都市都道府県調整会議をいう。以下同じ。）において、同条第七項に規定する必要な事項として、次に掲げる事項を定めていること。

イ　副首都の整備に係る施策を推進するため、毎会計年度少なくとも二回以上、指定都市都道府県調整会議において、令第二条第三項第二号イからトまでに掲げる事務の実施に関する基本的な方向性その他副首都の整備の推進に関し必要な事項について協議（当該事務の実施状況の報告を含む。ロにおいて同じ。）を行うこと。

ロ　指定都市の長及び当該指定都市をその区域に含む道府県の知事が、指定都市都道府県調整会議において副首都の整備に係る施策について協議した事項を公表するとともに、それぞれの議会に報告すること。

（令第二条第三項第二号ホに規定する内閣府令で定める公共施設）

第二条　令第二条第三項第二号ホに規定する内閣府令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五条第一項の一般国道（同法第十三条第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う区間外のものに限る。）及び同法第七条第一項の都道府県道のうちその一部が指定都市の区域内に存するもの

二　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の一級河川（同法第九条第二項の規定により国土交通大臣が指定した区間内のものに限る。）及び同法第五条第一項の二級河川のうち同法第九条第五項及び同法第十条第二項の規定により指定都市の長が管理を行う区域を含むもの

三　指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が管理する国際戦略港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾をいう。）、国際拠点港湾（同項に規定する国際拠点港湾をいう。）及び重要港湾（同項に規定する重要港湾をいう。）（当該指定都市が管理する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾が存しない場合を除く。）

四　指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が設置する都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。）のうち、敷地面積が五十ヘクタール以上であるもの

（令第二条第三項第二号ヘに規定する内閣府令で定める公益的施設）

第三条　令第二条第三項第二号ヘに規定する内閣府令で定める公益的施設は、指定都市又は当該指定都市をその区域に含む道府県が整備及び管理するものであって、次に掲げるもののうち、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することが見込まれるものとする。

一　スポーツ施設

二　文化施設

三　会議場施設

四　前三号に掲げるもののほか、副首都の整備に当たって特に必要な公益的施設

（連携協約を締結、変更又は廃止した旨の通知等）

第四条　指定都市及び当該指定都市をその区域に含む道府県が連携協約（地方自治法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約をいう。以下この条において同じ。）であって、令第二条第三項第二号に規定するものを締結、変更又は廃止したときは、当該道府県は、内閣総理大臣にその旨を通知するものとする。

2　道府県の区域に複数の指定都市が所在する場合には、当該道府県は、令第二条第一項及び第二項の要件に該当する指定都市と、連携協約であって、同条第三項第二号に規定するものを締結することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第九十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（災害救助法施行規則の一部改正）

第一条　災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（災害救助法施行令第四条第三号の防災庁令で定める者） **第四条の二**　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の防災庁令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。	（災害救助法施行令第四条第三号の内閣府令で定める者） **第四条の二**　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第三号の内閣府令で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員とする。

（内閣府所管旅費取扱規則の一部改正）

第二条　内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	東宮大夫、式部官長	

別表（第二条関係）

相当する職務の級	重要政策に関する会議又は審議会等の非常勤の委員等	宮内庁職員	非常勤職員のうち重要政策に関する会議又は審議会等の委員等以外の職員
指定職	経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）、総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員（有識者）、国家戦略特別区域諮問会議の議員（有識者）、中央防災会議の委員（指定公共機関の代表者及び有識者）、男女共同参画会議の議員（有識者）、食品安全委員会の非常勤の委員、原子力委員会の非常勤の委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員、国会等移転審議会委員、公益認定等委員会の非常勤の委員、再就職等監視委員会委員、個人情報保護委員会の非常勤の委員、カジノ管理委員会の非常勤の委員、サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員、金融審議会委員、金融審議会臨時委員、公認会計士・監査審査会の非常勤の委員、企業会計審議会会長、企業会計審議会委員、企業会計審議会臨時委員	東宮大夫、式部官長	

10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[略]		

備考　[略]

（台風常襲地帯の指定基準と関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令の一部改正）

第三条　台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令（昭和三十三年総理府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める防災庁令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の防災庁令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。	台風常襲地帯の指定基準に関する政令第１号に規定する期間を定める内閣府令 台風常襲地帯の指定基準に関する政令（昭和三十三年政令第二百十六号）第１号の内閣府令で定める期間は、大正十五年１月１日から昭和三十年十二月三十１日までの三十年間とする。

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第四条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の防災庁令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの防災庁令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。	（令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準） **第一条の三**　令第二十条の三第１号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。 （令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準） **第一条の四**　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

10	経済財政諮問会議専門委員、総合科学技術・イノベーション会議専門委員、中央防災会議専門委員、男女共同参画会議専門委員、審議会等（地方支分部局に置かれたものを除く。）の会長、委員、臨時委員及び特別委員、食品安全委員会専門委員、原子力委員会参与、原子力委員会専門委員、国会等移転審議会専門委員、公益認定等委員会専門委員、サイバー通信情報監理委員会専門委員、金融審議会専門委員、公認会計士・監査審査会試験委員、企業会計審議会幹事	一般職給与法を準用して定められている職務の級	行政職俸給表(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級
	[同左]		

備考　[同左]

（令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの防災庁令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の防災庁令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六第五号の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　略］

（令第二十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［略］

（法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の防災庁令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の防災庁令で定める者について準用する。

（令第二十四条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［略］

（令第二十四条の防災庁令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十三号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　略］

（法第六十四条第九項の防災庁令で定める部隊等の長）

第四条　［略］

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

（令第二十三条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の二　［同上］

（法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者等）

第二条の三　法第六十一条の四第四項の内閣府令で定める者は、同項の要避難者を受け入れるべき避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第六十一条の四第六項の内閣府令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第六十一条の五第六項及び第六十一条の六第五項の内閣府令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第六十一条の五第十項及び第六十一条の六第七項の内閣府令で定める者について準用する。

（令第二十四条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所）

第二条の四　［同上］

（令第二十四条の内閣府令で定める部隊等の長）

第三条　令第二十四条の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の長は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　駐屯地司令の職にある自衛隊法第八条に規定する部隊等（第十二号において「部隊等」という。）の長

［五～十三　同上］

（法第六十四条第九項の内閣府令で定める部隊等の長）

第四条　［同上］

（法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者等）

第八条の二　法第八十六条の八第五項の防災庁令で定める者は、同項の被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者とする。

2　法第八十六条の八第七項の防災庁令で定める者は、同項の協議元市町村長の統轄する市町村の区域において協議元市町村長が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元市町村長が必要と認める者とする。

3　第一項の規定は、法第八十六条の九第九項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第一項中「協議先市町村長」とあるのは、「都道府県外協議先市町村長」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、法第八十六条の九第十三項の防災庁令で定める者について準用する。この場合において、第二項中「協議元市町村長」とあるのは、「都道府県外協議元市町村長」と読み替えるものとする。

5　法第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の防災庁令で定める者は、法第八十六条の十一前段の災害の発生によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた市町村の市町村長及び当該市町村の区域において同条後段の規定により読み替えて適用する法第八十六条の九第十二項の協議元都道府県知事が同項の通知を受けた時に現に被災住民を受け入れている避難所を管理する者並びに関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他協議元都道府県知事が必要と認める者とする。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の防災庁令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　大規模地震対策特別措置法施行令（以下「令」という。）第四条第十六号の二の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第二条の二**　令第七条第二項の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地とする。 （法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの） **第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所） **第四条の二**　令第十条の内閣府令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部及び海上保安航空基地とする。

（交通の禁止又は制限についての標示の様式等）

第五条　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める標示の様式は、それぞれ別記様式第四及び別記様式第五のとおりとする。

２　令第十一条第一項及び令第十八条第一項の防災庁令で定める場所は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとする道路の区間の前面及びその区間内の必要な地点における道路の中央又は路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。

（令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所）

第六条の六　令第十三条の防災庁令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上保安署とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和五十五年総理府令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和平成　　年」を「　　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（被災者生活再建支援法施行規則の一部改正）

第七条　被災者生活再建支援法施行規則（平成十年総理府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条第一項の防災庁令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の防災庁令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の防災庁令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの庁令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［略］	（令第四条第一項の内閣府令で定める書面） **第一条**　被災者生活再建支援法施行令（以下「令」という。）第四条第一項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。 （法第十一条第三項の内閣府令で定める事項） **第五条**　法第十一条第三項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （会計規程） **第十四条**　支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。	（危険動物の範囲） **第一条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。

（法第八条第一項第九号の防災庁令で定めるもの）

第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条第一項の細則

［三～五　略］

（法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更）

第五条　法第十二条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令及び災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部改正）

第九条　次に掲げる府令の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　地震防災対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第五十一号）題名

二　災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）題名

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ （法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ （令第八条第二項に規定する内閣府令で定める額の算定） **第六条**　［同上］	（危険動物の範囲） **第一条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第十七号の防災庁令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。 （対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして防災庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ （法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第五条**　法第十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （令第八条第二項に規定する防災庁令で定める額の算定） **第六条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年内閣府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］	（土地利用方針の記載事項） **第二条**　法第十条第二項第三号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］

（復興整備事業に係る記載事項）

第三条　法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

２　前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（防災庁令で定める軽微な変更）

第四条　法第十条第七項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第六条　法第十二条第二項の防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（届出の対象となる事項）

第九条　法第二十八条第四項の防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第十条　法第二十八条第五項の防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の防災庁令で定める様式は、別記様式第二とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部改正）

第十二条　災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害救助法施行令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情等を定める防災庁令 （令第一条第一項第三号の防災庁令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する防災庁令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の防災庁令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する防災庁令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　略］ （令第十一条第二項の防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する防災庁令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の防災庁令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［略］	災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 （令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情） **第一条**　災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。 （令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準） **第二条**　令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 ［一・二　同上］ （令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害） **第三条**　令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。 （法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請） **第四条**　［同上］

（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の防災庁令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知）

第五条　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

別記様式第一から別記様式第四まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（首都直下地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　首都直下地震対策特別措置法施行規則（平成二十五年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第一条**　首都直下地震対策特別措置法（以下「法」という。）第十条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（地方緊急対策実施計画の記載事項） **第二条**　法第二十一条第三項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］	（法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更） **第三条**　法第二十一条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］
（法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（活動火山対策特別措置法施行規則の一部改正）

第十五条　活動火山対策特別措置法施行規則（平成二十七年内閣府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成　　年」を「　　年」に、「昭和　　平成　　年」を「　　年」に改める。

（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する防災庁令	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令
（法附則第二条第一項の防災庁令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の防災庁令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　略］	（法附則第二条第一項の内閣府令で定める場合） **第一条**　災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 ［一・二　同上］

（法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（官報の発行に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　官報の発行に関する内閣府令（令和六年内閣府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　略］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［略］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「防災庁令」とあるのは、「防災庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［略］ 掲載事項：［略］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［略］：［略］	（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　同上］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［同上］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「デジタル庁令」とあるのは、「デジタル庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［同上］ 掲載事項：［同上］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［同上］：［同上］

（法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　同上］

２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登録被災者援護協力団体に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　登録被災者援護協力団体に関する内閣府令（令和七年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
登録被災者援護協力団体に関する防災庁令	登録被災者援護協力団体に関する内閣府令
（趣旨）	（趣旨）
第一条　災害対策基本法（以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この庁令の定めるところによる。	**第一条**　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十三条の二第一項の規定による登録被災者援護協力団体の登録に関しては、この府令の定めるところによる。
（用語）	（用語）
第二条　この庁令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。	**第二条**　この府令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
（被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体）	（被災者援護協力団体として登録することができる法人に準ずる団体）
第三条　法第三十三条の二第一項の防災庁令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。	**第三条**　法第三十三条の二第一項の内閣府令で定める団体（次条第二号において「法人に準ずる団体」という。）は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第五条　法第三十三条の二第三項第二号ロの防災庁令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。	**第五条**　法第三十三条の二第三項第二号ロの内閣府令で定める行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一条各号に掲げる罪のうちいずれかに該当する行為とする。
（法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者）	（法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者）
第六条　法第三十三条の二第三項第二号ホの防災庁令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	**第六条**　法第三十三条の二第三項第二号ホの内閣府令で定める者は、被災者援護協力業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
（被災者援護協力業務に従事する者）	（被災者援護協力業務に従事する者）
第七条　法第三十三条の二第四項第一号の防災庁令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第七条**　法第三十三条の二第四項第一号の内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
〔一・二　略〕	〔一・二　同上〕
（登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項）	（登録被災者援護協力団体登録簿の登録事項）
第八条　法第三十三条の二第五項第四号の防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。	**第八条**　法第三十三条の二第五項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
〔一・二　略〕	〔一・二　同上〕
（被災者援護協力業務の実施基準）	（被災者援護協力業務の実施基準）
第十条　法第三十三条の五の防災庁令で定める基準は、次のとおりとする。	**第十条**　法第三十三条の五の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。
〔一～六　略〕	〔一～六　同上〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

別記様式第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（内閣府本府組織規則の一部改正）

第十九条　内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）	（経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官）
第八条　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。	**第八条**　本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。
2～4　〔略〕	2～4　〔同上〕

［項を削る。］

［項を削る。］

5　地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力防災に関するものに限る。）についての指導及び助言に関するものを助ける。

6　原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練（原子力防災に関するものに限る。）の企画及び立案又は当該防災訓練についての指導及び助言に関するものを助ける。

7　経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き十六人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第九十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。 ［九・十　略］	（総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［号を加える。］ ［九・十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○内閣府令第九十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の六第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（控除すべき固定資産等） **第百七十七条**　［略］ 2　前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額 二　金融商品取引業者が自己の債務の担保に供した土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額 三　リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）に係る使用権資産（対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。）　当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額 3　前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［4～7　略］ 8　前各項に規定するもののほか、第二項第一号及び第二号、第三項並びに第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。	（控除すべき固定資産等） **第百七十七条**　［同上］ 2　前項第一号の固定資産のうち、金融商品取引業者が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額 二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額 ［号を加える。］ 3　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［4～7　同上］ 8　前各項に規定するもののほか、第二項各号、第三項及び第五項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に関し必要な事項は、金融庁長官が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

復興庁令

○復興庁令第六号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第一条各号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ ２　令第一条第二号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　略］ ３　令第一条第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］ ４　令第一条第四号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ ５　令第一条第五号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令・防災庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ ２　［略］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（令第一条各号の内閣府令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ２　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　同上］ ３　令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］ ４　令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ ５　令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ ２　［同上］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］

（復興整備事業に係る記載事項）

第二十七条　法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

2　前項に定める事項のほか、被災関連市町村等は、法第四十六条第二項第四号の内閣府令・防災庁令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更）

第二十八条　法第四十六条第七項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（会議における協議が困難な場合の理由）

第三十条　法第四十八条第二項の内閣府令・防災庁令で定める理由は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

（届出の対象となる事項）

第三十三条　法第六十四条第四項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三十四条　法第六十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第三十六条　令第十条の内閣府令・防災庁令で定める様式は、別記様式第十とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この庁令は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

省　令

○総務省令第百二十二号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第二十一条第六項、第二十二条第三項及び第百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（在外投票人証の記載事項の変更等）	（在外投票人証の記載事項の変更等）
第十四条　［略］	**第十四条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

5　令第二十一条第六項の規定による在外投票人証の交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［略］

［2　略］

3　令第二十二条第三項の規定による在外投票人証の再交付は、当該在外投票人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十一条第四項の規定により令第二十二条第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［略］

［2　略］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、令第四十条第一項の規定により当該投票区に係る指定投票区でなくなった投票区又は当該指定投票区でなくなった投票区に係る指定関係投票区であった投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　略］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［略］

［略］

裏

備考

選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［略］

［新設］

（在外投票人証の再交付等）

第十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（在外投票人名簿の記載事項の修正に関し通知すべき事項）

第十八条　令第二十九条第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い）

第五十三条　［同上］

［2　同上］

3　前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によって国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

［4・5　同上］

別記第十三号様式（在外投票人証の様式）（第十三条関係）

表

［同左］

［同左］

裏

［新設］

別記第十四号様式（在外投票人証記載事項変更届出書の様式）（第十四条関係）

在外投票人証記載事項変更届出書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第21条第２項の規定により、在外投票人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［同左］

［略］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name Address

注　意

［１～８　略］

［削る］

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第１項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

［略］

［略］	
在外投票人証の記載事項の変更	□　無　□　有

注　意

［１～４　略］

［削る］

［同左］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name Address
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	□　領事官経由での交付を希望	

注　意

［１～８　同左］

９　「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

別記第十六号様式（在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十五条関係）

表

在外投票人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第１項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

［同左］

［同左］	
在外投票人証の記載事項の変更	□　無　□　有
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	□　領事官経由での交付を希望

［略］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書の様式）（第二十条関係）

［様式　略］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙二　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙四　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙六　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　略］

備　考

［1　略］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　略］

備考

［1～6　略］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　略］

備考

［1～4　略］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙八　挿入］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

注　意

［1～4　同左］

5　「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

［同左］

別記第二十号様式（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出書等の様式）（第二十条関係）

［様式　同左］

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）

［様式　別紙一　挿入］

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六条関係）

［様式　別紙三　挿入］

別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

［様式　別紙五　挿入］

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五条関係）

［様式　同左］

備　考

［1　同左］

2　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

［様式　同左］

備考

［1～6　同左］

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　同左］

備考

［1～4　同左］

5　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙七　挿入］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）［別紙一］

その一

何年何月何日
執　行
国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）						
2	投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間		参会時刻	辞職の時刻及び理由
	⑴ 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時			午前（後）何時何分 事由　何々
	⑵ 投票管理者の選任した者			（参会時刻）				
				（参会時刻）				
4	投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖				
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名				

6	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		（男）							
		（女）							
		（計）							

⑴	投票用紙再交付者	（氏名）	（再交付の事由）	
⑵	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）		
⑶	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）		
⑷	点字により投票をした者			人
⑸	代理投票	投票人	補助者	
		（氏名）	（氏名）	（氏名）
		代理投票者数		人
⑹	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数　票　内	受理と決定したもの	票
			不受理と決定したもの	票
		不受理又は拒否の決定を受けた者		
		不受理の決定を受けた者	（氏名）	
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	

⑺	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否			
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否			

7	投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記	何人
			2　市区町村の職員	何人
			3　その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人　氏名
投票立会人　氏名

備考
1　この様式は、投票所における投票録の様式である。
2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
3　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
4　「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。
5　投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。
6　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び６⑹の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
10　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「５　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
11　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所							
2	共通投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々	
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)				
				(参会時刻)				
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖						
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　　氏名						
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者			
		(男)						
		(女)						
		(計)						
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)　　(再交付の事由)						
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)						
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)						
(4)	点字により投票をした者	人						
(5)	代理投票	投票人		補助者				
		(氏名)		(氏名)		(氏名)		
		代理投票者数　　人						
(6)	投票拒否の決定をした者			投票人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否						
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否						
7	共通投票所事務従事者	総数　　何人　　内		1　市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2　市区町村の職員　　何人 3　その他の者　　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

4　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

5　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

6　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

7　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に準ずる。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三条関係）［別紙二］

その一

何年何月何日
執　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
2	投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
				（参会時刻）			
5	投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名					
7	投票の状況	投票人名簿登録者	投票当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者
					総数	仮投票による投票者	総数
							不受理の決定を受けた者の数
							拒否の決定を受けた者の数
		（男）					
		（女）					
		（計）					
(1)	投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人（氏名）	補助者（氏名）	補助者（氏名）			
		代理投票者数　人					
(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票	投票総数　票　内　受理と決定したもの　票 不受理と決定したもの　票					
		不受理又は拒否の決定を受けた者					
		不受理の決定を受けた者	（氏名）				
		代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）				
(7)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
8	投票所事務従事者	総数　何人　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人					

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏名
投票立会人　氏名
投票立会人　氏名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

3　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「投票当日有権者」欄には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載しなければならない。

6　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

7　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

8　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

11　指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び７(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第53条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

12　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「６　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

13　この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年　月　日	場　所	事　由	告示年月日		
3	投票管理者	氏　名		選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
					午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名					
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人	補助者				
		(氏　名)	(氏　名)	(氏　名)			
		代理投票者数　人					
(6)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否					
8	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名
我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考
1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
8　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）
（第二十六条関係）［別紙三］

宣　誓　書

私は、国民投票の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の１から６のいずれかに○を付して下さい。

1	［ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員 エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）］に従事	［※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。］
2	１以外の用事又は事故のため、 ［ア．本市町村以外 イ．本市町村内（　　）］に外出・旅行・滞在	［※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。］
3	［ア．疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ．刑事施設等に収容］	［※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。］
4	交通至難の島等（　　）に居住・滞在	（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住	
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難	

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　　名		生年月日	
現　住　所			
投票人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）
（第二十六条関係）［別紙四］

宣　誓　書

私は、国民投票の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

○　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○　交通至難の島等に居住・滞在
○　住所移転のため、本市町村以外に居住
○　天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　　名		生年月日	
現　　住　　所			
投票人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）		

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

<table>
<tr><td>1　期日前投票年月日</td><td colspan="6">何年何月何日</td></tr>
<tr><td>2　期日前投票所設置の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑴　期日前投票所開設場所</td><td colspan="6">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td>⑵　期日前投票所を設ける期間</td><td colspan="6">何年何月何日から何年何月何日まで</td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td>辞職の時刻及び事由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td>午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="4">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　期日前投票所開閉時刻</td><td colspan="6">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5　投票の状況</td><td colspan="3">投票者</td><td colspan="3">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑴　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>⑵　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑷　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑸　代理投票</td><td colspan="3">投票人</td><td colspan="3">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td><td>（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑹　投票拒否の決定をした者</td><td></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>6　期日前投票所事務従事者</td><td colspan="6">総数　何人　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人
2　市区町村の職員　何人
3　その他の者　何人</td></tr>
</table>

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備　考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

4　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

5　署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

6　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1　期日前投票年月日	何年何月何日					
2　期日前投票所設置の状況						
⑴　期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
⑵　期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3　投票管理者	氏名		選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由
⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
⑵　投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
			（参会時刻）			
5　期日前投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖					
6　投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
⑴　投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）					
⑵　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
⑷　点字により投票をした者	人					
⑸　代理投票	投票人			補助者		
	（氏名）			（氏名）	（氏名）	
	代理投票者数　人					
⑹　投票拒否の決定をした者				投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7　期日前投票所事務従事者	総数　何人　内			1　市区町村選挙管理委員会書記		何人
				2　市区町村の職員		何人
				3　その他の者		何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　名

投票立会人　　氏　名

備　考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。

6　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

7　署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

8　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

その一

何年何月何日

執　　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

<table>
<tr><td>1　投票所開設場所</td><td colspan="7">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　投票所の変更</td><td>年月日</td><td colspan="2">場所</td><td>事由</td><td colspan="2">告示年月日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="2">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時
～
午後何時</td><td></td><td colspan="2">午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="5">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　投票所開閉時刻</td><td colspan="7">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td>5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人</td><td colspan="7">党派　氏名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">6　投票の状況</td><td rowspan="2">投票人名簿登録者</td><td rowspan="2">投票当日有権者</td><td rowspan="2">投票者</td><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人を除く。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人を除く。）</td></tr>
<tr><td>総数</td><td>仮投票による投票者</td><td>総数</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（計）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(1)　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>(2)　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(4)　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)　代理投票</td><td colspan="2">投票人</td><td colspan="2">補助者</td><td colspan="2">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="2">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(6)　投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票</td><td colspan="6">投票総数　票　内　受理と決定したもの　票
不受理と決定したもの　票</td></tr>
<tr><td colspan="6">不受理又は拒否の決定を受けた者</td></tr>
<tr><td colspan="2">不受理の決定を受けた者</td><td colspan="4">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="2">代理投票の拒否の決定を受けた者</td><td colspan="4">（氏名）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)　投票拒否の決定をした者</td><td></td><td colspan="2">投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">7　在外投票人の投票の状況</td><td>在外投票人名簿登録者</td><td colspan="2">投票当日有権者</td><td colspan="4">投票者（イ＋ロ＋ハ）</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>（計）</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">在外投票者</td></tr>
<tr><td>総数（イ）</td><td>仮投票による投票</td><td>総数（ロ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td><td>総数（ハ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑴ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの	票
		不受理と決定したもの	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者	（氏名）	
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	
⑵ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 62 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの	票
		不受理と決定したもの	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者		
	不受理の決定を受けた者	（氏名）	
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）	
⑶ 備　　考			
８ 投票所事務従事者	総数　　何人　　内	１ 市区町村選挙管理委員会書記	何人
		２ 市区町村の職員	何人
		３ その他の者	何人

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名

投票立会人　　氏　　名

備考

１　この様式は、投票所における投票録の様式である。

２　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

３　投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにすること。

４　「投票当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

５　「６　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。

６　「６　投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。

７　「７　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

８　「７　在外投票人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。

９　在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「７⑶備考」欄に、「６⑴」欄から「６⑸」欄まで又は「６⑺」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。

10　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

11　投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。

12　署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

13　指定関係投票区である場合は、「６　投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「６⑹」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

14　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「５　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

15　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

そのニ

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所							
2	共通投票所の変更	年月日		場所		事由		告示年月日
3	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
⑴	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由　何々	
⑵	投票管理者の選任した者			（参会時刻）				
				（参会時刻）				
4	共通投票所開閉時刻	午前何時開始　午後何時閉鎖						
5	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派　氏名						
6	投票の状況	投票者				仮投票による投票者		
		（男）						
		（女）						
		（計）						
⑴	投票用紙再交付者	（氏名）　（再交付の事由）						
⑵	決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）						
⑶	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）						
⑷	点字により投票をした者	人						
⑸	代理投票	投票人（氏名）		補助者（氏名）		補助者（氏名）		
		代理投票者数　人						
⑹	投票拒否の決定をした者			投票人の氏名		拒否の事由	仮投票の有無	
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否						
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否						
7	在外投票人の投票の状況	投票者				仮投票による投票者		
		（男）						
		（女）						
		（計）						
		備考						
8	共通投票所事務従事者	総数　何人　内		1　市区町村選挙管理委員会書記　何人 2　市区町村の職員　何人 3　その他の者　何人				

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
4　「6　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
5　「7　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
6　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6⑴」欄から「6⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
10　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

その三

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

<table>
<tr><td>1　期日前投票年月日</td><td colspan="6">何年何月何日</td></tr>
<tr><td>2　期日前投票所設置の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑴　期日前投票所開設場所</td><td colspan="6">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td>⑵　期日前投票所を設ける期間</td><td colspan="6">何年何月何日から何年何月何日まで</td></tr>
<tr><td>3　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td>辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td>午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑵　投票管理者の選任した者</td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>4　期日前投票所開閉時刻</td><td colspan="6">午前何時開始　　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5　投票の状況</td><td colspan="4">投票者</td><td colspan="2">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="4">（男）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（女）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（計）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑴　投票用紙再交付者</td><td colspan="6">（氏名）　　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>⑵　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="6">（氏名）</td></tr>
<tr><td>⑷　点字により投票をした者</td><td colspan="6">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑸　代理投票</td><td colspan="2">投票人
（氏名）</td><td colspan="2">補助者
（氏名）</td><td colspan="2">補助者
（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="6">代理投票者数　　人</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑹　投票拒否の決定をした者</td><td colspan="2"></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">日本国憲法の改正手続に関する法律第 63 条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">日本国憲法の改正手続に関する法律第 59 条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">6　在外投票人の投票の状況</td><td colspan="3">投票者</td><td colspan="3">仮投票による投票者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>7　期日前投票所事務従事者</td><td colspan="6">総数　　何人　　内　1　市区町村選挙管理委員会書記　何人
2　市区町村の職員　何人
3　その他の者　何人</td></tr>
</table>

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
4　「5　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
5　「6　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
6　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「6　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「5⑴」欄から「5⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
7　投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
8　署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 11 に準ずる。

その一

何年何月何日

執　　行

国民投票投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何投票区

<table>
<tr><td>1　投票所開設場所</td><td colspan="8">何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　投票所の変更</td><td colspan="2">年月日</td><td colspan="3">場所</td><td>事由</td><td colspan="2">告示年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　投票管理者</td><td colspan="2">氏名</td><td>選任年月日</td><td>職務時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="3">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td colspan="3">職務代理（管掌）者　氏名
午前何時～何時　事由何々</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>4　投票立会人</td><td>党派</td><td>氏名</td><td>選任年月日</td><td>立会時間</td><td>参会時刻</td><td colspan="3">辞職の時刻及び理由</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者</td><td></td><td></td><td></td><td>午前何時～
午後何時</td><td></td><td colspan="3">午前（後）　何時何分
事由　何々</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>(2)　投票管理者の選任した者</td><td></td><td></td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">（参会時刻）</td></tr>
<tr><td>5　投票所開閉時刻</td><td colspan="8">午前何時開始　午後何時閉鎖</td></tr>
<tr><td>6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人</td><td colspan="8">党派　氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="5">7　投票の状況</td><td rowspan="2">投票人名簿登録者</td><td rowspan="2">投票当日有権者</td><td rowspan="2">投票者</td><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人を除く。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人を除く。）</td></tr>
<tr><td>総数</td><td>仮投票による投票者</td><td>総数</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td>（男）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（女）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（計）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(1)　投票用紙再交付者</td><td colspan="8">（氏名）　（再交付の事由）</td></tr>
<tr><td>(2)　決定書又は判決書により投票をした者</td><td colspan="8">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(3)　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者</td><td colspan="8">（氏名）</td></tr>
<tr><td>(4)　点字により投票をした者</td><td colspan="8">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)　代理投票</td><td colspan="3">投票人</td><td colspan="3">補助者</td><td colspan="2">補助者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="3">（氏名）</td><td colspan="2">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="8">代理投票者数　人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(6)　投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第61条の投票</td><td colspan="8">投票総数　票　内　受理と決定したもの　票
不受理と決定したもの　票</td></tr>
<tr><td colspan="8">不受理又は拒否の決定を受けた者</td></tr>
<tr><td colspan="3">不受理の決定を受けた者</td><td colspan="5">（氏名）</td></tr>
<tr><td colspan="3">代理投票の拒否の決定を受けた者</td><td colspan="5">（氏名）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(7)　投票拒否の決定をした者</td><td colspan="3"></td><td>投票人の氏名</td><td>拒否の事由</td><td colspan="2">仮投票の有無</td></tr>
<tr><td colspan="3">日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">8　在外投票人の投票の状況</td><td colspan="3">在外投票人名簿登録者</td><td colspan="3">投票当日有権者</td><td colspan="2">投票者（イ＋ロ＋ハ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（男）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（女）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（計）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">投票所における投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">不在者投票者（在外投票人に限る。）</td><td colspan="3">在外投票者</td></tr>
<tr><td>総数（イ）</td><td>仮投票による投票</td><td>総数（ロ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td><td>総数（ハ）</td><td>不受理の決定を受けた者の数</td><td>拒否の決定を受けた者の数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

⑴ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの　　票 不受理と決定したもの　　票					
	不受理又は拒否の決定を受けた者						
	不受理の決定を受けた者	（氏名）					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）					
⑵ 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた日本国憲法の改正手続に関する法律第 62 条の投票	投票総数　　票　内	受理と決定したもの　　票 不受理と決定したもの　　票					
	不受理又は拒否の決定を受けた者						
	不受理の決定を受けた者	（氏名）					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	（氏名）					
⑶ 備　　考							
9 投票所事務従事者	総数　　何人　　内	1 市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2 市区町村の職員　　何人 3 その他の者　　何人					

何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、投票所における投票録の様式である。

2　指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。

3　投票人の氏名のみの記載では投票人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにすること。

4　「投票当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち国民投票の期日までの間に国民投票の投票権を有しなくなったものも含まれるものであること。

5　「７　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。

6　「７　投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。

7　「８　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。

8　「８　在外投票人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。

9　在外投票人について、指定在外投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「８⑶備考」欄に、「７⑴」欄から「７⑸」欄まで又は「７⑺」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。

10　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

11　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。

12　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

13　投票管理者又は投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。

14　署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

15　指定関係投票区である場合は、「７　投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「７⑹」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する投票人がした日本国憲法の改正手続に関する法律第 61 条の規定による投票の送致を受けた場合又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第 53 条第３項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。

16　法第 69 条ただし書に規定するときにあっては、「６　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

17　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第 23 号様式（投票録の様式）その一の備考 13 に準ずる。

そのニ

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
				（参会時刻）			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖			
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名			
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数					人
(6)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
8	在外投票人の投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
		備考					
9	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記	何人			
			2　市区町村の職員	何人			
			3　その他の者	何人			

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏　名
投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　「7　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
7　「8　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
8　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
11　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
12　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
執　　行

国民投票期日前投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1　期日前投票年月日	何年何月何日					
2　期日前投票所設置の状況						
⑴　期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
⑵　期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3　投票管理者	氏名		選任年月日	職務時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々
4　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
⑴　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
⑵　投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
			（参会時刻）			
5　期日前投票所開閉時刻	午前何時開始　　午後何時閉鎖					
6　投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
⑴　投票用紙再交付者	（氏名）　　（再交付の事由）					
⑵　決定書又は判決書により投票をした者	（氏名）					
⑶　不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	（氏名）					
⑷　点字により投票をした者	人					
⑸　代理投票	投票人		補助者			
	（氏名）		（氏名）		（氏名）	
	代理投票者数　　人					
⑹　投票拒否の決定をした者			投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
7　在外投票人の投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
	（男）					
	（女）					
	（計）					
	備考					
8　期日前投票所事務従事者	総数　　何人　　内	1　市区町村選挙管理委員会書記　　何人 2　市区町村の職員　　何人 3　その他の者　　何人				

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏　　名

投票立会人　　氏　　名
投票立会人　　氏　　名

備考

1　この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　「6　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
7　「7　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
8　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6⑴」欄から「6⑹」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
11　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。

○総務省令第百二十三号

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行に伴い、並びに日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項から第五項まで、第十六条第二項及び第十六条の二第三項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項第五号及び第三項第五号、第四条第四項及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第十八条第二項並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条の二第三項及び第十八条の三第三項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令

（日本郵政株式会社法施行規則の一部改正）

第一条　日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（地域貢献資金の交付） **第一条の二**　地域貢献資金として交付する金銭の額は、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第五項に規定する地域貢献業務を実施する事業年度において必要とする額の範囲内でなければならない。	［新設］
（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項及び第三項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　略］	（事業計画の認可の申請） **第七条**　会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。 ［2　同上］
（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理、法第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び法第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立てを除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　略］ ［2　略］	（剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議の認可の申請） **第九条**　会社は、法第十一条の規定により剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）の決議の認可を受けようとするときは、剰余金の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～四　同上］ ［2　同上］
（地域貢献基金に積み立てることができる剰余金） **第十一条の二**　法第十二条の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、利益剰余金とする。	［新設］
（地域貢献基金に係る経理の整理） **第十一条の三**　会社は、その経理について、法第十二条の二第一項に規定する地域貢献基金に属する資産その他地域貢献基金に関する事項が明らかになるように地域貢献基金に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。 2　会社は、法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額を、地域貢献基金として、貸借対照表の純資産の部に計上しなければならない。 3　会社は、地域貢献基金に属する資産の額を、地域貢献基金資産として、貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。	［新設］

4　会社は、法第六条の二第一項の規定により交付した地域貢献資金又は法第十二条の三の規定により交付した法第五条第一項の責務の履行に要する費用に充てるための資金（以下この項及び次条第二項において「特例資金」という。）の額を、地域貢献資金又は特例資金として、損益計算書の適切な項目に計上しなければならない。

（地域貢献基金等に関する書類）

第十一条の四　法第十二条の二第四項の規定により提出する書類には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　法第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した地域貢献資金の内訳

二　法附則第三条の三第一項又は法第十二条の二第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額の算定根拠

2　会社は、法第十二条の三の規定により特例資金を交付したときは、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一　法第十二条の三の規定により取り崩した額

二　法第十二条の三の規定により取り崩した額の算定根拠

三　日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めた理由

（情報の公表）

第十三条　［略］

［2　略］

3　法第十六条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

［一～三　略］

四　法第十二条の二第四項の規定による提出をしたとき　当該提出をした書類の内容

［4　略］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条若しくは法第十条の規定による認可を受けた後又は法第十二条の二第四項の規定による提出をした後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議の実施状況に関する報告）

第十三条の二　法第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十六条の二第一項の協議の相手方

二　法第十六条の二第一項の協議の実施状況（当該協議の開始日を含む。）

三　法第十六条の二第一項の協議の内容及び結果

2　会社は、法第十六条の二第三項の規定により協議の実施状況の報告を行うときは、同条第一項の協議の内容を説明する参考資料（当該協議を書面により行った場合は当該書面を含む。）を添付するものとする。

［新設］

（情報の公表）

第十三条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［4　同上］

5　第三項の公表は、法第四条第二項、法第九条又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本郵便株式会社法施行規則の一部改正）

第二条　日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行窓口業務） **第一条**　［略］ ２　法第二条第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （保険窓口業務） **第二条**　［略］ ２　法第二条第三項第五号に規定する総務省令で定める事項は、保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項とする。 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　委託元 二　活用する経営資源 三　［略］ 四　［略］ 五　［略］ ２　会社は、法第四条第四項の規定により同条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 一　業務の内容 二　業務の開始の時期 三　業務を営む理由 ３　［略］ ４　法第四条第六項の規定による通知は、地域貢献業務（法第四条第五項に規定する「地域貢献業務」をいう。以下この条において同じ。）を開始する一月前までに、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載して行わなければならない。 一　総務大臣への通知　次に掲げる事項 イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法 ロ　地域貢献業務の開始の時期 ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明 ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明	（銀行窓口業務） **第一条**　［同上］ ２　法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （保険窓口業務） **第二条**　［同上］ ２　法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項 二　保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項 （業務の届出） **第三条**　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第四条第四項の規定により同条第二項第三号に掲げる業務又はこれに附帯する業務を営むことの届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。 ［新設］ 一　［同上］ 二　［同上］ 三　［同上］ ［新設］ ２　［同上］ ［新設］

二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　地域貢献業務の内容及び実施の方法
ロ　地域貢献業務の開始の時期
ハ　法第四条第五項第一号に該当することの説明
ニ　実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
ホ　日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報

5　会社は、前項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロに掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更による地域貢献業務を開始する前に、次の各号に掲げる者への通知の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載して通知しなければならない。
一　総務大臣への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明
二　日本郵政株式会社への通知　次に掲げる事項
イ　変更の内容及び理由
ロ　変更後に実施しようとする地域貢献業務が法第四条第五項第一号に該当することの説明
ハ　変更後に実施しようとする地域貢献業務を会社以外の者が実施することが困難であることについて、当該地域貢献業務を実施しようとする地域が属する地方公共団体による説明その他の法第四条第五項第二号に該当することの説明

6　会社は、第四項の規定により通知した地域貢献業務（前項の規定により変更した場合を含む。）について翌事業年度以降も引き続き実施しようとするときは、日本郵政株式会社に対して、毎事業年度開始の一月前までに日本郵政株式会社が地域貢献基金を積み立て、又は地域貢献資金を交付するために必要な情報を記載して通知しなければならない。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可の申請等）

第六条　会社は、法第七条第一項前段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとする日

［三　略］

［新設］

［新設］

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第六条　会社は、法第七条前段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書に銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する日

［三　同上］

2　会社は、法第七条第一項後段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結しようとする日

［四　略］

3　法第七条第一項の総務省令で定める軽微な変更は、法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項の変更とする。

4　法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更の理由

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

四　変更に係る銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

（情報の公表）

第十八条　［略］

［2　略］

3　法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

一　法第十八条第二項第一号に掲げる場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

［イ・ロ　略］

ハ　法第七条第二項の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ　法第七条第一項の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

ロ　法第十条の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた事業計画の内容

［三　略］

［4　略］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条第二項の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第七条第一項又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、第三項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　会社は、法第七条後段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の一月前までに（法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項を変更する場合にあっては、これらの事項を変更するための契約を締結する日の前日までに）、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

［四　同上］

［新設］

［新設］

（情報の公表）

第十八条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第七条の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　法第十条の規定による認可を受けた事業計画の内容

［三　同上］

［4　同上］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則 （法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例） **第二条**　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第三条第一項から第三項までに掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。	附　則 （法第四条第四項の総務省令で定める届出事項の特例） **第二条**　会社について郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十二条の規定の適用がある場合には、法第四条第四項の総務省令で定める事項は、第一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項のほか、その業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮する事項とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令の一部を改正する省令） **第三条**　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。	
改　正　後	改　正　前
附　則 （令和八年度における交付金の額等及び拠出金の額等に係る認可の申請の特例） **第三条**　第十一条の三及び第十一条の五の規定は、令和八年四月一日の属する年度については、適用しない。	附　則 ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下「令和八年改正法」という。）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　公布の日

二　次条の規定　令和八年改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月一日）

（経過措置）

第二条　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による令和八年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号ロに掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則（以下「新日本郵便株式会社法施行規則」という。）第三条第一項の規定の例により行うものとする。

2　令和八年改正法附則第四条第一項の規定による新日本郵便株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を営むことの届出は、新日本郵便株式会社法施行規則第三条第二項の規定の例により行うものとする。

3　令和八年改正法附則第四条第三項の規定による新日本郵便株式会社法第七条第一項前段の認可に係る申請については、新日本郵便株式会社法施行規則第六条第一項の規定の例により行うものとする。

○総務省令第百二十四号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第四十一条の規定に基づき、郵便法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　正　後	改　正　前
（料金の上限の額の認可申請） **第二十三条**　会社は、法第六十七条第三項の規定により定形郵便物の料金の上限の額の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一　定形郵便物の料金の上限の額（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。） 二　変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由	（定形郵便物の料金の上限） **第二十三条**　法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　定形郵便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書
二　郵便の役務に関する事業収支見積書
（料金の認可申請）
第二十四条　会社は、法第六十七条第五項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
［一～三　略］
［2　略］
（料金の届出）
第二十五条　会社は、法第六十七条第七項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
［一～三　略］
（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金）
第二十六条　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。
［一～三　略］
［2　略］
（収支状況の報告及び公表）
第二十七条　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより行うものとする。
［2～4　略］
5　法第六十七条第九項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
［6　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際郵便規則の一部改正）
第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第七項及び第九項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 **第四条**　会社は、法第六十七条第七項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 ［一～三　略］	（適用） **第一条**　郵便法（以下「法」という。）第四十三条、第六十七条第一項、第五項及び第七項、第六十八条第一項、第六十九条、第七十条第二項第五号並びに第三項第二号、第五号及び第六号並びに第七十二条第一項の規定による国際郵便に関する事項については、郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の規定（第十条、第十一条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条、第三十二条第一項、第二項、第六項、第七項及び第八項並びに第三十三条の規定を除く。）にかかわらず、この省令の定めるところによる。 **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。 ［一～三　同上］

（法第六十七条第七項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第七項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　略］	（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定形信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［略］ （定形信書便物の料金の上限の額の認可の申請） **第二十三条**　法第十六条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十二の二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。 一　定形信書便物の料金の上限の額の算出の根拠に関する説明書 二　信書便の役務に関する事業収支見積書	（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準） **第二十二条**　［同上］ （大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額） **第二十三条**　法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。
様式第12（第20条関係） ［略］ ［注１　略］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、定形信書便物の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　略］	**様式第12**（第20条関係） ［同左］ ［注１　同左］ ２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第22条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する25グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。 ［３～６　同左］
様式第12の２（第23条関係） 定形信書便物の料金の上限額設定（変更）認可申請書 年　月　日 総務大臣　殿 （ふりがな） 住　所 （ふりがな） 氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 許可の番号及び年月日	［新設］

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第16条第３項の規定により、次のとおり定形信書便物の料金の上限の額の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。

定形信書便物の料金の上限の額	
変更を必要とする理由	

注１　変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。
　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

○総務省令第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第四項、第二十条第五項及び第二十条の二第二項並びに政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第四項及び第四十二条並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十八条第一号イ及び第二号イ並びに政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）第七条第一号イ及び第二号イの規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（少額領収書等の写し等に係る写しの用紙の大きさ） **第二十四条**　令第十二条第一号並びに第十八条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。 （収支報告書に係るデータベース） **第三十四条**　法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書（以下この項において「報告書」という。）に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する次に掲げる情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものとする。 一　別記第十四号様式に記載された事項（同号様式の「事務担当者の氏名」欄及び「この頁の小計」欄に記載された事項を除く。） 二　報告書の提出先及び提出された年月日 三　政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつた場合は、その年月日 四　法第二十条第一項の規定により報告書が公表された年月日 ［２　略］ （収支報告書閲覧対象文書の閲覧） **第三十五条**　［略］ ［２～４　略］ ５　第一項の収支報告書閲覧対象文書の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。	（少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ） **第二十四条**　令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。 （収支報告書に係るデータベース） **第三十四条**　法第二十条第五項に規定するデータベースは、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された事項（次項に定める事項を除く。）に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて取得し、かつ、検索することができるように体系的に構成したものとする。 ［新設］ ［２　同上］ （収支報告閲覧対象文書の閲覧） **第三十五条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］

第14号様式（第８条関係）

［様式略］

［（備考）　略］

（記載要領）

［１～３　略］

４　様式（その１）について

［(1)～(5)　略］

(6)　電子情報処理組織を使用する方法（オンラインシステムを利用する方法）により報告書を提出するときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。当該方法以外の方法により報告書を提出する場合において、事務担当者の氏名及び電話番号を都道府県の選挙管理委員会又は総務省に知らせたときは、「事務担当者の氏名」欄の記載は要しないこと。

［５～24　略］

備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［略］ ［２～４　略］ ５　報告書等の閲覧は、その種別が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）である場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力する方法又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。 （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号イ及び第二号イに規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。	（報告書等の閲覧） **第三十六条**　［同上］ ［２～４　同上］ ［新設］ （公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ） **第三十八条**　令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。
備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項、第十四条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「府省」を「府省、デジタル庁又は防災庁」に改める。

一　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第二条第二項第三号及び第三条第二項第三号

二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第二項第四号及び第二条第二項第四号

附　則

この省令は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

○法務省令第五十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十一条の三　会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人（以下この条において「代表者等」という。）の住所が登記すべき事項に含まれる登記の申請をする者は、当該住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表者等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表者等住所非表示措置を講ずべき代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。	**第三十一条の三**　株式会社の設立の登記、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記、代表取締役若しくは代表執行役の就任若しくは住所変更による変更の登記、清算人の登記又は代表清算人の就任若しくは住所変更による変更の登記の申請をする者は、当該登記により登記簿に住所を記録すべき代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下この条において「代表取締役等」という。）の住所が記録される登記簿に係る登記事項証明書又は登記事項要約書に、当該住所につき行政区画以外のものを記載しない措置（以下この条において「代表取締役等住所非表示措置」という。）を講ずるよう申し出ることができる。この場合においては、登記の申請書に代表取締役等住所非表示措置を講ずべき代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所（以下この条において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）であつて、既に代表取締役等住所非表示措置が講じられているものを除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合（次号の場合を除く。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該会社の本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）がその所在場所において実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）を確認した結果を記載した書面又は当該会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表者等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表者等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の会社の支配人の住所について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　前号ロに掲げる書面

三　上場会社について、代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合　金融商品取引所に当該会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

2　既に代表者等住所非表示措置が講じられている会社（前項第二号の代表者等住所非表示措置のみが講じられている会社を除く。）について、同項の規定による申出をする場合には、同項第一号イ及びハに掲げる書面又は同項第三号に定める書面の添付を要しない。

一　上場会社以外の株式会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　次のイからハまでに掲げる書面

イ　登記の申請がその代理を業とすることができる代理人（以下この条において「資格者代理人」という。）によつてされた場合において当該資格者代理人が当該株式会社の本店がその所在場所において実在することを確認した結果を記載した書面又は当該株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に宛てて配達証明郵便若しくは信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして法務大臣の定めるものにより送付されたことを証する書面

ロ　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該代表取締役等が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。以下この条において同じ。）。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

ハ　登記の申請が資格者代理人によつてされた場合において当該資格者代理人が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定により確認を行つた当該株式会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十一条第二項に規定する実質的支配者をいう。以下この号において同じ。）の本人特定事項（同法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この号において同じ。）を記載した書面その他の当該株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。ただし、当該株式会社について商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和三年法務省告示第百八十七号）第七条に規定する実質的支配者情報一覧の写し（当該登記の申請の日の属する年度又はその前年度に同告示第二条の申出をしたものに限る。以下この条において同じ。）の交付又は同告示第二条の申出がされており、かつ、その旨が登記の申請書に記載された場合を除く。

二　上場会社以外の株式会社（既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社に限る。）　代表取締役等の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書。ただし、登記の申請書に当該証明書を添付した場合を除く。

三　上場会社（代表取締役等住所非表示措置が講じられていない株式会社に限る。）　金融商品取引所に当該株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

［項を加える。］

3　登記官は、第一項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　代表者等住所非表示措置が講じられている会社の登記の申請があつた場合において、代表者等住所非表示措置が講じられている代表者等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表者等の住所につき、引き続き代表者等住所非表示措置を講ずるものとする。

5　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表者等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表者等住所非表示措置が講じられた会社から代表者等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）又は上場会社であつた当該会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表者等住所非表示措置が講じられた会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

6　代表者等住所非表示措置が講じられた会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表者等住所非表示措置を希望しない代表者等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

7　登記官は、代表者等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、会社の代表者等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［略］

2　［略］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　略］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第五項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　略］

［4・5　略］

2　登記官は、前項の申出があつた場合において、当該申出が適当と認めるときは、代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

3　代表取締役等住所非表示措置が講じられている株式会社の登記の申請があつた場合において、代表取締役等住所非表示措置が講じられている代表取締役等の住所と同一のものを登記するときは、登記官は、当該代表取締役等の住所につき、引き続き代表取締役等住所非表示措置を講ずるものとする。

4　登記官は、次に掲げる場合には、現に効力を有する登記事項（清算結了又は第八十一条第一項若しくは第百十七条第三項の規定により登記記録が閉鎖されている場合においては、当該閉鎖時に現に効力を有していた登記事項）について代表取締役等住所非表示措置を終了させるものとする。

一　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出があつたとき。

二　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の本店がその所在場所において実在すると認められないとき又は上場会社であつた当該株式会社が上場会社でなくなつたと認められるとき。ただし、当該株式会社の登記記録が閉鎖された場合を除く。

三　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社の閉鎖された登記記録について復活すべき事由があると認められるとき。ただし、当該株式会社から当該事由がある旨の申出があつた場合を除く。

5　代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社が前項第一号に規定する申出をするときは、申出書に代表取締役等住所非表示措置を希望しない代表取締役等の氏名及び住所を記載するとともに、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該株式会社が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。

6　登記官は、代表取締役等住所非表示措置を講じ、又は終了させるに当たつて必要があると認めるときは、株式会社の代表取締役等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求めることができる。

（帳簿等）

第三十四条　［同上］

2　［同上］

3　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。

［一～七　同上］

七の二　住所非表示措置申出等書類つづり込み帳　第三十一条の二第一項及び第六項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）並びに第三十一条の三第四項第一号の申出に関する書類（添付書面を含む。）

［八～十一　同上］

［4・5　同上］

（嘱託による登記）

第四十条　官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定（第三十一条の三を除く。）を準用する。

２　［略］

（電子情報処理組織による登記の申請等）

第百一条　次に掲げる申請、申出、提出、届出又は請求（以下「申請等」という。）は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によってすることができる。ただし、当該申請等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。

一　［略］

一の二　第三十一条の二第一項及び第六項第一号、第三十一条の三第一項及び第五項第一号、第八十一条の二第一項、第七項及び第九項（第八十八条の二第二項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第八十八条の二第一項（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）の申出（前号の登記の申請と同時にする場合に限る。以下第百五条の二第一項及び第百八条第一号において「住所非表示措置等の申出」という。）

［二～八　略］

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規	（商業登記規則等の準用） **第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第一条の三から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人の登記について、同規則第一条の二第三項、第九十三条、第九十四条第二項、第九十五条、第九十六条第一項（第三号から第六号までを除く。）及び第二項並びに第九十七条の規定は各種外国法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「新設合

定する新設合併」とあるのは「新設合併」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「各種法人等（各種外国法人を含む。以下この条において同じ。）の代表者（外国法事務弁護士法人、監査法人（社員の全部を有限責任社員とする旨の定めがあるものを除く。）、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び弁理士法人にあつては当該法人の社員、日本弁護士連合会及び弁護士会にあつては副会長を含み、各種外国法人の日本における代表者を除く。）又は代理人」と、「ともに」とあるのは「ともに、独立行政法人等（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等及びこれに準ずる法人として法務大臣が指定するものをいう。以下この条において同じ。）において代表者等住所非表示措置を講ずるよう申し出る場合を除き」と、同項第一号中「上場会社（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三号において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）以外の会社について、代表者等住所非表示措置」とあるのは「代表者等住所非表示措置」と、同号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所」とあるのは「主たる事務所（当該各種法人等が各種外国法人等である場合にあつては、日本に設けた事務所」と、「実在すること（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。）がその住所地に居住していること）」とあるのは「実在すること」と、「本店の所在場所（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者の住所）」とあるのは「主たる事務所の所在場所」と、同項第二号中「上場会社以外の会社の支配人」とあるのは「代理人」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）第五条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「認められないとき（当該会社が日本に営業所を設けていない外国会社である場合にあつては、日本における代表者がその住所地に居住していると認められないとき）」とあるのは「認められないとき」と、「上場会社」とあるのは「独立行政法人等」と、同規則第九十六条第一項第二号中「登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を閉鎖した場合に限る。）」とあるのは「清算の開始の命令がある場合」と読み替えるものとする。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九

条の六から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十四条、第七十五条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十三条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）」とあるのは「特定目的会社の代表者（取締役及び監査役を含む。）」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）」とあるのは「特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、同規則第六十一条第一項中「定款の定め」とあるのは「定款若しくは資産流動化計画の定め」と、「定款」とあるのは「、定款、資産流動化計画」と、同規則第九十三条中「会社法第九百三十三条第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十四条第四項（同法第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十	（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定

七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（組合員又は清算人が法人である場合における当該組合員又は当該清算人の職務を行うべき者を含む。）」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第百十七条第三項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第八条において準用する第八十一条第一項」と、同項第二号中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用）	（商業登記規則の準用）
第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七	**第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項、第三項から第七項まで及び第十一項から第十三項まで、第九条の二から第九条の四まで、第九条の五第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条、第六十一条第一項から第八項まで、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十二条第一項第一号及び第二項、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の

十五条、第七十七条、第八十条から第八十一条の二まで、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百十二条まで、第百十四条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、投資法人の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「投資法人の代表者」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）第三条において準用する第八十一条第一項」と読み替えるものとする。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条の二**　法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第三項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による代表者等住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　略］ ［2　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（提供する情報の範囲） **第一条の二**　法第二条第一項ただし書の法務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ 二の二　商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十一条の二第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による住所非表示措置又は同規則第三十一条の三第二項の規定による代表取締役等住所非表示措置が講じられることとなるもの ［三～六　同上］ ［2　同上］

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の三まで（同条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第	（商業登記規則の準用） **第三条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第六号までを除く。）、第六項、第七項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第三十一条の二まで、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から

五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条、第八十二条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）の代表者」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項」と、同号中「会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第五十七条第一項及び第三項又は第六十五条第一項及び第三項」と、同規則第六十一条第七項中「取締役、監査役若しくは執行役」とあるのは「理事、監事若しくは評議員」と、「設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、監査役又は執行役」とあるのは「設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事又は評議員」と、「取締役等」とあるのは「理事等」と、同規則第六十五条第三項中「法第五十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百四条第二項」と、同規則第六十八条第一項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役、代表執行役又は会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員第八項まで、第六十五条、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第五号を除く。）、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同条第二項中「法第七十九条に規定する新設合併」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百七条に規定する新設合併」と、同規則第三十条第一項第一号、第三十一条第二項及び第六十五条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人」とあるのは「理事、監事、代表理事、評議員及び会計監査人」と、同規則第三十一条の三第一項中「会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）の代表者（合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人及び会社の代表者が法人である場合における当該会社の代表者の職務を行うべき者を含み、外国会社の日本における代表者を除く。）又は会社の支配人」とあるのは「一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。）の代表者」と、同項第一号イ中「本店（当該会社が日本に営業所を設けた外国会社である場合にあつては、当該営業所。この号及び第五項第二号において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「その本店」とあるのは「その主たる事務所」と、同条第五項中「第八十一条第一項（第八十九条（第九十条及び第九十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）第三条において準用する第八十一条第一項」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同規則第三十四条第二項第五号中「会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十二条第一項に規定する休眠会社」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項に規定する休眠一般社団法人又は同法第二百三条第一項に規定する休眠一般財団法人」と、同条第三項第八号中「会社法第四百七十二条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第二項又は第二百三条第二項」と、同項第九

又は会計監査人」と、同条第二項中「取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役又は代表執行役」とあるのは「理事、監事、代表理事又は評議員」と、同規則第七十一条中「電子公告」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第三号又は第四号に掲げる公告方法」と、「会社法第九百十一条第三項第二十六号及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の四各号（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十四条に規定する」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第十三号又は第三百二条第二項第十一号に掲げる」と、同規則第七十二条第一項中「会社法第四百七十一条（第四号及び第五号を除く。）又は第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条（第五号及び第六号を除く。）、第百四十九条第一項本文、第二百二条第一項（第四号及び第五号を除く。）、第二項若しくは第三項又は第二百三条第一項本文」と、同条第二項中「株式移転の無効」とあるのは「取消し」と、同規則第七十三条中「会社法第四百七十三条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十条又は第二百四条」と、「、清算人会設置会社である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第七十七条第一項中「法第七十九条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七条第二項」と、同規則第八十一条の二第一項中「取締役、監査役、執行役、会計参与」とあるのは「理事、監事、評議員」と、同規則第八十五条第二項中「会社法第八百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百七十六条」と、「並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する」とあるのは「、清算人会を置く法人である旨の登記、清算人及び代表清算人に関する登記並びに監事を置く清算法人である旨の」と、同規則第百三条中「取締役等」とあるのは「理事等」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十二月一日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に講じられている第一条の規定による改正前の商業登記規則第三十一条の三第二項の規定による措置は、第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第三項の規定による措置とみなす。

（特例有限会社についての商業登記規則の規定の適用）

第三条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社についての第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「合名会社又は合資会社の社員、清算持分会社の清算人」とあるのは、「取締役、監査役、清算人」とする。

○外務省令第二十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第三十五条の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	64号	［略］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［略］	76号	［略］	78号	［略］	83号	［略］	85号	86号	［略］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米		キューバ									ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州						ウクライナ		アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア ベラルーシ ロシア		カザフスタン ノルウェー	英国 ジョージア ラトビア	
	中東					アフガニスタン		イラク				イラン						カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	64号	［同上］	67号	68号	69号	70号	71号	72号	［同上］	76号	［同上］	78号	［同上］	83号	［同上］	85号	86号	［同上］
			円		円	円	円	円	円	円		円		円		円		円	円	
			672,700		639,700	628,700	617,700	606,700	595,700	584,700		540,700		518,700		463,700		441,700	430,700	
国地の別	アジア													バングラデシュ		インド		シンガポール スリランカ 中華人民共和国		
	大洋州																	パラオ	サモア	
	北米															アメリカ合衆国				
	中南米				キューバ							ベネズエラ		ホンジュラス		エルサルバドル コロンビア		コスタリカ ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー メキシコ		
	欧州							ウクライナ	アイスランド					スイス タジキスタン		アルバニア		カザフスタン ノルウェー ベラルーシ	英国 ジョージア ラトビア ロシア	
	中東								イラク	アフガニスタン				イラン				カタール クウェート トルコ	レバノン	
	アフリカ		ジンバブエ			ジブチ	ガーナ	ブルキナファソ マリ	コートジボワール ナイジェリア モーリタニア	アンゴラ ガボン カメルーン		モザンビーク		ウガンダ		アルジェリア リビア		ボツワナ モーリシャス	ナミビア	

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

附　則

1　この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

2　次に掲げる別表の規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在キューバ、在ベラルーシ、在ロシア及び在イランの各日本国大使館並びに在サンクトペテルブルク日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年八月一日

二　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ウクライナ、在アフガニスタン及び在イラクの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る同表の規定　令和八年十一月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	83号	［略］	86号	87号	88号	［略］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		サンクトペテルブルク		エディンバラ ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク			
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	83号	［同上］	86号	87号	88号	［同上］
		円		円	円	円	
		463,700		430,700	419,700	408,700	
国地の別　アジア		チェンナイ ムンバイ		上海	広州 青島		
大洋州							
北米		ハガッニャ ヒューストン マイアミ ロサンゼルス					
中南米				レシフェ	サンパウロ リオデジャネイロ		
欧州		エディンバラ サンクトペテルブルク		ユジノサハリンスク		ウラジオストク ハバロフスク	
中東				ドバイ イスタンブール			
アフリカ							

※　在外公館名称位置給与法第十一条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

○財務省令第六十四号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行に伴い、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令の一部を改正する省令

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令（令和八年財務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の提出に関する省令

本則中「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項」を「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項」に改める。

附　則

この省令は、令和八年十月三十一日から施行する。

○経済産業省令第七十八号

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行に伴い、及びニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項の規定に基づき、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令（令和八年経済産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令 （証明書の交付申請） **第一条**　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） **第二条・第三条**　（略） **附　則** 1　（略） （削る）	ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令 （証明書の交付申請） **第一条**　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の別表第七二一九・一一号から第七二一九・一四号まで及び第七二一九・九〇号並びに第七二二〇・一一号、第七二二〇・一二号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、熱間圧延をしたもので巻いたものをいう。以下同じ。）について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） **第二条・第三条**　（略） **附　則** 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、令和八年十一月八日限り、その効力を失う。

別記様式を次のように改める。

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書交付申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　氏名又は名称及び代表者氏名
住所

下記のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないため、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第３項に規定する証明書の交付を受けたく、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第三項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令第１条第１項の規定に基づき申請します。

記

貨　物　名：
製造業者名：
製造業者の住所：
輸出者名：
輸出者の住所：
輸入の時期：　年　月　日
輸入港名：
輸入数量：　MT　輸入金額：　円
仕入書番号：

証　明　書

番　号
年　月　日

経済産業大臣　印

上記申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないことを証明する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）の施行の日（令和八年十月三十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○国土交通省令第八十五号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十九第一項（同法第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略） 二			
	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅

改正前			
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略） 二			
	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(一)～(八)	（略）		
(九)	法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅

令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確認に必要な図書	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当する建築物	
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつ

令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、

ては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	第一項の表三から表五まで（令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（表四にあつては(六)項、(七)項、(七)項、(三十四)項から(四十三)項まで及び(七十七)項、表五にあつては(二)項（令第六十二条の八ただし書に係るものを除く。）及び(三)項に限る。）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）
(二)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）

当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二・三　（略）

一

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
(一)	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び同項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）	（略）

㈢	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈣項に掲げる図書及び第一項の表二の㈢欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ハに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈣～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号及び第三号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分に限る。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　（略）

㈡	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈢項に掲げる図書及び同項の表二の㈡欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈢～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

（新設）

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　（略）

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ハ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）及び第五面の３欄及び４欄の事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第４号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（いずれも当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	P
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号ロ
【ト．認証型式部材等認証番号】　（略）

【12．床面積】～【19．備考】　（略）

（略）

（注意）
１．～４．　（略）
５．第四面関係
①～⑭　（略）
⑮　11欄の「ト」は、建築基準法第68条の20第１項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の５の４第１号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ホ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第２号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の３欄から６欄までの事項について、同条第３号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ホ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
⑯～㉕　（略）
６．・７．　（略）
第五十号の十様式（第十条の五の十五関係）（Ａ４）
（略）
（注意）①～③　（略）
④　認証番号には、『当該認証を行つた者（国土交通大臣、指定認定機関、承認認定機関）を表す略号―型式部材等の種類を表す記号・当該認証型式部材等の番号』を記載すること。この場合において、型式部材等の種類を表す記号は、型式部材等の種類に従い、次の表に定めるものとすること。

型式部材等の種類	記号
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	N
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）	A
（略）	

⑤　（略）

附　則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第二十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済社会システム担当の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

附　則

この訓令は、令和八年十月三十日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

法規的告示

○内閣府告示第百二十三号

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う内閣府関係告示の整備に関する告示

（災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部改正）

第一条　災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

「デジタル庁　防災庁」を「デジタル庁　防災庁」に改める。

（平成十六年内閣府告示第百十七号及び平成十七年内閣府告示第三十一号の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中政策統括官（防災担当）の項を削る。

一　平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）別表

二　平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）別表

（活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の一部改正）

第三条　活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（平成二十八年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

5の（3）中「［内閣府］」を「［防災庁］」に改める。

附　則

この告示は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

○内閣府告示第百二十四号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十五号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産（平成二十一年内閣府告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第十四項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第十四項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］	地方税法施行規則附則第六条第二十三項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十三項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。 ［一・二　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

○個人情報保護委員会告示第十二号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］
４－１－１　行政機関等	４－１－１　行政機関等
(1)　行政機関	(1)　行政機関
「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。	「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。
①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）	①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条
国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第78号）第21条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）　令和８年10月30日時点において存続するもの

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）　令和８年10月１日時点において存続するもの

②～⑥　［略］	②～⑥　［同左］
(2)～(6)　［略］	(2)～(6)　［同左］
4－1－2　［略］	4－1－2　［同左］
4－2　［略］	4－2　［同左］
5～11　［略］	5～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第七十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項及び第十七条の四第四項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）及び本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。		
項	銀　行	権　限
一	［略］ ０１銀行株式会社 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］	［略］
［二～四　略］		
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。		
銀行代理業者		権　限
［略］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 ［略］		［略］

改正前		
（財務局長等への権限の委任の例外）		
第一条　［同上］		
項	銀　行	権　限
一	［同上］ ０１銀行株式会社 ［同上］	［同上］
［二～四　同上］		
第五条　［同上］		
銀行代理業者		権　限
［同上］ 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 ［同上］		［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第二条　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（登録金融機関） **第二条**　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。 ［一～十九　略］ 二十　三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 二十一～四十六　［略］	（登録金融機関） **第二条**　［同上］ ［一～十九　同上］ ［号を加える。］ 二十～四十五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第八十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正前	改正後
（控除すべき固定資産等） **第六条**　［略］ ２　前項第一号の固定資産のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額（当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 二　特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供した土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額（当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 三　リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないもの及びこれに準ずるものを除く。）に係る使用権資産（対応する原資産が有形固定資産である場合に限る。）　当該リースに係るリース負債の額又は当該使用権資産の額のうちいずれか少ない額 ３　前項第一号及び第二号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［４～８　略］	（控除すべき固定資産等） **第六条**　［同上］ ２　前項第一号の固定資産のうち、特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一　建物　当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額（当該建物の時価額（固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 二　土地　当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額（当該土地の時価額（路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。）のうちいずれか少ない額 ［号を加える。］ ３　前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっている全ての資産について評価額（時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額）の比により当該借入金を按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。 ［４～８　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正し、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
分類	対象機関
［略］	［略］
水防機関	防災庁　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［略］	［略］
［注一～三　略］	

改正前	
分類	対象機関
［同上］	［同上］
水防機関	内閣府　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［同上］	［同上］
［注一～三　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第八十五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　略］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府、マルタ共和国政府若しくはパナマ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府、イスラエル国政府若しくはイタリア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～四　同上］ 五　日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府、オランダ王国政府、ウルグアイ東方共和国政府、ルクセンブルク大公国政府若しくはマルタ共和国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府、スウェーデン王国政府、フィンランド共和国政府、ラトビア共和国政府、イスラエル国政府若しくはイタリア共和国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第

第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。） ［五の二～五十八　略］	一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。） ［五の二～五十八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

○国土交通省告示第七号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百四十九条第一項の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　井林　辰憲

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

（乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第一条　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年国経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
1　判断の基準 1－1　判断の基準 ⑴・⑵　（略） ⑶　ガソリン乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり令和２年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第１条第１項第３号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））に限る。）をいう。⑷において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。 （表略） ⑷～⑹　（略）	1　判断の基準 1－1　（略） ⑴・⑵　（略） ⑶　ガソリン乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年４月１日に始まり平成28年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年４月１日に始まり令和２年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第１条第１項第３号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））に限る。）をいう。⑷及び⑺において同じ。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。 （表略） ⑷～⑹　（略）

⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、ＷＬＴＣモード燃費値を別添６の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。１－２⑺において同じ。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別平均燃費値」という。）が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。１－２⑺において同じ。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑺において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg

⑺　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車のうち乗車定員９人以下のもの若しくは車両総重量3.5トン以下のもの（以下「特定ＬＰガス乗用自動車」という。）又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和２年４月１日に始まり令和３年３月31日に終わる年度）以降の各年度（令和11年４月１日に始まり令和12年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車及び小型バス（以下「令和２年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２⑸において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

（表略）

⑻・⑼　（略）

⑽　特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員９人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年４月１日に始まり令和13年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定ＬＰガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

（表略）

FeStandard（M）＝－0.00000247×M^2－0.000852×M＋30.65

FeStandard（M）：車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率　㎞／ｌ

M：車両重量　kg

１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（１－１⑶に規定するエネルギー消費効率をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

⑺　令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑽の判断の基準において、令和12年度特定ガソリン乗用自動車等のエネルギー消費効率から国土交通大臣が定める方法により算定した走行距離１キロメートル当たりの燃料消費の改善値をリットルで表した数値の逆数を差し引いた値を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　（略）

別添１～５　（略）

別添６

１の１－１⑺に定める換算式は、以下のとおりとする。

$Fe_{JC08}=A\times Fe_{WLTC}$

Fe_{JC08}：換算後のＪＣ08モード燃費値　㎞／ｌ

Fe_{WLTC}：ＷＬＴＣモード燃費実測値　㎞／ｌ

Ａ：以下の表に定める定数

自動車の種別			変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数A
特定ガソリン乗用自	軽自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「ＡＴ」という。）	有	1.165
				無	1.016
			自動変速機であって無段式（以下「ＣＶＴ」という。）	有	1.239
				無	1.090
			その他のもの		1

１－２　判断の基準の特例

⑴～⑷　（略）

⑸　令和２年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行うものは、１－１⑺の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、特定ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものを除く。）及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率（別添３の換算式により変換した値をいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

⑹　（略）

（新設）

２　（略）

別添１～５　（略）

（新設）

動車		電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ		1.165
			ＣＶＴ		1.239
			その他のもの		1
	電気式ハイブリッド自動車以外のもの		ＡＴ及び自動変速機であってデュアルクラッチ式（以下「ＤＣＴ」という。）	有	1.122
				無	1.066
			ＣＶＴ	有	1.150
				無	1.094
			手動式（自動変速機であって自動手動式を含む。以下「ＭＴ」という。）	有	1.101
				無	1.045
			その他のもの		1
		電気式ハイブリッド自動車であって、原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Ｖを超え1,500Ｖ以下又は交流30Ｖ（実効値）を超え1,000Ｖ（実効値）以下のものに限る。）を備えた自動車（以下「ストロングハイブリッド自動車」という。）	ＡＴ及びＤＣＴ		1.187
			ＣＶＴ		1.215
			ＭＴ		1.166
			その他のもの		1
		ストロングハイブリッド自動車以外の電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ及びＤＣＴ		1.122
			ＣＶＴ		1.150
			ＭＴ		1.101
			その他のもの		1

ディーゼル乗用自動車	電気式ハイブリッド自動車以外のもの	ＡＴ及びＤＣＴ	有	1.151
			無	1.095
		ＭＴ	有	1.072
			無	1.016
		その他のもの		1
	電気式ハイブリッド自動車	ＡＴ及びＤＣＴ		1.151
		ＭＴ		1.072
		その他のもの		1
特定ＬＰガス乗用自動車				1.154
小型バス				1.066

（貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にそれに対応するものを掲げていないものは、それを加える。

改　正　後	改　正　前
1　判断の基準	1　判断の基準
1－1　判断の基準	1－1　判断の基準
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)～(4)　(略)	(2)～(4)　(略)
(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値を別添５の換算式により変換したものをいう。）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。	(5)　ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和４年４月１日に始まり令和５年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値（ＪＣ08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあってはＷＬＴＣモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が「軽油」であるものを除く。）にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（１－２(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。
(6)・(7)　(略)	(6)・(7)　(略)
1－2　(略)	1－2　(略)
2　(略)	2　(略)
別添１～４　(略)	別添１～４　(略)

別添５

ＷＬＴＣモード燃費値を算定しているガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車であって、ＪＣ08モード燃費値を算定していないものにあっては、ＪＣ08モード燃費値の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$Fe_{JC08}＝A×Fe_{WLTC}$

Fe_{JC08}：換算後のＪＣ08モード燃費値　km／l

Fe_{WLTC}：ＷＬＴＣモード燃費実測値　km／l

Ａ：以下の表に定める定数

自動車の種別			変速装置の方式	アイドリングストップ機能	定数A
ガソリン貨物自動車	構造Ａ		有段の自動変速機であってトルクコンバータ式（以下「ＡＴ」という。）及び自動変速機であって無段式（以下「ＣＶＴ」という。）	有	1.213
				無	1.071
			その他のもの		1
	構造Ｂ	道路運送車両法施行規則第２条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ	有	1.263
				無	1.220
			ＣＶＴ	有	1.310
				無	1.267
			手動式（自動変速機であって自動手動式を含む。以下「ＭＴ」という。）	有	1.217
				無	1.174
			その他のもの		1
		道路運送車両法施行規則第２条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ及びＣＶＴ	有	1.239
				無	1.149
			ＭＴ	有	1.214
				無	1.123
			その他のもの		1

（新設）

ディーゼル貨物自動車	構造Ｂ	道路運送車両法施行規則第２条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	ＡＴ	1.132
			その他のもの	1
		その他のもの		1

備考１　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

２　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百二十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日　　国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示

（建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ハ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三　（略）

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第	第一　確認審査に関する指針 （略） ２　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第

三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

（申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件の一部改正）

第三条　申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明示した図書とする。 一　令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合する場合　次のイからハに掲げる事項 イ　主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分並びに建築設備に関する荷重を除く。） ロ　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重	建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。 一　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重

三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

五　（略）

3～4　（略）

改正後	改正前
二　令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定に適合する場合　次のイからロに掲げる事項 イ　前号ロに掲げる事項 ロ　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造	二　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年十月三十日　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

五　令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六　令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

七　令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

八　令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県糸魚川市一般会計補正予算における、新潟県糸魚川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

九　令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十　令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十一　令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十二　令和八年度静岡県伊豆の国市子育て世帯支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度静岡県伊豆の国市一般会計補正予算における、静岡県伊豆の国市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十三　令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度滋賀県栗東市一般会計補正予算における、滋賀県栗東市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十四　令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度島根県出雲市一般会計補正予算における、島根県出雲市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十五　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

十六　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三十九号（デジタル庁）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、北海道留萌市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道留萌市一般会計補正予算における、北海道留萌市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、北海道留萌市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度北海道栗山町一般会計補正予算における、北海道栗山町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和八年度北海道帯広市物価高騰対策給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和七年十一月二十一日閣議決定）の一環として、足元の物価高に対応するため物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者に対する地域の実情に応じたきめ細やかな支援等に要する費用に充てるための交付金であって、当該生活者としての個人又は世帯に対し給付を支給することを目的として交付されるものに限る。以下同じ。）を財源として、北海道帯広市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和八年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

五　令和八年度福島県会津若松市住民税非課税世帯冬季支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度福島県会津若松市一般会計補正予算における、福島県会津若松市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和八年度福島県会津若松市生活応援臨時給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、福島県会津若松市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

六　令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市一般会計補正予算における、栃木県足利市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

七　令和八年度東京都調布市市民生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度東京都調布市一般会計補正予算における、東京都調布市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和七年度東京都調布市食料品価格高騰対策支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、東京都調布市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

八　令和八年度新潟県糸魚川市子育て世帯応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県糸魚川市一般会計補正予算における、新潟県糸魚川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

九　令和八年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県胎内市一般会計補正予算における、新潟県胎内市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和七年度新潟県胎内市物価高騰対応住民税非課税世帯生活支援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、新潟県胎内市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十　令和八年度山梨県子育て世帯物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報及び令和七年度山梨県物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、山梨県から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十一　令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和八年度山梨県ＬＰガス支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における、山梨県から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十二　令和八年度静岡県伊豆の国市子育て世帯支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度静岡県伊豆の国市一般会計補正予算における、静岡県伊豆の国市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報を含む。）の管理に関する事務

十三　令和八年度滋賀県栗東市物価高騰対応ひとり親家庭等支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度滋賀県栗東市一般会計補正予算における、滋賀県栗東市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十四　令和八年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度島根県出雲市一般会計補正予算における、島根県出雲市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報、令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報及び令和七年度島根県出雲市物価高騰子育て世帯生活応援給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、島根県出雲市から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十五　令和八年度佐賀県佐賀市物価高騰対応新生児子育て応援手当給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度佐賀県佐賀市一般会計補正予算における、佐賀県佐賀市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

十六　令和八年度鹿児島県姶良市物価高騰対策入学・就職等準備支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度鹿児島県姶良市一般会計補正予算における、鹿児島県姶良市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第四十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年十月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道帯広市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十三第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報（地方税法第二十二条の二第一項に規定する地方税関係情報をいう。）であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第二項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）
二　令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、北海道留萌市が令和八年度に低所得者世帯一般会計補正予算に基づき実施する給付金の支給を実施するために必要な情報であって、当該給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）の提供を受けようとする者	令和八年度北海道留萌市高齢者等住民税非課税世帯物価高騰対策生活支援給付金の支給に関する事務であることについて、地方税法第二百九十五条第一項第一号に掲げる道府県民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）又は同法第二百九十五条第一項第一号に掲げる市町村民税（同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）に関する情報（地方税関係情報であって、同法第二百九十五条第二項第一号に係るものに限る。）を含むものに限る。）

三

令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金

令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給に係る事務

令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給に係る情報

四

油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給を実施する観点から、基礎給付を含む。）の以下同じ。）及び同条第一項第一号に掲げる事務

油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給を実施する観点から、基礎給付を含む。）の以下同じ。）及び同条第一項第一号に掲げる事務であって、令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給に関する情報

五

時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給を実施する観点から、基礎給付を含む。）の以下同じ。）及び同条第一項第一号に掲げる事務であって、令和八年度北海道栗山町子育て世帯冬期生活応援支援金の支給に関する情報

六

令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度栃木県足利市物価高対応あしかが子育て応援手当の支給に関する法律（令和八年法律第四十七号）第二条第一項に規定する特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報

七

栃木県足利市一般会計補正予算（第三号）による改正後の令和七年度

特別給付金（令和七年度の一般会計補正予算（第１号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、山梨県から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	十一　高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度山梨県一般会計補正予算における物価高騰対策支援金の支給に関する事務をいう。）の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和八年度山梨県一般会計補正予算における基礎とする情報（児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、令和八年度山梨県一般会計補正予算における基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、令和八年度山梨県一般会計補正予算における基礎とする情報（児童			

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

（一）　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板

（二）　調査対象貨物の供給者

イ　調査当局が知り得た中国の供給者

(1) Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.（以下「Shanxi Taigang」という。）
(2) NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.
(3) POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.（以下「PZSS」という。）
(4) Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.
(5) Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.（以下「Guangdong Yongjin」という。）
(6) Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.
(7) Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.
(8) Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.
(9) Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.
(10) Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel
(11) Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.
(12) Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.
(13) Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.
(14) Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.
(15) Foshan Chengde New Material Co., Ltd.
(16) Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.
(17) Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.
(18) Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.
(19) FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.
(20) Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.
(21) Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.
(22) FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.
(23) Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.
(24) Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited
(25) Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.
(26) Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.
(27) Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.
(28) LCG METAL MATERIAL CO., LTD.
(29) Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.
(30) Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(31) 清遠市祥麟不銹鋼有限公司
(32) FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.
(33) Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.
(34) Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.
(35) Changge Yulong Industrial Co., Ltd.
(36) Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.
(37) Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.
(38) Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.
(39) Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.
(40) Lishui Yida Technology Co., Ltd.
(41) OKAYA (BEIJING) CO., LTD.
(42) OKAYA (SHANGHAI) CO., LTD.
(43) Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.
(44) Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.
(45) Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.
(46) Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.
(47) Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.
(48) Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.
(49) Tsingshan Holding Group Co., Ltd.
(50) Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.
(51) Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.
(52) 大谷金属加工（蘇州）有限公司
(53) Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.
(54) Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.
(55) Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.
(56) Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.
(57) 広東JERAY技術有限公司
(58) 広東宏旺金属材料有限公司
(59) Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.
(60) TISCO Stainless Steel Co., Ltd.
(61) MINMETALS CHEERGLORY LIMITED
(62) 青邨国際
(63) TSD TRADING CO., LIMITED
(64) Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.
(65) 多賀商貿（天津）有限公司
(66) Baolai Steel Group Co., Ltd.

ロ　調査当局が知り得た台湾の供給者

(1) Yieh United Steel Corporation （以下「YUSCO」という。）
(2) Walsin Lihwa Corporation （以下「Walsin」という。）
(3) Tang Eng Iron Works Co., Ltd.
(4) TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.
(5) Yuan Long Stainless Steel Corp.
(6) Tung Mung Development Co., Ltd.
(7) China Steel Corporation
(8) Chung Hung Steel
(9) YC INOX CO., LTD.
(10) Ton Yi Industrial Corp.
(11) Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.
(12) CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.
(13) Yieh Corporation Limited
(14) Yieh Mau Corp.
(15) Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.
(16) China Steel Global Trading Corporation
(17) Taiwan Marubeni-Itochu Steel Enterprise Co., Ltd.
(18) SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.
(19) SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.
(20) YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.

(三) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

ロ　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

(四) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることができることとした。

イ　中国からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（四(二)イに掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、九者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるShanxi Taigang及びPZSSをサンプリングによる調査対象者として選定した。市場経済の条件が浸透している事実の有無については、Shanxi Taigangから回答の提出が無かったため、PZSSに加えて、当該事実の有無に限り、Guangdong Yongjinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の六者のうち生産者三者（当該三者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者に質問状等を送付したところ、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができているとは認められなかったことから、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、Shanxi Taigangについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。PZSSについては、提出された質問状回答に係る秘密扱いの求め及びその理由並びに適切な開示版回答が提出されず、当該回答を証拠として採用することができなかったことから、知ることができた事実に基づき、不当廉売差額率を算出することとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、Shanxi Taigangを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十三・二九パーセントであった。PZSSを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については申請者が申請書において主張する不当廉売差額率である四十五・三二パーセントを適用した。Guangdon Yongjin及びサンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率についてはShanxi Taigangの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、PZSSの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、中国からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

ロ　台湾からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た台湾の供給者（四(二)ロに掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した台湾の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるYUSCO及びWalsinをサンプリングによる調査対象者として選定した。その他の八者のうち生産者五者（当該五者を以下「サンプリング調査非対象台湾生産者」という。）及び輸出者三者は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た台湾の供給者のうちその他の者（以下「非協力台湾供給者」という。）からは回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、YUSCOについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を正常価格の算出に用いることとした。Walsinについては、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として申請者が申請書において主張する台湾における調査対象貨物の生産費にWalsinから提出された回答の一部を用いて算出した通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格とした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、YUSCO及びWalsinについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、YUSCOを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三・八六パーセント、Walsinを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については二十・七一パーセントであった。サンプリング調査非対象台湾生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、YUSCOの不当廉売差額率と同率を適用した。非協力台湾供給者及び調査当局が知り得なかった台湾の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、Walsinの不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、台湾からの不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が認められた。

(五)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における調査対象貨物の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向にあり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、不当廉売がされた調査対象貨物は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業においては、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、不当廉売がされた調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じ、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(六)　結論

以上のとおり、不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、不当廉売関税を課することが決定された。

五　法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一)　不当廉売関税を課する貨物

中国及び台湾を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又はこれらの国及び地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板のうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二)　不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

(一)　中国及び台湾を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又はこれらの国及び地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の不当廉売関税の税率

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百四十号）による改正後のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和八年政令第二百二十四号）において定める不当廉売関税の税率については、四㈣イ㈡に掲げる中国の生産者の不当廉売差額率及び四㈣ロ㈡に掲げる台湾の生産者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表第一の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率、別表第二の上欄に掲げる者を生産者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二)　調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表第一（中国）

生産者	税率
Shanxi Taigang Stainless Steel Co., Ltd.	二十七・七％
NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.	二十七・七％
POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	二十七・七％
Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.	二十七・七％
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd.	二十七・七％
Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd.	四十二・一％
Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel	四十二・一％
Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd.	四十二・一％
Foshan Chengde New Material Co., Ltd.	四十二・一％
Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.	四十二・一％
Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.	四十二・一％
FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD.	四十二・一％
Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.	四十二・一％
Zhaoqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.	四十二・一％
FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD.	四十二・一％
Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd.	四十二・一％
Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited	四十二・一％
Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.	四十二・一％
Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd.	四十二・一％
Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd.	四十二・一％

LCG METAL MATERIAL CO., LTD.	四十一・一％
Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.	四十一・一％
清遠市祥麟不銹鋼有限公司	四十一・一％
FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD.	四十一・一％
Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.	四十一・一％
Changge Yulong Industrial Co., Ltd.	四十一・一％
Henan Jinhuiweide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.	四十一・一％
Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Lishui Yida Technology Co., Ltd.	四十一・一％
Yangjiang Zunxianxing Metal Processing Co., Ltd.	四十一・一％
Taiyuan Iron and Steel (Group) Co., Ltd.	四十一・一％
Shanghai Qukin Steel Co., Ltd.	四十一・一％
Xuzhou Yiyuan International Trade Co., Ltd.	四十一・一％
Changzhou Machinery & Equipment Imp. & Exp. Co., Ltd.	四十一・一％
Shanghai Delong Steel Group Co., Ltd.	四十一・一％
Tsingshan Holding Group Co., Ltd.	四十一・一％
Marubeni-Itochu Steel (Shanghai) Co., Ltd.	四十一・一％
Zhejiang HUA YE Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
大谷金属加工（蘇州）有限公司	四十一・一％
Taiyuan Iron & Steel (Group) Co., Ltd.	四十一・一％
Guangzhou Iwatani Trading Co., Ltd.	四十一・一％
Hanwa (Shanghai) Management Co., Ltd.	四十一・一％
Guangdong Lianchang Metal Co., Ltd.	四十一・一％
広東JERAY技術有限公司	四十一・一％
広東宏旺金属材料有限公司	四十一・一％
Yongjin (Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	四十一・一％
TISCO Stainless Steel Co., Ltd.	四十一・一％
MINMETALS CHEERGLORY LIMITED	四十一・一％
青郎国際	四十一・一％
TSD TRADING CO., LIMITED	四十一・一％
Iwatani Corporation (Hong Kong) Ltd.	四十一・一％
Baolai Steel Group Co., Ltd.	四十一・一％
その他の者	四十一・一％

別表第二（台湾）

生産者	税率
Yieh United Steel Corporation	一一・六％
Walsin Lihwa Corporation	一一十・一％
Tang Eng Iron Works Co., Ltd.	一一・六％
TAIWAN NIPPON PRECISION STRIP MATERIAL CO., LTD.	一一・六％
Yuan Long Stainless Steel Corp.	一一・六％
Tung Mung Development Co., Ltd.	一一・六％
China Steel Corporation	一一十・一％
Chung Hung Steel	一一十・一％
YC INOX CO., LTD.	一一十・一％
Ton Yi Industrial Corp.	一一十・一％
Chien Shing Stainless Steel Co., Ltd.	一一十・一％
CHIA FAR INDUSTRIAL FACTORY CO., LTD.	一一十・一％
Jie Jin Stainless Steel Industry Co., Ltd.	一一・六％
SINKANG INDUSTRIES CO., LTD.	一一十・一％
SHINER STEEL INTERNATIONAL LTD.	一一十・一％
YUEN CHANG STAINLESS STEEL CO., LTD.	一一十・一％
その他の者	一一十・一％

○財務省告示第二百九十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年十月二十一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月二十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
輸入統計品目表 ［略］					輸入統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
72.01					72.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
72.18					72.18				
72.19		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）			72.19		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］					［同左］		
7219.11					7219.11				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
7219.35					7219.35				
7219.90		－その他のもの			7219.90		－その他のもの		
	010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第224号）第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ		010	――冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和８年政令第224号）第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ

72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［略］			72.20		ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。） ［同左］		
7220.11 〜 7220.20		［略］			7220.11 〜 7220.20		［同左］		
7220.90		—その他のもの			7220.90		—その他のもの		
	010	——冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ		010	——冷間圧延をしたもの（クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。）で、ニッケル系（ニッケルの含有量が全重量の0.6％を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）のもの		ＫＧ
	090	——その他のもの		ＫＧ		090	——その他のもの		ＫＧ
72.21 〜 72.29		［略］			72.21 〜 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				

○財務省告示第二百九十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
03.01 〜 03.05		［略］			03.01 〜 03.05		［同左］		

03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）			03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［略］				［同左］			
0306.11					0306.11				
｝		［略］			｝	［同左］			
0306.39					0306.39				
		－その他のもの				－その他のもの			
0306.91		［略］			0306.91	［同左］			
0306.92	000	－－ロブスター（ホマルス属のもの）		ＫＧ	0306.92	－－ロブスター（ホマルス属のもの）			
						010	－－－くん製したもの		ＫＧ
						090	－－－その他のもの		ＫＧ
0306.93		［略］			0306.93	［同左］			
0306.94	000	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		ＫＧ	0306.94	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）			
						010	－－－くん製したもの		ＫＧ
						090	－－－その他のもの		ＫＧ
0306.95		［略］			0306.95	［同左］			
0306.99		［略］			0306.99	［同左］			
03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）			03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		
		－かき				－かき			
0307.11		［略］			0307.11	［同左］			
0307.12		－－冷凍したもの			0307.12	000	－－冷凍したもの		ＫＧ
	100	－－－完全に殻を除いたもの		ＫＧ					
	900	－－－その他のもの		ＫＧ					
0307.19					0307.19				
｝		［略］			｝	［同左］			
0307.99					0307.99				

03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［略］			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［同左］			
0308.11 ｛ 0308.29		［略］			0308.11 ｛ 0308.29		［同左］			
0308.30	000	－くらげ（ロピレマ属のもの）		ＫＧ	0308.30		－くらげ（ロピレマ属のもの）			
						100	－－くん製したもの		ＫＧ	
						900	－－その他のもの		ＫＧ	
0308.90		［略］			0308.90		［同左］			
03.09		［略］			03.09		［同左］			
［略］					［同左］					
15.01 ｛ 15.04		［略］			15.01 ｛ 15.04		［同左］			
15.05					15.05					
1505.00	000	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		ＫＧ	1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）			
						100	－ラノリン		ＫＧ	
						900	－その他のもの		ＫＧ	
15.06 ｛ 15.22		［略］			15.06 ｛ 15.22		［同左］			
［略］					［同左］					
16.01 ｛ 16.04		［略］			16.01 ｛ 16.04		［同左］			
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			
1605.10 ｛ 1605.40		［略］			1605.10 ｛ 1605.40		［同左］			
		－軟体動物					－軟体動物			

1605.51		――かき			1605.51		――かき		
	100	―――気密容器入りのもの		ＫＧ		100	―――気密容器入りのもの		ＫＧ
		―――その他のもの				900	―――その他のもの		ＫＧ
	910	―――――バッター液、パン粉又はこれらに類するもので覆ったもの（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		ＫＧ					
	990	―――――その他のもの		ＫＧ					
1605.52		――スキャロップ（いたや貝を含む。）			1605.52	000	――スキャロップ（いたや貝を含む。）		ＫＧ
	100	―――干し貝柱		ＫＧ					
	900	―――その他のもの		ＫＧ					
1605.53					1605.53				
｝		［略］			｝		［同左］		
1605.69					1605.69				
［略］					［同左］				
19.01					19.01				
｝		［略］			｝		［同左］		
19.03					19.03				
19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10					1904.10				
｝		［略］			｝		［同左］		
1904.30					1904.30				
1904.90		―その他のもの			1904.90		―その他のもの		
		――米のもの				010	――米のもの		ＫＧ
	011	―――小売用の容器入りにしたもので１包の正味重量が400グラム以下のもの（冷凍保存が必要なものを除く。）		ＫＧ					
	019	―――その他のもの		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ

19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品					19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
1905.10							1905.10				
｝		［略］					｝		［同左］		
1905.40							1905.40				
1905.90		－その他のもの					1905.90		－その他のもの		
	100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		ＫＧ				100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		ＫＧ
	800	－－その他のもの（冷凍保存が必要なものに限る。）		ＫＧ					［新規］		
	900	－－その他のもの		ＫＧ				900	－－その他のもの		ＫＧ
［略］							［同左］				
21.01		［略］					21.01		［同左］		
21.02		［略］					21.02		［同左］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10							2103.10				
｝		［略］					｝		［同左］		
2103.30							2103.30				
2103.90		－その他のもの					2103.90		－その他のもの		
	100	－－味噌		ＫＧ				100	－－味噌		ＫＧ
	200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		ＫＧ				200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		ＫＧ
	300	－－ウスターソースその他これに類する物品		ＫＧ				300	－－ウスターソースその他これに類する物品		ＫＧ
	400	－－マヨネーズ		ＫＧ				400	－－マヨネーズ		ＫＧ
	500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		ＫＧ				500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		ＫＧ
	600	－－醤油をもととした調製品（液状のものに限り、ドレッシングその他これに類する物品を除く。）		ＫＧ					［新規］		
	900	－－その他のもの		ＫＧ				900	－－その他のもの		ＫＧ
21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品					21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10		－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					2104.10	000	－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		ＫＧ
	100	－－即席味噌汁		ＫＧ							
	900	－－その他のもの		ＫＧ							
2104.20		［略］					2104.20		［同左］		
21.05		［略］					21.05		［同左］		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		［略］					2106.10		［同左］		

2106.90		—その他のもの			2106.90		—その他のもの		
	200	——豆腐		ＫＧ		200	——豆腐		ＫＧ
	300	——ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		ＫＧ		300	——ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		ＫＧ
	400	——こんにやく		ＫＧ			［新規］		
	900	——その他のもの		ＫＧ		900	——その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
22.01		［略］			22.01		［同左］		
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		—水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			2202.10	000	—水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		Ｌ
	100	——炭酸水（果汁の含有量が全重量の10％未満のものに限る。）		Ｌ					
	900	——その他のもの		Ｌ					
		［略］					［同左］		
2202.91		［略］			2202.91		［同左］		
2202.99		［略］			2202.99		［同左］		
22.03					22.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
22.09					22.09				
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01					28.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
28.49					28.49				
28.50					28.50				
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		ＫＧ
	100	—窒化ガリウム		ＫＧ					
	900	—その他のもの		ＫＧ					
28.52		［略］			28.52		［同左］		

28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		―その他のもの			2853.90		―その他のもの		
	100	――リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ		100	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ
	200	――砒化ガリウム		ＫＧ			［新規］		
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01		［略］			29.01		［同左］		
29.02		［略］			29.02		［同左］		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		［略］					［同左］		
2903.11					2903.11				
｝		［略］			｝		［同左］		
2903.69					2903.69				
		―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）					―非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）		
2903.71					2903.71				
｝		［略］			｝		［同左］		
2903.78					2903.78				
2903.79		――その他のもの			2903.79		――その他のもの		
		―――メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの					―――メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの		
		［削除］				110	―――ジクロロフルオロメタン（ＨＣＦＣ―21）		ＫＧ
	120	―――クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―124）		ＫＧ		120	―――クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―124）		ＫＧ
	190	―――その他のもの		ＫＧ		190	―――その他のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	910	―――その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）		ＫＧ		910	―――その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）		ＫＧ
	990	―――その他のもの		ＫＧ		990	―――その他のもの		ＫＧ
		［略］					［同左］		

2903.81					2903.81				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2903.99					2903.99				
29.04					29.04				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.16					29.16				
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		［略］					［同左］		
2917.11					2917.11				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2917.20					2917.20				
		―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					―芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		
2917.32					2917.32				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2917.35					2917.35				
2917.36	000	――テレフタル酸及びその塩		ＫＧ	2917.36		――テレフタル酸及びその塩		
						100	―――テレフタル酸		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
2917.37		［略］			2917.37		［同左］		
2917.39		［略］			2917.39		［同左］		
29.18					29.18				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.30					29.30				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10					2931.10				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
2931.59					2931.59				
2931.90		―その他のもの			2931.90	000	―その他のもの		ＫＧ
	100	――トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		ＫＧ					
	900	――その他のもの		ＫＧ					
29.32					29.32				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
29.42					29.42				
［略］					［同左］				

37.01 〃 37.04 37.05 3705.00 37.06 37.07	 100 900 	［略］ 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） ―集積回路製造用のフォトマスク及びフォトレチクル ―その他のもの ［略］ ［略］	 ＳＭ ＳＭ 	 ＫＧ ＫＧ 	37.01 〃 37.04 37.05 3705.00 37.06 37.07	 000 	［同左］ 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） ［同左］ ［同左］	 ＳＭ 	 ＫＧ 	
［略］					［同左］					
38.01 〃 38.17 38.18 3818.00 38.19 〃 38.27	 100 200 900 	［略］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの ―けい素のもの ―窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの ―その他のもの ［略］	 	 ＫＧ ＫＧ ＫＧ 	38.01 〃 38.17 38.18 3818.00 38.19 〃 38.27	 100 900 	［同左］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの ―けい素のもの ［新規］ ―その他のもの ［同左］	 	 ＫＧ ＫＧ 	
［略］					［同左］					
61.01 〃 61.10 61.11 6111.20 6111.30 6111.90	 000 	［略］ 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［略］ ―合成繊維製のもの ［略］	 ＮＯ 	 ＫＧ 	61.01 〃 61.10 61.11 6111.20 6111.30 6111.90	 200 900 	［同左］ 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） ［同左］ ―合成繊維製のもの ――パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 ――その他のもの ［同左］	 ＰＲ ＮＯ 	 ＫＧ ＫＧ 	

61.12 ～ 61.17		［略］			61.12 ～ 61.17		［同左］		
［略］					［同左］				
68.01 ～ 68.03		［略］			68.01 ～ 68.03		［同左］		
68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）			68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
6804.10		［略］			6804.10		［同左］		
		―その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品					―その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品		
6804.21	000	――凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		ＫＧ	6804.21		――凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		
						100	―――切断用のもの		ＫＧ
						200	―――研削用のもの		ＫＧ
						900	―――その他のもの		ＫＧ
6804.22 ～ 6804.30		［略］			6804.22 ～ 6804.30		［同左］		
68.05 ～ 68.15		［略］			68.05 ～ 68.15		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
69.01		［略］			69.01		［同左］		
69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6902.10		［略］			6902.10		［同左］		

6902.20	000	―アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50％を超えるもの		ＭＴ	6902.20		―アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の50％を超えるもの		
						200	――けい石質のもの		ＭＴ
						900	――その他のもの		ＭＴ
6902.90		［略］			6902.90		［同左］		
69.03					69.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
69.14					69.14				
［略］					［同左］				
76.01		［略］			76.01		［同左］		
76.02					76.02				
7602.00		アルミニウムのくず			7602.00		アルミニウムのくず		
	100	―アルミ缶のもの		ＫＧ		100	―アルミ缶のもの		ＫＧ
	200	―サッシのもの		ＫＧ		200	―サッシのもの		ＫＧ
		［削除］				300	―切削くず及び打抜きくず		ＫＧ
	400	―切削くず		ＫＧ			［新規］		
	500	―打抜きくず		ＫＧ			［新規］		
	900	―その他のもの		ＫＧ		900	―その他のもの		ＫＧ
76.03					76.03				
〃		［略］			〃		［同左］		
76.16					76.16				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
〃		［略］			〃		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
〃		［略］			〃		［同左］		
8112.69					8112.69				
		―その他のもの					―その他のもの		

8112.92		――塊、くず及び粉			8112.92	000	――塊、くず及び粉		ＫＧ
	100	―――ガリウムのもの		ＫＧ					
	900	―――その他のもの		ＫＧ					
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
82.01					82.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
82.06					82.06				
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）			82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）		
		［略］					［同左］		
8207.13					8207.13				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
8207.70					8207.70				
8207.80		―切削用工具			8207.80		―切削用工具		
	100	――作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ		100	――作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ
	200	――作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ		200	――作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	ＮＯ	ＫＧ
	300	――高速度鋼製のもの		ＫＧ			――高速度鋼製のもの		
						310	―――バイト	ＮＯ	ＫＧ
						320	―――ギヤカッター	ＮＯ	ＫＧ
						390	―――その他のもの		ＫＧ
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ
8207.90		［略］			8207.90		［同左］		
82.08					82.08				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
82.15					82.15				
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
84.13					84.13				

84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）			84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）				
8414.10					8414.10						
〃		［略］			〃		［同左］				
8414.70					8414.70						
8414.80		―その他のもの			8414.80		―その他のもの				
	100	――気体ポンプ	ＮＯ	ＫＧ		100	――気体ポンプ	ＮＯ	ＫＧ		
		――気体圧縮機					――気体圧縮機				
	210	―――往復式のもの	ＮＯ	ＫＧ		210	―――往復式のもの	ＮＯ	ＫＧ		
		［削除］				220	―――回転式のもの	ＮＯ	ＫＧ		
	290	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		290	―――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		
	900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		900	――その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		
8414.90		［略］			8414.90		［同左］				
84.15					84.15						
〃		［略］			〃		［同左］				
84.80					84.80						
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）				
8481.10					8481.10						
〃		［略］			〃		［同左］				
8481.40					8481.40						
8481.80		―その他の物品			8481.80		―その他の物品				
	100	――鉄鋼製のもの		ＫＧ			――鉄鋼製のもの				
						110	―――鋳鉄製のもの（可鍛鋳鉄製のものを含む。）		ＫＧ		
						190	―――その他のもの		ＫＧ		
	200	――銅製のもの		ＫＧ		200	――銅製のもの		ＫＧ		
	900	――その他のもの		ＫＧ		900	――その他のもの		ＫＧ		
8481.90		［略］			8481.90		［同左］				
84.82					84.82						
〃		［略］			〃		［同左］				
84.87					84.87						
［略］					［同左］						
85.01					85.01						
〃		［略］			〃		［同左］				
85.04					85.04						

85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド		
			―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの						―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの		
	8505.11		――金属製のもの				8505.11	000	――金属製のもの		ＫＧ
			―――ネオジム鉄ほう素磁石								
		110	―――――ボンド磁石		ＫＧ						
		120	―――――テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		ＫＧ						
		190	―――――その他のもの		ＫＧ						
		200	―――サマリウムコバルト磁石		ＫＧ						
		300	―――サマリウム鉄窒素ボンド磁石		ＫＧ						
		900	―――その他のもの		ＫＧ						
	8505.19		――その他のもの				8505.19	000	――その他のもの		ＫＧ
		100	―――フェライト磁石		ＫＧ						
		900	―――その他のもの		ＫＧ						
	8505.20		［略］				8505.20		［同左］		
	8505.90		［略］				8505.90		［同左］		
	85.06						85.06				
	｝		［略］				｝		［同左］		
	85.41						85.41				
	85.42		集積回路				85.42		集積回路		
			―集積回路						―集積回路		
	8542.31		――プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）				8542.31		――プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）		
		100	―――実装してないもの		ＮＯ			100	―――実装してないもの		ＮＯ
			―――その他のもの						―――その他のもの		
		910	―――――ハイブリッド集積回路		ＮＯ			910	―――――ハイブリッド集積回路		ＮＯ
			―――――その他のもの						―――――その他のもの		
			［削除］					991	―――――ＭＰＵ（マイクロプロセッサー）		ＮＯ
			［削除］					992	―――――ＭＣＵ（マイクロコントローラー）		ＮＯ
		993	―――――ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		ＮＯ			993	―――――ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		ＮＯ
		999	―――――その他のもの		ＮＯ			999	―――――その他のもの		ＮＯ
	8542.32						8542.32				
	｝		［略］				｝		［同左］		
	8542.90						8542.90				

85.43 ～ 85.49		［略］			85.43 ～ 85.49		［同左］		
［略］					［同左］				
90.01 ～ 90.25		［略］			90.01 ～ 90.25		［同左］		
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）			90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第90.14項、第90.15項、第90.28項又は第90.32項の機器を除く。）		
9026.10		［略］			9026.10		［同左］		
9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの			9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの		
		－－電気式のもの					－－電気式のもの		
	120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ		120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ
	190	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ		190	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
	900	－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ			－－その他のもの		
						910	－－－絶対圧力を測定することができるもの	ＮＯ	ＫＧ
						990	－－－その他のもの	ＮＯ	ＫＧ
9026.80		［略］			9026.80		［同左］		
9026.90		［略］			9026.90		［同左］		
90.27 ～ 90.33		［略］			90.27 ～ 90.33		［同左］		
［略］					［同左］				

輸入統計品目表

［略］

統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
14.01		［略］			14.01		［同左］		
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20		［略］			1404.20		［同左］		

1404.90		—その他のもの			1404.90		—その他のもの	
		——主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種					——主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	
		［削除］				110	———主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）	ＫＧ
		［削除］				120	———主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	ＫＧ
	150	———主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）及び主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		ＫＧ			［新規］	
	130	———主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		ＫＧ		130	———主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	ＫＧ
	140	———除虫菊かす		ＫＧ		140	———除虫菊かす	ＫＧ
	200	———雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		ＫＧ		200	———雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	ＫＧ
	300	——たぶの木又はへちまのもの		ＫＧ		300	——たぶの木又はへちまのもの	ＫＧ
	410	——水ごけ		ＫＧ		410	——水ごけ	ＫＧ
		——その他のもの					——その他のもの	
		———かしわの葉及びさるとりいばらの葉					———かしわの葉及びさるとりいばらの葉	
	491	————かしわの葉		ＫＧ		491	————かしわの葉	ＫＧ
	492	————さるとりいばらの葉		ＫＧ		492	————さるとりいばらの葉	ＫＧ
	499	———その他のもの		ＫＧ		499	———その他のもの	ＫＧ
［略］					［同左］			

16.01 ～ 16.03		［略］			16.01 ～ 16.03		［同左］		
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 ―魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		
1604.11 ～ 1604.18		［略］			1604.11 ～ 1604.18		［同左］		
1604.19		――その他のもの			1604.19		――その他のもの		
	030	―――さんま		ＫＧ			［新規］		
	040	―――節類（さんまのものを除く。）		ＫＧ		020	―――節類		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ		090	―――その他のもの		ＫＧ
1604.20 ～ 1604.32		［略］			1604.20 ～ 1604.32		［同左］		
16.05		［略］			16.05		［同左］		
［略］					［同左］				
22.01 ～ 22.05		［略］			22.01 ～ 22.05		［同左］		
22.06					22.06				
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ		100	―アルコール分が１％未満のもの	Ｌ	ＫＧ
		―その他のもの					―その他のもの		
	210	――清酒及び濁酒		Ｌ		210	――清酒及び濁酒		Ｌ
		――その他のもの					――その他のもの		
	221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ		221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		Ｌ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	225	――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		Ｌ			――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		

						223	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）		L
		――――その他のもの				224	――――――その他のもの		L
							――――その他のもの		
	228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L		228	――――――所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
	229	――――――その他のもの		L		229	――――――その他のもの		L
22.07 ～ 22.09		［略］			22.07 ～ 22.09		［同左］		
［略］					［同左］				
25.01 ～ 25.18		［略］			25.01 ～ 25.18		［同左］		
25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			25.19		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		
2519.10		［略］			2519.10		［同左］		
2519.90	000	―その他のもの		MT	2519.90		―その他のもの		
						010	――酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。）		KG
						090	――その他のもの		MT

25.20 ～ 25.30		［略］			25.20 ～ 25.30		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
28.01 ～ 28.04		［略］			28.01 ～ 28.04		［同左］		
28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀			28.05		アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀		
		［略］					［同左］		
2805.11 ～ 2805.19		［略］			2805.11 ～ 2805.19		［同左］		
2805.30		－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）			2805.30	000	－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）		ＫＧ
		－－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物及び合金を除く。）							
	110	－－－スカンジウム		ＫＧ					
	120	－－－イットリウム		ＫＧ					
	130	－－－ランタン		ＫＧ					
	140	－－－セリウム		ＫＧ					
	150	－－－プラセオジム		ＫＧ					
	160	－－－ネオジム		ＫＧ					
	170	－－－サマリウム		ＫＧ					
	180	－－－ユウロピウム		ＫＧ					
	190	－－－ガドリニウム		ＫＧ					
	200	－－－テルビウム		ＫＧ					
	210	－－－ジスプロシウム		ＫＧ					
	220	－－－ホルミウム		ＫＧ					
	230	－－－エルビウム		ＫＧ					
	240	－－－ツリウム		ＫＧ					
	250	－－－イッテルビウム		ＫＧ					
	260	－－－ルテチウム		ＫＧ					
		－－その他のもの							
	910	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物又は合金		ＫＧ					

	920	―――セリウム及びランタンの混合物又は合金（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）	ＫＧ						
	990	―――その他のもの	ＫＧ						
2805.40		［略］			2805.40		［同左］		
		［略］					［同左］		
28.06					28.06				
〃		［略］			〃		［同左］		
28.45					28.45				
28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物			28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		
2846.10		［略］			2846.10		［同左］		
2846.90		―その他のもの			2846.90		―その他のもの		
	230	――酸化スカンジウム	ＫＧ				［新規］		
	210	――酸化イットリウム	ＫＧ			210	――酸化イットリウム		ＫＧ
	220	――酸化ランタン	ＫＧ			220	――酸化ランタン		ＫＧ
	240	――酸化プラセオジム	ＫＧ				［新規］		
	250	――酸化ネオジム	ＫＧ				［新規］		
	260	――酸化サマリウム	ＫＧ				［新規］		
	270	――酸化ユウロピウム	ＫＧ				［新規］		
	280	――酸化ガドリニウム	ＫＧ				［新規］		
	300	――酸化テルビウム	ＫＧ				［新規］		
	310	――酸化ジスプロシウム	ＫＧ				［新規］		
	320	――酸化ホルミウム	ＫＧ				［新規］		
	330	――酸化エルビウム	ＫＧ				［新規］		
	340	――酸化ツリウム	ＫＧ				［新規］		
	350	――酸化イッテルビウム	ＫＧ				［新規］		
	360	――酸化ルテチウム	ＫＧ				［新規］		
		――希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの混合物の無機又は有機の化合物							
	501	―――ネオジム及びプラセオジムの混合物の酸化物	ＫＧ				［新規］		
	502	―――セリウム及びランタンの混合物（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）の酸化物	ＫＧ				［新規］		
	590	―――その他のもの	ＫＧ				［新規］		
	290	――その他のもの	ＫＧ			290	――その他のもの		ＫＧ

28.47		［略］			28.47		［同左］				
28.49		［略］			28.49		［同左］				
28.50					28.50						
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第28.49項の炭化物に該当するものを除く。）		ＫＧ		
	010	―窒化ガリウム		ＫＧ							
	090	―その他のもの		ＫＧ							
28.52		［略］			28.52		［同左］				
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）				
2853.10		［略］			2853.10		［同左］				
2853.90		―その他のもの			2853.90		―その他のもの				
	010	――リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ		010	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		ＫＧ		
	020	――砒（ひ）化ガリウム		ＫＧ			［新規］				
	090	――その他のもの		ＫＧ		090	――その他のもの		ＫＧ		
［略］					［同左］						
		［略］					［同左］				
29.01					29.01						
〃		［略］			〃		［同左］				
29.30					29.30						
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物				
2931.10					2931.10						
〃		［略］			〃		［同左］				
2931.59					2931.59						
2931.90		―その他のもの			2931.90	000	―その他のもの		ＫＧ		
	010	――トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		ＫＧ							
	090	――その他のもの		ＫＧ							
29.32					29.32						
〃		［略］			〃		［同左］				
29.42					29.42						
［略］					［同左］						

38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［略］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			38.01 ～ 38.17 38.18 3818.00		［同左］ 元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
	010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ		010	―けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたもの		ＫＧ
		―その他のもの				020	―その他のもの		ＫＧ
	021	――窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		ＫＧ					
	029	――その他のもの		ＫＧ					
38.19 ～ 38.27		［略］			38.19 ～ 38.27		［同左］		
［略］					［同左］				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10 ～ 6001.29		［略］ ―その他のもの			6001.10 ～ 6001.29		［同左］ ―その他のもの		
6001.91		［略］			6001.91		［同左］		
6001.92		――人造繊維製のもの			6001.92		――人造繊維製のもの		
	015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ		015	―――ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が142センチメートル以上のものに限る。）		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ		020	――――たてメリヤスのもの		ＫＧ
		――――その他のもの					――――その他のもの		
							――――――合成繊維製のもの		
	092	――――――ポリエステル製のもの		ＫＧ		092	――――――ポリエステルのもの		ＫＧ
						094	――――――その他のもの		ＫＧ
	099	――――――その他のもの		ＫＧ		099	――――――再生繊維又は半合成繊維製のもの		ＫＧ
6001.99		［略］			6001.99		［同左］		

60.02 〜 60.06		［略］			60.02 〜 60.06		［同左］			
［略］					［同左］					
62.01 〜 62.14 62.15 6215.10 6215.20 6215.90 62.16 62.17	 000 	 ［略］ ネクタイ ―絹（絹のくずを含む。）製のもの ［略］ ［略］ ［略］ ［略］	 NO 	 KG 	62.01 〜 62.14 62.15 6215.10 010 090 6215.20 6215.90 62.16 62.17	 	 ［同左］ ネクタイ ―絹（絹のくずを含む。）製のもの ――表地が絹のみから成るもの ――その他のもの ［同左］ ［同左］ ［同左］ ［同左］	 NO NO 	 KG KG 	
［略］					［同左］					
 72.01 〜 72.07 72.08 7208.10 〜 7208.40 7208.51 	 <									

△

7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの		7208.52		――厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル以下のもの	
		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの				―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの	
	011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ		011	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
	019	――――その他のもの	ＫＧ		019	――――その他のもの	ＫＧ
		―――その他のもの				―――その他のもの	
	020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	ＫＧ		020	――――降伏点が355メガパスカル以上のもの	ＫＧ
	030	――――その他のもの	ＫＧ			――――その他のもの	
					031	――――厚さが６ミリメートル未満のもの	ＫＧ
					039	――――その他のもの	ＫＧ
7208.53				7208.53			
｝		［略］		｝		［同左］	
7208.90				7208.90			
72.09				72.09			
｝		［略］		｝		［同左］	
72.24				72.24			
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの				―けい素電気鋼のもの	
7225.11		［略］		7225.11		［同左］	
7225.19		――その他のもの		7225.19		――その他のもの	
	010	―――厚さが0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ		010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ
	090	―――その他のもの	ＫＧ		090	―――その他のもの	ＫＧ
7225.30				7225.30			
｝		［略］		｝		［同左］	
7225.99				7225.99			
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）	
		―けい素電気鋼のもの				―けい素電気鋼のもの	
7226.11		［略］		7226.11		［同左］	
7226.19		――その他のもの		7226.19		――その他のもの	
	010	―――厚さが0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ		010	―――厚さ0.35ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の3.0％以上のものに限る。）	ＫＧ
	090	―――その他のもの	ＫＧ		090	―――その他のもの	ＫＧ
7226.20				7226.20			
｝		［略］		｝		［同左］	
7226.99				7226.99			

○　　○

72.27 〜 72.29		［略］			72.27 〜 72.29		［同左］		
［略］					［同左］				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼			73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10		［略］			7301.10		［同左］		
7301.20		―形鋼			7301.20	000	―形鋼		ＫＧ
	010	――Ｈ形鋼		ＫＧ					
	090	――その他のもの		ＫＧ					
73.02 〜		［略］			73.02 〜		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11 〜 7306.50		［略］			7306.11 〜 7306.50		［同左］		
		―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					―その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの			7306.61		――横断面が正方形又は長方形のもの		
	100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ		100	―――合金鋼製のもの		ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		［削除］				910	―――――一辺の長さが200ミリメートル以上のもの		ＫＧ
	920	―――――プレスコラム		ＫＧ			［新規］		
	990	―――――その他のもの		ＫＧ		990	―――――その他のもの		ＫＧ
7306.69		［略］			7306.69		［同左］		
7306.90		［略］			7306.90		［同左］		
73.07		［略］			73.07		［同左］		
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		
7308.10 〜 7308.40		［略］			7308.10 〜 7308.40		［同左］		

7308.90		—その他のもの			7308.90		—その他のもの		
		——構造物及びその部分品				010	——構造物及びその部分品		KG
	011	———鉄骨		KG					
	019	———その他のもの		KG					
	090	——その他のもの		KG		090	——その他のもの		KG
73.09					73.09				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
73.26					73.26				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
8112.69					8112.69				
		—その他のもの					—その他のもの		
8112.92		——塊、くず及び粉			8112.92		——塊、くず及び粉		
	100	———インジウムのもの		KG		100	———インジウムのもの		KG
	200	———バナジウムのもの		KG		200	———バナジウムのもの		KG
		———その他のもの					———その他のもの		
	910	————ゲルマニウムのもの		KG		910	————ゲルマニウムのもの		KG
	920	————ガリウムのもの		KG			［新規］		
	990	————その他のもの		KG		990	————その他のもの		KG
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
ｓ		［略］			ｓ		［同左］		
84.14					84.14				

84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）				
8415.10		［略］			8415.10		［同左］				
8415.20		［略］			8415.20		［同左］				
		―その他のもの					―その他のもの				
8415.81		［略］			8415.81		［同左］				
8415.82		［略］			8415.82		［同左］				
8415.83	000	――冷却ユニットを自蔵しないもの		NO	8415.83		――冷却ユニットを自蔵しないもの				
						091	―――定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO		
						099	―――その他のもの		NO		
8415.90		［略］			8415.90		［同左］				
84.16					84.16						
〃		［略］			〃		［同左］				
84.80					84.80						
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）				
8481.10					8481.10						
〃		［略］			〃		［同左］				
8481.40					8481.40						
8481.80	000	―その他の物品	NO	KG	8481.80		―その他の物品				
						010	――鉄鋼製のもの	NO	KG		
						020	――銅製のもの	NO	KG		
						090	――その他のもの	NO	KG		
8481.90		［略］			8481.90		［同左］				
84.82					84.82						
〃		［略］			〃		［同左］				
84.87					84.87						
［略］					［同左］						
85.01					85.01						
〃		［略］			〃		［同左］				
85.04					85.04						

85.05			電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド―永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの	
8505.11			――金属製のもの			8505.11	000	――金属製のもの	KG
			―――ネオジム鉄ほう素磁石						
	011		―――ボンド磁石	KG					
	012		―――テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）	KG					
	019		―――その他のもの	KG					
	020		―――サマリウムコバルト磁石	KG					
	030		―――サマリウム鉄窒素ボンド磁石	KG					
	090		―――その他のもの	KG					
8505.19			――その他のもの			8505.19	000	――その他のもの	KG
	010		―――フェライト磁石	KG					
	090		―――その他のもの	KG					
8505.20			［略］			8505.20		［同左］	
8505.90			［略］			8505.90		［同左］	
85.06						85.06			
〃			［略］			〃		［同左］	
85.16						85.16			
85.17			電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）			85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）	
			［略］					［同左］	
8517.11						8517.11			
〃			［略］			〃		［同左］	
8517.18						8517.18			
			―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）					―その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）	
8517.61			［略］			8517.61		［同左］	

8517.62	000	――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	NO	
8517.69 ～ 8517.79		［略］		
85.18 ～ 85.49		［略］		

［略］

8517.62	010 090	――音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。） ――――スイッチング機器及びルーティング機器 ――――その他のもの	NO NO	
8517.69 ～ 8517.79		［同左］		
85.18 ～ 85.49		［同左］		

［同左］

○財務省告示第二百九十八号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第三項（同令第三条及び第四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

1　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項第三号及び第四号、第二項並びに第三項の規定による公表の方法は、次のとおりとする。

区分	公表の方法	閲覧に供する方法	
本省	大臣官房会計課が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	財務省ホームページ（https://www.mof.go.jp/）において公表
国税庁	長官官房会計課が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/）において公表
	税務大学校が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	税務大学校ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/）において公表
財務局	北海道財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北海道財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/）において公表
	東北財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東北財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tohoku/）において公表
	関東財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kantou/）において公表
	北陸財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北陸財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/）において公表
	東海財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東海財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tokai/）において公表
	近畿財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	近畿財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kinki/）において公表
	中国財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	中国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/chugoku/）において公表
	四国財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	四国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/shikoku/）において公表
	九州財務局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	九州財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/）において公表
	福岡財務支局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡財務支局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/）において公表
税関	函館税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	函館税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/hakodate/）において公表
	東京税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東京税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/tokyo/）において公表
	横浜税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	横浜税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/yokohama/）において公表

名古屋税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	名古屋税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/nagoya/）において公表
大阪税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	大阪税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/osaka/）において公表
神戸税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	神戸税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/kobe/）において公表
門司税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	門司税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/moji/）において公表
長崎税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	長崎税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/nagasaki/）において公表
沖縄地区税関が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄地区税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/okinawa/）において公表
国税局		
札幌国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	札幌国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/）において公表
仙台国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	仙台国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/）において公表
関東信越国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東信越国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/）において公表
東京国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東京国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/）において公表
金沢国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	金沢国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/）において公表
名古屋国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	名古屋国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/）において公表
大阪国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	大阪国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/）において公表
広島国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	広島国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/）において公表
高松国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	高松国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/）において公表
福岡国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/）において公表
熊本国税局が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	熊本国税局ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/）において公表
沖縄国税事務所が発注する公共工事	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄国税事務所ホームページ（https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/）において公表

2　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第一項第一号及び第二号の規定による公表の方法は、原則として次のとおりとする。

公共工事を発注する部局の区分	公表の方法	閲覧に供する方法
北海道財務局 函館税関 札幌国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北海道財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/）において公表
東北財務局 仙台国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東北財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tohoku/）において公表
財務省本省 関東財務局 東京税関 横浜税関 国税庁 関東信越国税局 東京国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	関東財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kantou/）において公表
北陸財務局 金沢国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	北陸財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/）において公表

東海財務局 名古屋税関 名古屋国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	東海財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/tokai/）において公表
近畿財務局 大阪税関 神戸税関 大阪国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	近畿財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kinki/）において公表
中国財務局 広島国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	中国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/chugoku/）において公表
四国財務局 高松国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	四国財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/shikoku/）において公表
九州財務局 熊本国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	九州財務局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/）において公表
福岡財務支局 門司税関 長崎税関 福岡国税局	インターネットを利用して閲覧に供する方法	福岡財務支局ホームページ（https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/）において公表
沖縄地区税関 沖縄国税事務所	インターネットを利用して閲覧に供する方法	沖縄地区税関ホームページ（https://www.customs.go.jp/okinawa/）において公表

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第四条第二項及び第三項の規定により公表されている事項の公表の方法については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国税庁告示第二十六号

消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件（令和四年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月三十日

国税庁長官　青木　孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後				
消費税法施行令第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
（削除）	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室

改正前				
消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が観光庁長官と協議して指定する自動販売機を定める件 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条の二第二項第二号ロの規定に基づき、国税庁長官が指定する自動販売機を次のように定める。				
名称	型式	指定番号	販売元	販売元の所在地
消費税免税自動販売機	ＷＭＺ－ＴＦ０１	二〇二二一〇〇一	ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社	東京都台東区三筋一丁目十七番地十二号長沼ビル２０１
スマートマート	Ｆ０３Ａ－ＴＦ	二〇二三一〇〇一	株式会社ブイシンク	東京都千代田区麹町六丁目六番二号Ｗｅ Ｗｏｒｋ麹町
消費税免税ロッカー	ＦＱＭ０２－ＴＤＦ	二〇二四一〇〇一	日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港三丁目三番二号
免税ＤＸ自動販売機	ＧＶ－００１－Ｄ　Ｆ	二〇二四一〇〇二	株式会社ＰＲＥＮＯ	東京都渋谷区神宮前三丁目三十七番一号ザ・神宮前レジデンス７１８号室

○東北地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
郡山市富田町字中亀田一番一から同市富田町字中亀田九番二まで	前	四九・四二～六六・五二メートル
	後	四九・四二～六六・五二メートル、〇・〇三四
		〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

東北地方整備局長　小島　優

○関東地方整備局告示第二百三十六号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）第四条の規定に基づき、国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項に規定する水域を定める告示で定めた水域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
一　占用料			一　占用料		
占用区分	単位	金額	占用区分	単位	金額
起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	百二十七円	起重機、船舶の係留等のための占用	一平方メートル当たり月額	十円
上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	六十円	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	同右	五円

備考

１　ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	三百六十円
玉石	同右	五百四十円
泥土	同右	二百十円

備考　（略）

備考

１　ガス管、ケーブル水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長一メートルにつき一平方メートルを占用するものとみなす。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
砂利又は砂	一立方メートルにつき	百五十円
玉石	同右	二百二十円
泥土	同右	八十五円

備考　（略）

附　則

この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

○近畿地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
奈良県生駒郡斑鳩町幸前二丁目六四番三から同町稲葉西二丁目四二番二まで	前 A	二二・九〇～二二・九〇	一〇七・四〇メートル	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する区分をいう。
	前 B	二二・九〇～二二・九〇	四五・八五メートル	
	前 C	二二・二〇～二二・九〇	八〇・一〇メートル	
	前 D	二二・九〇～五五・三七	一一六・四三八メートル	
	後 A	七・〇〇～二二・九〇	四・一二〇キロメートル	
	後 B	二二・九〇～二二・二〇	一六九・〇〇メートル	
	後 C	二二・二〇～八〇・一〇	四五・八五メートル	
	後 D	八〇・一〇～五五・三七	一〇七・四〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
淡路市仮屋字南三六八番四から同市谷字流谷七九番一まで	占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

(四)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日

令和八年十一月二十日

(七)　図面縦覧場所

近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

国　家　試　験

令和８年度情報処理技術者試験合格者

令和８年度情報処理技術者試験（９月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和８年10月21日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和８年10月30日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP25091MS5 IP25091X9A IP25092HZR IP25092MPQ IP25093RZD IP250941Z5 IP25095DGE IP25095N3Z IP25095P7B IP250965JG IP25097ED3 IP25097U1S IP25099HRS IP2509A21B IP2509D1SB IP2509DGQ4 IP2509F6D2 IP2509JGQ7 IP2509MR17 IP2509N9AC
IP2509RDG5 IP2509S21M IP2509STC9 IP2509W87Q IP2509XC87 IP251017WJ IP25101JNE IP25102XZV IP25104B64 IP25104XCX IP251055H9 IP25105MRX IP2510632W IP251069U2 IP25107C97 IP25108STP IP25109UD9 IP2510B433 IP2510Q9DE IP2510QH97
IP2510SJ3A IP2510T5QH IP2510X45M IP2510YQ79 IP25112PUW IP25116E8E IP2511C7NZ IP2511G9JB IP2511M1J1 IP2511T98T IP2511X4FV IP2512133R IP25122QJX IP251247EV IP2512BU48 IP2512DQ5Q IP2512E38C IP2512EW6U IP2512TB8F IP2512WF9P
IP2512XG59 IP2512Z7X9 IP2512Z8UW IP26012SJH IP26012Y7P IP26012ZEX IP26013BGF IP26013NF5 IP26017PU6 IP26019PRH IP26019UGJ IP2601D463 IP2601R4ZS IP2601U7EQ IP2601W84G IP2601X5W8 IP26021AE8 IP26023MG2 IP260248EU IP26024BZB
IP26024THS IP26024Z6A IP2602535R IP260264D1 IP26027TW8 IP260294YR IP26029F1C IP2602ET82 IP2602EZT6 IP2602HQ4P IP2602J1F1 IP2602J1UH IP2602MU9Z IP2602SWW7 IP26031R9J IP26031UEN IP260327AQ IP26032T1X IP26033CAS IP260341WQ
IP2603582Q IP26035VQ7 IP26036CS5 IP26036SM9 IP26036W6E IP26037APF IP26037XFB IP26037ZQ1 IP260382S1 IP260382SM IP26038UJR IP26038VV8 IP26039G17 IP26039RNV IP2603AT93 IP2603BB26 IP2603CV2V IP2603CYT5 IP2603D7RS IP2603E2U5
IP2603FE2Q IP2603GA6A IP2603JSQ1 IP2603M2PE IP2603MU2J IP2603NT54 IP2603PXN5 IP2603R6EW IP2603S8DB IP2603SJN3 IP2603SV3Q IP2603SX9M IP2603YWH9 IP260421XM IP260424S9 IP2604278X IP2604293E IP26042FC8 IP26042N3F IP26042RMD
IP26042WBE IP26042XQM IP260433SN IP260433YQ IP26043CU1 IP26043QV2 IP26043W6F IP26044FCS IP26044ZEN IP260453XQ IP26045MM3 IP26046W24 IP26047GBH IP26047GSX IP26048ES9 IP26048FZ3 IP26048J1G IP26048MVS IP26048QAF IP26048RAU
IP26048WNG IP26048XAY IP260497QD IP26049CJ5 IP2604A9NN IP2604AC7R IP2604CT6G IP2604CWE1 IP2604CY9W IP2604D928 IP2604E58G IP2604G6S3 IP2604GQ26 IP2604HR37 IP2604J5AX IP2604J5T2 IP2604J8EM IP2604JU15 IP2604M2MM IP2604M8UX
IP2604N2F7 IP2604NBR9 IP2604PQN8 IP2604Q13E IP2604Q3WH IP2604Q6RB IP2604QYS6 IP2604R821 IP2604S4Y9 IP2604SB6G IP2604SGZ8 IP2604SS4M IP2604SSC7 IP2604UE4B IP2604UXA3 IP2604UXP9 IP2604X4ZW IP2604X7NV IP2604Y3R4 IP2604YNB1
IP2604Z484 IP2604Z6AR IP2604Z8TN IP2604ZJZ5 IP260511NX IP26051QMX IP2605265W IP26052ADC IP26052FSP IP26052N1J IP26052TB8 IP26052TSG IP26052VUP IP260534BM IP260535X9 IP260538FP IP26053E1E IP260542DB IP260544E2 IP260548WH
IP26054F2X IP26054PXQ IP26054RZR IP26054S62 IP260551PB IP260557MP IP260558SY IP26055HEA IP26055RGR IP26055SJG IP26055T8U IP26055URF IP26055X3X IP26055Y12 IP26056B32 IP26056H2X IP26057AYU IP26057HN4 IP26057JB7 IP26057XRR
IP260584WQ IP2605871J IP26058EFJ IP26058Q58 IP26058QXH IP260591HV IP260594PZ IP2605984V IP2605991U IP260599SB IP26059E7W IP26059GXX IP26059M6A IP26059QMZ IP26059SAM IP26059YXW IP2605A3Y8 IP2605A559 IP2605A561 IP2605A5Q1
IP2605A6G7 IP2605AE2H IP2605AGW8 IP2605B52G IP2605B9T8 IP2605BT3X IP2605C9RJ IP2605C9XQ IP2605CR1R IP2605CUT9 IP2605D149 IP2605DA1C IP2605DUE5 IP2605E27G IP2605E2ZD IP2605EA55 IP2605EF3Y IP2605EMR6 IP2605EV92 IP2605F2AD
IP2605F8MD IP2605FG48 IP2605FS7Z IP2605FT14 IP2605FZ43 IP2605G4VN IP2605H4NN IP2605H57A IP2605H5A9 IP2605J2FW IP2605J3S4 IP2605JP9R IP2605MBT1 IP2605MDU2 IP2605MJ15 IP2605N5Y9 IP2605N7VV IP2605NCX3 IP2605ND4P IP2605NXW8
IP2605P13X IP2605P8W7 IP2605Q8JX IP2605QA6N IP2605R96B IP2605RXF3 IP2605SQ9W IP2605T1A5 IP2605T7S3 IP2605TM65 IP2605U3DJ IP2605V22Y IP2605V6BB IP2605V7N6 IP2605W59G IP2605WFF5 IP2605WN34 IP2605WQ7R IP2605WW7D IP2605X6FD
IP2605XE5D IP2605Y4JQ IP2605YSE1 IP2605Z14F IP2605Z458 IP2605Z8V9 IP2605ZP2V IP2605ZT7J IP260611F1 IP260611RE IP260612BC IP2606139N IP260613A8 IP260613ZN IP260615JD IP260616YS IP260617DA IP260618MF IP260619SR IP26061ABZ
IP26061AHH IP26061BSD IP26061CCV IP26061CMF IP26061E1V IP26061ET2 IP26061F5Z IP26061F7N IP26061GAQ IP26061GZ5 IP26061HPE IP26061MR1 IP26061N7Q IP26061P38 IP26061Q4C IP26061QVU IP26061R2Q IP26061SDR IP26061SXM IP26061U2N
IP26061U6N IP26061UPU IP26061UTY IP26061V2P IP26061VEE IP26061ZH3 IP26061ZHR IP26061ZX3 IP2606215X IP260621PS IP2606261R IP260626FG IP2606278W IP260628FH IP260629RP IP26062AX6 IP26062CRS IP26062EDW IP26062EUU IP26062FYG
IP26062G57 IP26062GTH IP26062HMW IP26062HR1 IP26062JV5 IP26062MVR IP26062P9V IP26062QJ9 IP26062RU7 IP26062S7G IP26062T43 IP26062TDT IP26062TNS IP26062TSN IP26062UE8 IP26062UGF IP26062V78 IP26062VMB IP26062XZU IP26062Y34
IP26062Z7F IP26062ZZQ IP260631YF IP260632VN IP260633AH IP260635A7 IP260636GX IP260636V9 IP260638TW IP26063AS4 IP26063ASC IP26063B14 IP26063C49 IP26063CMW IP26063D1U IP26063D8X IP26063EHQ IP26063J8P IP26063JN5 IP26063NVV
IP26063Q6Y IP26063QM3 IP26063QTY IP26063QUW IP26063R9D IP26063SEY IP26063SZR IP26063V7N IP26063V8E IP26063VXP IP26063W5S IP26063WF8 IP26063XB1 IP26063ZF9 IP2606422Y IP260642NC IP260644QP IP260645WG IP260647QE IP260649EZ
IP26064BE6 IP26064BJP IP26064BR7 IP26064BU8 IP26064CFW IP26064CHC IP26064EFD IP26064F6M IP26064FWB IP26064GC7 IP26064GTM IP26064HGF IP26064HS3 IP26064JEH IP26064JQ8 IP26064M3H IP26064M5W IP26064MQ8 IP26064NGQ IP26064P53
IP26064PJ4 IP26064PMT IP26064QRE IP26064QVM IP26064QXV IP26064T82 IP26064TFE IP26064YN1 IP26064Z2N IP260651FZ IP2606521Y IP260652AX IP260654WX IP260655VD IP260657RU IP260657ZB IP260658SC IP260658TP IP260659PQ IP26065CAJ
IP26065F5G IP26065F8J IP26065GB2 IP26065HGW IP26065HVS IP26065J9R IP26065NH7 IP26065NH9 IP26065NVC IP26065PFH IP26065PFS IP26065S6R IP26065SYB IP26065U9V IP26065UAY IP26065V9D IP26065W88 IP26065X67 IP26065X83 IP26065YB9
IP26065ZJT IP2606626Y IP260662RW IP2606648J IP260664UX IP260664ZJ IP260666C2 IP260666NY IP260666U1 IP2606681P IP260669ER IP26066A9D IP26066BMX IP26066CM1 IP26066CUA IP26066CVN IP26066CZC IP26066D89 IP26066EZ9 IP26066EZP
IP26066HPV IP26066J7Z IP26066JFJ IP26066JRZ IP26066JYM IP26066MNY IP26066NEX IP26066NHC IP26066NTT IP26066NXR IP26066NZY IP26066PYZ IP26066QGN IP26066R39 IP26066R69 IP26066R8C IP26066S1M IP26066SB8 IP26066SUH IP26066T7Y
IP26066UP1 IP26066VF4 IP26066WHD IP26066YG8 IP26066YXQ IP26066ZVZ IP26066ZYY IP260671AF IP2606727V IP260673XH IP260673XJ IP260674WY IP2606754D IP260675AS IP260675ZT IP2606766T IP260676FW IP2606786W IP260678NA IP260678TS
IP26067AF1 IP26067AGR IP26067CJN IP26067CYJ IP26067D2J IP26067DB7 IP26067DGD IP26067FQM IP26067H9H IP26067HQR IP26067HTT IP26067NYY IP26067P7S IP26067PQZ IP26067QX3 IP26067R6P IP26067S7A IP26067SGE IP26067SZU IP26067UDH
IP26067UVH IP26067W1G IP26067W2B IP26067WFA IP26067WW5 IP26067XY3 IP26067Y3M IP26067YWT IP260681AP IP260681TC IP260682GU IP260683TR IP260684RD IP260686FB IP2606887C IP260688TN IP260689E9 IP26068B7S IP26068CD1 IP26068DBY
IP26068F3F IP26068FH7 IP26068H56 IP26068HAE IP26068HT3 IP26068J8N IP26068JP8 IP26068P5F IP26068PRZ IP26068Q3M IP26068R3G IP26068RRS IP26068RV7 IP26068S5A IP26068S9W IP26068SUG IP26068TRV IP26068U8D IP26068UUF IP26068VXU
IP26068WWJ IP26068XHN IP26068XN4 IP26068XS4 IP26068YJ9 IP26068ZCU IP26069137 IP260691E1 IP260692VN IP260694FJ IP260695BA IP2606975X IP26069AVM IP26069CGC IP26069CUZ IP26069D2X IP26069EBJ IP26069HWQ IP26069JBW IP26069JTB
IP26069JUD IP26069M2X IP26069MAJ IP26069N4Q IP26069QGD IP26069QHF IP26069QXJ IP26069RFM IP26069RPR IP26069T8V IP26069UGH IP26069VHJ IP26069VMY IP26069W2M IP26069WR5 IP26069XF6 IP26069XZT IP26069Y8W IP26069ZBX IP2606A2BJ
IP2606A324 IP2606A4JU IP2606A6EA IP2606A7U5 IP2606ACY8 IP2606AD98 IP2606AH3F IP2606AS6X IP2606AUU5 IP2606AX44 IP2606B23G IP2606B4AD IP2606B54E IP2606B634 IP2606B72X IP2606B782 IP2606B93R IP2606BFC2 IP2606BU6B IP2606BVU7
IP2606BW7T IP2606C1VV IP2606C2GT IP2606C3H1 IP2606C4S4 IP2606C5TY IP2606C6M1 IP2606C72U IP2606C74A IP2606CE9M IP2606CEP2 IP2606CGB5 IP2606CM7S IP2606CSH8 IP2606CU7E IP2606CYH8 IP2606CZ9P IP2606D1ER IP2606D43V IP2606D472
IP2606D5XV IP2606D7QC IP2606D86Z IP2606D8YX IP2606D9ZX IP2606DC36 IP2606DE1Q IP2606DP1B IP2606DU51 IP2606DU9F IP2606DXT9 IP2606E1DG IP2606E316 IP2606E3Q3 IP2606E3SR IP2606E3YF IP2606E46A IP2606E5J5 IP2606E9GJ IP2606EC2B
IP2606EC6A IP2606EDB6 IP2606EP51 IP2606ERH9 IP2606F1DE IP2606F1VN IP2606F21Z IP2606F2SD IP2606F2UB IP2606F3DJ IP2606F414 IP2606F44Z IP2606F4ZX IP2606F51B IP2606F687 IP2606F6DR IP2606F6FP IP2606F7A1 IP2606F7HX IP2606F7HY
IP2606F8CH IP2606FDQ7 IP2606FET8 IP2606FGS1 IP2606FJ69 IP2606G25R IP2606G26G IP2606G3E5 IP2606G3T8 IP2606G5XD IP2606G7ZR IP2606G9UF IP2606GB21 IP2606GB8H IP2606GD7N IP2606GFY3 IP2606GN4H IP2606GPT2 IP2606GSF9 IP2606GT7W
IP2606GV85 IP2606GW9X IP2606H13C IP2606H1WG IP2606H29C IP2606H2U7 IP2606H35P IP2606H3DY IP2606H54Y IP2606H5TX IP2606H6P6 IP2606H7S3 IP2606HC4T IP2606HD8X IP2606HE64 IP2606HF48 IP2606HR45 IP2606HS6B IP2606HU22 IP2606HV2W
IP2606HWM2 IP2606HWU1 IP2606J1HA IP2606J223 IP2606J79G IP2606J8PX IP2606JB5C IP2606JBZ4 IP2606JP94 IP2606JPY6 IP2606JQ5X IP2606M1HN IP2606M2BB IP2606M2HX IP2606M3P3 IP2606M495 IP2606M6V2 IP2606M7HB IP2606M8R8 IP2606M8U7
IP2606MED7 IP2606MHY7 IP2606MN9A IP2606MUV4 IP2606MX7N IP2606MZ5T IP2606N1EV IP2606N2C6 IP2606N4YG IP2606N5UF IP2606N6HS IP2606N6XN IP2606N8VM IP2606N9NB IP2606NA58 IP2606NMX5 IP2606NR23 IP2606NU63 IP2606P3F2 IP2606P58G
IP2606P5CA IP2606P5GH IP2606PCX6 IP2606PE9A IP2606PP6P IP2606PRS4 IP2606PT1Y IP2606PUE6 IP2606PX27 IP2606PY5P IP2606PYC7 IP2606Q1V5 IP2606Q226 IP2606Q3P5 IP2606Q94A IP2606QB2Q IP2606QC78 IP2606QCM9 IP2606QD89 IP2606QG33

IP2606QP1V IP2606QT39 IP2606QX39 IP2606QJ12 IP2606R16Q IP2606R23Y IP2606R2CW IP2606R351 IP2606R386 IP2606R3C1 IP2606R3UZ IP2606R49A IP2606R4W4 IP2606R7JW IP2606R8F1 IP2606RBNU IP2606RNXU IP2606RRSD
IP2606RR14 IP2606RA51 IP2606RBH4 IP2606RE4E IP2606RJQ2 IP2606S3HQ IP2606S4RX IP2606S5SG IP2606S698 IP2606S82P IP2606S8R2 IP2606S92H IP2606SM9N IP2606T23W IP2606T3YB IP2606T467 IP2606T48N IP2606T48U
IP2606T71X IP2606TTTW IP2606TTZ8 IP2606V14P IP2606V3R6 IP2606V63C IP2606V66T IP2606V6SS IP2606V6YF IP2606V9CW IP2606V9HU IP2606VD97 IP2606VF15 IP2606VQT7 IP2606VR43 IP2606VS25 IP2606VTM2 IP2606VZ3Q IP2606W1Z1 IP2606W4R8
IP2606WA1J IP2606WG9Q IP2606WGVE IP2606WK43 IP2606WP8W IP2606WPV9 IP2606WRN9 IP2606WS56 IP2606WS79 IP2606WTB2 IP2606X2W6 IP2606X4T5 IP2606X6UM IP2606X9D2E IP2606XG47 IP2606XJA3
IP2606XUSB IP2606XX18 IP2606XY3E IP2606XYP6 IP2606Y4EG IP2606Y5D2 IP2606Y5P9 IP2606Y6HT IP2606Y7ZC IP2606Y8T4 IP2606Y8X5 IP2606YBX3 IP2606YF71 IP2606YG77 IP2606YHE2 IP2606YJX2 IP2606YMT1
IP2606YVIT IP2606YVN9 IP2606Z28G IP2606Z2AT IP2606Z3X2 IP2606Z4GH IP2606Z5M8 IP2606Z638 IP2606Z6NY IP2606Z7FT IP2606Z8PH IP2606Z8Y9 IP2606Z9B9 IP2606ZF6P IP2606ZG2J IP2606ZMD6 IP2606ZS61 IP2606ZU81 IP2606ZW7T
IP2606ZYN2 IP2607117E IP2607119N IP2607119W5 IP2607121Y IP2607128X IP2607129W IP2607131Z IP2607133Q IP2607135R IP2607136M IP2607137Q IP2607139Q IP2607141T IP2607143Y IP2607145Q IP2607147Y IP2607149Q
IP2607169Z IP2607169X IP2607170U IP2607170W IP2607171G IP2607183Z IP2607187J IP2607189C IP2607191C IP2607193Q IP2607195R IP2607197Y IP2607199Q IP2607201C IP2607203Y IP2607205R IP2607207Y IP2607209Q
IP2607210C IP2607210M IP2607211G IP2607211R IP2607212C IP2607212D IP2607213Q IP2607214U IP2607216Y IP2607217Q IP2607219Y IP2607221C IP2607223Y IP2607225R IP2607227Y IP2607229Q IP2607231C IP2607233Y
IP2607235Q IP2607235U IP2607236C IP2607236D IP2607237Y IP2607239Q IP2607241U IP2607243Y IP2607245R IP2607247Y IP2607249Q IP2607251C IP2607253Y IP2607255R IP2607257Y IP2607259Q IP2607261C IP2607263Y
IP2607265R IP2607267Y IP2607269Q IP2607271C IP2607273Y IP2607275R IP2607277Y IP2607279Q IP2607281C IP2607283Y IP2607285R IP2607287Y IP2607289Q IP2607291C IP2607293Y IP2607295R IP2607297Y IP2607299Q
IP2607301C IP2607303Y IP2607305R IP2607307Y IP2607309Q IP2607311C IP2607313Y IP2607315R IP2607317Y IP2607319Q IP2607321C IP2607323Y IP2607325R IP2607327Y IP2607329Q IP2607331C IP2607333Y IP2607335R
IP2607337Y IP2607339Q IP2607341C IP2607343Y IP2607345R IP2607347Y IP2607349Q IP2607351C IP2607353Y IP2607355R IP2607357Y IP2607359Q IP2607361C IP2607363Y IP2607365R IP2607367Y IP2607369Q IP2607371C
IP2607373Y IP2607375R IP2607377Y IP2607379Q IP2607381C IP2607383Y IP2607385R IP2607387Y IP2607389Q IP2607391C IP2607393Y IP2607395R IP2607397Y IP2607399Q IP2607401C IP2607403Y IP2607405R IP2607407Y
IP2607409Q IP2607411C IP2607413Y IP2607415R IP2607417Y IP2607419Q IP2607421C IP2607423Y IP2607425R IP2607427Y IP2607429Q IP2607431C IP2607433Y IP2607435R IP2607437Y IP2607439Q IP2607441C IP2607443Y
IP2607445R IP2607447Y IP2607449Q IP2607451C IP2607453Y IP2607455R IP2607457Y IP2607459Q IP2607461C IP2607463Y IP2607465R IP2607467Y IP2607469Q IP2607471C IP2607473Y IP2607475R IP2607477Y IP2607479Q
IP2607481C IP2607483Y IP2607485R IP2607487Y IP2607489Q IP2607491C IP2607493Y IP2607495R IP2607497Y IP2607499Q IP2607501C IP2607503Y IP2607505R IP2607507Y IP2607509Q IP2607511C IP2607513Y IP2607515R
IP2607517Y IP2607519Q IP2607521C IP2607523Y IP2607525R IP2607527Y IP2607529Q IP2607531C IP2607533Y IP2607535R IP2607537Y IP2607539Q IP2607541C IP2607543Y IP2607545R IP2607547Y IP2607549Q IP2607551C
IP2607553Y IP2607555R IP2607557Y IP2607559Q IP2607561C IP2607563Y IP2607565R IP2607567Y IP2607569Q IP2607571C IP2607573Y IP2607575R IP2607577Y IP2607579Q IP2607581C IP2607583Y IP2607585R IP2607587Y
IP2607589Q IP2607591C IP2607593Y IP2607595R IP2607597Y IP2607599Q IP2607601C IP2607603Y IP2607605R IP2607607Y IP2607609Q IP2607611C IP2607613Y IP2607615R IP2607617Y IP2607619Q IP2607621C IP2607623Y
IP2607625R IP2607627Y IP2607629Q IP2607631C IP2607633Y IP2607635R IP2607637Y IP2607639Q IP2607641C IP2607643Y IP2607645R IP2607647Y IP2607649Q IP2607651C IP2607653Y IP2607655R IP2607657Y IP2607659Q
IP2607661C IP2607663Y IP2607665R IP2607667Y IP2607669Q IP2607671C IP2607673Y IP2607675R IP2607677Y IP2607679Q IP2607681C IP2607683Y IP2607685R IP2607687Y IP2607689Q IP2607691C IP2607693Y IP2607695R
IP2607697Y IP2607699Q IP2607701C IP2607703Y IP2607705R IP2607707Y IP2607709Q IP2607711C IP2607713Y IP2607715R IP2607717Y IP2607719Q IP2607721C IP2607723Y IP2607725R IP2607727Y IP2607729Q IP2607731C
IP2607733Y IP2607735R IP2607737Y IP2607739Q IP2607741C IP2607743Y IP2607745R IP2607747Y IP2607749Q IP2607751C IP2607753Y IP2607755R IP2607757Y IP2607759Q IP2607761C IP2607763Y IP2607765R IP2607767Y
IP2607769Q IP2607771C IP2607773Y IP2607775R IP2607777Y IP2607779Q IP2607781C IP2607783Y IP2607785R IP2607787Y IP2607789Q IP2607791C IP2607793Y IP2607795R IP2607797Y IP2607799Q IP2607801C IP2607803Y
IP2607805R IP2607807Y IP2607809Q IP2607811C IP2607813Y IP2607815R IP2607817Y IP2607819Q IP2607821C IP2607823Y IP2607825R IP2607827Y IP2607829Q IP2607831C IP2607833Y IP2607835R IP2607837Y IP2607839Q
IP2607841C IP2607843Y IP2607845R IP2607847Y IP2607849Q IP2607851C IP2607853Y IP2607855R IP2607857Y IP2607859Q IP2607861C IP2607863Y IP2607865R IP2607867Y IP2607869Q IP2607871C IP2607873Y IP2607875R
IP2607877Y IP2607879Q IP2607881C IP2607883Y IP2607885R IP2607887Y IP2607889Q IP2607891C IP2607893Y IP2607895R IP2607897Y IP2607899Q IP2607901C IP2607903Y IP2607905R IP2607907Y IP2607909Q IP2607911C
IP2607913Y IP2607915R IP2607917Y IP2607919Q IP2607921C IP2607923Y IP2607925R IP2607927Y IP2607929Q IP2607931C IP2607933Y IP2607935R IP2607937Y IP2607939Q IP2607941C IP2607943Y IP2607945R IP2607947Y
IP2607949Q IP2607951C IP2607953Y IP2607955R IP2607957Y IP2607959Q IP2607961C IP2607963Y IP2607965R IP2607967Y IP2607969Q IP2607971C IP2607973Y IP2607975R IP2607977Y IP2607979Q IP2607981C IP2607983Y
IP2607985R IP2607987Y IP2607989Q IP2607991C IP2607993Y IP2607995R IP2607997Y IP2607999Q IP2608001C IP2608003Y IP2608005R IP2608007Y IP2608009Q IP2608011C IP2608013Y IP2608015R IP2608017Y IP2608019Q
IP2608021C IP2608023Y IP2608025R IP2608027Y IP2608029Q IP2608031C IP2608033Y IP2608035R IP2608037Y IP2608039Q IP2608041C IP2608043Y IP2608045R IP2608047Y IP2608049Q IP2608051C IP2608053Y IP2608055R
IP2608057Y IP2608059Q IP2608061C IP2608063Y IP2608065R IP2608067Y IP2608069Q IP2608071C IP2608073Y IP2608075R IP2608077Y IP2608079Q IP2608081C IP2608083Y IP2608085R IP2608087Y IP2608089Q IP2608091C
IP2608093Y IP2608095R IP2608097Y IP2608099Q IP2608101C IP2608103Y IP2608105R IP2608107Y IP2608109Q IP2608111C IP2608113Y IP2608115R IP2608117Y IP2608119Q IP2608121C IP2608123Y IP2608125R IP2608127Y
IP2608129Q IP2608131C IP2608133Y IP2608135R IP2608137Y IP2608139Q IP2608141C IP2608143Y IP2608145R IP2608147Y IP2608149Q IP2608151C IP2608153Y IP2608155R IP2608157Y IP2608159Q IP2608161C IP2608163Y
IP2608165R IP2608167Y IP2608169Q IP2608171C IP2608173Y IP2608175R IP2608177Y IP2608179Q IP2608181C IP2608183Y IP2608185R IP2608187Y IP2608189Q IP2608191C IP2608193Y IP2608195R IP2608197Y IP2608199Q
IP2608201C IP2608203Y IP2608205R IP2608207Y IP2608209Q IP2608211C IP2608213Y IP2608215R IP2608217Y IP2608219Q IP2608221C IP2608223Y IP2608225R IP2608227Y IP2608229Q IP2608231C IP2608233Y IP2608235R
IP2608237Y IP2608239Q IP2608241C IP2608243Y IP2608245R IP2608247Y IP2608249Q IP2608251C IP2608253Y IP2608255R IP2608257Y IP2608259Q IP2608261C IP2608263Y IP2608265R IP2608267Y IP2608269Q IP2608271C
IP2608273Y IP2608275R IP2608277Y IP2608279Q IP2608281C IP2608283Y IP2608285R IP2608287Y IP2608289Q IP2608291C IP2608293Y IP2608295R IP2608297Y IP2608299Q IP2608301C IP2608303Y IP2608305R IP2608307Y
IP2608309Q IP2608311C IP2608313Y IP2608315R IP2608317Y IP2608319Q IP2608321C IP2608323Y IP2608325R IP2608327Y IP2608329Q IP2608331C IP2608333Y IP2608335R IP2608337Y IP2608339Q IP2608341C IP2608343Y
IP2608345R IP2608347Y IP2608349Q IP2608351C IP2608353Y IP2608355R IP2608357Y IP2608359Q IP2608361C IP2608363Y IP2608365R IP2608367Y IP2608369Q IP2608371C IP2608373Y IP2608375R IP2608377Y IP2608379Q
IP2608381C IP2608383Y IP2608385R IP2608387Y IP2608389Q IP2608391C IP2608393Y IP2608395R IP2608397Y IP2608399Q IP2608401C IP2608403Y IP2608405R IP2608407Y IP2608409Q IP2608411C IP2608413Y IP2608415R
IP2608417Y IP2608419Q IP2608421C IP2608423Y IP2608425R IP2608427Y IP2608429Q IP2608431C IP2608433Y IP2608435R IP2608437Y IP2608439Q IP2608441C IP2608443Y IP2608445R IP2608447Y IP2608449Q IP2608451C
IP2608453Y IP2608455R IP2608457Y IP2608459Q IP2608461C IP2608463Y IP2608465R IP2608467Y IP2608469Q IP2608471C IP2608473Y IP2608475R IP2608477Y IP2608479Q IP2608481C IP2608483Y IP2608485R IP2608487Y
IP2608489Q IP2608491C IP2608493Y IP2608495R IP2608497Y IP2608499Q IP2608501C IP2608503Y IP2608505R IP2608507Y IP2608509Q IP2608511C IP2608513Y IP2608515R IP2608517Y IP2608519Q IP2608521C IP2608523Y
IP2608525R IP2608527Y IP2608529Q IP2608531C IP2608533Y IP2608535R IP2608537Y IP2608539Q IP2608541C IP2608543Y IP2608545R IP2608547Y IP2608549Q IP2608551C IP2608553Y IP2608555R IP2608557Y IP2608559Q
IP2608561C IP2608563Y IP2608565R IP2608567Y IP2608569Q IP2608571C IP2608573Y IP2608575R IP2608577Y IP2608579Q IP2608581C IP2608583Y IP2608585R IP2608587Y IP2608589Q IP2608591C IP2608593Y IP2608595R
IP2608597Y IP2608599Q IP2608601C IP2608603Y IP2608605R IP2608607Y IP2608609Q IP2608611C IP2608613Y IP2608615R IP2608617Y IP2608619Q IP2608621C IP2608623Y IP2608625R IP2608627Y IP2608629Q IP2608631C
IP2608633Y IP2608635R IP2608637Y IP2608639Q IP2608641C IP2608643Y IP2608645R IP2608647Y IP2608649Q IP2608651C IP2608653Y IP2608655R IP2608657Y IP2608659Q IP2608661C IP2608663Y IP2608665R IP2608667Y
IP2608669Q IP2608671C IP2608673Y IP2608675R IP2608677Y IP2608679Q IP2608681C IP2608683Y IP2608685R IP2608687Y IP2608689Q IP2608691C IP2608693Y IP2608695R IP2608697Y IP2608699Q IP2608701C IP2608703Y
IP2608705R IP2608707Y IP2608709Q IP2608711C IP2608713Y IP2608715R IP2608717Y IP2608719Q IP2608721C IP2608723Y IP2608725R IP2608727Y IP2608729Q IP2608731C IP2608733Y IP2608735R IP2608737Y IP2608739Q
IP2608741C IP2608743Y IP2608745R IP2608747Y IP2608749Q IP2608751C IP2608753Y IP2608755R IP2608757Y IP2608759Q IP2608761C IP2608763Y IP2608765R IP2608767Y IP2608769Q IP2608771C IP2608773Y IP2608775R
IP2608777Y IP2608779Q IP2608781C IP2608783Y IP2608785R IP2608787Y IP2608789Q IP2608791C IP2608793Y IP2608795R IP2608797Y IP2608799Q IP2608801C IP2608803Y IP2608805R IP2608807Y IP2608809Q IP2608811C
IP2608813Y IP2608815R IP2608817Y IP2608819Q IP2608821C IP2608823Y IP2608825R IP2608827Y IP2608829Q IP2608831C IP2608833Y IP2608835R IP2608837Y IP2608839Q IP2608841C IP2608843Y IP2608845R IP2608847Y
IP2608849Q IP2608851C IP2608853Y IP2608855R IP2608857Y IP2608859Q IP2608861C IP2608863Y IP2608865R IP2608867Y IP2608869Q IP2608871C IP2608873Y IP2608875R IP2608877Y IP2608879Q IP2608881C IP2608883Y
IP2608885R IP2608887Y IP2608889Q IP2608891C IP2608893Y IP2608895R IP2608897Y IP2608899Q IP2608901C IP2608903Y IP2608905R IP2608907Y IP2608909Q IP2608911C IP2608913Y IP2608915R IP2608917Y IP2608919Q
IP2608921C IP2608923Y IP2608925R IP2608927Y IP2608929Q IP2608931C IP2608933Y IP2608935R IP2608937Y IP2608939Q IP2608941C IP2608943Y IP2608945R IP2608947Y IP2608949Q IP2608951C IP2608953Y IP2608955R
IP2608957Y IP2608959Q IP2608961C IP2608963Y IP2608965R IP2608967Y IP2608969Q IP2608971C IP2608973Y IP2608975R IP2608977Y IP2608979Q IP2608981C IP2608983Y IP2608985R IP2608987Y IP2608989Q IP2608991C
IP2608993Y IP2608995R IP2608997Y IP2608999Q IP2609001C IP2609003Y IP2609005R IP2609007Y IP2609009Q IP2609011C IP2609013Y IP2609015R IP2609017Y IP2609019Q IP2609021C IP2609023Y IP2609025R IP2609027Y
IP2609029Q IP2609031C IP2609033Y IP2609035R IP2609037Y IP2609039Q IP2609041C IP2609043Y IP2609045R IP2609047Y IP2609049Q IP2609051C IP2609053Y IP2609055R IP2609057Y IP2609059Q IP2609061C IP2609063Y
IP2609065R IP2609067Y IP2609069Q IP2609071C IP2609073Y IP2609075R IP2609077Y IP2609079Q IP2609081C IP2609083Y IP2609085R IP2609087Y IP2609089Q IP2609091C IP2609093Y IP2609095R IP2609097Y IP2609099Q
IP2609101C IP2609103Y IP2609105R IP2609107Y IP2609109Q IP2609111C IP2609113Y IP2609115R IP2609117Y IP2609119Q IP2609121C IP2609123Y IP2609125R IP2609127Y IP2609129Q IP2609131C IP2609133Y IP2609135R
IP2609137Y IP2609139Q IP2609141C IP2609143Y IP2609145R IP2609147Y IP2609149Q IP2609151C IP2609153Y IP2609155R IP2609157Y IP2609159Q IP2609161C IP2609163Y IP2609165R IP2609167Y IP2609169Q IP2609171C
IP2609173Y IP2609175R IP2609177Y IP2609179Q IP2609181C IP2609183Y IP2609185R IP2609187Y IP2609189Q IP2609191C IP2609193Y IP2609195R IP2609197Y IP2609199Q IP2609201C IP2609203Y IP2609205R IP2609207Y
IP2609209Q IP2609211C IP2609213Y IP2609215R IP2609217Y IP2609219Q IP2609221C IP2609223Y IP2609225R IP2609227Y IP2609229Q IP2609231C IP2609233Y IP2609235R IP2609237Y IP2609239Q IP2609241C IP2609243Y
IP2609245R IP2609247Y IP2609249Q IP2609251C IP2609253Y IP2609255R IP2609257Y IP2609259Q IP2609261C IP2609263Y IP2609265R IP2609267Y IP2609269Q IP2609271C IP2609273Y IP2609275R IP2609277Y IP2609279Q
IP2609281C IP2609283Y IP2609285R IP2609287Y IP2609289Q IP2609291C IP2609293Y IP2609295R IP2609297Y IP2609299Q IP2609301C IP2609303Y IP2609305R IP2609307Y IP2609309Q IP2609311C IP2609313Y IP2609315R
IP2609317Y IP2609319Q IP2609321C IP2609323Y IP2609325R IP2609327Y IP2609329Q IP2609331C IP2609333Y IP2609335R IP2609337Y IP2609339Q IP2609341C IP2609343Y IP2609345R IP2609347Y IP2609349Q IP2609351C
IP2609353Y IP2609355R IP2609357Y IP2609359Q IP2609361C IP2609363Y IP2609365R IP2609367Y IP2609369Q IP2609371C IP2609373Y IP2609375R IP2609377Y IP2609379Q IP2609381C IP2609383Y IP2609385R IP2609387Y
IP2609389Q IP2609391C IP2609393Y IP2609395R IP2609397Y IP2609399Q IP2609401C IP2609403Y IP2609405R IP2609407Y IP2609409Q IP2609411C IP2609413Y IP2609415R IP2609417Y IP2609419Q IP2609421C IP2609423Y
IP2609425R IP2609427Y IP2609429Q IP2609431C IP2609433Y IP2609435R IP2609437Y IP2609439Q IP2609441C IP2609443Y IP2609445R IP2609447Y IP2609449Q IP2609451C IP2609453Y IP2609455R IP2609457Y IP2609459Q
IP2609461C IP2609463Y IP2609465R IP2609467Y IP2609469Q IP2609471C IP2609473Y IP2609475R IP2609477Y IP2609479Q IP2609481C IP2609483Y IP2609485R IP2609487Y IP2609489Q IP2609491C IP2609493Y IP2609495R
IP2609497Y IP2609499Q IP2609501C IP2609503Y IP2609505R IP2609507Y IP2609509Q IP2609511C IP2609513Y IP2609515R IP2609517Y IP2609519Q IP2609521C IP2609523Y IP2609525R IP2609527Y IP2609529Q IP2609531C
IP2609533Y IP2609535R IP2609537Y IP2609539Q IP2609541C IP2609543Y IP2609545R IP2609547Y IP2609549Q IP2609551C IP2609553Y IP2609555R IP2609557Y IP2609559Q IP2609561C IP2609563Y IP2609565R IP2609567Y
IP2609569Q IP2609571C IP2609573Y IP2609575R IP2609577Y IP2609579Q IP2609581C IP2609583Y IP2609585R IP2609587Y IP2609589Q IP2609591C IP2609593Y IP2609595R IP2609597Y IP2609599Q IP2609601C IP2609603Y
IP2609605R IP2609607Y IP2609609Q IP2609611C IP2609613Y IP2609615R IP2609617Y IP2609619Q IP2609621C IP2609623Y IP2609625R IP2609627Y IP2609629Q IP2609631C IP2609633Y IP2609635R IP2609637Y IP2609639Q
IP2609641C IP2609643Y IP2609645R IP2609647Y IP2609649Q IP2609651C IP2609653Y IP2609655R IP2609657Y IP2609659Q IP2609661C IP2609663Y IP2609665R IP2609667Y IP2609669Q IP2609671C IP2609673Y IP2609675R
IP2609677Y IP2609679Q IP2609681C IP2609683Y IP2609685R IP2609687Y IP2609689Q IP2609691C IP2609693Y IP2609695R IP2609697Y IP2609699Q IP2609701C IP2609703Y IP2609705R IP2609707Y IP2609709Q IP2609711C
IP2609713Y IP2609715R IP2609717Y IP2609719Q IP2609721C IP2609723Y IP2609725R IP2609727Y IP2609729Q IP2609731C IP2609733Y IP2609735R IP2609737Y IP2609739Q IP2609741C IP2609743Y IP2609745R IP2609747Y
IP2609749Q IP2609751C IP2609753Y IP2609755R IP2609757Y IP2609759Q IP2609761C IP2609763Y IP2609765R IP2609767Y IP2609769Q IP2609771C IP2609773Y IP2609775R IP2609777Y IP2609779Q IP2609781C IP2609783Y
IP2609785R IP2609787Y IP2609789Q IP2609791C IP2609793Y IP2609795R IP2609797Y IP2609799Q IP2609801C IP2609803Y IP2609805R IP2609807Y IP2609809Q IP2609811C IP2609813Y IP2609815R IP2609817Y IP2609819Q
IP2609821C IP2609823Y IP2609825R IP2609827Y IP2609829Q IP2609831C IP2609833Y IP2609835R IP2609837Y IP2609839Q IP2609841C IP2609843Y IP2609845R IP2609847Y IP2609849Q IP2609851C IP2609853Y IP2609855R
IP2609857Y IP2609859Q IP2609861C IP2609863Y IP2609865R IP2609867Y IP2609869Q IP2609871C IP2609873Y IP2609875R IP2609877Y IP2609879Q IP2609881C IP2609883Y IP2609885R IP2609887Y IP2609889Q IP2609891C
IP2609893Y IP2609895R IP2609897Y IP2609899Q IP2609901C IP2609903Y IP2609905R IP2609907Y IP2609909Q IP2609911C IP2609913Y IP2609915R IP2609917Y IP2609919Q IP2609921C IP2609923Y IP2609925R IP2609927Y
IP2609929Q IP2609931C IP2609933Y IP2609935R IP2609937Y IP2609939Q IP2609941C IP2609943Y IP2609945R IP2609947Y IP2609949Q IP2609951C IP2609953Y IP2609955R IP2609957Y IP2609959Q IP2609961C IP2609963Y
IP2609965R IP2609967Y IP2609969Q IP2609971C IP2609973Y IP2609975R IP2609977Y IP2609979Q IP2609981C IP2609983Y IP2609985R IP2609987Y IP2609989Q IP2609991C IP2609993Y IP2609995R IP2609997Y IP2609999Q
IP2610001C IP2610003Y IP2610005R IP2610007Y IP2610009Q IP2610011C IP2610013Y IP2610015R IP2610017Y IP2610019Q IP2610021C IP2610023Y IP2610025R IP2610027Y IP2610029Q IP2610031C IP2610033Y IP2610035R
IP2610037Y IP2610039Q IP2610041C IP2610043Y IP2610045R IP2610047Y IP2610049Q IP2610051C IP2610053Y IP2610055R IP2610057Y IP2610059Q IP2610061C IP2610063Y IP2610065R IP2610067Y IP2610069Q IP2610071C
IP2610073Y IP2610075R IP2610077Y IP2610079Q IP2610081C IP2610083Y IP2610085R IP2610087Y IP2610089Q IP2610091C IP2610093Y IP2610095R IP2610097Y IP2610099Q IP2610101C IP2610103Y IP2610105R IP2610107Y
IP2610109Q IP2610111C IP2610113Y IP2610115R IP2610117Y IP2610119Q IP2610121C IP2610123Y IP2610125R IP2610127Y IP2610129Q IP2610131C IP2610133Y IP2610135R IP2610137Y IP2610139Q IP2610141C IP2610143Y
IP2610145R IP2610147Y IP2610149Q IP2610151C IP2610153Y IP2610155R IP2610157Y IP2610159Q IP2610161C IP2610163Y IP2610165R IP2610167Y IP2610169Q IP2610171C IP2610173Y IP2610175R IP2610177Y IP2610179Q
IP2610181C IP2610183Y IP2610185R IP2610187Y IP2610189Q IP2610191C IP2610193Y IP2610195R IP2610197Y IP2610199Q IP2610201C IP2610203Y IP2610205R IP2610207Y IP2610209Q IP2610211C IP2610213Y IP2610215R
IP2610217Y IP2610219Q IP2610221C IP2610223Y IP2610225R IP2610227Y IP2610229Q IP2610231C IP2610233Y IP2610235R IP2610237Y IP2610239Q IP2610241C IP2610243Y IP2610245R IP2610247Y IP2610249Q IP2610251C
IP2610253Y IP2610255R IP2610257Y IP2610259Q IP2610261C IP2610263Y IP2610265R IP2610267Y IP2610269Q IP2610271C IP2610273Y IP2610275R IP2610277Y IP2610279Q IP2610281C IP2610283Y IP2610285R IP2610287Y
IP2610289Q IP2610291C IP2610293Y IP2610295R IP2610297Y IP2610299Q IP2610301C IP2610303Y IP2610305R IP2610307Y IP2610309Q IP2610311C IP2610313Y IP2610315R IP2610317Y IP2610319Q IP2610321C IP2610323Y
IP2610325R IP2610327Y IP2610329Q IP2610331C IP2610333Y IP2610335R IP2610337Y IP2610339Q IP2610341C IP2610343Y IP2610345R IP2610347Y IP2610349Q IP2610351C IP2610353Y IP2610355R IP2610357Y IP2610359Q
IP2610361C IP2610363Y IP2610365R IP2610367Y IP2610369Q IP2610371C IP2610373Y IP2610375R IP2610377Y IP2610379Q IP2610381C IP2610383Y IP2610385R IP2610387Y IP2610389Q IP2610391C IP2610393Y IP2610395R
IP2610397Y IP2610399Q IP2610401C IP2610403Y IP2610405R IP2610407Y IP2610409Q IP2610411C IP2610413Y IP2610415R IP2610417Y IP2610419Q IP2610421C IP2610423Y IP2610425R IP2610427Y IP2610429Q IP2610431C
IP2610433Y IP2610435R IP2610437Y IP2610439Q IP2610441C IP2610443Y IP2610445R IP2610447Y IP2610449Q IP2610451C IP2610453Y IP2610455R IP2610457Y IP2610459Q IP2610461C IP2610463Y IP2610465R IP2610467Y
IP2610469Q IP2610471C IP2610473Y IP2610475R IP2610477Y IP2610479Q IP2610481C IP2610483Y IP2610485R IP2610487Y IP2610489Q IP2610491C IP2610493Y IP2610495R IP2610497Y IP2610499Q IP2610501C IP2610503Y
IP2610505R IP2610507Y IP2610509Q IP2610511C IP2610513Y IP2610515R IP2610517Y IP2610519Q IP2610521C IP2610523Y IP2610525R IP2610527Y IP2610529Q IP2610531C IP2610533Y IP2610535R IP2610537Y IP2610539Q
IP2610541C IP2610543Y IP2610545R IP2610547Y IP2610549Q IP2610551C IP2610553Y IP2610555R IP2610557Y IP2610559Q IP2610561C IP2610563Y IP2610565R IP2610567Y IP2610569Q IP2610571C IP2610573Y IP2610575R
IP2610577Y IP2610579Q IP2610581C IP2610583Y IP2610585R IP2610587Y IP2610589Q IP2610591C IP2610593Y IP2610595R IP2610597Y IP2610599Q IP2610601C IP2610603Y IP2610605R IP2610607Y IP2610609Q IP2610611C
IP2610613Y IP2610615R IP2610617Y IP2610619Q IP2610621C IP2610623Y IP2610625R IP2610627Y IP2610629Q IP2610631C IP2610633Y IP2610635R IP2610637Y IP2610639Q IP2610641C IP2610643Y IP2610645R IP2610647Y
IP2610649Q IP2610651C IP2610653Y IP2610655R IP2610657Y IP2610659Q IP2610661C IP2610663Y IP2610665R IP2610667Y IP2610669Q IP2610671C IP2610673Y IP2610675R IP2610677Y IP2610679Q IP2610681C IP2610683Y
IP2610685R IP2610687Y IP2610689Q IP2610691C IP2610693Y IP2610695R IP2610697Y IP2610699Q IP2610701C IP2610703Y IP2610705R IP2610707Y IP2610709Q IP2610711C IP2610713Y IP2610715R IP2610717Y IP2610719Q
IP2610721C IP2610723Y IP2610725R IP2610727Y IP2610729Q IP2610731C IP2610733Y IP2610735R IP2610737Y IP2610739Q IP2610741C IP2610743Y IP2610745R IP2610747Y IP2610749Q IP2610751C IP2610753Y IP2610755R
IP2610757Y IP2610759Q IP2610761C IP2610763Y IP2610765R IP2610767Y IP2610769Q IP2610771C IP2610773Y IP2610775R IP2610777Y IP2610779Q IP2610781C IP2610783Y IP2610785R IP2610787Y IP2610789Q IP2610791C
IP2610793Y IP2610795R IP2610797Y IP2610799Q IP2610801C IP2610803Y IP2610805R IP2610807Y IP2610809Q IP2610811C IP2610813Y IP2610815R IP2610817Y IP2610819Q IP2610821C IP2610823Y IP2610825R IP2610827Y
IP2610829Q IP2610831C IP2610833Y IP2610835R IP2610837Y IP2610839Q IP2610841C IP2610843Y IP2610845R IP2610847Y IP2610849Q IP2610851C IP2610853Y IP2610855R IP2610857Y IP2610859Q IP2610861C IP2610863Y
IP2610865R IP2610867Y IP2610869Q IP2610871C IP2610873Y IP2610875R IP2610877Y IP2610879Q IP2610881C IP2610883Y IP2610885R IP2610887Y IP2610889Q IP2610891C IP2610893Y IP2610895R IP2610897Y IP2610899Q
IP2610901C IP2610903Y IP2610905R IP2610907Y IP2610909Q IP2610911C IP2610913Y IP2610915R IP2610917Y IP2610919Q IP2610921C IP2610923Y IP2610925R IP2610927Y IP2610929Q IP2610931C IP2610933Y IP2610935R
IP2610937Y IP2610939Q IP2610941C IP2610943Y IP2610945R IP2610947Y IP2610949Q IP2610951C IP2610953Y IP2610955R IP2610957Y IP2610959Q IP2610961C IP2610963Y IP2610965R IP2610967Y IP2610969Q IP2610971C
IP2610973Y IP2610975R IP2610977Y IP2610979Q IP2610981C IP2610983Y IP2610985R IP2610987Y IP2610989Q IP2610991C IP2610993Y IP2610995R IP2610997Y IP2610999Q IP2611001C IP2611003Y IP2611005R IP2611007Y
IP2611009Q IP2611011C IP2611013Y IP2611015R IP2611017Y IP2611019Q IP2611021C IP2611023Y IP2611025R IP2611027Y IP2611029Q IP2611031C IP2611033Y IP2611035R IP2611037Y IP2611039Q IP2611041C IP2611043Y
IP2611045R IP2611047Y IP2611049Q IP2611051C IP2611053Y IP2611055R IP2611057Y IP2611059Q IP2611061C IP2611063Y IP2611065R IP2611067Y IP2611069Q IP2611071C IP2611073Y IP2611075R IP2611077Y IP2611079Q
IP2611081C IP2611083Y IP2611085R IP2611087Y IP2611089Q IP2611091C IP2611093Y IP2611095R IP2611097Y IP2611099Q IP2611101C IP2611103Y IP2611105R IP2611107Y IP2611109Q IP2611111C IP2611113Y IP2611115R
IP2611117Y IP2611119Q IP2611121C IP2611123Y IP2611125R IP2611127Y IP2611129Q IP2611131C IP2611133Y IP2611135R IP2611137Y IP2611139Q IP2611141C IP2611143Y IP2611145R IP2611147Y IP2611149Q IP2611151C
IP2611153Y IP2611155R IP2611157Y IP2611159Q IP2611161C IP2611163Y IP2611165R IP2611167Y IP2611169Q IP2611171C IP2611173Y IP2611175R IP2611177Y IP2611179Q IP2611181C IP2611183Y IP2611185R IP2611187Y
IP2611189Q IP2611191C IP2611193Y IP2611195R IP2611197Y IP2611199Q IP2611201C IP2611203Y IP2611205R IP2611207Y IP2611209Q IP2611211C IP2611213Y IP2611215R IP2611217Y IP2611219Q IP2611221C IP2611223Y
IP2611225R IP2611227Y IP2611229Q IP2611231C IP2611233Y IP2611235R IP2611237Y IP2611239Q IP2611241C IP2611243Y IP2611245R IP2611247Y IP2611249Q IP2611251C IP2611253Y IP2611255R IP2611257Y IP2611259Q
IP2611261C IP2611263Y IP2611265R IP2611267Y IP2611269Q IP2611271C IP2611273Y IP2611275R IP2611277Y IP2611279Q IP2611281C IP2611283Y IP2611285R IP2611287Y IP2611289Q IP2611291C IP2611293Y IP2611295R
IP2611297Y IP2611299Q IP2611301C IP2611303Y IP2611305R IP2611307Y IP2611309Q IP2611311C IP2611313Y IP2611315R IP2611317Y IP2611319Q IP2611321C IP2611323Y IP2611325R IP2611327Y IP2611329Q IP2611331C
IP2611333Y IP2611335R IP2611337Y IP2611339Q IP2611341C IP2611343Y IP2611345R IP2611347Y IP2611349Q IP2611351C IP2611353Y IP2611355R IP2611357Y IP2611359Q IP2611361C IP2611363Y IP2611365R IP2611367Y
IP2611369Q IP2611371C IP2611373Y IP2611375R IP2611377Y IP2611379Q IP2611381C IP2611383Y IP2611385R IP2611387Y IP2611389Q IP2611391C IP2611393Y IP2611395R IP2611397Y IP2611399Q IP2611401C IP2611403Y
IP2611405R IP2611407Y IP2611409Q IP2611411C IP2611413Y IP2611415R IP2611417Y IP2611419Q IP2611421C IP2611423Y IP2611425R IP2611427Y IP2611429Q IP2611431C IP2611433Y IP2611435R IP2611437Y IP2611439Q
IP2611441C IP2611443Y IP2611445R IP2611447Y IP2611449Q IP2611451C IP2611453Y IP2611455R IP2611457Y IP2611459Q IP2611461C IP2611463Y IP2611465R IP2611467Y IP2611469Q IP2611471C IP2611473Y IP2611475R
IP2611477Y IP2611479Q IP2611481C IP2611483Y IP2611485R IP2611487Y IP2611489Q IP2611491C IP2611493Y IP2611495R IP2611497Y IP2611499Q IP2611501C IP2611503Y IP2611505R IP2611507Y IP2611509Q IP2611511C
IP2611513Y IP2611515R IP2611517Y IP2611519Q IP2611521C IP2611523Y IP2611525R IP2611527Y IP2611529Q IP2611531C IP2611533Y IP2611535R IP2611537Y IP2611539Q IP2611541C IP2611543Y IP2611545R IP2611547Y
IP2611549Q IP2611551C IP2611553Y IP2611555R IP2611557Y IP2611559Q IP2611561C IP2611563Y IP2611565R IP2611567Y IP2611569Q IP2611571C IP2611573Y IP2611575R IP2611577Y IP2611579Q IP2611581C IP2611583Y
IP2611585R IP2611587Y IP2611589Q IP2611591C IP2611593Y IP2611595R IP2611597Y IP2611599Q IP2611601C IP2611603Y IP2611605R IP2611607Y IP2611609Q IP2611611C IP2611613Y IP2611615R IP2611617Y IP2611619Q
IP2611621C IP2611623Y IP2611625R IP2611627Y IP2611629Q IP2611631C IP2611633Y

IP2607GXN9 IP2607G1UB IP2607G21C IP2607G21F IP2607G22C IP2607G2P1 IP2607G1AG IP2607G1FX IP2607G1UC IP2607G1Z6 IP2607G1ZS IP2607G2RJ IP2607G2WX IP2607G35N IP2607G3MX IP2607G3X5 IP2607G43M IP2607G4D4 IP2607G4G4
IP2607G4CN IP2607G4MC IP2607G4QQ IP2607G4XA IP2607G53E IP2607G5SW IP2607G6F3 IP2607G73C IP2607G79P IP2607G84W IP2607G8RY IP2607G8U4 IP2607G9Y3 IP2607G9Y3 IP2607G9YH IP2607GA3Q IP2607GA55 IP2607GA5B IP2607GA7M IP2607GA9Q
IP2607GAAJ IP2607GAZ3 IP2607GBDJ IP2607GBST IP2607GC76 IP2607GCYT IP2607GD3G IP2607GD7V IP2607GDFP IP2607GDRX IP2607GDUQ IP2607GE15 IP2607GE4W IP2607GE6D IP2607GE9W IP2607GEB9 IP2607GEE9 IP2607GEEC IP2607GEQT IP2607GERP IP2607GESP IP2607GF8T IP2607GFGS IP2607GG8D IP2607GGAV IP2607GGET IP2607GGGN IP2607GGWH IP2607GHAV IP2607GHPY IP2607GHRJ IP2607GJ1U IP2607GJ7S
IP2607GJJW IP2607GMCG IP2607GNN3 IP2607GNR3 IP2607GNZ8 IP2607GNJ8 IP2607GNNT IP2607GP3A IP2607GPAF IP2607GPCB IP2607GPNB IP2607GPWZ IP2607GQSQ IP2607GQBV IP2607GQEF IP2607GR3J IP2607GR5H IP2607GRB7 IP2607GRZ7
IP2607GS1F IP2607GS9U IP2607GSTU IP2607GT8Q IP2607GTTA IP2607GU15 IP2607GU9Z IP2607GUAV IP2607GVFT IP2607GVT8 IP2607GW1G IP2607GWFB IP2607GWMM IP2607GWN IP2607GWRN IP2607GX6A IP2607GXJ2 IP2607GXPG IP2607GY38
IP2607GYN7 IP2607GYSN IP2607GYX6 IP2607GZBS IP2607GZDC IP2607GZJH IP2607GZMT IP2607GZVX IP2607H15C IP2607H1WW IP2607H1Q2 IP2607H1RA IP2607H1U1 IP2607H1UA IP2607H2EU IP2607H2MJ IP2607H2NQ IP2607H32U IP2607H36A IP2607H38J
IP2607H3EB IP2607H3FZ IP2607H3GW IP2607H3VY IP2607H4GW IP2607H57C IP2607H5A2 IP2607H5MR IP2607H5QM IP2607H6E4 IP2607H6QF IP2607H7AA IP2607H7AY IP2607H7E15 IP2607H7EW IP2607H7FB IP2607H7HN IP2607H7RJ IP2607H7YN
IP2607H83E IP2607H8A9 IP2607H8AJ IP2607H96G IP2607H9BD IP2607H9M IP2607H9MQ IP2607H9XR IP2607H9ZM IP2607HA5N IP2607HA98 IP2607HACY IP2607HAZP IP2607HB4F IP2607HBHA IP2607HBV9 IP2607HC4V IP2607HCFD IP2607HCFX
IP2607HC12 IP2607HCZQ IP2607HD1X IP2607HD3R IP2607HDMQ IP2607HDPH IP2607HE3H IP2607HE8M IP2607HEBS IP2607HEYX IP2607HF4A IP2607HG4V IP2607HGNB IP2607HGNR IP2607HGVB IP2607HGXF IP2607HHF4 IP2607HHF7 IP2607HHJN
IP2607HJ5R IP2607HJ6N IP2607HJ8Q IP2607HJTX IP2607HJW9 IP2607HJY6 IP2607HK12 IP2607HKMF IP2607HKMU IP2607HM2 IP2607HMNT IP2607HMQC IP2607HMZ IP2607HNXJ IP2607HPQ7 IP2607HPT7 IP2607HPTT IP2607HPVU IP2607HQDA
IP2607HQV9 IP2607HR4G IP2607HR5E IP2607HR7V IP2607HRBJ IP2607HRCV IP2607HRWV IP2607HRZ IP2607HS2V IP2607HS4B IP2607HSST IP2607HSCH IP2607HSD7 IP2607HSQC IP2607HSU5 IP2607HTDC IP2607HTE3 IP2607HTFM IP2607HTHT
IP2607HTUB IP2607HU1X IP2607HU2J IP2607HV67 IP2607HVJ4 IP2607HW3 IP2607HWC IP2607HX4W IP2607HXGM IP2607HXSM IP2607HXFQ IP2607HYB2 IP2607HYBT IP2607HYD4 IP2607HYDT IP2607HYFQ IP2607HYH IP2607HYJ7 IP2607HYJ8 IP2607HYJM
IP2607HYKB IP2607HYM1 IP2607HYP8 IP2607HYPT IP2607HYQ6 IP2607HYQ7 IP2607HYQ8 IP2607HYQB IP2607HYQC IP2607HYQD IP2607HYQF IP2607HYQG IP2607HYQH IP2607HYQJ IP2607HYQK IP2607HYQL IP2607HYQM IP2607HYQN IP2607HYQP
IP2607HYQQ IP2607HYQR IP2607HYQS IP2607HYQT IP2607HYQV IP2607HYQW IP2607HYQX IP2607HYQY IP2607HYQZ IP2607HYR0 IP2607HYR1 IP2607HYR2 IP2607HYR3 IP2607HYR4 IP2607HYR5 IP2607HYR6 IP2607HYR7 IP2607HYR8 IP2607HYR9
IP2607HYRB IP2607HYRC IP2607HYRD IP2607HYRF IP2607HYRG IP2607HYRH IP2607HYRJ IP2607HYRK IP2607HYRL IP2607HYRM IP2607HYRN IP2607HYRP IP2607HYRQ IP2607HYRR IP2607HYRS IP2607HYRT IP2607HYRV IP2607HYRW IP2607HYRX
IP2607HYRY IP2607HYRZ IP2607HYS0 IP2607HYS1 IP2607HYS2 IP2607HYS3 IP2607HYS4 IP2607HYS5 IP2607HYS6 IP2607HYS7 IP2607HYS8 IP2607HYS9 IP2607HYSB IP2607HYSC IP2607HYSD IP2607HYSF IP2607HYSG IP2607HYSH IP2607HYSJ
IP2607HYSK IP2607HYSL IP2607HYSM IP2607HYSN IP2607HYSP IP2607HYSQ IP2607HYSR IP2607HYSS IP2607HYST IP2607HYSV IP2607HYSW IP2607HYSX IP2607HYSY IP2607HYSZ IP2607HYT0 IP2607HYT1 IP2607HYT2 IP2607HYT3 IP2607HYT4
IP2607HYT5 IP2607HYT6 IP2607HYT7 IP2607HYT8 IP2607HYT9 IP2607HYTB IP2607HYTC IP2607HYTD IP2607HYTF IP2607HYTG IP2607HYTH IP2607HYTJ IP2607HYTK IP2607HYTL IP2607HYTM IP2607HYTN IP2607HYTP IP2607HYTQ IP2607HYTR
IP2607HYTS IP2607HYTT IP2607HYTV IP2607HYTW IP2607HYTX IP2607HYTY IP2607HYTZ IP2607HYV0 IP2607HYV1 IP2607HYV2 IP2607HYV3 IP2607HYV4 IP2607HYV5 IP2607HYV6 IP2607HYV7 IP2607HYV8 IP2607HYV9 IP2607HYVB IP2607HYVC
IP2607HYVD IP2607HYVF IP2607HYVG IP2607HYVH IP2607HYVJ IP2607HYVK IP2607HYVL IP2607HYVM IP2607HYVN IP2607HYVP IP2607HYVQ IP2607HYVR IP2607HYVS IP2607HYVT IP2607HYVV IP2607HYVW IP2607HYVX IP2607HYVY IP2607HYVZ
IP2607HYW0 IP2607HYW1 IP2607HYW2 IP2607HYW3 IP2607HYW4 IP2607HYW5 IP2607HYW6 IP2607HYW7 IP2607HYW8 IP2607HYW9 IP2607HYWB IP2607HYWC IP2607HYWD IP2607HYWF IP2607HYWG IP2607HYWH IP2607HYWJ IP2607HYWK IP2607HYWL
IP2607HYWM IP2607HYWN IP2607HYWP IP2607HYWQ IP2607HYWR IP2607HYWS IP2607HYWT IP2607HYWV IP2607HYWW IP2607HYWX IP2607HYWY IP2607HYWZ IP2607HYX0 IP2607HYX1 IP2607HYX2 IP2607HYX3 IP2607HYX4 IP2607HYX5 IP2607HYX6
IP2607HYX7 IP2607HYX8 IP2607HYX9 IP2607HYXB IP2607HYXC IP2607HYXD IP2607HYXF IP2607HYXG IP2607HYXH IP2607HYXJ IP2607HYXK IP2607HYXL IP2607HYXM IP2607HYXN IP2607HYXP IP2607HYXQ IP2607HYXR IP2607HYXS IP2607HYXT
IP2607HYXV IP2607HYXW IP2607HYXX IP2607HYXY IP2607HYXZ IP2607HYY0 IP2607HYY1 IP2607HYY2 IP2607HYY3 IP2607HYY4 IP2607HYY5 IP2607HYY6 IP2607HYY7 IP2607HYY8 IP2607HYY9 IP2607HYYB IP2607HYYC IP2607HYYD IP2607HYYF
IP2607HYYG IP2607HYYH IP2607HYYJ IP2607HYYK IP2607HYYL IP2607HYYM IP2607HYYN IP2607HYYP IP2607HYYQ IP2607HYYR IP2607HYYS IP2607HYYT IP2607HYYV IP2607HYYW IP2607HYYX IP2607HYYY IP2607HYYZ IP2607HYZ0 IP2607HYZ1
IP2607HYZ2 IP2607HYZ3 IP2607HYZ4 IP2607HYZ5 IP2607HYZ6 IP2607HYZ7 IP2607HYZ8 IP2607HYZ9 IP2607HYZB IP2607HYZC IP2607HYZD IP2607HYZF IP2607HYZG IP2607HYZH IP2607HYZJ IP2607HYZK IP2607HYZL IP2607HYZM IP2607HYZN
IP2607HYZP IP2607HYZQ IP2607HYZR IP2607HYZS IP2607HYZT IP2607HYZV IP2607HYZW IP2607HYZX IP2607HYZY IP2607HYZZ IP2607HZ00 IP2607HZ01 IP2607HZ02 IP2607HZ03 IP2607HZ04 IP2607HZ05 IP2607HZ06 IP2607HZ07 IP2607HZ08
IP2607HZ09 IP2607HZ0B IP2607HZ0C IP2607HZ0D IP2607HZ0F IP2607HZ0G IP2607HZ0H IP2607HZ0J IP2607HZ0K IP2607HZ0L IP2607HZ0M IP2607HZ0N IP2607HZ0P IP2607HZ0Q IP2607HZ0R IP2607HZ0S IP2607HZ0T IP2607HZ0V IP2607HZ0W
IP2607HZ0X IP2607HZ0Y IP2607HZ0Z IP2607HZ10 IP2607HZ11 IP2607HZ12 IP2607HZ13 IP2607HZ14 IP2607HZ15 IP2607HZ16 IP2607HZ17 IP2607HZ18 IP2607HZ19 IP2607HZ1B IP2607HZ1C IP2607HZ1D IP2607HZ1F IP2607HZ1G IP2607HZ1H
IP2607HZ1J IP2607HZ1K IP2607HZ1L IP2607HZ1M IP2607HZ1N IP2607HZ1P IP2607HZ1Q IP2607HZ1R IP2607HZ1S IP2607HZ1T IP2607HZ1V IP2607HZ1W IP2607HZ1X IP2607HZ1Y IP2607HZ1Z IP2607HZ20 IP2607HZ21 IP2607HZ22 IP2607HZ23
IP2607HZ24 IP2607HZ25 IP2607HZ26 IP2607HZ27 IP2607HZ28 IP2607HZ29 IP2607HZ2B IP2607HZ2C IP2607HZ2D IP2607HZ2F IP2607HZ2G IP2607HZ2H IP2607HZ2J IP2607HZ2K IP2607HZ2L IP2607HZ2M IP2607HZ2N IP2607HZ2P IP2607HZ2Q
IP2607HZ2R IP2607HZ2S IP2607HZ2T IP2607HZ2V IP2607HZ2W IP2607HZ2X IP2607HZ2Y IP2607HZ2Z IP2607HZ30 IP2607HZ31 IP2607HZ32 IP2607HZ33 IP2607HZ34 IP2607HZ35 IP2607HZ36 IP2607HZ37 IP2607HZ38 IP2607HZ39 IP2607HZ3B
IP2607HZ3C IP2607HZ3D IP2607HZ3F IP2607HZ3G IP2607HZ3H IP2607HZ3J IP2607HZ3K IP2607HZ3L IP2607HZ3M IP2607HZ3N IP2607HZ3P IP2607HZ3Q IP2607HZ3R IP2607HZ3S IP2607HZ3T IP2607HZ3V IP2607HZ3W IP2607HZ3X IP2607HZ3Y
IP2607HZ3Z IP2607HZ40 IP2607HZ41 IP2607HZ42 IP2607HZ43 IP2607HZ44 IP2607HZ45 IP2607HZ46 IP2607HZ47 IP2607HZ48 IP2607HZ49 IP2607HZ4B IP2607HZ4C IP2607HZ4D IP2607HZ4F IP2607HZ4G IP2607HZ4H IP2607HZ4J IP2607HZ4K IP2607HZ4L
IP2607HZ4M IP2607HZ4N IP2607HZ4P IP2607HZ4Q IP2607HZ4R IP2607HZ4S IP2607HZ4T IP2607HZ4V IP2607HZ4W IP2607HZ4X IP2607HZ4Y IP2607HZ4Z IP2607HZ50 IP2607HZ51 IP2607HZ52 IP2607HZ53 IP2607HZ54 IP2607HZ55 IP2607HZ56
IP2607HZ57 IP2607HZ58 IP2607HZ59 IP2607HZ5B IP2607HZ5C IP2607HZ5D IP2607HZ5F IP2607HZ5G IP2607HZ5H IP2607HZ5J IP2607HZ5K IP2607HZ5L IP2607HZ5M IP2607HZ5N IP2607HZ5P IP2607HZ5Q IP2607HZ5R IP2607HZ5S IP2607HZ5T
IP2607HZ5V IP2607HZ5W IP2607HZ5X IP2607HZ5Y IP2607HZ5Z IP2607HZ60 IP2607HZ61 IP2607HZ62 IP2607HZ63 IP2607HZ64 IP2607HZ65 IP2607HZ66 IP2607HZ67 IP2607HZ68 IP2607HZ69 IP2607HZ6B IP2607HZ6C IP2607HZ6D IP2607HZ6F
IP2607HZ6G IP2607HZ6H IP2607HZ6J IP2607HZ6K IP2607HZ6L IP2607HZ6M IP2607HZ6N IP2607HZ6P IP2607HZ6Q IP2607HZ6R IP2607HZ6S IP2607HZ6T IP2607HZ6V IP2607HZ6W IP2607HZ6X IP2607HZ6Y IP2607HZ6Z IP2607HZ70 IP2607HZ71
IP2607HZ72 IP2607HZ73 IP2607HZ74 IP2607HZ75 IP2607HZ76 IP2607HZ77 IP2607HZ78 IP2607HZ79 IP2607HZ7B IP2607HZ7C IP2607HZ7D IP2607HZ7F IP2607HZ7G IP2607HZ7H IP2607HZ7J IP2607HZ7K IP2607HZ7L IP2607HZ7M IP2607HZ7N
IP2607HZ7P IP2607HZ7Q IP2607HZ7R IP2607HZ7S IP2607HZ7T IP2607HZ7V IP2607HZ7W IP2607HZ7X IP2607HZ7Y IP2607HZ7Z IP2607HZ80 IP2607HZ81 IP2607HZ82 IP2607HZ83 IP2607HZ84 IP2607HZ85 IP2607HZ86 IP2607HZ87 IP2607HZ88
IP2607HZ89 IP2607HZ8B IP2607HZ8C IP2607HZ8D IP2607HZ8F IP2607HZ8G IP2607HZ8H IP2607HZ8J IP2607HZ8K IP2607HZ8L IP2607HZ8M IP2607HZ8N IP2607HZ8P IP2607HZ8Q IP2607HZ8R IP2607HZ8S IP2607HZ8T IP2607HZ8V IP2607HZ8W
IP2607HZ8X IP2607HZ8Y IP2607HZ8Z IP2607HZ90 IP2607HZ91 IP2607HZ92 IP2607HZ93 IP2607HZ94 IP2607HZ95 IP2607HZ96 IP2607HZ97 IP2607HZ98 IP2607HZ99 IP2607HZ9B IP2607HZ9C IP2607HZ9D IP2607HZ9F IP2607HZ9G IP2607HZ9H
IP2607HZ9J IP2607HZ9K IP2607HZ9L IP2607HZ9M IP2607HZ9N IP2607HZ9P IP2607HZ9Q IP2607HZ9R IP2607HZ9S IP2607HZ9T IP2607HZ9V IP2607HZ9W IP2607HZ9X IP2607HZ9Y IP2607HZ9Z IP2607HZB0 IP2607HZB1 IP2607HZB2 IP2607HZB3
IP2607HZB4 IP2607HZB5 IP2607HZB6 IP2607HZB7 IP2607HZB8 IP2607HZB9 IP2607HZBB IP2607HZBC IP2607HZBD IP2607HZBF IP2607HZBG IP2607HZBH IP2607HZBJ IP2607HZBK IP2607HZBL IP2607HZBM IP2607HZBN IP2607HZBP IP2607HZBQ
IP2607HZBR IP2607HZBS IP2607HZBT IP2607HZBV IP2607HZBW IP2607HZBX IP2607HZBY IP2607HZBZ IP2607HZC0 IP2607HZC1 IP2607HZC2 IP2607HZC3 IP2607HZC4 IP2607HZC5 IP2607HZC6 IP2607HZC7 IP2607HZC8 IP2607HZC9 IP2607HZCB
IP2607HZCC IP2607HZCD IP2607HZCF IP2607HZCG IP2607HZCH IP2607HZCJ IP2607HZCK IP2607HZCL IP2607HZCM IP2607HZCN IP2607HZCP IP2607HZCQ IP2607HZCR IP2607HZCS IP2607HZCT IP2607HZCV IP2607HZCW IP2607HZCX IP2607HZCY
IP2607HZCZ IP2607HZD0 IP2607HZD1 IP2607HZD2 IP2607HZD3 IP2607HZD4 IP2607HZD5 IP2607HZD6 IP2607HZD7 IP2607HZD8 IP2607HZD9 IP2607HZDB IP2607HZDC IP2607HZDD IP2607HZDF IP2607HZDG IP2607HZDH IP2607HZDJ IP2607HZDK
IP2607HZDL IP2607HZDM IP2607HZDN IP2607HZDP IP2607HZDQ IP2607HZDR IP2607HZDS IP2607HZDT IP2607HZDV IP2607HZDW IP2607HZDX IP2607HZDY IP2607HZDZ IP2607HZF0 IP2607HZF1 IP2607HZF2 IP2607HZF3 IP2607HZF4 IP2607HZF5
IP2607HZF6 IP2607HZF7 IP2607HZF8 IP2607HZF9 IP2607HZFB IP2607HZFC IP2607HZFD IP2607HZFF IP2607HZFG IP2607HZFH IP2607HZFJ IP2607HZFK IP2607HZFL IP2607HZFM IP2607HZFN IP2607HZFP IP2607HZFQ IP2607HZFR IP2607HZFS
IP2607HZFT IP2607HZFV IP2607HZFW IP2607HZFX IP2607HZFY IP2607HZFZ IP2607HZG0 IP2607HZG1 IP2607HZG2 IP2607HZG3 IP2607HZG4 IP2607HZG5 IP2607HZG6 IP2607HZG7 IP2607HZG8 IP2607HZG9 IP2607HZGB IP2607HZGC IP2607HZGD
IP2607HZGF IP2607HZGG IP2607HZGH IP2607HZGJ IP2607HZGK IP2607HZGL IP2607HZGM IP2607HZGN IP2607HZGP IP2607HZGQ IP2607HZGR IP2607HZGS IP2607HZGT IP2607HZGV IP2607HZGW IP2607HZGX IP2607HZGY IP2607HZGZ IP2607HZH0
IP2607HZH1 IP2607HZH2 IP2607HZH3 IP2607HZH4 IP2607HZH5 IP2607HZH6 IP2607HZH7 IP2607HZH8 IP2607HZH9 IP2607HZHB IP2607HZHC IP2607HZHD IP2607HZHF IP2607HZHG IP2607HZHH IP2607HZHJ IP2607HZHK IP2607HZHL IP2607HZHM
IP2607HZHN IP2607HZHP IP2607HZHQ IP2607HZHR IP2607HZHS IP2607HZHT IP2607HZHV IP2607HZHW IP2607HZHX IP2607HZHY IP2607HZHZ IP2607HZJ0 IP2607HZJ1 IP2607HZJ2 IP2607HZJ3 IP2607HZJ4 IP2607HZJ5 IP2607HZJ6 IP2607HZJ7
IP2607HZJ8 IP2607HZJB IP2607HZJC IP2607HZJD IP2607HZJF IP2607HZJG IP2607HZJH IP2607HZJJ IP2607HZJK IP2607HZJL IP2607HZJM IP2607HZJN IP2607HZJP IP2607HZJQ IP2607HZJR IP2607HZJS IP2607HZJT IP2607HZJV IP2607HZJW
IP2607HZJX IP2607HZJY IP2607HZJZ IP2607HZK0 IP2607HZK1 IP2607HZK2 IP2607HZK3 IP2607HZK4 IP2607HZK5 IP2607HZK6 IP2607HZK7 IP2607HZK8 IP2607HZK9 IP2607HZKB IP2607HZKC IP2607HZKD IP2607HZKF IP2607HZKG IP2607HZKH
IP2607HZKJ IP2607HZKK IP2607HZKL IP2607HZKM IP2607HZKN IP2607HZKP IP2607HZKQ IP2607HZKR IP2607HZKS IP2607HZKT IP2607HZKV IP2607HZKW IP2607HZKX IP2607HZKY IP2607HZKZ IP2607HZL0 IP2607HZL1 IP2607HZL2 IP2607HZL3
IP2607HZL4 IP2607HZL5 IP2607HZL6 IP2607HZL7 IP2607HZL8 IP2607HZL9 IP2607HZLB IP2607HZLC IP2607HZLD IP2607HZLF IP2607HZLG IP2607HZLH IP2607HZLJ IP2607HZLK IP2607HZLL IP2607HZLM IP2607HZLN IP2607HZLP IP2607HZLQ
IP2607HZLR IP2607HZLS IP2607HZLT IP2607HZLV IP2607HZLW IP2607HZLX IP2607HZLY IP2607HZLZ IP2607HZM0 IP2607HZM1 IP2607HZM2 IP2607HZM3 IP2607HZM4 IP2607HZM5 IP2607HZM6 IP2607HZM7 IP2607HZM8 IP2607HZM9 IP2607HZMB
IP2607HZMC IP2607HZMD IP2607HZMF IP2607HZMG IP2607HZMH IP2607HZMJ IP2607HZMK IP2607HZML IP2607HZMM IP2607HZMN IP2607HZMP IP2607HZMQ IP2607HZMR IP2607HZMS IP2607HZMT IP2607HZMV IP2607HZMW IP2607HZMX IP2607HZMY
IP2607HZMZ IP2607HZN0 IP2607HZN1 IP2607HZN2 IP2607HZN3 IP2607HZN4 IP2607HZN5 IP2607HZN6 IP2607HZN7 IP2607HZN8 IP2607HZN9 IP2607HZNB IP2607HZNC IP2607HZND IP2607HZNF IP2607HZNG IP2607HZNH IP2607HZNJ IP2607HZNK
IP2607HZNL IP2607HZNM IP2607HZNN IP2607HZNP IP2607HZNQ IP2607HZNR IP2607HZNS IP2607HZNT IP2607HZNV IP2607HZNW IP2607HZNX IP2607HZNY IP2607HZNZ IP2607HZP0 IP2607HZP1 IP2607HZP2 IP2607HZP3 IP2607HZP4 IP2607HZP5
IP2607HZP6 IP2607HZP7 IP2607HZP8 IP2607HZP9 IP2607HZPB IP2607HZPC IP2607HZPD IP2607HZPF IP2607HZPG IP2607HZPH IP2607HZPJ IP2607HZPK IP2607HZPL IP2607HZPM IP2607HZPN IP2607HZPP IP2607HZPQ IP2607HZPR IP2607HZPS
IP2607HZPT IP2607HZPV IP2607HZPW IP2607HZPX IP2607HZPY IP2607HZPZ IP2607HZQ0 IP2607HZQ1 IP2607HZQ2 IP2607HZQ3 IP2607HZQ4 IP2607HZQ5 IP2607HZQ6 IP2607HZQ7 IP2607HZQ8 IP2607HZQ9 IP2607HZQB IP2607HZQC IP2607HZQD
IP2607HZQF IP2607HZQG IP2607HZQH IP2607HZQJ IP2607HZQK IP2607HZQL IP2607HZQM IP2607HZQN IP2607HZQP IP2607HZQQ IP2607HZQR IP2607HZQS IP2607HZQT IP2607HZQV IP2607HZQW IP2607HZQX IP2607HZQY IP2607HZQZ IP2607HZR0
IP2607HZR1 IP2607HZR2 IP2607HZR3 IP2607HZR4 IP2607HZR5 IP2607HZR6 IP2607HZR7 IP2607HZR8 IP2607HZR9 IP2607HZRB IP2607HZRC IP2607HZRD IP2607HZRF IP2607HZRG IP2607HZRH IP2607HZRJ IP2607HZRK IP2607HZRL IP2607HZRM
IP2607HZRN IP2607HZRP IP2607HZRQ IP2607HZRR IP2607HZRS IP2607HZRT IP2607HZRV IP2607HZRW IP2607HZRX IP2607HZRY IP2607HZRZ IP2607HZS0 IP2607HZS1 IP2607HZS2 IP2607HZS3 IP2607HZS4 IP2607HZS5 IP2607HZS6 IP2607HZS7
IP2607HZS8 IP2607HZS9 IP2607HZSB IP2607HZSC IP2607HZSD IP2607HZSF IP2607HZSG IP2607HZSH IP2607HZSJ IP2607HZSK IP2607HZSL IP2607HZSM IP2607HZSN IP2607HZSP IP2607HZSQ IP2607HZSR IP2607HZSS IP2607HZST IP2607HZSV
IP2607HZSW IP2607HZSX IP2607HZSY IP2607HZSZ IP2607HZT0 IP2607HZT1 IP2607HZT2 IP2607HZT3 IP2607HZT4 IP2607HZT5 IP2607HZT6 IP2607HZT7 IP2607HZT8 IP2607HZT9 IP2607HZTB IP2607HZTC IP2607HZTD IP2607HZTF IP2607HZTG
IP2607HZTH IP2607HZTJ IP2607HZTK IP2607HZTL IP2607HZTM IP2607HZTN IP2607HZTP IP2607HZTQ IP2607HZTR IP2607HZTS IP2607HZTT IP2607HZTV IP2607HZTW IP2607HZTX IP2607HZTY IP2607HZTZ IP2607HZV0 IP2607HZV1 IP2607HZV2
IP2607HZV3 IP2607HZV4 IP2607HZV5 IP2607HZV6 IP2607HZV7 IP2607HZV8 IP2607HZV9 IP2607HZVB IP2607HZVC IP2607HZVD IP2607HZVF IP2607HZVG IP2607HZVH IP2607HZVJ IP2607HZVK IP2607HZVL IP2607HZVM IP2607HZVN IP2607HZVP
IP2607HZVQ IP2607HZVR IP2607HZVS IP2607HZVT IP2607HZVV IP2607HZVW IP2607HZVX IP2607HZVY IP2607HZVZ IP2607HZW0 IP2607HZW1 IP2607HZW2 IP2607HZW3 IP2607HZW4 IP2607HZW5 IP2607HZW6 IP2607HZW7 IP2607HZW8 IP2607HZW9
IP2607HZWB IP2607HZWC IP2607HZWD IP2607HZWF IP2607HZWG IP2607HZWH IP2607HZWJ IP2607HZWK IP2607HZWL IP2607HZWM IP2607HZWN IP2607HZWP IP2607HZWQ IP2607HZWR IP2607HZWS IP2607HZWT IP2607HZWV IP2607HZWW IP2607HZWX
IP2607HZWY IP2607HZWZ IP2607HZX0 IP2607HZX1 IP2607HZX2 IP2607HZX3 IP2607HZX4 IP2607HZX5 IP2607HZX6 IP2607HZX7 IP2607HZX8 IP2607HZX9 IP2607HZXB IP2607HZXC IP2607HZXD IP2607HZXF IP2607HZXG IP2607HZXH IP2607HZXJ
IP2607HZXK IP2607HZXL IP2607HZXM IP2607HZXN IP2607HZXP IP2607HZXQ IP2607HZXR IP2607HZXS IP2607HZXT IP2607HZXV IP2607HZXW IP2607HZXX IP2607HZXY IP2607HZXZ IP2607HZY0 IP2607HZY1 IP2607HZY2 IP2607HZY3 IP2607HZY4
IP2607HZY5 IP2607HZY6 IP2607HZY7 IP2607HZY8 IP2607HZY9 IP2607HZYB IP2607HZYC IP2607HZYD IP2607HZYF IP2607HZYG IP2607HZYH IP2607HZYJ IP2607HZYK IP2607HZYL IP2607HZYM IP2607HZYN IP2607HZYP IP2607HZYQ IP2607HZYR
IP2607HZYS IP2607HZYT IP2607HZYV IP2607HZYW IP2607HZYX IP2607HZYY IP2607HZYZ IP2607HZZ0 IP2607HZZ1 IP2607HZZ2 IP2607HZZ3 IP2607HZZ4 IP2607HZZ5 IP2607HZZ6 IP2607HZZ7 IP2607HZZ8 IP2607HZZ9 IP2607HZZB IP2607HZZC
IP2607HZZD IP2607HZZF IP2607HZZG IP2607HZZH IP2607HZZJ IP2607HZZK IP2607HZZL IP2607HZZM IP2607HZZN IP2607HZZP IP2607HZZQ IP2607HZZR IP2607HZZS IP2607HZZT IP2607HZZV IP2607HZZW IP2607HZZX IP2607HZZY IP2607HZZZ
IP2607J000 IP2607J001 IP2607J002 IP2607J003 IP2607J004 IP2607J005 IP2607J006 IP2607J007 IP2607J008 IP2607J009 IP2607J00B IP2607J00C IP2607J00D IP2607J00F IP2607J00G IP2607J00H IP2607J00J IP2607J00K IP2607J00L IP2607J00M
IP2607J00N IP2607J00P IP2607J00Q IP2607J00R IP2607J00S IP2607J00T IP2607J00V IP2607J00W IP2607J00X IP2607J00Y IP2607J00Z IP2607J010 IP2607J011 IP2607J012 IP2607J013 IP2607J014 IP2607J015 IP2607J016 IP2607J017
IP2607J018 IP2607J019 IP2607J01B IP2607J01C IP2607J01D IP2607J01F IP2607J01G IP2607J01H IP2607J01J IP2607J01K IP2607J01L IP2607J01M IP2607J01N IP2607J01P IP2607J01Q IP2607J01R IP2607J01S IP2607J01T IP2607J01V
IP2607J01W IP2607J01X IP2607J01Y IP2607J01Z IP2607J020 IP2607J021 IP2607J022 IP2607J023 IP2607J024 IP2607J025 IP2607J026 IP2607J027 IP2607J028 IP2607J029 IP2607J02B IP2607J02C IP2607J02D IP2607J02F IP2607J02G
IP2607J02H IP2607J02J IP2607J02K IP2607J02L IP2607J02M IP2607J02N IP2607J02P IP2607J02Q IP2607J02R IP2607J02S IP2607J02T IP2607J02V IP2607J02W IP2607J02X IP2607J02Y IP2607J02Z IP2607J030 IP2607J031 IP2607J032
IP2607J033 IP2607J034 IP2607J035 IP2607J036 IP2607J037 IP2607J038 IP2607J039 IP2607J03B IP2607J03C IP2607J03D IP2607J03F IP2607J03G IP2607J03H IP2607J03J IP2607J03K IP2607J03L IP2607J03M IP2607J03N IP2607J03P IP2607J03Q
IP2607J03R IP2607J03S IP2607J03T IP2607J03V IP2607J03W IP2607J03X IP2607J03Y IP2607J03Z IP2607J040 IP2607J041 IP2607J042 IP2607J043 IP2607J044 IP2607J045 IP2607J046 IP2607J047 IP2607J048 IP2607J049 IP2607J04B IP2607J04C
IP2607J04D IP2607J04F IP2607J04G IP2607J04H IP2607J04J IP2607J04K IP2607J04L IP2607J04M IP2607J04N IP2607J04P IP2607J04Q IP2607J04R IP2607J04S IP2607J04T IP2607J04V IP2607J04W IP2607J04X IP2607J04Y IP2607J04Z
IP2607J050 IP2607J051 IP2607J052 IP2607J053 IP2607J054 IP2607J055 IP2607J056 IP2607J057 IP2607J058 IP2607J059 IP2607J05B IP2607J05C IP2607J05D IP2607J05F IP2607J05G IP2607J05H IP2607J05J IP2607J05K IP2607J05L IP2607J05M
IP2607J05N IP2607J05P IP2607J05Q IP2607J05R IP2607J05S IP2607J05T IP2607J05V IP2607J05W IP2607J05X IP2607J05Y IP2607J05Z IP2607J060 IP2607J061 IP2607J062 IP2607J063 IP2607J064 IP2607J065 IP2607J066 IP2607J067 IP2607J068
IP2607J069 IP2607J06B IP2607J06C IP2607J06D IP2607J06F IP2607J06G IP2607J06H IP2607J06J IP2607J06K IP2607J06L IP2607J06M IP2607J06N IP2607J06P IP2607J06Q IP2607J06R IP2607J06S IP2607J06T IP2607J06V IP2607J06W
IP2607J06X IP2607J06Y IP2607J06Z IP2607J070 IP2607J071 IP2607J072 IP2607J073 IP2607J074 IP2607J075 IP2607J076 IP2607J077 IP2607J078 IP2607J079 IP2607J07B IP2607J07C IP2607J07D IP2607J07F IP2607J07G IP2607J07H
IP2607J07J IP2607J07K IP2607J07L IP2607J07M IP2607J07N IP2607J07P IP2607J07Q IP2607J07R IP2607J07S IP2607J07T IP2607J07V IP2607J07W IP2607J07X IP2607J07Y IP2607J07Z IP2607J080 IP2607J081 IP2607J082 IP2607J083
IP2607J084 IP2607J085 IP2607J086 IP2607J087 IP2607J088 IP2607J089 IP2607J08B IP2607J08C IP2607J08D IP2607J08F IP2607J08G IP2607J08H IP2607J08J IP2607J08K IP2607J08L IP2607J08M IP2607J08N IP2607J08P IP2607J08Q IP2607J08R
IP2607J08S IP2607J08T IP2607J08V IP2607J08W IP2607J08X IP2607J08Y IP2607J08Z IP2607J090 IP2607J091 IP2607J092 IP2607J093 IP2607J094 IP2607J095 IP2607J096 IP2607J097 IP2607J098 IP2607J099 IP2607J09B IP2607J09C IP2607J09D
IP2607J09F IP2607J09G IP2607J09H IP2607J09J IP2607J09K IP2607J09L IP2607J09M IP2607J09N IP2607J09P IP2607J09Q IP2607J09R IP2607J09S IP2607J09T IP2607J09V IP2607J09W IP2607J09X IP2607J09Y IP2607J09Z IP2607J0B0
IP2607J0B1 IP2607J0B2 IP2607J0B3 IP2607J0B4 IP2607J0B5 IP2607J0B6 IP2607J0B7 IP2607J0B8 IP2607J0B9 IP2607J0BB IP2607J0BC IP2607J0BD IP2607J0BF IP2607J0BG IP2607J0BH IP2607J0BJ IP2607J0BK IP2607J0BL IP2607J0BM
IP2607J0BN IP2607J0BP IP2607J0BQ IP2607J0BR IP2607J0BS IP2607J0BT IP2607J0BV IP2607J0BW IP2607J0BX IP2607J0BY IP2607J0BZ IP2607J0C0 IP2607J0C1 IP2607J0C2 IP2607J0C3 IP2607J0C4 IP2607J0C5 IP2607J0C6 IP2607J0C7
IP2607J0C8 IP2607J0C9 IP2607J0CB IP2607J0CC IP2607J0CD IP2607J0CF IP2607J0CG IP2607J0CH IP2607J0CJ IP2607J0CK IP2607J0CL IP2607J0CM IP2607J0CN IP2607J0CP IP2607J0CQ IP2607J0CR IP2607J0CS IP2607J0CT IP2607J0CV
IP2607J0CW IP2607J0CX IP2607J0CY IP2607J0CZ IP2607J0D0 IP2607J0D1 IP2607J0D2 IP2607J0D3 IP2607J0D4 IP2607J0D5 IP2607J0D6 IP2607J0D7 IP2607J0D8 IP2607J0D9 IP2607J0DB IP2607J0DC IP2607J0DD IP2607J0DF IP2607J0DG
IP2607J0DH IP2607J0DJ IP2607J0DK IP2607J0DL IP2607J0DM IP2607J0DN IP2607J0DP IP2607J0DQ IP2607J0DR IP2607J0DS IP2607J0DT IP2607J0DV IP2607J0DW IP2607J0DX IP2607J0DY IP2607J0DZ IP2607J0F0 IP2607J0F1 IP2607J0F2
IP2607J0F3 IP2607J0F4 IP2607J0F5 IP2607J0F6 IP2607J0F7 IP2607J0F8 IP2607J0F9 IP2607J0FB IP2607J0FC IP2607J0FD IP2607J0FF IP2607J0FG IP2607J0FH IP2607J0FJ IP2607J0FK IP2607J0FL IP2607J0FM IP2607J0FN IP2607J0FP
IP2607J0FQ IP2607J0FR IP2607J0FS IP2607J0FT IP2

IP2607JS4C IP2607JS62 IP2607JSF3 IP2607JU4D IP2607JV56 IP2607JW69 IP2607JWS7 IP2607JX1D IP2607JZW4 IP2607M14Q IP2607M1FD IP2607M1XC IP2607M1ZR IP2607M217 IP2607M22H IP2607M23Q IP2607M2G1 IP2607M2Q7
IP2607M2VG IP2607M3CW1 IP2607M3WJ IP2607M45Z IP2607M4HY IP2607M4T7 IP2607M5G9 IP2607M655 IP2607M68Q IP2607M6T7 IP2607M7BA IP2607M7J5 IP2607M7V1 IP2607M7XT3 IP2607M8MT IP2607M8N9 IP2607M946 IP2607M96G IP2607M9E6 IP2607M9W6
IP2607MA6Z IP2607MB2U IP2607MB71 IP2607MB77 IP2607MDR6 IP2607MF4J IP2607MG2Z IP2607MH8Q IP2607MJM1 IP2607MN35 IP2607MP5H IP2607MP66 IP2607MP69 IP2607MQ16 IP2607MTM1 IP2607MU1D
IP2607MW3J IP2607MWQ6 IP2607MWG9 IP2607MXN1 IP2607MXN6 IP2607MY14 IP2607N11U IP2607NJZ3 IP2607NLZ4 IP2607N24H IP2607N2C7 IP2607N2EJ IP2607N3RY IP2607N3T4 IP2607N474 IP2607N4AD
IP2607N4JC IP2607N57C IP2607N5EJ IP2607N5JD IP2607N5MM IP2607N5QC IP2607N65H IP2607N6FX IP2607N6W4 IP2607N6YY IP2607N72V IP2607N84E IP2607N8EG IP2607N8NR IP2607N8RD IP2607N9D9 IP2607N9ES IP2607N9Q4
IP2607NGYX IP2607NJ9Z IP2607NJ9W IP2607NN8P IP2607NNP4 IP2607NW6U IP2607NWE4 IP2607NX8R IP2607NYA8 IP2607NYS5 IP2607NYZ2 IP2607NZ3Z IP2607NZF3 IP2607NZQ9 IP2607P13N IP2607P1CB IP2607P1ZV IP2607P29F IP2607P2A9 IP2607P2BW IP2607P2EM IP2607P2F4
IP2607P2NF IP2607P3C9 IP2607P3GN IP2607P3H8 IP2607P3WP IP2607P52C IP2607P5DZ IP2607P5WR IP2607P5XQ IP2607P5YV IP2607P6BB IP2607P6EF IP2607P6U6 IP2607P6U8 IP2607P7BZ IP2607P7T1 IP2607P88F IP2607P8NV IP2607P8PQ
IP2607P92B IP2607P9TA IP2607PA13 IP2607PA2N IP2607PAR3 IP2607PC33 IP2607PD3J IP2607PH43 IP2607PJ7W IP2607PJU9 IP2607PM1Q IP2607PM5Y IP2607PN5A IP2607PP45 IP2607PS6E IP2607PS7U IP2607PT21 IP2607PT31
IP2607PV1Z IP2607PW3T IP2607PY3X IP2607PY7E IP2607PZ2E IP2607PX3A IP2607PX4Z IP2607PY3J IP2607PZ1Z IP2607Q11N IP2607Q12D IP2607Q1DU IP2607Q1HX IP2607Q2V1 IP2607Q2VR IP2607Q33R IP2607Q3SY IP2607Q44D IP2607Q465
IP2607Q4S7 IP2607Q644 IP2607Q6H5 IP2607Q6T7 IP2607Q7CJ IP2607Q69D IP2607Q6YP IP2607Q7GA IP2607Q7W3 IP2607Q8TP IP2607Q8YA IP2607Q9B6 IP2607QC6F IP2607QCX6 IP2607QD8Y
IP2607QE29 IP2607QFS9 IP2607QFT3 IP2607QFV6 IP2607QJ8M IP2607QJ98 IP2607QJN9 IP2607QJX7 IP2607QNH5 IP2607QP7R IP2607QQAX IP2607QRD9 IP2607QV92 IP2607QW3S IP2607QW42 IP2607QYA7 IP2607QZ7G IP2607QZ81
IP2607QZ9D IP2607R12H IP2607R1Q6 IP2607R33E IP2607R3B5 IP2607R3D5 IP2607R3G2 IP2607R486 IP2607R49P IP2607R4D2 IP2607R4QM IP2607R4R1 IP2607R5D5 IP2607R6MX IP2607R6ZD IP2607R6VV IP2607R73H
IP2607R7MJ IP2607R7PG IP2607RTQ7 IP2607RTUQ IP2607RV5Y IP2607RW41 IP2607RW6J IP2607RWE1 IP2607RWJ9 IP2607RWQ9 IP2607RXB6 IP2607RXC4 IP2607RXC6 IP2607RXC7 IP2607RXC8 IP2607RXC9 IP2607RXCB IP2607RXCC IP2607RXCD IP2607RXCF IP2607RXCG IP2607RXCH IP2607RXCJ IP2607RXCK IP2607RXCL IP2607RXCM IP2607RXCN IP2607RXCP IP2607RXCQ IP2607RXCR IP2607RXCS IP2607RXCT IP2607RXCV IP2607RXCW IP2607RXCX IP2607RXCY IP2607RXCZ IP2607RXD1 IP2607RXD2 IP2607RXD3 IP2607RXD4 IP2607RXD5 IP2607RXD6 IP2607RXD7 IP2607RXD8 IP2607RXD9 IP2607RXDB IP2607RXDC IP2607RXDD IP2607RXDF IP2607RXDG IP2607RXDH IP2607RXDJ IP2607RXDK IP2607RXDL IP2607RXDM IP2607RXDN IP2607RXDP IP2607RXDQ IP2607RXDR IP2607RXDS IP2607RXDT IP2607RXDV IP2607RXDW IP2607RXDX IP2607RXDY IP2607RXDZ IP2607RXF1 IP2607RXF2 IP2607RXF3 IP2607RXF4 IP2607RXF5 IP2607RXF6 IP2607RXF7 IP2607RXF8 IP2607RXF9 IP2607RXFB IP2607RXFC IP2607RXFD IP2607RXFF IP2607RXFG IP2607RXFH IP2607RXFJ IP2607RXFK IP2607RXFL IP2607RXFM IP2607RXFN IP2607RXFP IP2607RXFQ IP2607RXFR IP2607RXFS IP2607RXFT IP2607RXFV IP2607RXFW IP2607RXFX IP2607RXFY IP2607RXFZ IP2607RXG1 IP2607RXG2 IP2607RXG3 IP2607RXG4 IP2607RXG5 IP2607RXG6 IP2607RXG7 IP2607RXG8 IP2607RXG9 IP2607RXGB IP2607RXGC IP2607RXGD IP2607RXGF IP2607RXGG IP2607RXGH IP2607RXGJ IP2607RXGK IP2607RXGL IP2607RXGM IP2607RXGN IP2607RXGP IP2607RXGQ IP2607RXGR IP2607RXGS IP2607RXGT IP2607RXGV IP2607RXGW IP2607RXGX IP2607RXGY IP2607RXGZ IP2607RXH1 IP2607RXH2 IP2607RXH3 IP2607RXH4 IP2607RXH5 IP2607RXH6 IP2607RXH7 IP2607RXH8 IP2607RXH9 IP2607RXHB IP2607RXHC IP2607RXHD IP2607RXHF IP2607RXHG IP2607RXHH IP2607RXHJ IP2607RXHK IP2607RXHL IP2607RXHM IP2607RXHN IP2607RXHP IP2607RXHQ IP2607RXHR IP2607RXHS IP2607RXHT IP2607RXHV IP2607RXHW IP2607RXHX IP2607RXHY IP2607RXHZ IP2607RXJ1 IP2607RXJ2 IP2607RXJ3 IP2607RXJ4 IP2607RXJ5 IP2607RXJ6 IP2607RXJ7 IP2607RXJ8 IP2607RXJ9 IP2607RXJB IP2607RXJC IP2607RXJD IP2607RXJF IP2607RXJG IP2607RXJH IP2607RXJJ IP2607RXJK IP2607RXJL IP2607RXJM IP2607RXJN IP2607RXJP IP2607RXJQ IP2607RXJR IP2607RXJS IP2607RXJT IP2607RXJV IP2607RXJW IP2607RXJX IP2607RXJY IP2607RXJZ IP2607RXK1 IP2607RXK2 IP2607RXK3 IP2607RXK4 IP2607RXK5 IP2607RXK6 IP2607RXK7 IP2607RXK8 IP2607RXK9 IP2607RXKB IP2607RXKC IP2607RXKD IP2607RXKF IP2607RXKG IP2607RXKH IP2607RXKJ IP2607RXKK IP2607RXKL IP2607RXKM IP2607RXKN IP2607RXKP IP2607RXKQ IP2607RXKR IP2607RXKS IP2607RXKT IP2607RXKV IP2607RXKW IP2607RXKX IP2607RXKY IP2607RXKZ IP2607RXL1 IP2607RXL2 IP2607RXL3 IP2607RXL4 IP2607RXL5 IP2607RXL6 IP2607RXL7 IP2607RXL8 IP2607RXL9 IP2607RXLB IP2607RXLC IP2607RXLD IP2607RXLF IP2607RXLG IP2607RXLH IP2607RXLJ IP2607RXLK IP2607RXLL IP2607RXLM IP2607RXLN IP2607RXLP IP2607RXLQ IP2607RXLR IP2607RXLS IP2607RXLT IP2607RXLV IP2607RXLW IP2607RXLX IP2607RXLY IP2607RXLZ IP2607RXM1 IP2607RXM2 IP2607RXM3 IP2607RXM4 IP2607RXM5 IP2607RXM6 IP2607RXM7 IP2607RXM8 IP2607RXM9 IP2607RXMB IP2607RXMC IP2607RXMD IP2607RXMF IP2607RXMG IP2607RXMH IP2607RXMJ IP2607RXMK IP2607RXML IP2607RXMM IP2607RXMN IP2607RXMP IP2607RXMQ IP2607RXMR IP2607RXMS IP2607RXMT IP2607RXMV IP2607RXMW IP2607RXMX IP2607RXMY IP2607RXMZ IP2607RXN1 IP2607RXN2 IP2607RXN3 IP2607RXN4 IP2607RXN5 IP2607RXN6 IP2607RXN7 IP2607RXN8 IP2607RXN9 IP2607RXNB IP2607RXNC IP2607RXND IP2607RXNF IP2607RXNG IP2607RXNH IP2607RXNJ IP2607RXNK IP2607RXNL IP2607RXNM IP2607RXNN IP2607RXNP IP2607RXNQ IP2607RXNR IP2607RXNS IP2607RXNT IP2607RXNV IP2607RXNW IP2607RXNX IP2607RXNY IP2607RXNZ IP2607RXP1 IP2607RXP2 IP2607RXP3 IP2607RXP4 IP2607RXP5 IP2607RXP6 IP2607RXP7 IP2607RXP8 IP2607RXP9 IP2607RXPB IP2607RXPC IP2607RXPD IP2607RXPF IP2607RXPG IP2607RXPH IP2607RXPJ IP2607RXPK IP2607RXPL IP2607RXPM IP2607RXPN IP2607RXPP IP2607RXPQ IP2607RXPR IP2607RXPS IP2607RXPT IP2607RXPV IP2607RXPW IP2607RXPX IP2607RXPY IP2607RXPZ IP2607RXQ1 IP2607RXQ2 IP2607RXQ3 IP2607RXQ4 IP2607RXQ5 IP2607RXQ6 IP2607RXQ7 IP2607RXQ8 IP2607RXQ9 IP2607RXQB IP2607RXQC IP2607RXQD IP2607RXQF IP2607RXQG IP2607RXQH IP2607RXQJ IP2607RXQK IP2607RXQL IP2607RXQM IP2607RXQN IP2607RXQP IP2607RXQQ IP2607RXQR IP2607RXQS IP2607RXQT IP2607RXQV IP2607RXQW IP2607RXQX IP2607RXQY IP2607RXQZ IP2607RXR1 IP2607RXR2 IP2607RXR3 IP2607RXR4 IP2607RXR5 IP2607RXR6 IP2607RXR7 IP2607RXR8 IP2607RXR9 IP2607RXRB IP2607RXRC IP2607RXRD IP2607RXRF IP2607RXRG IP2607RXRH IP2607RXRJ IP2607RXRK IP2607RXRL IP2607RXRM IP2607RXRN IP2607RXRP IP2607RXRQ IP2607RXRR IP2607RXRS IP2607RXRT IP2607RXRV IP2607RXRW IP2607RXRX IP2607RXRY IP2607RXRZ IP2607RXS1 IP2607RXS2 IP2607RXS3 IP2607RXS4 IP2607RXS5 IP2607RXS6 IP2607RXS7 IP2607RXS8 IP2607RXS9 IP2607RXSB IP2607RXSC IP2607RXSD IP2607RXSF IP2607RXSG IP2607RXSH IP2607RXSJ IP2607RXSK IP2607RXSL IP2607RXSM IP2607RXSN IP2607RXSP IP2607RXSQ IP2607RXSR IP2607RXSS IP2607RXST IP2607RXSV IP2607RXSW IP2607RXSX IP2607RXSY IP2607RXSZ IP2607RXT1 IP2607RXT2 IP2607RXT3 IP2607RXT4 IP2607RXT5 IP2607RXT6 IP2607RXT7 IP2607RXT8 IP2607RXT9 IP2607RXTB IP2607RXTC IP2607RXTD IP2607RXTF IP2607RXTG IP2607RXTH IP2607RXTJ IP2607RXTK IP2607RXTL IP2607RXTM IP2607RXTN IP2607RXTP IP2607RXTQ IP2607RXTR IP2607RXTS IP2607RXTT IP2607RXTV IP2607RXTW IP2607RXTX IP2607RXTY IP2607RXTZ IP2607RXV1 IP2607RXV2 IP2607RXV3 IP2607RXV4 IP2607RXV5 IP2607RXV6 IP2607RXV7 IP2607RXV8 IP2607RXV9 IP2607RXVB IP2607RXVC IP2607RXVD IP2607RXVF IP2607RXVG IP2607RXVH IP2607RXVJ IP2607RXVK IP2607RXVL IP2607RXVM IP2607RXVN IP2607RXVP IP2607RXVQ IP2607RXVR IP2607RXVS IP2607RXVT IP2607RXVV IP2607RXVW IP2607RXVX IP2607RXVY IP2607RXVZ IP2607RXW1 IP2607RXW2 IP2607RXW3 IP2607RXW4 IP2607RXW5 IP2607RXW6 IP2607RXW7 IP2607RXW8 IP2607RXW9 IP2607RXWB IP2607RXWC IP2607RXWD IP2607RXWF IP2607RXWG IP2607RXWH IP2607RXWJ IP2607RXWK IP2607RXWL IP2607RXWM IP2607RXWN IP2607RXWP IP2607RXWQ IP2607RXWR IP2607RXWS IP2607RXWT IP2607RXWV IP2607RXWW IP2607RXWX IP2607RXWY IP2607RXWZ IP2607RXX1 IP2607RXX2 IP2607RXX3 IP2607RXX4 IP2607RXX5 IP2607RXX6 IP2607RXX7 IP2607RXX8 IP2607RXX9 IP2607RXXB IP2607RXXC IP2607RXXD IP2607RXXF IP2607RXXG IP2607RXXH IP2607RXXJ IP2607RXXK IP2607RXXL IP2607RXXM IP2607RXXN IP2607RXXP IP2607RXXQ IP2607RXXR IP2607RXXS IP2607RXXT IP2607RXXV IP2607RXXW IP2607RXXX IP2607RXXY IP2607RXXZ IP2607RXY1 IP2607RXY2 IP2607RXY3 IP2607RXY4 IP2607RXY5 IP2607RXY6 IP2607RXY7 IP2607RXY8 IP2607RXY9 IP2607RXYB IP2607RXYC IP2607RXYD IP2607RXYF IP2607RXYG IP2607RXYH IP2607RXYJ IP2607RXYK IP2607RXYL IP2607RXYM IP2607RXYN IP2607RXYP IP2607RXYQ IP2607RXYR IP2607RXYS IP2607RXYT IP2607RXYV IP2607RXYW IP2607RXYX IP2607RXYY IP2607RXYZ IP2607RXZ1 IP2607RXZ2 IP2607RXZ3 IP2607RXZ4 IP2607RXZ5 IP2607RXZ6 IP2607RXZ7 IP2607RXZ8 IP2607RXZ9 IP2607RXZB IP2607RXZC IP2607RXZD IP2607RXZF IP2607RXZG IP2607RXZH IP2607RXZJ IP2607RXZK IP2607RXZL IP2607RXZM IP2607RXZN IP2607RXZP IP2607RXZQ IP2607RXZR IP2607RXZS IP2607RXZT IP2607RXZV IP2607RXZW IP2607RXZX IP2607RXZY IP2607RXZZ IP2607RY11 IP2607RY12 IP2607RY13 IP2607RY14 IP2607RY15 IP2607RY16 IP2607RY17 IP2607RY18 IP2607RY19 IP2607RY1B IP2607RY1C IP2607RY1D IP2607RY1F IP2607RY1G IP2607RY1H IP2607RY1J IP2607RY1K IP2607RY1L IP2607RY1M IP2607RY1N IP2607RY1P IP2607RY1Q IP2607RY1R IP2607RY1S IP2607RY1T IP2607RY1V IP2607RY1W IP2607RY1X IP2607RY1Y IP2607RY1Z IP2607RY21 IP2607RY22 IP2607RY23 IP2607RY24 IP2607RY25 IP2607RY26 IP2607RY27 IP2607RY28 IP2607RY29 IP2607RY2B IP2607RY2C IP2607RY2D IP2607RY2F IP2607RY2G IP2607RY2H IP2607RY2J IP2607RY2K IP2607RY2L IP2607RY2M IP2607RY2N IP2607RY2P IP2607RY2Q IP2607RY2R IP2607RY2S IP2607RY2T IP2607RY2V IP2607RY2W IP2607RY2X IP2607RY2Y IP2607RY2Z IP2607RY31 IP2607RY32 IP2607RY33 IP2607RY34 IP2607RY35 IP2607RY36 IP2607RY37 IP2607RY38 IP2607RY39 IP2607RY3B IP2607RY3C IP2607RY3D IP2607RY3F IP2607RY3G IP2607RY3H IP2607RY3J IP2607RY3K IP2607RY3L IP2607RY3M IP2607RY3N IP2607RY3P IP2607RY3Q IP2607RY3R IP2607RY3S IP2607RY3T IP2607RY3V IP2607RY3W IP2607RY3X IP2607RY3Y IP2607RY3Z IP2607RY41 IP2607RY42 IP2607RY43 IP2607RY44 IP2607RY45 IP2607RY46 IP2607RY47 IP2607RY48 IP2607RY49 IP2607RY4B IP2607RY4C IP2607RY4D IP2607RY4F IP2607RY4G IP2607RY4H IP2607RY4J IP2607RY4K IP2607RY4L IP2607RY4M IP2607RY4N IP2607RY4P IP2607RY4Q IP2607RY4R IP2607RY4S IP2607RY4T IP2607RY4V IP2607RY4W IP2607RY4X IP2607RY4Y IP2607RY4Z IP2607RY51 IP2607RY52 IP2607RY53 IP2607RY54 IP2607RY55 IP2607RY56 IP2607RY57 IP2607RY58 IP2607RY59 IP2607RY5B IP2607RY5C IP2607RY5D IP2607RY5F IP2607RY5G IP2607RY5H IP2607RY5J IP2607RY5K IP2607RY5L IP2607RY5M IP2607RY5N IP2607RY5P IP2607RY5Q IP2607RY5R IP2607RY5S IP2607RY5T IP2607RY5V IP2607RY5W IP2607RY5X IP2607RY5Y IP2607RY5Z IP2607RY61 IP2607RY62 IP2607RY63 IP2607RY64 IP2607RY65 IP2607RY66 IP2607RY67 IP2607RY68 IP2607RY69 IP2607RY6B IP2607RY6C IP2607RY6D IP2607RY6F IP2607RY6G IP2607RY6H IP2607RY6J IP2607RY6K IP2607RY6L IP2607RY6M IP2607RY6N IP2607RY6P IP2607RY6Q IP2607RY6R IP2607RY6S IP2607RY6T IP2607RY6V IP2607RY6W IP2607RY6X IP2607RY6Y IP2607RY6Z IP2607RY71 IP2607RY72 IP2607RY73 IP2607RY74 IP2607RY75 IP2607RY76 IP2607RY77 IP2607RY78 IP2607RY79 IP2607RY7B IP2607RY7C IP2607RY7D IP2607RY7F IP2607RY7G IP2607RY7H IP2607RY7J IP2607RY7K IP2607RY7L IP2607RY7M IP2607RY7N IP2607RY7P IP2607RY7Q IP2607RY7R IP2607RY7S IP2607RY7T IP2607RY7V IP2607RY7W IP2607RY7X IP2607RY7Y IP2607RY7Z IP2607RY81 IP2607RY82 IP2607RY83 IP2607RY84 IP2607RY85 IP2607RY86 IP2607RY87 IP2607RY88 IP2607RY89 IP2607RY8B IP2607RY8C IP2607RY8D IP2607RY8F IP2607RY8G IP2607RY8H IP2607RY8J IP2607RY8K IP2607RY8L IP2607RY8M IP2607RY8N IP2607RY8P IP2607RY8Q IP2607RY8R IP2607RY8S IP2607RY8T IP2607RY8V IP2607RY8W IP2607RY8X IP2607RY8Y IP2607RY8Z IP2607RY91 IP2607RY92 IP2607RY93 IP2607RY94 IP2607RY95 IP2607RY96 IP2607RY97 IP2607RY98 IP2607RY99 IP2607RY9B IP2607RY9C IP2607RY9D IP2607RY9F IP2607RY9G IP2607RY9H IP2607RY9J IP2607RY9K IP2607RY9L IP2607RY9M IP2607RY9N IP2607RY9P IP2607RY9Q IP2607RY9R IP2607RY9S IP2607RY9T IP2607RY9V IP2607RY9W IP2607RY9X IP2607RY9Y IP2607RY9Z IP2607RYA1 IP2607RYA2 IP2607RYA3 IP2607RYA4 IP2607RYA5 IP2607RYA6 IP2607RYA7 IP2607RYA8 IP2607RYA9 IP2607RYAB IP2607RYAC IP2607RYAD IP2607RYAF IP2607RYAG IP2607RYAH IP2607RYAJ IP2607RYAK IP2607RYAL IP2607RYAM IP2607RYAN IP2607RYAP IP2607RYAQ IP2607RYAR IP2607RYAS IP2607RYAT IP2607RYAV IP2607RYAW IP2607RYAX IP2607RYAY IP2607RYAZ IP2607RYB1 IP2607RYB2 IP2607RYB3 IP2607RYB4 IP2607RYB5 IP2607RYB6 IP2607RYB7 IP2607RYB8 IP2607RYB9 IP2607RYBB IP2607RYBC IP2607RYBD IP2607RYBF IP2607RYBG IP2607RYBH IP2607RYBJ IP2607RYBK IP2607RYBL IP2607RYBM IP2607RYBN IP2607RYBP IP2607RYBQ IP2607RYBR IP2607RYBS IP2607RYBT IP2607RYBV IP2607RYBW IP2607RYBX IP2607RYBY IP2607RYBZ IP2607RYC1 IP2607RYC2 IP2607RYC3 IP2607RYC4 IP2607RYC5 IP2607RYC6 IP2607RYC7 IP2607RYC8 IP2607RYC9 IP2607RYCB IP2607RYCC IP2607RYCD IP2607RYCF IP2607RYCG IP2607RYCH IP2607RYCJ IP2607RYCK IP2607RYCL IP2607RYCM IP2607RYCN IP2607RYCP IP2607RYCQ IP2607RYCR IP2607RYCS IP2607RYCT IP2607RYCV IP2607RYCW IP2607RYCX IP2607RYCY IP2607RYCZ IP2607RYD1 IP2607RYD2 IP2607RYD3 IP2607RYD4 IP2607RYD5 IP2607RYD6 IP2607RYD7 IP2607RYD8 IP2607RYD9 IP2607RYDB IP2607RYDC IP2607RYDD IP2607RYDF IP2607RYDG IP2607RYDH IP2607RYDJ IP2607RYDK IP2607RYDL IP2607RYDM IP2607RYDN IP2607RYDP IP2607RYDQ IP2607RYDR IP2607RYDS IP2607RYDT IP2607RYDV IP2607RYDW IP2607RYDX IP2607RYDY IP2607RYDZ IP2607RYF1 IP2607RYF2 IP2607RYF3 IP2607RYF4 IP2607RYF5 IP2607RYF6 IP2607RYF7 IP2607RYF8 IP2607RYF9 IP2607RYFB IP2607RYFC IP2607RYFD IP2607RYFF IP2607RYFG IP2607RYFH IP2607RYFJ IP2607RYFK IP2607RYFL IP2607RYFM IP2607RYFN IP2607RYFP IP2607RYFQ IP2607RYFR IP2607RYFS IP2607RYFT IP2607RYFV IP2607RYFW IP2607RYFX IP2607RYFY IP2607RYFZ IP2607RYG1 IP2607RYG2 IP2607RYG3 IP2607RYG4 IP2607RYG5 IP2607RYG6 IP2607RYG7 IP2607RYG8 IP2607RYG9 IP2607RYGB IP2607RYGC IP2607RYGD IP2607RYGF IP2607RYGG IP2607RYGH IP2607RYGJ IP2607RYGK IP2607RYGL IP2607RYGM IP2607RYGN IP2607RYGP IP2607RYGQ IP2607RYGR IP2607RYGS IP2607RYGT IP2607RYGV IP2607RYGW IP2607RYGX IP2607RYGY IP2607RYGZ IP2607RYH1 IP2607RYH2 IP2607RYH3 IP2607RYH4 IP2607RYH5 IP2607RYH6 IP2607RYH7 IP2607RYH8 IP2607RYH9 IP2607RYHB IP2607RYHC IP2607RYHD IP2607RYHF IP2607RYHG IP2607RYHH IP2607RYHJ IP2607RYHK IP2607RYHL IP2607RYHM IP2607RYHN IP2607RYHP IP2607RYHQ IP2607RYHR IP2607RYHS IP2607RYHT IP2607RYHV IP2607RYHW IP2607RYHX IP2607RYHY IP2607RYHZ IP2607RYJ1 IP2607RYJ2 IP2607RYJ3 IP2607RYJ4 IP2607RYJ5 IP2607RYJ6 IP2607RYJ7 IP2607RYJ8 IP2607RYJ9 IP2607RYJB IP2607RYJC IP2607RYJD IP2607RYJF IP2607RYJG IP2607RYJH IP2607RYJJ IP2607RYJK IP2607RYJL IP2607RYJM IP2607RYJN IP2607RYJP IP2607RYJQ IP2607RYJR IP2607RYJS IP2607RYJT IP2607RYJV IP2607RYJW IP2607RYJX IP2607RYJY IP2607RYJZ IP2607RYK1 IP2607RYK2 IP2607RYK3 IP2607RYK4 IP2607RYK5 IP2607RYK6 IP2607RYK7 IP2607RYK8 IP2607RYK9 IP2607RYKB IP2607RYKC IP2607RYKD IP2607RYKF IP2607RYKG IP2607RYKH IP2607RYKJ IP2607RYKK IP2607RYKL IP2607RYKM IP2607RYKN IP2607RYKP IP2607RYKQ IP2607RYKR IP2607RYKS IP2607RYKT IP2607RYKV IP2607RYKW IP2607RYKX IP2607RYKY IP2607RYKZ IP2607RYL1 IP2607RYL2 IP2607RYL3 IP2607RYL4 IP2607RYL5 IP2607RYL6 IP2607RYL7 IP2607RYL8 IP2607RYL9 IP2607RYLB IP2607RYLC IP2607RYLD IP2607RYLF IP2607RYLG IP2607RYLH IP2607RYLJ IP2607RYLK IP2607RYLL IP2607RYLM IP2607RYLN IP2607RYLP IP2607RYLQ IP2607RYLR IP2607RYLS IP2607RYLT IP2607RYLV IP2607RYLW IP2607RYLX IP2607RYLY IP2607RYLZ IP2607RYM1 IP2607RYM2 IP2607RYM3 IP2607RYM4 IP2607RYM5 IP2607RYM6 IP2607RYM7 IP2607RYM8 IP2607RYM9 IP2607RYMB IP2607RYMC IP2607RYMD IP2607RYMF IP2607RYMG IP2607RYMH IP2607RYMJ IP2607RYMK IP2607RYML IP2607RYMM IP2607RYMN IP2607RYMP IP2607RYMQ IP2607RYMR IP2607RYMS IP2607RYMT IP2607RYMV IP2607RYMW IP2607RYMX IP2607RYMY IP2607RYMZ IP2607RYN1 IP2607RYN2 IP2607RYN3 IP2607RYN4 IP2607RYN5 IP2607RYN6 IP2607RYN7 IP2607RYN8 IP2607RYN9 IP2607RYNB IP2607RYNC IP2607RYND IP2607RYNF IP2607RYNG IP2607RYNH IP2607RYNJ IP2607RYNK IP2607RYNL IP2607RYNM IP2607RYNN IP2607RYNP IP2607RYNQ IP2607RYNR IP2607RYNS IP2607RYNT IP2607RYNV IP2607RYNW IP2607RYNX IP2607RYNY IP2607RYNZ IP2607RYP1 IP2607RYP2 IP2607RYP3 IP2607RYP4 IP2607RYP5 IP2607RYP6 IP2607RYP7 IP2607RYP8 IP2607RYP9 IP2607RYPB IP2607RYPC IP2607RYPD IP2607RYPF IP2607RYPG IP2607RYPH IP2607RYPJ IP2607RYPK IP2607RYPL IP2607RYPM IP2607RYPN IP2607RYPP IP2607RYPQ IP2607RYPR IP2607RYPS IP2607RYPT IP2607RYPV IP2607RYPW IP2607RYPX IP2607RYPY IP2607RYPZ IP2607RYQ1 IP2607RYQ2 IP2607RYQ3 IP2607RYQ4 IP2607RYQ5 IP2607RYQ6 IP2607RYQ7 IP2607RYQ8 IP2607RYQ9 IP2607RYQB IP2607RYQC IP2607RYQD IP2607RYQF IP2607RYQG IP2607RYQH IP2607RYQJ IP2607RYQK IP2607RYQL IP2607RYQM IP2607RYQN IP2607RYQP IP2607RYQQ IP2607RYQR IP2607RYQS IP2607RYQT IP2607RYQV IP2607RYQW IP2607RYQX IP2607RYQY IP2607RYQZ IP2607RYR1 IP2607RYR2 IP2607RYR3 IP2607RYR4 IP2607RYR5 IP2607RYR6 IP2607RYR7 IP2607RYR8 IP2607RYR9 IP2607RYRB IP2607RYRC IP2607RYRD IP2607RYRF IP2607RYRG IP2607RYRH IP2607RYRJ IP2607RYRK IP2607RYRL IP2607RYRM IP2607RYRN IP2607RYRP IP2607RYRQ IP2607RYRR IP2607RYRS IP2607RYRT IP2607RYRV IP2607RYRW IP2607RYRX IP2607RYRY IP2607RYRZ IP2607RYS1 IP2607RYS2 IP2607RYS3 IP2607RYS4 IP2607RYS5 IP2607RYS6 IP2607RYS7 IP2607RYS8 IP2607RYS9 IP2607RYSB IP2607RYSC IP2607RYSD IP2607RYSF IP2607RYSG IP2607RYSH IP2607RYSJ IP2607RYSK IP2607RYSL IP2607RYSM IP2607RYSN IP2607RYSP IP2607RYSQ IP2607RYSR IP2607RYSS IP2607RYST IP2607RYSV IP2607RYSW IP2607RYSX IP2607RYSY IP2607RYSZ IP2607RYT1 IP2607RYT2 IP2607RYT3 IP2607RYT4 IP2607RYT5 IP2607RYT6 IP2607RYT7 IP2607RYT8 IP2607RYT9 IP2607RYTB IP2607RYTC IP2607RYTD IP2607RYTF IP2607RYTG IP2607RYTH IP2607RYTJ IP2607RYTK IP2607RYTL IP2607RYTM IP2607RYTN IP2607RYTP IP2607RYTQ IP2607RYTR IP2607RYTS IP2607RYTT IP2607RYTV IP2607RYTW IP2607RYTX IP2607RYTY IP2607RYTZ IP2607RYV1 IP2607RYV2 IP2607RYV3 IP2607RYV4 IP2607RYV5 IP2607RYV6 IP2607RYV7 IP2607RYV8 IP2607RYV9 IP2607RYVB IP2607RYVC IP2607RYVD IP2607RYVF IP2607RYVG IP2607RYVH IP2607RYVJ IP2607RYVK IP2607RYVL IP2607RYVM IP2607RYVN IP2607RYVP IP2607RYVQ IP2607RYVR IP2607RYVS IP2607RYVT IP2607RYVV IP2607RYVW IP2607RYVX IP2607RYVY IP2607RYVZ IP2607RYW1 IP2607RYW2 IP2607RYW3 IP2607RYW4 IP2607RYW5 IP2607RYW6 IP2607RYW7 IP2607RYW8 IP2607RYW9 IP2607RYWB IP2607RYWC IP2607RYWD IP2607RYWF IP2607RYWG IP2607RYWH IP2607RYWJ IP2607RYWK IP2607RYWL IP2607RYWM IP2607RYWN IP2607RYWP IP2607RYWQ IP2607RYWR IP2607RYWS IP2607RYWT IP2607RYWV IP2607RYWW IP2607RYWX IP2607RYWY IP2607RYWZ IP2607RYX1 IP2607RYX2 IP2607RYX3 IP2607RYX4 IP2607RYX5 IP2607RYX6 IP2607RYX7 IP2607RYX8 IP2607RYX9 IP2607RYXB IP2607RYXC IP2607RYXD IP2607RYXF IP2607RYXG IP2607RYXH IP2607RYXJ IP2607RYXK IP2607RYXL IP2607RYXM IP2607RYXN IP2607RYXP IP2607RYXQ IP2607RYXR IP2607RYXS IP2607RYXT IP2607RYXV IP2607RYXW IP2607RYXX IP2607RYXY IP2607RYXZ IP2607RYY1 IP2607RYY2 IP2607RYY3 IP2607RYY4 IP2607RYY5 IP2607RYY6 IP2607RYY7 IP2607RYY8 IP2607RYY9 IP2607RYYB IP2607RYYC IP2607RYYD IP2607RYYF IP2607RYYG IP2607RYYH IP2607RYYJ IP2607RYYK IP2607RYYL IP2607RYYM IP2607RYYN IP2607RYYP IP2607RYYQ IP2607RYYR IP2607RYYS IP2607RYYT IP2607RYYV IP2607RYYW IP2607RYYX IP2607RYYY IP2607RYYZ IP2607RZ11 IP2607RZ12 IP2607RZ13 IP2607RZ14 IP2607RZ15 IP2607RZ16 IP2607RZ17 IP2607RZ18 IP2607RZ19 IP2607RZ1B IP2607RZ1C IP2607RZ1D IP2607RZ1F IP2607RZ1G IP2607RZ1H IP2607RZ1J IP2607RZ1K IP2607RZ1L IP2607RZ1M IP2607RZ1N IP2607RZ1P IP2607RZ1Q IP2607RZ1R IP2607RZ1S IP2607RZ1T IP2607RZ1V IP2607RZ1W IP2607RZ1X IP2607RZ1Y IP2607RZ1Z IP2607RZ21 IP2607RZ22 IP2607RZ23 IP2607RZ24 IP2607RZ25 IP2607RZ26 IP2607RZ27 IP2607RZ28 IP2607RZ29 IP2607RZ2B IP2607RZ2C IP2607RZ2D IP2607RZ2F IP2607RZ2G IP2607RZ2H IP2607RZ2J IP2607RZ2K IP2607RZ2L IP2607RZ2M IP2607RZ2N IP2607RZ2P IP2607RZ2Q IP2607RZ2R IP2607RZ2S IP2607RZ2T IP2607RZ2V IP2607RZ2W IP2607RZ2X IP2607RZ2Y IP2607RZ2Z IP2607RZ31 IP2607RZ32 IP2607RZ33 IP2607RZ34 IP2607RZ35 IP2607RZ36 IP2607RZ37 IP2607RZ38 IP2607RZ39 IP2607RZ3B IP2607RZ3C IP2607RZ3D IP2607RZ3F IP2607RZ3G IP2607RZ3H IP2607RZ3J IP2607RZ3K IP2607RZ3L IP2607RZ3M IP2607RZ3N IP2607RZ3P IP2607RZ3Q IP2607RZ3R IP2607RZ3S IP2607RZ3T IP2607RZ3V IP2607RZ3W IP2607RZ3X IP2607RZ3Y IP2607RZ3Z IP2607RZ41 IP2607RZ42 IP2607RZ43 IP2607RZ44 IP2607RZ45 IP2607RZ46 IP2607RZ47 IP2607RZ48 IP2607RZ49 IP2607RZ4B IP2607RZ4C IP2607RZ4D IP2607RZ4F IP2607RZ4G IP2607RZ4H IP2607RZ4J IP2607RZ4K IP2607RZ4L IP2607RZ4M IP2607RZ4N IP2607RZ4P IP2607RZ4Q IP2607RZ4R IP2607RZ4S IP2607RZ4T IP2607RZ4V IP2607RZ4W IP2607RZ4X IP2607RZ4Y IP2607RZ4Z IP2607RZ51 IP2607RZ52 IP2607RZ53 IP2607RZ54 IP2607RZ55 IP2607RZ56 IP2607RZ57 IP2607RZ58 IP2607RZ59 IP2607RZ5B IP2607RZ5C IP2607RZ5D IP2607RZ5F IP2607RZ5G IP2607RZ5H IP2607RZ5J IP2607RZ5K IP2607RZ5L IP2607RZ5M IP2607RZ5N IP2607RZ5P IP2607RZ5Q IP2607RZ5R IP2607RZ5S IP2607RZ5T IP2607RZ5V IP2607RZ5W IP2607RZ5X IP2607RZ5Y IP2607RZ5Z IP2607RZ61 IP2607RZ62 IP2607RZ63 IP2607RZ64 IP2607RZ65 IP2607RZ66 IP2607RZ67 IP2607RZ68 IP2607RZ69 IP2607RZ6B IP2607RZ6C IP2607RZ6D IP2607RZ6

IP260811YTD IP260811YTV IP260811YTW IP260811YVG IP260811YYY IP260811Z3A IP260811Z4B IP260811ZB6 IP260811ZGG IP260811ZK8 IP260811ZM8 IP260811ZW7 IP260811ZYA IP260822SN IP260822SA5 IP260822G6 IP260822GA
IP260822V7F IP260822X2V IP260823MW IP260823QG IP260823TZ IP260824G6Y IP260824J6Y IP260824J9U IP260824P9P IP260825Z2A IP260825JP IP260825JV IP260825MD IP260825RY IP260825SP IP260825ZE IP260826A3 IP260826H4 IP260826N7 IP260826T7Y
IP260826U13 IP260826V0B IP260826V6H IP260827G5 IP260827J7 IP260827TJ IP260827TW IP260827X8 IP260828SA IP260828SM IP260828SS IP260828T1 IP260829E IP260829G6 IP260829N9 IP260829S IP260829VP IP260829ZG
IP260832A1Q IP260832AFW IP260832AGA IP260832AHE IP260832ASJ IP260832AW3 IP260832AWY IP260832BBH IP260832BPM IP260832C3W IP260832C5S IP260832C6Z IP260832C7D IP260832C8X IP260832CAJ IP260832CBW IP260832CHC IP260832CU1 IP260832CY9
IP260832C78 IP260832D3U IP260832D6E IP260832DA8 IP260832DAM IP260832DHW6 IP260832DJZ IP260832E8A IP260832EBV IP260832EJD IP260832EK5 IP260832EYZ IP260832F5Q IP260832FE8 IP260832FR7 IP260832FU9 IP260832FUH IP260832FWP IP260832G6E IP260832G98
IP260832GDW IP260832GNH IP260832Q6A IP260832H5Z IP260832H7W IP260832HCB IP260832HUQ IP260832J7G IP260832JER IP260832JRX IP260832JUC IP260832MDE IP260832MMB IP260832NTB IP260832NU4
IP260832NVC IP260832NZR IP260832PR4 IP260832PS6 IP260832PWN IP260832Q87 IP260832QXN IP260832R7E IP260832RRZ IP260832RWE IP260832SF6 IP260832SVG IP260832TN5 IP260832TTU IP260832TZP IP260832U4F IP260832U9Q IP260832UD9 IP260832UHR
IP260832UP6 IP260832URC IP260832VF3 IP260832VN3 IP260832VTM IP260832W5M IP260832W6U IP260832WUE IP260832X1Z IP260832XHP IP260832XMW IP260832YLQ IP260832YTC IP260832YTF IP260832Z2W IP260832Z6G IP260832ZBC
IP260832ZCM IP260832ZQQ IP260833138 IP260833197 IP260833CJ IP260833G1G1 IP260833IR7 IP260833IT8 IP260833ITA IP260833Q3F IP260833Q3P IP260833N4 IP260833SW IP260833T48 IP260833U4A2 IP260833U4P IP260833U5 IP260833V5Q5 IP260833VYD
IP260833W6P IP260833W8H IP260833W8M IP260833WDQ IP260833WTA IP260839N5 IP260839ZN IP260839ZQ IP260839ZV IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ IP260839ZZ
IP260833AVC IP260833B2R IP260833B7J IP260833B8B IP260833B9P IP260833BBR IP260833BC4 IP260833BEN IP260833BUN IP260833BW2 IP260833C47 IP260833CYG IP260833D2C IP260833D97 IP260833DFS IP260833DYF IP260833E9R
IP260833EAU IP260833EDC IP260833EF3 IP260833EGF IP260833EJ3 IP260833EMJ IP260833EP8 IP260833EXG IP260833EYH IP260833EYS IP260833EZY IP260833F8R IP260833FAW IP260833FJE IP260833FJV IP260833FQ1 IP260833G4U IP260833G7J IP260833G8J IP260833GB3
IP260833GFM IP260833GQD IP260833GXS IP260833H73 IP260833H7W IP260833HAQ IP260833HCZ IP260833IT3 IP260833IU8 IP260833J7X IP260833J8F IP260833M9P IP260833MJS IP260833MXC IP260833N4P IP260833NAH
IP260833NN8 IP260833NNV IP260833NPN IP260833NRS IP260833NU2 IP260833NVY IP260833P7A IP260833PHX IP260833PW9 IP260833Q6H IP260833QSH IP260833R2X IP260833R6F IP260833S5S IP260833SH2 IP260833SQC IP260833SV8 IP260833SX1
IP260833TAQ IP260833TQN IP260833UBW IP260833UQW IP260833V1Q IP260833V6U IP260833W13 IP260833W1V IP260833W3F IP260833W3W IP260833WPD IP260833WTP IP260833WTQ IP260833X4A IP260833XM3 IP260833XPQ IP260833XSW IP260833Y3Z
IP260833YCF IP260833YRC IP260833Z3W IP260833Z48 IP260833Z6C IP260833ZH5 IP260833ZUY IP260841FV IP260841LW9 IP260841MB IP260841PJ IP260841VA IP260842G9B IP260842JC IP260842NU IP260842RR IP260842WW IP260843YW
IP260844AJ IP260844C1 IP260844AMU IP260844ASM IP260844AXW IP260845PY IP260845SZ IP260846CA IP260846J9 IP260846V7 IP260847C IP260847B5 IP260847JJ IP260847TH IP260847ZD IP260848J4 IP260848P IP260848SY IP260848SP
IP260848V IP260848W IP260848WJ IP260848WN IP260849A7 IP260849AA IP260849AY IP260849C IP260849EA IP260849GE IP260849P4 IP260849QE IP260849W IP260849WD IP260849WJ IP260849XF IP260849YQ IP260849Z IP260849ZV
IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ IP260849ZZ

IP26087M2T IP26087MBM IP26087MFU IP26087MSG IP26087MWR IP26087MYV IP26087NHH IP26087NJB IP26087NS2 IP26087NU4 IP26087P4N IP26087P8T IP26087P92 IP26087PAX IP26087PFJ IP26087PHC IP26087PZS IP26087Q2Z IP26087Q81
IP26087QH9 IP26087QTQ IP26087RGA IP26087RNU IP26087RUV IP26087SC6 IP26087SSC IP26087T6F IP26087T7N IP26087T9M IP26087TWW IP26087X43 IP26087XBP IP26087XG8 IP26087XQX IP26087Y2Z IP26087Y54 IP26087Y7Q IP26087YFA IP26087YJP IP26087YNT IP26087YX7
IP26087VSP IP26087VTM IP26087VUJ IP26087WT3 IP26087WTV IP26087WZ3 IP26087XJG IP26087XTW IP26087Y3F IP26087YAJ IP26087YG8 IP26087YSQ IP26087Z1D
IP26087Z4H IP26087ZBY IP26087ZCF IP26087ZDD IP26087ZEP IP26087ZHU IP26087ZJY IP26087ZX5 IP26087ZXP IP26087ZYF IP26087ZYY IP26087ZZ3 IP26087ZZC IP26087ZZE IP26087ZZH IP26087ZZJ IP26087ZZV IP26087ZZW IP26087ZZX IP26087ZZY IP26087ZZZ IP26087ZZ2 IP26087ZZ4 IP26087ZZ5 IP26087ZZ6 IP26087ZZ7 IP26087ZZ8 IP26087ZZ9 IP26087ZZB IP26087ZZC IP26087ZZD IP26087ZZF IP26087ZZG IP26087ZZH IP26087ZZJ IP26087ZZK IP26087ZZL IP26087ZZM IP26087ZZN IP26087ZZP IP26087ZZQ IP26087ZZR IP26087ZZS IP26087ZZT IP26087ZZV IP26087ZZW IP26087ZZX IP26087ZZY IP26087ZZZ IP26088000 IP26088001 IP26088002 IP26088003 IP26088004 IP26088005 IP26088006 IP26088007 IP26088008 IP26088009 IP26088010 IP26088011 IP26088012 IP26088013 IP26088014 IP26088015 IP26088016 IP26088017 IP26088018 IP26088019 IP26088020 IP26088021 IP26088022 IP26088023 IP26088024 IP26088025 IP26088026 IP26088027 IP26088028 IP26088029 IP26088030 IP26088031 IP26088032 IP26088033 IP26088034 IP26088035 IP26088036 IP26088037 IP26088038 IP26088039 IP26088040 IP26088041 IP26088042 IP26088043 IP26088044 IP26088045 IP26088046 IP26088047 IP26088048 IP26088049 IP26088050 IP26088051 IP26088052 IP26088053 IP26088054 IP26088055 IP26088056 IP26088057 IP26088058 IP26088059 IP26088060 IP26088061 IP26088062 IP26088063 IP26088064 IP26088065 IP26088066 IP26088067 IP26088068 IP26088069 IP26088070 IP26088071 IP26088072 IP26088073 IP26088074 IP26088075 IP26088076 IP26088077 IP26088078 IP26088079 IP26088080 IP26088081 IP26088082 IP26088083 IP26088084 IP26088085 IP26088086 IP26088087 IP26088088 IP26088089 IP26088090 IP26088091 IP26088092 IP26088093 IP26088094 IP26088095 IP26088096 IP26088097 IP26088098 IP26088099 IP26088100 IP26088101 IP26088102 IP26088103 IP26088104 IP26088105 IP26088106 IP26088107 IP26088108 IP26088109 IP26088110 IP26088111 IP26088112 IP26088113 IP26088114 IP26088115 IP26088116 IP26088117 IP26088118 IP26088119 IP26088120 IP26088121 IP26088122 IP26088123 IP26088124 IP26088125 IP26088126 IP26088127 IP26088128 IP26088129 IP26088130 IP26088131 IP26088132 IP26088133 IP26088134 IP26088135 IP26088136 IP26088137 IP26088138 IP26088139 IP26088140 IP26088141 IP26088142 IP26088143 IP26088144 IP26088145 IP26088146 IP26088147 IP26088148 IP26088149 IP26088150 IP26088151 IP26088152 IP26088153 IP26088154 IP26088155 IP26088156 IP26088157 IP26088158 IP26088159 IP26088160 IP26088161 IP26088162 IP26088163 IP26088164 IP26088165 IP26088166 IP26088167 IP26088168 IP26088169 IP26088170 IP26088171 IP26088172 IP26088173 IP26088174 IP26088175 IP26088176 IP26088177 IP26088178 IP26088179 IP26088180 IP26088181 IP26088182 IP26088183 IP26088184 IP26088185 IP26088186 IP26088187 IP26088188 IP26088189 IP26088190 IP26088191 IP26088192 IP26088193 IP26088194 IP26088195 IP26088196 IP26088197 IP26088198 IP26088199 IP26088200 IP26088201 IP26088202 IP26088203 IP26088204 IP26088205 IP26088206 IP26088207 IP26088208 IP26088209 IP26088210 IP26088211 IP26088212 IP26088213 IP26088214 IP26088215 IP26088216 IP26088217 IP26088218 IP26088219 IP26088220 IP26088221 IP26088222 IP26088223 IP26088224 IP26088225 IP26088226 IP26088227 IP26088228 IP26088229 IP26088230 IP26088231 IP26088232 IP26088233 IP26088234 IP26088235 IP26088236 IP26088237 IP26088238 IP26088239 IP26088240 IP26088241 IP26088242 IP26088243 IP26088244 IP26088245 IP26088246 IP26088247 IP26088248 IP26088249 IP26088250 IP26088251 IP26088252 IP26088253 IP26088254 IP26088255 IP26088256 IP26088257 IP26088258 IP26088259 IP26088260 IP26088261 IP26088262 IP26088263 IP26088264 IP26088265 IP26088266 IP26088267 IP26088268 IP26088269 IP26088270 IP26088271 IP26088272 IP26088273 IP26088274 IP26088275 IP26088276 IP26088277 IP26088278 IP26088279 IP26088280 IP26088281 IP26088282 IP26088283 IP26088284 IP26088285 IP26088286 IP26088287 IP26088288 IP26088289 IP26088290 IP26088291 IP26088292 IP26088293 IP26088294 IP26088295 IP26088296 IP26088297 IP26088298 IP26088299 IP26088300 IP26088301 IP26088302 IP26088303 IP26088304 IP26088305 IP26088306 IP26088307 IP26088308 IP26088309 IP26088310 IP26088311 IP26088312 IP26088313 IP26088314 IP26088315 IP26088316 IP26088317 IP26088318 IP26088319 IP26088320 IP26088321 IP26088322 IP26088323 IP26088324 IP26088325 IP26088326 IP26088327 IP26088328 IP26088329 IP26088330 IP26088331 IP26088332 IP26088333 IP26088334 IP26088335 IP26088336 IP26088337 IP26088338 IP26088339 IP26088340 IP26088341 IP26088342 IP26088343 IP26088344 IP26088345 IP26088346 IP26088347 IP26088348 IP26088349 IP26088350 IP26088351 IP26088352 IP26088353 IP26088354 IP26088355 IP26088356 IP26088357 IP26088358 IP26088359 IP26088360 IP26088361 IP26088362 IP26088363 IP26088364 IP26088365 IP26088366 IP26088367 IP26088368 IP26088369 IP26088370 IP26088371 IP26088372 IP26088373 IP26088374 IP26088375 IP26088376 IP26088377 IP26088378 IP26088379 IP26088380 IP26088381 IP26088382 IP26088383 IP26088384 IP26088385 IP26088386 IP26088387 IP26088388 IP26088389 IP26088390 IP26088391 IP26088392 IP26088393 IP26088394 IP26088395 IP26088396 IP26088397 IP26088398 IP26088399 IP26088400 IP26088401 IP26088402 IP26088403 IP26088404 IP26088405 IP26088406 IP26088407 IP26088408 IP26088409 IP26088410 IP26088411 IP26088412 IP26088413 IP26088414 IP26088415 IP26088416 IP26088417 IP26088418 IP26088419 IP26088420 IP26088421 IP26088422 IP26088423 IP26088424 IP26088425 IP26088426 IP26088427 IP26088428 IP26088429 IP26088430 IP26088431 IP26088432 IP26088433 IP26088434 IP26088435 IP26088436 IP26088437 IP26088438 IP26088439 IP26088440 IP26088441 IP26088442 IP26088443 IP26088444 IP26088445 IP26088446 IP26088447 IP26088448 IP26088449 IP26088450 IP26088451 IP26088452 IP26088453 IP26088454 IP26088455 IP26088456 IP26088457 IP26088458 IP26088459 IP26088460 IP26088461 IP26088462 IP26088463 IP26088464 IP26088465 IP26088466 IP26088467 IP26088468 IP26088469 IP26088470 IP26088471 IP26088472 IP26088473 IP26088474 IP26088475 IP26088476 IP26088477 IP26088478 IP26088479 IP26088480 IP26088481 IP26088482 IP26088483 IP26088484 IP26088485 IP26088486 IP26088487 IP26088488 IP26088489 IP26088490 IP26088491 IP26088492 IP26088493 IP26088494 IP26088495 IP26088496 IP26088497 IP26088498 IP26088499 IP26088500 IP26088501 IP26088502 IP26088503 IP26088504 IP26088505 IP26088506 IP26088507 IP26088508 IP26088509 IP26088510 IP26088511 IP26088512 IP26088513 IP26088514 IP26088515 IP26088516 IP26088517 IP26088518 IP26088519 IP26088520 IP26088521 IP26088522 IP26088523 IP26088524 IP26088525 IP26088526 IP26088527 IP26088528 IP26088529 IP26088530 IP26088531 IP26088532 IP26088533 IP26088534 IP26088535 IP26088536 IP26088537 IP26088538 IP26088539 IP26088540 IP26088541 IP26088542 IP26088543 IP26088544 IP26088545 IP26088546 IP26088547 IP26088548 IP26088549 IP26088550 IP26088551 IP26088552 IP26088553 IP26088554 IP26088555 IP26088556 IP26088557 IP26088558 IP26088559 IP26088560 IP26088561 IP26088562 IP26088563 IP26088564 IP26088565 IP26088566 IP26088567 IP26088568 IP26088569 IP26088570 IP26088571 IP26088572 IP26088573 IP26088574 IP26088575 IP26088576 IP26088577 IP26088578 IP26088579 IP26088580 IP26088581 IP26088582 IP26088583 IP26088584 IP26088585 IP26088586 IP26088587 IP26088588 IP26088589 IP26088590 IP26088591 IP26088592 IP26088593 IP26088594 IP26088595 IP26088596 IP26088597 IP26088598 IP26088599 IP26088600 IP26088601 IP26088602 IP26088603 IP26088604 IP26088605 IP26088606 IP26088607 IP26088608 IP26088609 IP26088610 IP26088611 IP26088612 IP26088613 IP26088614 IP26088615 IP26088616 IP26088617 IP26088618 IP26088619 IP26088620 IP26088621 IP26088622 IP26088623 IP26088624 IP26088625 IP26088626 IP26088627 IP26088628 IP26088629 IP26088630 IP26088631 IP26088632 IP26088633 IP26088634 IP26088635 IP26088636 IP26088637 IP26088638 IP26088639 IP26088640 IP26088641 IP26088642 IP26088643 IP26088644 IP26088645 IP26088646 IP26088647 IP26088648 IP26088649 IP26088650 IP26088651 IP26088652 IP26088653 IP26088654 IP26088655 IP26088656 IP26088657 IP26088658 IP26088659 IP26088660 IP26088661 IP26088662 IP26088663 IP26088664 IP26088665 IP26088666 IP26088667 IP26088668 IP26088669 IP26088670 IP26088671 IP26088672 IP26088673 IP26088674 IP26088675 IP26088676 IP26088677 IP26088678 IP26088679 IP26088680 IP26088681 IP26088682 IP26088683 IP26088684 IP26088685 IP26088686 IP26088687 IP26088688 IP26088689 IP26088690 IP26088691 IP26088692 IP26088693 IP26088694 IP26088695 IP26088696 IP26088697 IP26088698 IP26088699 IP26088700 IP26088701 IP26088702 IP26088703 IP26088704 IP26088705 IP26088706 IP26088707 IP26088708 IP26088709 IP26088710 IP26088711 IP26088712 IP26088713 IP26088714 IP26088715 IP26088716 IP26088717 IP26088718 IP26088719 IP26088720 IP26088721 IP26088722 IP26088723 IP26088724 IP26088725 IP26088726 IP26088727 IP26088728 IP26088729 IP26088730 IP26088731 IP26088732 IP26088733 IP26088734 IP26088735 IP26088736 IP26088737 IP26088738 IP26088739 IP26088740 IP26088741 IP26088742 IP26088743 IP26088744 IP26088745 IP26088746 IP26088747 IP26088748 IP26088749 IP26088750 IP26088751 IP26088752 IP26088753 IP26088754 IP26088755 IP26088756 IP26088757 IP26088758 IP26088759 IP26088760 IP26088761 IP26088762 IP26088763 IP26088764 IP26088765 IP26088766 IP26088767 IP26088768 IP26088769 IP26088770 IP26088771 IP26088772 IP26088773 IP26088774 IP26088775 IP26088776 IP26088777 IP26088778 IP26088779 IP26088780 IP26088781 IP26088782 IP26088783 IP26088784 IP26088785 IP26088786 IP26088787 IP26088788 IP26088789 IP26088790 IP26088791 IP26088792 IP26088793 IP26088794 IP26088795 IP26088796 IP26088797 IP26088798 IP26088799 IP26088800 IP26088801 IP26088802 IP26088803 IP26088804 IP26088805 IP26088806 IP26088807 IP26088808 IP26088809 IP26088810 IP26088811 IP26088812 IP26088813 IP26088814 IP26088815 IP26088816 IP26088817 IP26088818 IP26088819 IP26088820 IP26088821 IP26088822 IP26088823 IP26088824 IP26088825 IP26088826 IP26088827 IP26088828 IP26088829 IP26088830 IP26088831 IP26088832 IP26088833 IP26088834 IP26088835 IP26088836 IP26088837 IP26088838 IP26088839 IP26088840 IP26088841 IP26088842 IP26088843 IP26088844 IP26088845 IP26088846 IP26088847 IP26088848 IP26088849 IP26088850 IP26088851 IP26088852 IP26088853 IP26088854 IP26088855 IP26088856 IP26088857 IP26088858 IP26088859 IP26088860 IP26088861 IP26088862 IP26088863 IP26088864 IP26088865 IP26088866 IP26088867 IP26088868 IP26088869 IP26088870 IP26088871 IP26088872 IP26088873 IP26088874 IP26088875 IP26088876 IP26088877 IP26088878 IP26088879 IP26088880 IP26088881 IP26088882 IP26088883 IP26088884 IP26088885 IP26088886 IP26088887 IP26088888 IP26088889 IP26088890 IP26088891 IP26088892 IP26088893 IP26088894 IP26088895 IP26088896 IP26088897 IP26088898 IP26088899 IP26088900 IP26088901 IP26088902 IP26088903 IP26088904 IP26088905 IP26088906 IP26088907 IP26088908 IP26088909 IP26088910 IP26088911 IP26088912 IP26088913 IP26088914 IP26088915 IP26088916 IP26088917 IP26088918 IP26088919 IP26088920 IP26088921 IP26088922 IP26088923 IP26088924 IP26088925 IP26088926 IP26088927 IP26088928 IP26088929 IP26088930 IP26088931 IP26088932 IP26088933 IP26088934 IP26088935 IP26088936 IP26088937 IP26088938 IP26088939 IP26088940 IP26088941 IP26088942 IP26088943 IP26088944 IP26088945 IP26088946 IP26088947 IP26088948 IP26088949 IP26088950 IP26088951 IP26088952 IP26088953 IP26088954 IP26088955 IP26088956 IP26088957 IP26088958 IP26088959 IP26088960 IP26088961 IP26088962 IP26088963 IP26088964 IP26088965 IP26088966 IP26088967 IP26088968 IP26088969 IP26088970 IP26088971 IP26088972 IP26088973 IP26088974 IP26088975 IP26088976 IP26088977 IP26088978 IP26088979 IP26088980 IP26088981 IP26088982 IP26088983 IP26088984 IP26088985 IP26088986 IP26088987 IP26088988 IP26088989 IP26088990 IP26088991 IP26088992 IP26088993 IP26088994 IP26088995 IP26088996 IP26088997 IP26088998 IP26088999 IP26089000 IP26089001 IP26089002 IP26089003 IP26089004 IP26089005 IP26089006 IP26089007 IP26089008 IP26089009 IP26089010 IP26089011 IP26089012 IP26089013 IP26089014 IP26089015 IP26089016 IP26089017 IP26089018 IP26089019 IP26089020 IP26089021 IP26089022 IP26089023 IP26089024 IP26089025 IP26089026 IP26089027 IP26089028 IP26089029 IP26089030 IP26089031 IP26089032 IP26089033 IP26089034 IP26089035 IP26089036 IP26089037 IP26089038 IP26089039 IP26089040 IP26089041 IP26089042 IP26089043 IP26089044 IP26089045 IP26089046 IP26089047 IP26089048 IP26089049 IP26089050 IP26089051 IP26089052 IP26089053 IP26089054 IP26089055 IP26089056 IP26089057 IP26089058 IP26089059 IP26089060 IP26089061 IP26089062 IP26089063 IP26089064 IP26089065 IP26089066 IP26089067 IP26089068 IP26089069 IP26089070 IP26089071 IP26089072 IP26089073 IP26089074 IP26089075 IP26089076 IP26089077 IP26089078 IP26089079 IP26089080 IP26089081 IP26089082 IP26089083 IP26089084 IP26089085 IP26089086 IP26089087 IP26089088 IP26089089 IP26089090 IP26089091 IP26089092 IP26089093 IP26089094 IP26089095 IP26089096 IP26089097 IP26089098 IP26089099 IP26089100 IP26089101 IP26089102 IP26089103 IP26089104 IP26089105 IP26089106 IP26089107 IP26089108 IP26089109 IP26089110 IP26089111 IP26089112 IP26089113 IP26089114 IP26089115 IP26089116 IP26089117 IP26089118 IP26089119 IP26089120 IP26089121 IP26089122 IP26089123 IP26089124 IP26089125 IP26089126 IP26089127 IP26089128 IP26089129 IP26089130 IP26089131 IP26089132 IP26089133 IP26089134 IP26089135 IP26089136 IP26089137 IP26089138 IP26089139 IP26089140 IP26089141 IP26089142 IP26089143 IP26089144 IP26089145 IP26089146 IP26089147 IP26089148 IP26089149 IP26089150 IP26089151 IP26089152 IP26089153 IP26089154 IP26089155 IP26089156 IP26089157 IP26089158 IP26089159 IP26089160 IP26089161 IP26089162 IP26089163 IP26089164 IP26089165 IP26089166 IP26089167 IP26089168 IP26089169 IP26089170 IP26089171 IP26089172 IP26089173 IP26089174 IP26089175 IP26089176 IP26089177 IP26089178 IP26089179 IP26089180 IP26089181 IP26089182 IP26089183 IP26089184 IP26089185 IP26089186 IP26089187 IP26089188 IP26089189 IP26089190 IP26089191 IP26089192 IP26089193 IP26089194 IP26089195 IP26089196 IP26089197 IP26089198 IP26089199 IP26089200 IP26089201 IP26089202 IP26089203 IP26089204 IP26089205 IP26089206 IP26089207 IP26089208 IP26089209 IP26089210 IP26089211 IP26089212 IP26089213 IP26089214 IP26089215 IP26089216 IP26089217 IP26089218 IP26089219 IP26089220 IP26089221 IP26089222 IP26089223 IP26089224 IP26089225 IP26089226 IP26089227 IP26089228 IP26089229 IP26089230 IP26089231 IP26089232 IP26089233 IP26089234 IP26089235 IP26089236 IP26089237 IP26089238 IP26089239 IP26089240 IP26089241 IP26089242 IP26089243 IP26089244 IP26089245 IP26089246 IP26089247 IP26089248 IP26089249 IP26089250 IP26089251 IP26089252 IP26089253 IP26089254 IP26089255 IP26089256 IP26089257 IP26089258 IP26089259 IP26089260 IP26089261 IP26089262 IP26089263 IP26089264 IP26089265 IP26089266 IP26089267 IP26089268 IP26089269 IP26089270 IP26089271 IP26089272 IP26089273 IP26089274 IP26089275 IP26089276 IP26089277 IP26089278 IP26089279 IP26089280 IP26089281 IP26089282 IP26089283 IP26089284 IP26089285 IP26089286 IP26089287 IP26089288 IP26089289 IP26089290 IP26089291 IP26089292 IP26089293 IP26089294 IP26089295 IP26089296 IP26089297 IP26089298 IP26089299 IP26089300 IP26089301 IP26089302 IP26089303 IP26089304 IP26089305 IP26089306 IP26089307 IP26089308 IP26089309 IP26089310 IP26089311 IP26089312 IP26089313 IP26089314 IP26089315 IP26089316 IP26089317 IP26089318 IP26089319 IP26089320 IP26089321 IP26089322 IP26089323 IP26089324 IP26089325 IP26089326 IP26089327 IP26089328 IP26089329 IP26089330 IP26089331 IP26089332 IP26089333 IP26089334 IP26089335 IP26089336 IP26089337 IP26089338 IP26089339 IP26089340 IP26089341 IP26089342 IP26089343 IP26089344 IP26089345 IP26089346 IP26089347 IP26089348 IP26089349 IP26089350 IP26089351 IP26089352 IP26089353 IP26089354 IP26089355 IP26089356 IP26089357 IP26089358 IP26089359 IP26089360 IP26089361 IP26089362 IP26089363 IP26089364 IP26089365 IP26089366 IP26089367 IP26089368 IP26089369 IP26089370 IP26089371 IP26089372 IP26089373 IP26089374 IP26089375 IP26089376 IP26089377 IP26089378 IP26089379 IP26089380 IP26089381 IP26089382 IP26089383 IP26089384 IP26089385 IP26089386 IP26089387 IP26089388 IP26089389 IP26089390 IP26089391 IP26089392 IP26089393 IP26089394 IP26089395 IP26089396 IP26089397 IP26089398 IP26089399 IP26089400 IP26089401 IP26089402 IP26089403 IP26089404 IP26089405 IP26089406 IP26089407 IP26089408 IP26089409 IP26089410 IP26089411 IP26089412 IP26089413 IP26089414 IP26089415 IP26089416 IP26089417 IP26089418 IP26089419 IP26089420 IP26089421 IP26089422 IP26089423 IP26089424 IP26089425 IP26089426 IP26089427 IP26089428 IP26089429 IP26089430 IP26089431 IP26089432 IP26089433 IP26089434 IP26089435 IP26089436 IP26089437 IP26089438 IP26089439 IP26089440 IP26089441 IP26089442 IP26089443 IP26089444 IP26089445 IP26089446 IP26089447 IP26089448 IP26089449 IP26089450 IP26089451 IP26089452 IP26089453 IP26089454 IP26089455 IP26089456 IP26089457 IP26089458 IP26089459 IP26089460 IP26089461 IP26089462 IP26089463 IP26089464 IP26089465 IP26089466 IP26089467 IP26089468 IP26089469 IP26089470 IP26089471 IP26089472 IP26089473 IP26089474 IP26089475 IP26089476 IP26089477 IP26089478 IP26089479 IP26089480 IP26089481 IP26089482 IP26089483 IP26089484 IP26089485 IP26089486 IP26089487 IP26089488 IP26089489 IP26089490 IP26089491 IP26089492 IP26089493 IP26089494 IP26089495 IP26089496 IP26089497 IP26089498 IP26089499 IP26089500 IP26089501 IP26089502 IP26089503 IP26089504 IP26089505 IP26089506 IP26089507 IP26089508 IP26089509 IP26089510 IP26089511 IP26089512 IP26089513 IP26089514 IP26089515 IP26089516 IP26089517 IP26089518 IP26089519 IP26089520 IP26089521 IP26089522 IP26089523 IP26089524 IP26089525 IP26089526 IP26089527 IP26089528 IP26089529 IP26089530 IP26089531 IP26089532 IP26089533 IP26089534 IP26089535 IP26089536 IP26089537 IP26089538 IP26089539 IP26089540 IP26089541 IP26089542 IP26089543 IP26089544 IP26089545 IP26089546 IP26089547 IP26089548 IP26089549 IP26089550 IP26089551 IP26089552 IP26089553 IP26089554 IP26089555 IP26089556 IP26089557 IP26089558 IP26089559 IP26089560 IP26089561 IP26089562 IP26089563 IP26089564 IP26089565 IP26089566 IP26089567 IP26089568 IP26089569 IP26089570 IP26089571 IP26089572 IP26089573 IP26089574 IP26089575 IP26089576 IP26089577 IP26089578 IP26089579 IP26089580 IP26089581 IP26089582 IP26089583 IP26089584 IP26089585 IP26089586 IP26089587 IP26089588 IP26089589 IP26089590 IP26089591 IP26089592 IP26089593 IP26089594 IP26089595 IP26089596 IP26089597 IP26089598 IP26089599 IP26089600 IP26089601 IP26089602 IP26089603 IP26089604 IP26089605 IP26089606 IP26089607 IP26089608 IP26089609 IP26089610 IP26089611 IP26089612 IP26089613 IP26089614 IP26089615 IP26089616 IP26089617 IP26089618 IP26089619 IP26089620 IP26089621 IP26089622 IP26089623 IP26089624 IP26089625 IP26089626 IP26089627 IP26089628 IP26089629 IP26089630 IP26089631 IP26089632 IP26089633 IP26089634 IP26089635 IP26089636 IP26089637 IP26089638 IP26089639 IP26089640 IP26089641 IP26089642 IP26089643 IP26089644 IP26089645 IP26089646 IP26089647 IP26089648 IP26089649 IP26089650 IP26089651 IP26089652 IP26089653 IP26089654 IP26089655 IP26089656 IP26089657 IP26089658 IP26089659 IP26089660 IP26089661 IP26089662 IP26089663 IP26089664 IP26089665 IP26089666 IP26089667 IP26089668 IP26089669 IP26089670 IP26089671 IP26089672 IP26089673 IP26089674 IP26089675 IP26089676 IP26089677 IP26089678 IP26089679 IP26089680 IP26089681 IP26089682 IP26089683 IP26089684 IP26089685 IP26089686 IP26089687 IP26089688 IP26089689 IP26089690 IP26089691 IP26089692 IP26089693 IP26089694 IP26089695 IP26089696 IP26089697 IP26089698 IP26089699 IP26089700 IP26089701 IP26089702 IP26089703 IP26089704 IP26089705 IP26089706 IP26089707 IP26089708 IP26089709 IP26089710 IP26089711 IP26089712 IP26089713 IP26089714 IP26089715 IP26089716 IP26089717 IP26089718 IP26089719 IP26089720 IP26089721 IP26089722 IP26089723 IP26089724 IP26089725 IP26089726 IP26089727 IP26089728 IP26089729 IP26089730 IP26089731 IP26089732 IP26089733 IP26089734 IP26089735 IP26089736 IP26089737 IP26089738 IP26089739 IP26089740 IP26089741 IP26089742 IP26089743 IP26089744 IP26089745 IP26089746 IP26089747 IP26089748 IP26089749 IP26089750 IP26089751 IP26089752 IP26089753 IP26089754 IP26089755 IP26089756 IP26089757 IP26089758 IP26089759 IP26089760 IP26089761 IP26089762 IP26089763 IP26089764 IP26089765 IP26089766 IP26089767 IP26089768 IP26089769 IP26089770 IP26089771 IP26089772 IP26089773 IP26089774 IP26089775 IP26089776 IP26089777 IP26089778 IP26089779 IP26089780 IP26089781 IP26089782 IP26089783 IP26089784 IP26089785 IP26089786 IP26089787 IP26089788 IP26089789 IP26089790 IP26089791 IP26089792 IP26089793 IP26089794 IP26089795 IP26089796 IP26089797 IP26089798 IP26089799 IP26089800 IP26089801 IP26089802 IP26089803 IP26089804 IP26089805 IP26089806 IP26089807 IP26089808 IP26089809 IP26089810 IP26089811 IP26089812 IP26089813 IP26089814 IP26089815 IP26089816 IP26089817 IP26089818 IP26089819 IP26089820 IP26089821 IP26089822 IP26089823 IP26089824 IP26089825 IP26089826 IP26089827 IP26089828 IP26089829 IP26089830 IP26089831 IP26089832 IP26089833 IP26089834 IP26089835 IP26089836 IP26089837 IP26089838 IP26089839 IP26089840 IP26089841 IP26089842 IP26089843 IP26089844 IP26089845 IP26089846 IP26089847 IP26089848 IP26089849 IP26089850 IP26089851 IP26089852 IP26089853 IP26089854 IP26089855 IP26089856 IP26089857 IP26089858 IP26089859 IP26089860 IP26089861 IP26089862 IP26089863 IP26089864 IP26089865 IP26089866 IP26089867 IP26089868 IP26089869 IP26089870 IP26089871 IP26089872 IP26089873 IP26089874 IP26089875 IP26089876 IP26089877 IP26089878 IP26089879 IP26089880 IP26089881 IP26089882 IP26089883 IP26089884 IP26089885 IP26089886 IP26089887 IP26089888 IP26089889 IP26089890 IP26089891 IP26089892 IP26089893 IP26089894 IP26089895 IP26089896 IP26089897 IP26089898 IP26089899 IP26089900 IP26089901 IP26089902 IP26089903 IP26089904 IP26089905 IP26089906 IP26089907 IP26089908 IP26089909 IP26089910 IP26089911 IP26089912 IP26089913 IP26089914 IP26089915 IP26089916 IP26089917 IP26089918 IP26089919 IP26089920 IP26089921 IP26089922 IP26089923 IP26089924 IP26089925 IP26089926 IP26089927 IP26089928 IP26089929 IP26089930 IP26089931 IP26089932 IP26089933 IP26089934 IP26089935 IP26089936 IP26089937 IP26089938 IP26089939 IP26089940 IP26089941 IP26089942 IP26089943 IP26089944 IP26089945 IP26089946 IP26089947 IP26089948 IP26089949 IP26089950 IP26089951 IP26089952 IP26089953 IP26089954 IP26089955 IP26089956 IP26089957 IP26089958 IP26089959 IP26089960 IP26089961 IP26089962 IP26089963 IP26089964 IP26089965 IP26089966 IP26089967 IP26089968 IP26089969 IP26089970 IP26089971 IP26089972 IP26089973 IP26089974 IP26089975 IP26089976 IP26089977 IP26089978 IP26089979 IP26089980 IP26089981 IP26089982 IP26089983 IP26089984 IP26089985 IP26089986 IP26089987 IP26089988 IP26089989 IP26089990 IP26089991 IP26089992 IP26089993 IP26089994 IP26089995 IP26089996 IP26089997 IP26089998 IP26089999 IP26090000 IP26090001 IP26090002 IP26090003 IP26090004 IP26090005 IP26090006 IP26090007 IP26090008 IP26090009 IP26090010 IP26090011 IP26090012 IP26090013 IP26090014 IP26090015 IP26090016 IP26090017 IP26090018 IP26090019 IP26090020 IP26090021 IP26090022 IP26090023 IP26090024 IP26090025 IP26090026 IP26090027 IP26090028 IP26090029 IP26090030 IP26090031 IP26090032 IP26090033 IP26090034 IP26090035 IP26090036 IP26090037 IP26090038 IP26090039 IP26090040 IP26090041 IP26090042 IP26090043 IP26090044 IP26090045 IP26090046 IP26090047 IP26090048 IP26090049 IP26090050 IP26090051 IP26090052 IP26090053 IP26090054 IP26090055 IP26090056 IP26090057 IP26090058 IP26090059 IP26090060 IP26090061 IP26090062 IP26090063 IP26090064 IP26090065 IP26090066 IP26090067 IP26090068 IP26090069 IP26090070 IP26090071 IP26090072 IP26090073 IP26090074 IP26090075 IP26090076 IP26090077 IP26090078 IP26090079 IP26090080 IP26090081 IP26090082 IP26090083 IP26090084 IP26090085 IP26090086 IP26090087 IP26090088 IP26090089 IP26090090 IP26090091 IP26090092 IP26090093 IP26090094 IP26090095 IP26090096 IP26090097 IP26090098 IP26090099 IP26090100 IP26090101 IP26090102 IP26090103 IP26090104 IP26090105 IP26090106 IP26090107 IP26090108 IP26090109 IP26090110 IP26090111 IP26090112 IP26090113 IP26090114 IP26090115 IP26090116 IP26090117 IP26090118 IP26090119 IP26090120 IP26090121 IP26090122 IP26090123 IP26090124 IP26090125 IP26090126 IP26090127 IP26090128 IP26090129 IP26090130 IP26090131 IP26090132 IP26090133 IP26090134 IP26090135 IP26090136 IP26090137 IP26090138 IP26090139 IP26090140 IP26090141 IP26090142 IP26090143 IP26090144 IP26090145 IP26090146 IP26090147 IP26090148 IP26090149 IP26090150 IP26090151 IP26090152 IP26090153 IP26090154 IP26090155 IP26090156 IP26090157 IP26090158 IP26090159 IP26090160 IP26090161 IP26090162 IP26090163 IP26090164 IP26090165 IP26090166 IP26090167 IP26090168 IP26090169 IP26090170 IP26090171 IP26090172 IP26090173 IP26090174 IP26090175 IP26090176 IP26090177 IP26090178 IP26090179 IP26090180 IP26090181 IP26090182 IP26090183 IP26090184 IP26090185 IP26090186 IP26090187 IP26090188 IP26090189 IP26090190 IP26090191 IP26090192 IP26090193 IP26090194 IP26090195 IP26090196 IP26090197 IP26090198 IP26090199 IP26090200 IP26090201 IP26090202 IP26090203 IP26090204 IP26090205 IP26090206 IP26090207 IP26090208 IP26090209 IP26090210 IP26090211 IP26090212 IP26090213 IP26090214 IP26090215 IP26090216 IP26090217 IP26090218 IP26090219 IP26090220 IP26090221 IP26090222 IP26090223 IP26090224 IP26090225 IP26090226 IP26090227 IP26090228 IP26090229 IP26090230 IP26090231 IP26090232 IP26090233 IP26090234 IP26090235 IP26090236 IP26090237 IP26090238 IP26090239 IP26090240 IP26090241 IP26090242 IP26090243 IP26090244 IP26090245 IP26090246 IP26090247 IP26090248 IP26090249 IP26090250 IP26090251 IP26090252 IP26090253 IP26090254 IP26090255 IP26090256 IP26090257 IP26090258 IP26090259 IP26090260 IP26090261 IP26090262 IP26090263 IP26090264 IP26090265 IP26090266 IP26090267 IP26090268 IP26090269 IP26090270 IP26090271 IP26090272 IP26090273 IP26090274 IP26090275 IP26090276 IP26090277 IP26090278 IP26090279 IP26090280 IP26090281 IP26090282 IP26090283 IP26090284 IP26090285 IP26090286 IP26090287 IP26090288 IP26090289 IP26090290 IP26090291 IP26090292 IP26090293 IP26090294 IP26090295 IP26090296 IP26090297 IP26090298 IP26090299 IP26090300 IP26090301 IP26090302 IP26090303 IP26090304 IP26090305 IP26090306 IP26090307 IP26090308 IP26090309 IP26090310 IP26090311 IP26090312 IP26090313 IP26090314 IP26090315 IP26090316 IP26090317 IP26090318 IP26090319 IP26090320 IP26090321 IP26090322 IP26090323 IP26090324 IP26090325 IP26090326 IP26090327 IP26090328 IP26090329 IP26090330 IP26090331 IP26090332 IP26090333 IP26090334 IP26090335 IP26090336 IP26090337 IP26090338 IP26090339 IP26090340 IP26090341 IP26090342 IP26090343 IP26090344 IP26090345 IP26090346 IP26090347 IP26090348 IP26090349 IP26090350 IP26090351 IP26090352 IP26090353 IP26090354 IP26090355 IP26090356 IP26090357 IP26090358 IP26090359 IP26090360 IP26090361 IP26090362 IP26090363 IP26090364 IP26090365 IP26090366 IP26090367 IP26090368 IP26090369 IP26090370 IP26090371 IP26090372 IP26090373 IP26090374 IP26090375 IP26090376 IP26090377 IP26090378 IP26090379 IP26090380 IP26090381 IP26090382 IP26090383 IP26090384 IP26090385 IP26090386 IP26090387 IP26090388 IP26090389 IP26090390 IP26090391 IP26090392 IP26090393 IP26090394 IP26090395 IP26090396 IP26090397 IP26090398 IP26090399 IP26090400 IP26090401 IP26090402 IP26090403 IP26090404 IP26090405 IP26090406 IP26090407 IP26090408 IP26090409 IP26090410 IP26090411 IP26090412 IP26090413 IP26090414 IP26090415 IP26090416 IP26090417 IP26090418 IP26090419 IP26090420 IP26090421 IP26090422 IP26090423 IP26090424 IP26090425 IP26090426 IP26090427 IP26090428 IP26090429 IP26090430 IP26090431 IP26090432 IP26090433 IP26090434 IP26090435 IP26090436 IP26090437 IP26090438 IP26090439 IP26090440 IP26090441 IP26090442 IP26090443 IP26090444 IP26090445 IP26090446 IP26090447 IP26090448 IP26090449 IP26090450 IP26090451 IP26090452 IP26090453 IP26090454 IP26090455 IP26090456 IP26090457 IP26090458 IP26090459 IP26090460 IP26090461 IP26090462 IP26090463 IP26090464 IP26090465 IP26090466 IP26090467 IP26090468 IP26090469 IP26090470 IP26090471 IP26090472 IP26090473 IP26090474 IP26090475 IP26090476 IP26090477 IP26090478 IP26090479 IP26090480 IP26090481 IP26090482 IP26090483 IP26090484 IP26090485 IP26090486 IP26090487 IP26090488 IP26090489 IP26090490 IP26090491 IP26090492 IP26090493 IP26090494 IP26090495 IP26090496 IP26090497 IP26090498 IP26090499 IP26090500 IP26090501 IP26090502 IP26090503 IP26090504 IP26090505 IP26090506 IP26090507 IP26090508 IP26090509 IP26090510 IP26090511 IP26090512 IP26090513 IP26090514 IP26090515 IP26090516 IP26090517 IP26090518 IP26090519 I

IP2608H2P4 IP2608H2R0 IP2608H2TY IP2608H2ZA IP2608H31G IP2608H3G7 IP2608H3X5 IP2608H3ZZ IP2608H4DV IP2608H663 IP2608H668 IP2608H673 IP2608H6HP IP2608H7IN IP2608H7L2
IP2608H7NX IP2608H7P2 IP2608H7TE IP2608H7U5 IP2608H838 IP2608H93U IP2608H9J8 IP2608H9JY IP2608HA3X IP2608HB6Z IP2608HC83 IP2608HCS6 IP2608HDA5 IP2608HE19 IP2608HE67 IP2608HF8M IP2608HFY6 IP2608HHZ5
IP2608HJ6Q IP2608HJC7 IP2608HNS7 IP2608HNT4 IP2608HQC5 IP2608HR2M IP2608HR6T IP2608HRM7 IP2608HS84 IP2608HS96 IP2608HT3T IP2608HU7E IP2608HU8Y IP2608HU8Z IP2608HU8Z IP2608HU8Z

IP2608XMM9G IP2608XNN64 IP2608XXP6J IP2608XPP7V IP2608XPA49 IP2608XPF5 IP2608XQX7X IP2608XQ95 IP2608XQB9 IP2608XRN5 IP2608XS14 IP2608XS67 IP2608XS7J IP2608XT4A IP2608XTG4 IP2608XTT8 IP2608XU19 IP2608XX9B
IP2608XXY9 IP2608XY4B IP2608Y13A IP2608Y1HU IP2608Y1TJ IP2608Y2G6 IP2608Y2N2 IP2608Y2Q2 IP2608Y2XU IP2608Y36F IP2608Y3F4 IP2608Y3MU IP2608Y459 IP2608Y45U IP2608Y4NZ IP2608Y4XA IP2608Y52A IP2608Y5E5
IP2608Y5H1 IP2608Y5NY IP2608Y5SC IP2608Y5RD IP2608Y6A9 IP2608Y6SN IP2608Y6W3 IP2608Y7S1 IP2608Y8B6 IP2608Y8JQ IP2608Y8NX IP2608Y9GE IP2608Y9RS IP2608YA23 IP2608YAT8 IP2608YB2Z IP2608YBB9
IP2608YC27 IP2608YC2X IP2608YD1G IP2608YD8P IP2608YDP4 IP2608YE93 IP2608YF4G IP2608YG2U IP2608YJ42 IP2608YJE1 IP2608YMX9 IP2608YMQ9 IP2608YN6X IP2608YNN2 IP2608YP5M IP2608YPR6
IP2608YQN9 IP2608YR4C IP2608YRB2 IP2608YRS8 IP2608YS1C IP2608YS4M IP2608YSA7 IP2608YSV3 IP2608YTD7 IP2608YVC6 IP2608YY6J IP2608YY57 IP2608YY9J IP2608YZ7H IP2608Z04 IP2608Z14R IP2608Z18Q IP2608Z1F2 IP2608Z1XN
IP2608Z1YB IP2608Z223 IP2608Z28Q IP2608Z29F IP2608Z2CW IP2608Z2E2 IP2608Z2G2 IP2608Z367 IP2608Z3C9 IP2608Z3ET IP2608Z3IQ IP2608Z455 IP2608Z48D IP2608Z4CY IP2608Z4NW IP2608Z4ZN IP2608Z53D IP2608Z575 IP2608Z5QD
IP2608Z5S8 IP2608Z5WU IP2608Z5YR IP2608Z643 IP2608Z68V IP2608Z6NV IP2608Z6YX IP2608Z6Y2 IP2608Z75W IP2608Z78B IP2608Z7VV IP2608Z83V IP2608Z92A IP2608Z9BC IP2608Z9F1 IP2608Z9JB IP2608Z9MC
IP2608Z9MR IP2608Z9Q7 IP2608Z9S IP2608ZB65 IP2608ZB78 IP2608ZBA6 IP2608ZD74 IP2608ZE35 IP2608ZF7G IP2608ZG12 IP2608ZG1A IP2608ZG35 IP2608ZH71 IP2608ZJ91 IP2608ZMCF IP2608ZMC5 IP2608ZN1R IP2608ZNN4
IP2608ZR5T IP2608ZT8W IP2608ZT9G IP2608ZV11 IP2608ZV45 IP2608ZX1G IP2608ZX5X IP2608ZY1P IP2609113N IP2609123G IP2609123R IP2609123U IP2609123Y IP2609143Q IP2609143Y IP2609152B IP2609152Z IP2609153C
IP2609169Z IP2609173S IP2609173T IP2609181T IP2609198Y IP2609198S9 IP2609198X IP2609199 IP2609199A IP2609199B IP2609199C IP2609199D IP2609199E IP2609199F IP2609199G IP2609199H IP2609199J IP2609199K
IP2609199M IP2609199N IP2609199P IP2609199Q IP2609199R IP2609199S IP2609199T IP2609199V IP2609199W IP2609199X IP2609199Y IP2609199Z IP2609199Z1 IP2609199Z2 IP2609199Z3 IP2609199Z4 IP2609199Z5 IP2609199Z6
IP2609199Z7 IP2609199Z8 IP2609199Z9 IP2609199ZB IP2609199ZC IP2609199ZD IP2609199ZF IP2609199ZG IP2609199ZH IP2609199ZJ IP2609199ZK IP2609199ZL IP2609199ZM IP2609199ZN IP2609199ZP IP2609199ZQ IP2609199ZR
IP2609199ZS IP2609199ZT IP2609199ZV IP2609199ZW IP2609199ZX IP2609199ZY IP2609199ZZ IP260919B IP260919C IP260919D IP260919E IP260919F IP260919G IP260919H IP260919J IP260919K IP260919L IP260919M
IP260919N IP260919P IP260919Q IP260919R IP260919S IP260919T IP260919V IP260919W IP260919X IP260919Y IP260919Z IP26091B IP26091C IP26091D IP26091F IP26091G IP26091H IP26091J IP26091K IP26091L IP26091M
IP26091N IP26091P IP26091Q IP26091R IP26091S IP26091T IP26091V IP26091W IP26091X IP26091Y IP26091Z IP26092 IP26092B IP26092C IP26092D IP26092F IP26092G IP26092H IP26092J IP26092K IP26092L IP26092M
IP26092N IP26092P IP26092Q IP26092R IP26092S IP26092T IP26092V IP26092W IP26092X IP26092Y IP26092Z IP26093 IP26093B IP26093C IP26093D IP26093F IP26093G IP26093H IP26093J IP26093K IP26093L IP26093M
IP26093N IP26093P IP26093Q IP26093R IP26093S IP26093T IP26093V IP26093W IP26093X IP26093Y IP26093Z IP26094 IP26094B IP26094C IP26094D IP26094F IP26094G IP26094H IP26094J IP26094K IP26094L IP26094M
IP26094N IP26094P IP26094Q IP26094R IP26094S IP26094T IP26094V IP26094W IP26094X IP26094Y IP26094Z IP26095 IP26095B IP26095C IP26095D IP26095F IP26095G IP26095H IP26095J IP26095K IP26095L IP26095M
IP26095N IP26095P IP26095Q IP26095R IP26095S IP26095T IP26095V IP26095W IP26095X IP26095Y IP26095Z IP26096 IP26096B IP26096C IP26096D IP26096F IP26096G IP26096H IP26096J IP26096K IP26096L IP26096M
IP26096N IP26096P IP26096Q IP26096R IP26096S IP26096T IP26096V IP26096W IP26096X IP26096Y IP26096Z IP26097 IP26097B IP26097C IP26097D IP26097F IP26097G IP26097H IP26097J IP26097K IP26097L IP26097M
IP26097N IP26097P IP26097Q IP26097R IP26097S IP26097T IP26097V IP26097W IP26097X IP26097Y IP26097Z IP26098 IP26098B IP26098C IP26098D IP26098F IP26098G IP26098H IP26098J IP26098K IP26098L IP26098M
IP26098N IP26098P IP26098Q IP26098R IP26098S IP26098T IP26098V IP26098W IP26098X IP26098Y IP26098Z IP26099 IP26099B IP26099C IP26099D IP26099F IP26099G IP26099H IP26099J IP26099K IP26099L IP26099M
IP26099N IP26099P IP26099Q IP26099R IP26099S IP26099T IP26099V IP26099W IP26099X IP26099Y IP26099Z IP2609A IP2609B IP2609C IP2609D IP2609F IP2609G IP2609H IP2609J IP2609K IP2609L IP2609M
IP2609N IP2609P IP2609Q IP2609R IP2609S IP2609T IP2609V IP2609W IP2609X IP2609Y IP2609Z IP260A IP260B IP260C IP260D IP260F IP260G IP260H IP260J IP260K IP260L IP260M
IP260N IP260P IP260Q IP260R IP260S IP260T IP260V IP260W IP260X IP260Y IP260Z IP2610 IP2611 IP2612 IP2613 IP2614 IP2615 IP2616 IP2617 IP2618 IP2619 IP261A
IP261B IP261C IP261D IP261F IP261G IP261H IP261J IP261K IP261L IP261M IP261N IP261P IP261Q IP261R IP261S IP261T IP261V IP261W IP261X IP261Y IP261Z IP2620 IP2621
IP2622 IP2623 IP2624 IP2625 IP2626 IP2627 IP2628 IP2629 IP262A IP262B IP262C IP262D IP262F IP262G IP262H IP262J IP262K IP262L IP262M IP262N IP262P IP262Q IP262R
IP262S IP262T IP262V IP262W IP262X IP262Y IP262Z IP2630 IP2631 IP2632 IP2633 IP2634 IP2635 IP2636 IP2637 IP2638 IP2639 IP263A IP263B IP263C IP263D IP263F IP263G
IP263H IP263J IP263K IP263L IP263M IP263N IP263P IP263Q IP263R IP263S IP263T IP263V IP263W IP263X IP263Y IP263Z IP2640 IP2641 IP2642 IP2643 IP2644 IP2645 IP2646 IP2647
IP2648 IP2649 IP264A IP264B IP264C IP264D IP264F IP264G IP264H IP264J IP264K IP264L IP264M IP264N IP264P IP264Q IP264R IP264S IP264T IP264V IP264W IP264X IP264Y IP264Z
IP2650 IP2651 IP2652 IP2653 IP2654 IP2655 IP2656 IP2657 IP2658 IP2659 IP265A IP265B IP265C IP265D IP265F IP265G IP265H IP265J IP265K IP265L IP265M IP265N IP265P IP265Q
IP265R IP265S IP265T IP265V IP265W IP265X IP265Y IP265Z IP2660 IP2661 IP2662 IP2663 IP2664 IP2665 IP2666 IP2667 IP2668 IP2669 IP266A IP266B IP266C IP266D IP266F IP266G
IP266H IP266J IP266K IP266L IP266M IP266N IP266P IP266Q IP266R IP266S IP266T IP266V IP266W IP266X IP266Y IP266Z IP2670 IP2671 IP2672 IP2673 IP2674 IP2675 IP2676 IP2677
IP2678 IP2679 IP267A IP267B IP267C IP267D IP267F IP267G IP267H IP267J IP267K IP267L IP267M IP267N IP267P IP267Q IP267R IP267S IP267T IP267V IP267W IP267X IP267Y IP267Z
IP2680 IP2681 IP2682 IP2683 IP2684 IP2685 IP2686 IP2687 IP2688 IP2689 IP268A IP268B IP268C IP268D IP268F IP268G IP268H IP268J IP268K IP268L IP268M IP268N IP268P IP268Q
IP268R IP268S IP268T IP268V IP268W IP268X IP268Y IP268Z IP2690 IP2691 IP2692 IP2693 IP2694 IP2695 IP2696 IP2697 IP2698 IP2699 IP269A IP269B IP269C IP269D IP269F IP269G
IP269H IP269J IP269K IP269L IP269M IP269N IP269P IP269Q IP269R IP269S IP269T IP269V IP269W IP269X IP269Y IP269Z IP26A0 IP26A1 IP26A2 IP26A3 IP26A4 IP26A5 IP26A6 IP26A7
IP26A8 IP26A9 IP26AA IP26AB IP26AC IP26AD IP26AF IP26AG IP26AH IP26AJ IP26AK IP26AL IP26AM IP26AN IP26AP IP26AQ IP26AR IP26AS IP26AT IP26AV IP26AW IP26AX IP26AY IP26AZ
IP26B0 IP26B1 IP26B2 IP26B3 IP26B4 IP26B5 IP26B6 IP26B7 IP26B8 IP26B9 IP26BA IP26BB IP26BC IP26BD IP26BF IP26BG IP26BH IP26BJ IP26BK IP26BL IP26BM IP26BN IP26BP IP26BQ
IP26BR IP26BS IP26BT IP26BV IP26BW IP26BX IP26BY IP26BZ IP26C0 IP26C1 IP26C2 IP26C3 IP26C4 IP26C5 IP26C6 IP26C7 IP26C8 IP26C9 IP26CA IP26CB IP26CC IP26CD IP26CF IP26CG
IP26CH IP26CJ IP26CK IP26CL IP26CM IP26CN IP26CP IP26CQ IP26CR IP26CS IP26CT IP26CV IP26CW IP26CX IP26CY IP26CZ IP26D0 IP26D1 IP26D2 IP26D3 IP26D4 IP26D5 IP26D6 IP26D7
IP26D8 IP26D9 IP26DA IP26DB IP26DC IP26DD IP26DF IP26DG IP26DH IP26DJ IP26DK IP26DL IP26DM IP26DN IP26DP IP26DQ IP26DR IP26DS IP26DT IP26DV IP26DW IP26DX IP26DY IP26DZ
IP26F0 IP26F1 IP26F2 IP26F3 IP26F4 IP26F5 IP26F6 IP26F7 IP26F8 IP26F9 IP26FA IP26FB IP26FC IP26FD IP26FF IP26FG IP26FH IP26FJ IP26FK IP26FL IP26FM IP26FN IP26FP IP26FQ
IP26FR IP26FS IP26FT IP26FV IP26FW IP26FX IP26FY IP26FZ IP26G0 IP26G1 IP26G2 IP26G3 IP26G4 IP26G5 IP26G6 IP26G7 IP26G8 IP26G9 IP26GA IP26GB IP26GC IP26GD IP26GF IP26GG
IP26GH IP26GJ IP26GK IP26GL IP26GM IP26GN IP26GP IP26GQ IP26GR IP26GS IP26GT IP26GV IP26GW IP26GX IP26GY IP26GZ IP26H0 IP26H1 IP26H2 IP26H3 IP26H4 IP26H5 IP26H6 IP26H7
IP26H8 IP26H9 IP26HA IP26HB IP26HC IP26HD IP26HF IP26HG IP26HH IP26HJ IP26HK IP26HL IP26HM IP26HN IP26HP IP26HQ IP26HR IP26HS IP26HT IP26HV IP26HW IP26HX IP26HY IP26HZ
IP26J0 IP26J1 IP26J2 IP26J3 IP26J4 IP26J5 IP26J6 IP26J7 IP26J8 IP26J9 IP26JA IP26JB IP26JC IP26JD IP26JF IP26JG IP26JH IP26JJ IP26JK IP26JL IP26JM IP26JN IP26JP IP26JQ
IP26JR IP26JS IP26JT IP26JV IP26JW IP26JX IP26JY IP26JZ IP26K0 IP26K1 IP26K2 IP26K3 IP26K4 IP26K5 IP26K6 IP26K7 IP26K8 IP26K9 IP26KA IP26KB IP26KC IP26KD IP26KF IP26KG
IP26KH IP26KJ IP26KK IP26KL IP26KM IP26KN IP26KP IP26KQ IP26KR IP26KS IP26KT IP26KV IP26KW IP26KX IP26KY IP26KZ IP26L0 IP26L1 IP26L2 IP26L3 IP26L4 IP26L5 IP26L6 IP26L7
IP26L8 IP26L9 IP26LA IP26LB IP26LC IP26LD IP26LF IP26LG IP26LH IP26LJ IP26LK IP26LL IP26LM IP26LN IP26LP IP26LQ IP26LR IP26LS IP26LT IP26LV IP26LW IP26LX IP26LY IP26LZ
IP26M0 IP26M1 IP26M2 IP26M3 IP26M4 IP26M5 IP26M6 IP26M7 IP26M8 IP26M9 IP26MA IP26MB IP26MC IP26MD IP26MF IP26MG IP26MH IP26MJ IP26MK IP26ML IP26MM IP26MN IP26MP IP26MQ
IP26MR IP26MS IP26MT IP26MV IP26MW IP26MX IP26MY IP26MZ IP26N0 IP26N1 IP26N2 IP26N3 IP26N4 IP26N5 IP26N6 IP26N7 IP26N8 IP26N9 IP26NA IP26NB IP26NC IP26ND IP26NF IP26NG
IP26NH IP26NJ IP26NK IP26NL IP26NM IP26NN IP26NP IP26NQ IP26NR IP26NS IP26NT IP26NV IP26NW IP26NX IP26NY IP26NZ IP26P0 IP26P1 IP26P2 IP26P3 IP26P4 IP26P5 IP26P6 IP26P7
IP26P8 IP26P9 IP26PA IP26PB IP26PC IP26PD IP26PF IP26PG IP26PH IP26PJ IP26PK IP26PL IP26PM IP26PN IP26PP IP26PQ IP26PR IP26PS IP26PT IP26PV IP26PW IP26PX IP26PY IP26PZ
IP26Q0 IP26Q1 IP26Q2 IP26Q3 IP26Q4 IP26Q5 IP26Q6 IP26Q7 IP26Q8 IP26Q9 IP26QA IP26QB IP26QC IP26QD IP26QF IP26QG IP26QH IP26QJ IP26QK IP26QL IP26QM IP26QN IP26QP IP26QQ
IP26QR IP26QS IP26QT IP26QV IP26QW IP26QX IP26QY IP26QZ IP26R0 IP26R1 IP26R2 IP26R3 IP26R4 IP26R5 IP26R6 IP26R7 IP26R8 IP26R9 IP26RA IP26RB IP26RC IP26RD IP26RF IP26RG
IP26RH IP26RJ IP26RK IP26RL IP26RM IP26RN IP26RP IP26RQ IP26RR IP26RS IP26RT IP26RV IP26RW IP26RX IP26RY IP26RZ IP26S0 IP26S1 IP26S2 IP26S3 IP26S4 IP26S5 IP26S6 IP26S7
IP26S8 IP26S9 IP26SA IP26SB IP26SC IP26SD IP26SF IP26SG IP26SH IP26SJ IP26SK IP26SL IP26SM IP26SN IP26SP IP26SQ IP26SR IP26SS IP26ST IP26SV IP26SW IP26SX IP26SY IP26SZ
IP26T0 IP26T1 IP26T2 IP26T3 IP26T4 IP26T5 IP26T6 IP26T7 IP26T8 IP26T9 IP26TA IP26TB IP26TC IP26TD IP26TF IP26TG IP26TH IP26TJ IP26TK IP26TL IP26TM IP26TN IP26TP IP26TQ
IP26TR IP26TS IP26TT IP26TV IP26TW IP26TX IP26TY IP26TZ IP26V0 IP26V1 IP26V2 IP26V3 IP26V4 IP26V5 IP26V6 IP26V7 IP26V8 IP26V9 IP26VA IP26VB IP26VC IP26VD IP26VF IP26VG
IP26VH IP26VJ IP26VK IP26VL IP26VM IP26VN IP26VP IP26VQ IP26VR IP26VS IP26VT IP26VV IP26VW IP26VX IP26VY IP26VZ IP26W0 IP26W1 IP26W2 IP26W3 IP26W4 IP26W5 IP26W6 IP26W7
IP26W8 IP26W9 IP26WA IP26WB IP26WC IP26WD IP26WF IP26WG IP26WH IP26WJ IP26WK IP26WL IP26WM IP26WN IP26WP IP26WQ IP26WR IP26WS IP26WT IP26WV IP26WW IP26WX IP26WY IP26WZ
IP26X0 IP26X1 IP26X2 IP26X3 IP26X4 IP26X5 IP26X6 IP26X7 IP26X8 IP26X9 IP26XA IP26XB IP26XC IP26XD IP26XF IP26XG IP26XH IP26XJ IP26XK IP26XL IP26XM IP26XN IP26XP IP26XQ
IP26XR IP26XS IP26XT IP26XV IP26XW IP26XX IP26XY IP26XZ IP26Y0 IP26Y1 IP26Y2 IP26Y3 IP26Y4 IP26Y5 IP26Y6 IP26Y7 IP26Y8 IP26Y9 IP26YA IP26YB IP26YC IP26YD IP26YF IP26YG
IP26YH IP26YJ IP26YK IP26YL IP26YM IP26YN IP26YP IP26YQ IP26YR IP26YS IP26YT IP26YV IP26YW IP26YX IP26YY IP26YZ IP26Z0 IP26Z1 IP26Z2 IP26Z3 IP26Z4 IP26Z5 IP26Z6 IP26Z7
IP26Z8 IP26Z9 IP26ZA IP26ZB IP26ZC IP26ZD IP26ZF IP26ZG IP26ZH IP26ZJ IP26ZK IP26ZL IP26ZM IP26ZN IP26ZP IP26ZQ IP26ZR IP26ZS IP26ZT IP26ZV IP26ZW IP26ZX IP26ZY IP26ZZ
IP2700 IP2701 IP2702 IP2703 IP2704 IP2705 IP2706 IP2707 IP2708 IP2709 IP270A IP270B IP270C IP270D IP270F IP270G IP270H IP270J IP270K IP270L IP270M IP270N IP270P IP270Q
IP270R IP270S IP270T IP270V IP270W IP270X IP270Y IP270Z IP2710 IP2711 IP2712 IP2713 IP2714 IP2715 IP2716 IP2717 IP2718 IP2719 IP271A IP271B IP271C IP271D IP271F IP271G
IP271H IP271J IP271K IP271L IP271M IP271N IP271P IP271Q IP271R IP271S IP271T IP271V IP271W IP271X IP271Y IP271Z IP2720 IP2721 IP2722 IP2723 IP2724 IP2725 IP2726 IP2727
IP2728 IP2729 IP272A IP272B IP272C IP272D IP272F IP272G IP272H IP272J IP272K IP272L IP272M IP272N IP272P IP272Q IP272R IP272S IP272T IP272V IP272W IP272X IP272Y IP272Z
IP2730 IP2731 IP2732 IP2733 IP2734 IP2735 IP2736 IP2737 IP2738 IP2739 IP273A IP273B IP273C IP273D IP273F IP273G IP273H IP273J IP273K IP273L IP273M IP273N IP273P IP273Q
IP273R IP273S IP273T IP273V IP273W IP273X IP273Y IP273Z IP2740 IP2741 IP2742 IP2743 IP2744 IP2745 IP2746 IP2747 IP2748 IP2749 IP274A IP274B IP274C IP274D IP274F IP274G
IP274H IP274J IP274K IP274L IP274M IP274N IP274P IP274Q IP274R IP274S IP274T IP274V IP274W IP274X IP274Y IP274Z IP2750 IP2751 IP2752 IP2753 IP2754 IP2755 IP2756 IP2757
IP2758 IP2759 IP275A IP275B IP275C IP275D IP275F IP275G IP275H IP275J IP275K IP275L IP275M IP275N IP275P IP275Q IP275R IP275S IP275T IP275V IP275W IP275X IP275Y IP275Z
IP2760 IP2761 IP2762 IP2763 IP2764 IP2765 IP2766 IP2767 IP2768 IP2769 IP276A IP276B IP276C IP276D IP276F IP276G IP276H IP276J IP276K IP276L IP276M IP276N IP276P IP276Q
IP276R IP276S IP276T IP276V IP276W IP276X IP276Y IP276Z IP2770 IP2771 IP2772 IP2773 IP2774 IP2775 IP2776 IP2777 IP2778 IP2779 IP277A IP277B IP277C IP277D IP277F IP277G
IP277H IP277J IP277K IP277L IP277M IP277N IP277P IP277Q IP277R IP277S IP277T IP277V IP277W IP277X IP277Y IP277Z IP2780 IP2781 IP2782 IP2783 IP2784 IP2785 IP2786 IP2787
IP2788 IP2789 IP278A IP278B IP278C IP278D IP278F IP278G IP278H IP278J IP278K IP278L IP278M IP278N IP278P IP278Q IP278R IP278S IP278T IP278V IP278W IP278X IP278Y IP278Z
IP2790 IP2791 IP2792 IP2793 IP2794 IP2795 IP2796 IP2797 IP2798 IP2799 IP279A IP279B IP279C IP279D IP279F IP279G IP279H IP279J IP279K IP279L IP279M IP279N IP279P IP279Q
IP279R IP279S IP279T IP279V IP279W IP279X IP279Y IP279Z IP27A0 IP27A1 IP27A2 IP27A3 IP27A4 IP27A5 IP27A6 IP27A7 IP27A8 IP27A9 IP27AA IP27AB IP27AC IP27AD IP27AF IP27AG
IP27AH IP27AJ IP27AK IP27AL IP27AM IP27AN IP27AP IP27AQ IP27AR IP27AS IP27AT IP27AV IP27AW IP27AX IP27AY IP27AZ IP27B0 IP27B1 IP27B2 IP27B3 IP27B4 IP27B5 IP27B6 IP27B7
IP27B8 IP27B9 IP27BA IP27BB IP27BC IP27BD IP27BF IP27BG IP27BH IP27BJ IP27BK IP27BL IP27BM IP27BN IP27BP IP27BQ IP27BR IP27BS IP27BT IP27BV IP27BW IP27BX IP27BY IP27BZ
IP27C0 IP27C1 IP27C2 IP27C3 IP27C4 IP27C5 IP27C6 IP27C7 IP27C8 IP27C9 IP27CA IP27CB IP27CC IP27CD IP27CF IP27CG IP27CH IP27CJ IP27CK IP27CL IP27CM IP27CN IP27CP IP27CQ
IP27CR IP27CS IP27CT IP27CV IP27CW IP27CX IP27CY IP27CZ IP27D0 IP27D1 IP27D2 IP27D3 IP27D4 IP27D5 IP27D6 IP27D7 IP27D8 IP27D9 IP27DA IP27DB IP27DC IP27DD IP27DF IP27DG
IP27DH IP27DJ IP27DK IP27DL IP27DM IP27DN IP27DP IP27DQ IP27DR IP27DS IP27DT IP27DV IP27DW IP27DX IP27DY IP27DZ IP27F0 IP27F1 IP27F2 IP27F3 IP27F4 IP27F5 IP27F6 IP27F7
IP27F8 IP27F9 IP27FA IP27FB IP27FC IP27FD IP27FF IP27FG IP27FH IP27FJ IP27FK IP27FL IP27FM IP27FN IP27FP IP27FQ IP27FR IP27FS IP27FT IP27FV IP27FW IP27FX IP27FY IP27FZ
IP27G0 IP27G1 IP27G2 IP27G3 IP27G4 IP27G5 IP27G6 IP27G7 IP27G8 IP27G9 IP27GA IP27GB IP27GC IP27GD IP27GF IP27GG IP27GH IP27GJ IP27GK IP27GL IP27GM IP27GN IP27GP IP27GQ
IP27GR IP27GS IP27GT IP27GV IP27GW IP27GX IP27GY IP27GZ IP27H0 IP27H1 IP27H2 IP27H3 IP27H4 IP27H5 IP27H6 IP27H7 IP27H8 IP27H9 IP27HA IP27HB IP27HC IP27HD IP27HF IP27HG
IP27HH IP27HJ IP27HK IP27HL IP27HM IP27HN IP27HP IP27HQ IP27HR IP27HS IP27HT IP27HV IP27HW IP27HX IP27HY IP27HZ IP27J0 IP27J1 IP27J2 IP27J3 IP27J4 IP27J5 IP27J6 IP27J7
IP27J8 IP27J9 IP27JA IP27JB IP27JC IP27JD IP27JF IP27JG IP27JH IP27JJ IP27JK IP27JL IP27JM IP27JN IP27JP IP27JQ IP27JR IP27JS IP27JT IP27JV IP27JW IP27JX IP27JY IP27JZ
IP27K0 IP27K1 IP27K2 IP27K3 IP27K4 IP27K5 IP27K6 IP27K7 IP27K8 IP27K9 IP27KA IP27KB IP27KC IP27KD IP27KF IP27KG IP27KH IP27KJ IP27KK IP27KL IP27KM IP27KN IP27KP IP27KQ
IP27KR IP27KS IP27KT IP27KV IP27KW IP27KX IP27KY IP27KZ IP27L0 IP27L1 IP27L2 IP27L3 IP27L4 IP27L5 IP27L6 IP27L7 IP27L8 IP27L9 IP27LA IP27LB IP27LC IP27LD IP27LF IP27LG
IP27LH IP27LJ IP27LK IP27LL IP27LM IP27LN IP27LP IP27LQ IP27LR IP27LS IP27LT IP27LV IP27LW IP27LX IP27LY IP27LZ IP27M0 IP27M1 IP27M2 IP27M3 IP27M4 IP27M5 IP27M6 IP27M7
IP27M8 IP27M9 IP27MA IP27MB IP27MC IP27MD IP27MF IP27MG IP27MH IP27MJ IP27MK IP27ML IP27MM IP27MN IP27MP IP27MQ IP27MR IP27MS IP27MT IP27MV IP27MW IP27MX IP27MY IP27MZ
IP27N0 IP27N1 IP27N2 IP27N3 IP27N4 IP27N5 IP27N6 IP27N7 IP27N8 IP27N9 IP27NA IP27NB IP27NC IP27ND IP27NF IP27NG IP27NH IP27NJ IP27NK IP27NL IP27NM IP27NN IP27NP IP27NQ
IP27NR IP27NS IP27NT IP27NV IP27NW IP27NX IP27NY IP27NZ IP27P0 IP27P1 IP27P2 IP27P3 IP27P4 IP27P5 IP27P6 IP27P7 IP27P8 IP27P9 IP27PA IP27PB IP27PC IP27PD IP27PF IP27PG
IP27PH IP27PJ IP27PK IP27PL IP27PM IP27PN IP27PP IP27PQ IP27PR IP27PS IP27PT IP27PV IP27PW IP27PX IP27PY IP27PZ IP27Q0 IP27Q1 IP27Q2 IP27Q3 IP27Q4 IP27Q5 IP27Q6 IP27Q7
IP27Q8 IP27Q9 IP27QA IP27QB IP27QC IP27QD IP27QF IP27QG IP27QH IP27QJ IP27QK IP27QL IP27QM IP27QN IP27QP IP27QQ IP27QR IP27QS IP27QT IP27QV IP27QW IP27QX IP27QY IP27QZ
IP27R0 IP27R1 IP27R2 IP27R3 IP27R4 IP27R5 IP27R6 IP27R7 IP27R8 IP27R9 IP27RA IP27RB IP27RC IP27RD IP27RF IP27RG IP27RH IP27RJ IP27RK IP27RL IP27RM IP27RN IP27RP IP27RQ
IP27RR IP27RS IP27RT IP27RV IP27RW IP27RX IP27RY IP27RZ IP27S0 IP27S1 IP27S2 IP27S3 IP27S4 IP27S5 IP27S6 IP27S7 IP27S8 IP27S9 IP27SA IP27SB IP27SC IP27SD IP27SF IP27SG
IP27SH IP27SJ IP27SK IP27SL IP27SM IP27SN IP27SP IP27SQ IP27SR IP27SS IP27ST IP27SV IP27SW IP27SX IP27SY IP27SZ IP27T0 IP27T1 IP27T2 IP27T3 IP27T4 IP27T5 IP27T6 IP27T7
IP27T8 IP27T9 IP27TA IP27TB IP27TC IP27TD IP27TF IP27TG IP27TH IP27TJ IP27TK IP27TL IP27TM IP27TN IP27TP IP27TQ IP27TR IP27TS IP27TT IP27TV IP27TW IP27TX IP27TY IP27TZ
IP27V0 IP27V1 IP27V2 IP27V3 IP27V4 IP27V5 IP27V6 IP27V7 IP27V8 IP27V9 IP27VA IP27VB IP27VC IP27VD IP27VF IP27VG IP27VH IP27VJ IP27VK IP27VL IP27VM IP27VN IP27VP IP27VQ
IP27VR IP27VS IP27VT IP27VV IP27VW IP27VX IP27VY IP27VZ IP27W0 IP27W1 IP27W2 IP27W3 IP27W4 IP27W5 IP27W6 IP27W7 IP27W8 IP27W9 IP27WA IP27WB IP27WC IP27WD IP27WF IP27WG
IP27WH IP27WJ IP27WK IP27WL IP27WM IP27WN IP27WP IP27WQ IP27WR IP27WS IP27WT IP27WV IP27WW IP27WX IP27WY IP27WZ IP27X0 IP27X1 IP27X2 IP27X3 IP27X4 IP27X5 IP27X6 IP27X7
IP27X8 IP27X9 IP27XA IP27XB IP27XC IP27XD IP27XF IP27XG IP27XH IP27XJ IP27XK IP27XL IP27XM IP27XN IP27XP IP27XQ IP27XR IP27XS IP27XT IP27XV IP27XW IP27XX IP27XY IP27XZ
IP27Y0 IP27Y1 IP27Y2 IP27Y3 IP27Y4 IP27Y5 IP27Y6 IP27Y7 IP27Y8 IP27Y9 IP27YA IP27YB IP27YC IP27YD IP27YF IP27YG IP27YH IP27YJ IP27YK IP27YL IP27YM IP27YN IP27YP IP27YQ
IP27YR IP27YS IP27YT IP27YV IP27YW IP27YX IP27YY IP27YZ IP27Z0 IP27Z1 IP27Z2 IP27Z3 IP27Z4 IP27Z5 IP27Z6 IP27Z7 IP27Z8 IP27Z9 IP27ZA IP27ZB IP27ZC IP27ZD IP27ZF IP27ZG
IP27ZH IP27ZJ IP27ZK IP27ZL IP27ZM IP27ZN IP27ZP IP27ZQ IP27ZR IP27ZS IP27ZT IP27ZV IP27ZW IP27ZX IP27ZY IP27ZZ IP2800 IP2801 IP2802 IP2803 IP2804 IP2805 IP2806 IP2807
IP2808 IP2809 IP280A IP280B IP280C IP280D IP280F IP280G IP280H IP280J IP280K IP280L IP280M IP280N IP280P IP280Q IP280R IP280S IP280T IP280V IP280W IP280X IP280Y IP280Z
IP2810 IP2811 IP2812 IP2813 IP2814 IP2815 IP2816 IP2817 IP2818 IP2819 IP281A IP281B IP281C IP281D IP281F IP281G IP281H IP281J IP281K IP281L IP281M IP281N IP281P IP281Q
IP281R IP281S IP281T IP281V IP281W IP281X IP281Y IP281Z IP2820 IP2821 IP2822 IP2823 IP2824 IP2825 IP2826 IP2827 IP2828 IP2829 IP282A IP282B IP282C IP282D IP282F IP282G
IP282H IP282J IP282K IP282L IP282M IP282N IP282P IP282Q IP282R IP282S IP282T IP282V IP282W IP282X IP282Y IP282Z IP2830 IP2831 IP2832 IP2833 IP2834 IP2835 IP2836 IP2837
IP2838 IP2839 IP283A IP283B IP283C IP283D IP283F IP283G IP283H IP283J IP283K IP283L IP283M IP283N IP283P IP283Q IP283R IP283S IP283T IP283V IP283W IP283X IP283Y IP283Z
IP2840 IP2841 IP2842 IP2843 IP2844 IP2845 IP2846 IP2847 IP2848 IP2849 IP284A IP284B IP284C IP284D IP284F IP284G IP284H IP284J IP284K IP284L IP284M IP284N IP284P IP284Q
IP284R IP284S IP284T IP284V IP284W IP284X IP284Y IP284Z IP2850 IP2851 IP2852 IP2853 IP2854 IP2855 IP2856 IP2857 IP2858 IP2859 IP285A IP285B IP285C IP285D IP285F IP285G
IP285H IP285J IP285K IP285L IP285M IP285N IP285P IP285Q IP285R IP285S IP285T IP285V IP285W IP285X IP285Y IP285Z IP2860 IP2861 IP2862 IP2863 IP2864 IP2865 IP2866 IP2867
IP2868 IP2869 IP286A IP286B IP286C IP286D IP286F IP286G IP286H IP286J IP286K IP286L IP286M IP286N IP286P IP286Q IP286R IP286S IP286T IP286V IP286W IP286X IP286Y IP286Z
IP2870 IP2871 IP2872 IP2873 IP2874 IP2875 IP2876 IP2877 IP2878 IP2879 IP287A IP287B IP287C IP287D IP287F IP287G IP287H IP287J IP287K IP287L IP287M IP287N IP287P IP287Q
IP287R IP287S IP287T IP287V IP287W IP287X IP287Y IP287Z IP2880 IP2881 IP2882 IP2883 IP2884 IP2885 IP2886 IP2887 IP2888 IP2889 IP288A IP288B IP288C IP288D IP288F IP288G
IP288H IP288J IP288K IP288L IP288M IP288N IP288P IP288Q IP288R IP288S IP288T IP288V IP288W IP288X IP288Y IP288Z IP2890 IP2891 IP2892 IP2893 IP2894 IP2895 IP2896 IP2897
IP2898 IP2899 IP289A IP289B IP289C IP289D IP289F IP289G IP289H IP289J IP289K IP289L IP289M IP289N IP289P IP289Q IP289R IP289S IP289T IP289V IP289W IP289X IP289Y IP289Z
IP28A0 IP28A1 IP28A2 IP28A3 IP28A4 IP28A5 IP28A6 IP28A7 IP28A8 IP28A9 IP28AA IP28AB IP28AC IP28AD IP28AF IP28AG IP28AH IP28AJ IP28AK IP28AL IP28AM IP28AN IP28AP IP28AQ
IP28AR IP28AS IP28AT IP28AV IP28AW IP28AX IP28AY IP28AZ IP28B0 IP28B1 IP28B2 IP28B3 IP28B4 IP28B5 IP28B6 IP28B7 IP28B8 IP28B9 IP28BA IP28BB IP28BC IP28BD IP28BF IP28BG
IP28BH IP28BJ IP28BK IP28BL IP28BM IP28BN IP28BP IP28BQ IP28BR IP28BS IP28BT IP28BV IP28BW IP28BX IP28BY IP28BZ IP28C0 IP28C1 IP28C2 IP28C3 IP28C4 IP28C5 IP28C6 IP28C7
IP28C8 IP28C9 IP28CA IP28CB IP28CC IP28CD IP28CF IP28CG IP28CH IP28CJ IP28CK IP28CL IP28CM IP28CN IP28CP IP28CQ IP28CR IP28CS IP28CT IP28CV IP28CW IP28CX IP28CY IP28CZ
IP28D0 IP28D1 IP28D2 IP28D3 IP28D4 IP28D5 IP28D6 IP28D7 IP28D8 IP28D9 IP28DA IP28DB IP28DC IP28DD IP28DF IP28DG IP28DH IP28DJ IP28DK IP28DL IP28DM IP28DN IP28DP IP28DQ
IP28DR IP28DS IP28DT IP28DV IP28DW IP28DX IP28DY IP28DZ IP28F0 IP28F1 IP28F2 IP28F3 IP28F4 IP28F5 IP28F6 IP28F7 IP28F8 IP28F9 IP28FA IP28FB IP28FC IP28FD IP28FF IP28FG
IP28FH IP28FJ IP28FK IP28FL IP28FM IP28FN IP28FP IP28FQ IP28FR IP28FS IP28FT IP28FV IP28FW IP28FX IP28FY IP28FZ IP28

IP2609S8SSN IP2609S8STW IP2609S8TEW IP2609S8V1V IP2609S8VHN IP2609S8WAH IP2609S8XC6 IP2609S8XQ9 IP2609S8YDM IP2609S8YH8 IP2609S8YPH IP2609S8YVN IP2609S8Z3U IP2609S8Z4T IP2609S922G IP2609S99HX IP2609S99NM IP2609S9P3
IP2609S94BN IP2609S94W7 IP2609S95B4 IP2609S96HB IP2609S96JS IP2609S96NSN IP2609S96SN4 IP2609S96SQ4 IP2609S96WAC IP2609S96YAT IP2609S96YUC IP2609S98A4 IP2609S98S8 IP2609S98SR IP2609S98VG IP2609S99Z2 IP2609S9B2W
IP2609S9BAR IP2609S9BHU IP2609S9C2F IP2609S9C5S IP2609S9DTU IP2609S9E6C IP2609S9E7J IP2609S9EYW IP2609S9EZW IP2609S9FVN IP2609S9G6Q IP2609S9H4T IP2609S9HP3 IP2609S9HUN IP2609S9HZ3 IP2609S9I8B IP2609S9J7C IP2609S9J7R
IP2609S9MEY IP2609S9MHJ IP2609S9MSZ IP2609S9MXW IP2609S9NDA IP2609S9NSI IP2609S9NV2 IP2609S9QH3 IP2609S9R9B IP2609S9RJP IP2609S9RMG IP2609S9S2N IP2609S9SM2 IP2609S9SNM IP2609S9UAG IP2609S9US5 IP2609S9V2P IP2609S9VSM
IP2609S9VV7 IP2609S9W83 IP2609S9WWW IP2609S9XFG IP2609S9XYQ IP2609S9YZ5 IP2609S9ZJG IP2609S9ZMH IP2609S9ZWT IP2609SA11V IP2609SA14F IP2609SA1CC IP2609SA43J IP2609SA5BJ IP2609SA6EC IP2609SA6WF
IP2609SA7AN IP2609SA7FA IP2609SA7S8 IP2609SA8SV IP2609SA9M1 IP2609SA9MX IP2609SA9T7 IP2609SA9WA IP2609SAE5E IP2609SAE5W IP2609SAH5 IP2609SAHC8 IP2609SAJX6 IP2609SAN26 IP2609SAQ7 IP2609SAV3M IP2609SAW84
IP2609SAWF1 IP2609SB147 IP2609SB1FZ IP2609SB1WE IP2609SB2RV IP2609SB3BG IP2609SB3PC IP2609SB3QW IP2609SB3VU IP2609SB428 IP2609SB4EF IP2609SB4Q9 IP2609SB4QJ IP2609SB6MW IP2609SB6UV IP2609SB7W3 IP2609SB95A IP2609SBAW
IP2609SBGEN IP2609SBQ66 IP2609SBUB5J IP2609SBWF9J IP2609SBX6V IP2609SBZ3U IP2609SBZ6H IP2609SC1MC IP2609SC1MM IP2609SC1WF IP2609SC2TM IP2609SC38D IP2609SC3D5 IP2609SC3YC IP2609SC445 IP2609SC4WW IP2609SC557 IP2609SC658 IP2609SC6H7 IP2609SC6JE IP2609SC72P IP2609SC7WH IP2609SCBSS IP2609SCBSV IP2609SCD9B IP2609SCF64 IP2609SCGD3 IP2609SCHAN
IP2609SCNM8 IP2609SCNT1 IP2609SCP5B IP2609SCQP5 IP2609SCRP7 IP2609SCT31 IP2609SCY64 IP2609SD17Y IP2609SD1FY IP2609SD2PQ IP2609SD3FH IP2609SD5DP IP2609SD5F2 IP2609SD5V1 IP2609SD6J3 IP2609SD6PR IP2609SD7NZ IP2609SD8CZ
IP2609SD8NA IP2609SD8ZA IP2609SD98A IP2609SD9A8U IP2609SDAMX IP2609SDD6A IP2609SDDM2 IP2609SDDU1 IP2609SDJU5 IP2609SDM3A IP2609SDNS9 IP2609SDNA9 IP2609SDP5Y IP2609SDQ41 IP2609SDV3R IP2609SDV5A IP2609SDZ5X
IP2609SE14H IP2609SE15T IP2609SE26V IP2609SE2MJ IP2609SE2SZ IP2609SE327 IP2609SE44S IP2609SE4FJ IP2609SE51R IP2609SE6VQ IP2609SE6X4 IP2609SE72P IP2609SE7T6 IP2609SE814 IP2609SE84U IP2609SE8AA IP2609SE8QH IP2609SE8W9
IP2609SE9FF IP2609SEBW9 IP2609SEDWB IP2609SEE3Y IP2609SEJE7 IP2609SEKE9 IP2609SEMM8 IP2609SEP19 IP2609SEQ58 IP2609SERD4 IP2609SES16 IP2609SES3 IP2609SEU41 IP2609SEWR IP2609SEWF1 IP2609SEWH2 IP2609SEX7P IP2609SEZ83
IP2609SF0AC IP2609SF0CB IP2609SF12P IP2609SF1BB IP2609SF1JP IP2609SF1U4 IP2609SF1Z3 IP2609SF2NX IP2609SF391 IP2609SF4J9 IP2609SF4Y9 IP2609SF5J5 IP2609SF5WM IP2609SF6QU IP2609SF7D6 IP2609SF8SS IP2609SF8TH IP2609SF96U
IP2609SF9CB IP2609SF9CR IP2609SF9CT IP2609SF9F9 IP2609SF9Q4 IP2609SF9VB IP2609SFA63 IP2609SFB3S IP2609SFC1Q IP2609SFC69 IP2609SFDP8 IP2609SFFN8 IP2609SFK44 IP2609SFP41 IP2609SFRF1 IP2609SFSP8 IP2609SFT6X IP2609SFT9C
IP2609SFTC4 IP2609SFV6T IP2609SFWTU IP2609SFX7Y IP2609SG1AS IP2609SG1WR IP2609SG2K5 IP2609SG3QV IP2609SG4JD IP2609SG4VM IP2609SG5QT IP2609SG6RW IP2609SG7CW IP2609SG7NQ IP2609SG8ZZ IP2609SG9F8 IP2609SGB15 IP2609SGC31
IP2609SGE63 IP2609SGF71 IP2609SGJ98 IP2609SGK2B IP2609SGM4Z IP2609SGN3Y IP2609SGP4C IP2609SGPY7 IP2609SGQ8P IP2609SGU5U IP2609SGX3P IP2609SH1SN IP2609SH274 IP2609SH4RF IP2609SH4WC IP2609SH5JA IP2609SH62H IP2609SH658
IP2609SH6EE IP2609SH7U1 IP2609SH7UC IP2609SH8XP IP2609SH943 IP2609SH96V IP2609SH99A IP2609SHAW9 IP2609SHB51 IP2609SHC3F IP2609SHD4C IP2609SHE78 IP2609SHG9G IP2609SHH3H IP2609SHM5W IP2609SHMJP IP2609SHQ7R IP2609SHR3Z
IP2609SHT8B IP2609SHVBB IP2609SHWHZ IP2609SHZCT IP2609SJ24Q IP2609SJ3X6 IP2609SJ3YD IP2609SJ5CE IP2609SJ62H IP2609SJ6CA IP2609SJ72T IP2609SJ7QR IP2609SJ8CC IP2609SJ8ZA IP2609SJ9AC IP2609SJ9CC IP2609SJ9CH IP2609SJ9EA
IP2609SJ9FA IP2609SJ9HA IP2609SJ9HC IP2609SJ9J6 IP2609SJ9JM IP2609SJ9JW IP2609SJ9KA IP2609SJ9KC IP2609SJ9KE IP2609SJ9KG IP2609SJ9KJ IP2609SJ9KL IP2609SJ9KN IP2609SJ9KP IP2609SJ9KQ IP2609SJ9KS IP2609SJ9KU IP2609SJ9KW
IP2609SJ9L1 IP2609SJ9L3 IP2609SJ9L5 IP2609SJ9L7 IP2609SJ9L9 IP2609SJ9LB IP2609SJ9LD IP2609SJ9LF IP2609SJ9LH IP2609SJ9LJ IP2609SJ9LL IP2609SJ9LN IP2609SJ9LP IP2609SJ9LQ IP2609SJ9LS IP2609SJ9LU IP2609SJ9LW IP2609SJ9M1
IP2609SJ9M3 IP2609SJ9M5 IP2609SJ9M7 IP2609SJ9M9 IP2609SJ9MB IP2609SJ9MD IP2609SJ9MF IP2609SJ9MH IP2609SJ9MJ IP2609SJ9ML IP2609SJ9MN IP2609SJ9MP IP2609SJ9MQ IP2609SJ9MS IP2609SJ9MU IP2609SJ9MW IP2609SJ9N1 IP2609SJ9N3
IP2609SJ9N5 IP2609SJ9N7 IP2609SJ9N9 IP2609SJ9NB IP2609SJ9ND IP2609SJ9NF IP2609SJ9NH IP2609SJ9NJ IP2609SJ9NL IP2609SJ9NN IP2609SJ9NP IP2609SJ9NQ IP2609SJ9NS IP2609SJ9NU IP2609SJ9NW IP2609SJ9P1 IP2609SJ9P3 IP2609SJ9P5
IP2609SJ9P7 IP2609SJ9P9 IP2609SJ9PB IP2609SJ9PD IP2609SJ9PF IP2609SJ9PH IP2609SJ9PJ IP2609SJ9PL IP2609SJ9PN IP2609SJ9PQ IP2609SJ9PS IP2609SJ9PU IP2609SJ9PW IP2609SJ9Q1 IP2609SJ9Q3 IP2609SJ9Q5 IP2609SJ9Q7 IP2609SJ9Q9
IP2609SJ9QB IP2609SJ9QD IP2609SJ9QF IP2609SJ9QH IP2609SJ9QJ IP2609SJ9QL IP2609SJ9QN IP2609SJ9QP IP2609SJ9QQ IP2609SJ9QS IP2609SJ9QU IP2609SJ9QW IP2609SJ9R1 IP2609SJ9R3 IP2609SJ9R5 IP2609SJ9R7 IP2609SJ9R9 IP2609SJ9RB
IP2609SJ9RD IP2609SJ9RF IP2609SJ9RH IP2609SJ9RJ IP2609SJ9RL IP2609SJ9RN IP2609SJ9RP IP2609SJ9RQ IP2609SJ9RS IP2609SJ9RU IP2609SJ9RW IP2609SJ9S1 IP2609SJ9S3 IP2609SJ9S5 IP2609SJ9S7 IP2609SJ9S9 IP2609SJ9SB IP2609SJ9SD
IP2609SJ9SF IP2609SJ9SH IP2609SJ9SJ IP2609SJ9SL IP2609SJ9SN IP2609SJ9SP IP2609SJ9SQ IP2609SJ9SS IP2609SJ9SU IP2609SJ9SW IP2609SJ9T1 IP2609SJ9T3 IP2609SJ9T5 IP2609SJ9T7 IP2609SJ9T9 IP2609SJ9TB IP2609SJ9TD IP2609SJ9TF
IP2609SJ9TH IP2609SJ9TJ IP2609SJ9TL IP2609SJ9TN IP2609SJ9TP IP2609SJ9TQ IP2609SJ9TS IP2609SJ9TU IP2609SJ9TW IP2609SJ9V1 IP2609SJ9V3 IP2609SJ9V5 IP2609SJ9V7 IP2609SJ9V9 IP2609SJ9VB IP2609SJ9VD IP2609SJ9VF IP2609SJ9VH
IP2609SJ9VJ IP2609SJ9VL IP2609SJ9VN IP2609SJ9VP IP2609SJ9VQ IP2609SJ9VS IP2609SJ9VU IP2609SJ9VW IP2609SJ9W1 IP2609SJ9W3 IP2609SJ9W5 IP2609SJ9W7 IP2609SJ9W9 IP2609SJ9WB IP2609SJ9WD IP2609SJ9WF IP2609SJ9WH IP2609SJ9WJ
IP2609SJ9WL IP2609SJ9WN IP2609SJ9WP IP2609SJ9WQ IP2609SJ9WS IP2609SJ9WU IP2609SJ9WW IP2609SJ9X1 IP2609SJ9X3 IP2609SJ9X5 IP2609SJ9X7 IP2609SJ9X9 IP2609SJ9XB IP2609SJ9XD IP2609SJ9XF IP2609SJ9XH IP2609SJ9XJ IP2609SJ9XL
IP2609SJ9XN IP2609SJ9XP IP2609SJ9XQ IP2609SJ9XS IP2609SJ9XU IP2609SJ9XW IP2609SJ9Y1 IP2609SJ9Y3 IP2609SJ9Y5 IP2609SJ9Y7 IP2609SJ9Y9 IP2609SJ9YB IP2609SJ9YD IP2609SJ9YF IP2609SJ9YH IP2609SJ9YJ IP2609SJ9YL IP2609SJ9YN
IP2609SJ9YP IP2609SJ9YQ IP2609SJ9YS IP2609SJ9YU IP2609SJ9YW IP2609SJ9Z1 IP2609SJ9Z3 IP2609SJ9Z5 IP2609SJ9Z7 IP2609SJ9Z9 IP2609SJ9ZB IP2609SJ9ZD IP2609SJ9ZF IP2609SJ9ZH IP2609SJ9ZJ IP2609SJ9ZL IP2609SJ9ZN IP2609SJ9ZP
IP2609SJ9ZQ IP2609SJ9ZS IP2609SJ9ZU IP2609SJ9ZW IP2609SJA11 IP2609SJA13 IP2609SJA15 IP2609SJA17 IP2609SJA19 IP2609SJA1B IP2609SJA1D IP2609SJA1F IP2609SJA1H IP2609SJA1J IP2609SJA1L IP2609SJA1N IP2609SJA1P IP2609SJA1Q
IP2609SJA1S IP2609SJA1U IP2609SJA1W IP2609SJA21 IP2609SJA23 IP2609SJA25 IP2609SJA27 IP2609SJA29 IP2609SJA2B IP2609SJA2D IP2609SJA2F IP2609SJA2H IP2609SJA2J IP2609SJA2L IP2609SJA2N IP2609SJA2P IP2609SJA2Q IP2609SJA2S
IP2609SJA2U IP2609SJA2W IP2609SJA31 IP2609SJA33 IP2609SJA35 IP2609SJA37 IP2609SJA39 IP2609SJA3B IP2609SJA3D IP2609SJA3F IP2609SJA3H IP2609SJA3J IP2609SJA3L IP2609SJA3N IP2609SJA3P IP2609SJA3Q IP2609SJA3S IP2609SJA3U
IP2609SJA3W IP2609SJA41 IP2609SJA43 IP2609SJA45 IP2609SJA47 IP2609SJA49 IP2609SJA4B IP2609SJA4D IP2609SJA4F IP2609SJA4H IP2609SJA4J IP2609SJA4L IP2609SJA4N IP2609SJA4P IP2609SJA4Q IP2609SJA4S IP2609SJA4U IP2609SJA4W
IP2609SJA51 IP2609SJA53 IP2609SJA55 IP2609SJA57 IP2609SJA59 IP2609SJA5B IP2609SJA5D IP2609SJA5F IP2609SJA5H IP2609SJA5J IP2609SJA5L IP2609SJA5N IP2609SJA5P IP2609SJA5Q IP2609SJA5S IP2609SJA5U IP2609SJA5W IP2609SJA61
IP2609SJA63 IP2609SJA65 IP2609SJA67 IP2609SJA69 IP2609SJA6B IP2609SJA6D IP2609SJA6F IP2609SJA6H IP2609SJA6J IP2609SJA6L IP2609SJA6N IP2609SJA6P IP2609SJA6Q IP2609SJA6S IP2609SJA6U IP2609SJA6W IP2609SJA71 IP2609SJA73
IP2609SJA75 IP2609SJA77 IP2609SJA79 IP2609SJA7B IP2609SJA7D IP2609SJA7F IP2609SJA7H IP2609SJA7J IP2609SJA7L IP2609SJA7N IP2609SJA7P IP2609SJA7Q IP2609SJA7S IP2609SJA7U IP2609SJA7W IP2609SJA81 IP2609SJA83 IP2609SJA85
IP2609SJA87 IP2609SJA89 IP2609SJA8B IP2609SJA8D IP2609SJA8F IP2609SJA8H IP2609SJA8J IP2609SJA8L IP2609SJA8N IP2609SJA8P IP2609SJA8Q IP2609SJA8S IP2609SJA8U IP2609SJA8W IP2609SJA91 IP2609SJA93 IP2609SJA95 IP2609SJA97
IP2609SJA99 IP2609SJA9B IP2609SJA9D IP2609SJA9F IP2609SJA9H IP2609SJA9J IP2609SJA9L IP2609SJA9N IP2609SJA9P IP2609SJA9Q IP2609SJA9S IP2609SJA9U IP2609SJA9W IP2609SJAA1 IP2609SJAA3 IP2609SJAA5 IP2609SJAA7 IP2609SJAA9
IP2609SJAAB IP2609SJAAD IP2609SJAAF IP2609SJAAH IP2609SJAAJ IP2609SJAAL IP2609SJAAN IP2609SJAAP IP2609SJAAQ IP2609SJAAS IP2609SJAAU IP2609SJAAW IP2609SJAB1 IP2609SJAB3 IP2609SJAB5 IP2609SJAB7 IP2609SJAB9 IP2609SJABB
IP2609SJABD IP2609SJABF IP2609SJABH IP2609SJABJ IP2609SJABL IP2609SJABN IP2609SJABP IP2609SJABQ IP2609SJABS IP2609SJABU IP2609SJABW IP2609SJAC1 IP2609SJAC3 IP2609SJAC5 IP2609SJAC7 IP2609SJAC9 IP2609SJACB IP2609SJACD
IP2609SJACF IP2609SJACH IP2609SJACJ IP2609SJACL IP2609SJACN IP2609SJACP IP2609SJACQ IP2609SJACS IP2609SJACU IP2609SJACW IP2609SJAD1 IP2609SJAD3 IP2609SJAD5 IP2609SJAD7 IP2609SJAD9 IP2609SJADB IP2609SJADD IP2609SJADF
IP2609SJADH IP2609SJADJ IP2609SJADL IP2609SJADN IP2609SJADP IP2609SJADQ IP2609SJADS IP2609SJADU IP2609SJADW IP2609SJAE1 IP2609SJAE3 IP2609SJAE5 IP2609SJAE7 IP2609SJAE9 IP2609SJAEB IP2609SJAED IP2609SJAEF IP2609SJAEH
IP2609SJAEJ IP2609SJAEL IP2609SJAEN IP2609SJAEP IP2609SJAEQ IP2609SJAES IP2609SJAEU IP2609SJAEW IP2609SJAF1 IP2609SJAF3 IP2609SJAF5 IP2609SJAF7 IP2609SJAF9 IP2609SJAFB IP2609SJAFD IP2609SJAFF IP2609SJAFH IP2609SJAFJ
IP2609SJAFL IP2609SJAFN IP2609SJAFP IP2609SJAFQ IP2609SJAFS IP2609SJAFU IP2609SJAFW IP2609SJAG1 IP2609SJAG3 IP2609SJAG5 IP2609SJAG7 IP2609SJAG9 IP2609SJAGB IP2609SJAGD IP2609SJAGF IP2609SJAGH IP2609SJAGJ IP2609SJAGL
IP2609SJAGN IP2609SJAGP IP2609SJAGQ IP2609SJAGS IP2609SJAGU IP2609SJAGW IP2609SJAH1 IP2609SJAH3 IP2609SJAH5 IP2609SJAH7 IP2609SJAH9 IP2609SJAHB IP2609SJAHD IP2609SJAHF IP2609SJAHH IP2609SJAHJ IP2609SJAHL IP2609SJAHN
IP2609SJAHP IP2609SJAHQ IP2609SJAHS IP2609SJAHU IP2609SJAHW IP2609SJAJ1 IP2609SJAJ3 IP2609SJAJ5 IP2609SJAJ7 IP2609SJAJ9 IP2609SJAJB IP2609SJAJD IP2609SJAJF IP2609SJAJH IP2609SJAJJ IP2609SJAJL IP2609SJAJN IP2609SJAJP
IP2609SJAJQ IP2609SJAJS IP2609SJAJU IP2609SJAJW IP2609SJAK1 IP2609SJAK3 IP2609SJAK5 IP2609SJAK7 IP2609SJAK9 IP2609SJAKB IP2609SJAKD IP2609SJAKF IP2609SJAKH IP2609SJAKJ IP2609SJAKL IP2609SJAKN IP2609SJAKP IP2609SJAKQ
IP2609SJAKS IP2609SJAKU IP2609SJAKW IP2609SJAL1 IP2609SJAL3 IP2609SJAL5 IP2609SJAL7 IP2609SJAL9 IP2609SJALB IP2609SJALD IP2609SJALF IP2609SJALH IP2609SJALJ IP2609SJALL IP2609SJALN IP2609SJALP IP2609SJALQ IP2609SJALS
IP2609SJALU IP2609SJALW IP2609SJAM1 IP2609SJAM3 IP2609SJAM5 IP2609SJAM7 IP2609SJAM9 IP2609SJAMB IP2609SJAMD IP2609SJAMF IP2609SJAMH IP2609SJAMJ IP2609SJAML IP2609SJAMN IP2609SJAMP IP2609SJAMQ IP2609SJAMS IP2609SJAMU
IP2609SJAMW IP2609SJAN1 IP2609SJAN3 IP2609SJAN5 IP2609SJAN7 IP2609SJAN9 IP2609SJANB IP2609SJAND IP2609SJANF IP2609SJANH IP2609SJANJ IP2609SJANL IP2609SJANN IP2609SJANP IP2609SJANQ IP2609SJANS IP2609SJANU IP2609SJANW
IP2609SJAP1 IP2609SJAP3 IP2609SJAP5 IP2609SJAP7 IP2609SJAP9 IP2609SJAPB IP2609SJAPD IP2609SJAPF IP2609SJAPH IP2609SJAPJ IP2609SJAPL IP2609SJAPN IP2609SJAPP IP2609SJAPQ IP2609SJAPS IP2609SJAPU IP2609SJAPW IP2609SJAQ1
IP2609SJAQ3 IP2609SJAQ5 IP2609SJAQ7 IP2609SJAQ9 IP2609SJAQB IP2609SJAQD IP2609SJAQF IP2609SJAQH IP2609SJAQJ IP2609SJAQL IP2609SJAQN IP2609SJAQP IP2609SJAQQ IP2609SJAQS IP2609SJAQU IP2609SJAQW IP2609SJAR1 IP2609SJAR3
IP2609SJAR5 IP2609SJAR7 IP2609SJAR9 IP2609SJARB IP2609SJARD IP2609SJARF IP2609SJARH IP2609SJARJ IP2609SJARL IP2609SJARN IP2609SJARP IP2609SJARQ IP2609SJARS IP2609SJARU IP2609SJARW IP2609SJAS1 IP2609SJAS3 IP2609SJAS5
IP2609SJAS7 IP2609SJAS9 IP2609SJASB IP2609SJASD IP2609SJASF IP2609SJASH IP2609SJASJ IP2609SJASL IP2609SJASN IP2609SJASP IP2609SJASQ IP2609SJASS IP2609SJASU IP2609SJASW IP2609SJAT1 IP2609SJAT3 IP2609SJAT5 IP2609SJAT7
IP2609SJAT9 IP2609SJATB IP2609SJATD IP2609SJATF IP2609SJATH IP2609SJATJ IP2609SJATL IP2609SJATN IP2609SJATP IP2609SJATQ IP2609SJATS IP2609SJATU IP2609SJATW IP2609SJAU1 IP2609SJAU3 IP2609SJAU5 IP2609SJAU7 IP2609SJAU9
IP2609SJAUB IP2609SJAUD IP2609SJAUF IP2609SJAUH IP2609SJAUJ IP2609SJAUL IP2609SJAUN IP2609SJAUP IP2609SJAUQ IP2609SJAUS IP2609SJAUU IP2609SJAUW IP2609SJAV1 IP2609SJAV3 IP2609SJAV5 IP2609SJAV7 IP2609SJAV9 IP2609SJAVB
IP2609SJAVD IP2609SJAVF IP2609SJAVH IP2609SJAVJ IP2609SJAVL IP2609SJAVN IP2609SJAVP IP2609SJAVQ IP2609SJAVS IP2609SJAVU IP2609SJAVW IP2609SJAW1 IP2609SJAW3 IP2609SJAW5 IP2609SJAW7 IP2609SJAW9 IP2609SJAWB IP2609SJAWD
IP2609SJAWF IP2609SJAWH IP2609SJAWJ IP2609SJAWL IP2609SJAWN IP2609SJAWP IP2609SJAWQ IP2609SJAWS IP2609SJAWU IP2609SJAWW IP2609SJAX1 IP2609SJAX3 IP2609SJAX5 IP2609SJAX7 IP2609SJAX9 IP2609SJAXB IP2609SJAXD IP2609SJAXF
IP2609SJAXH IP2609SJAXJ IP2609SJAXL IP2609SJAXN IP2609SJAXP IP2609SJAXQ IP2609SJAXS IP2609SJAXU IP2609SJAXW IP2609SJAY1 IP2609SJAY3 IP2609SJAY5 IP2609SJAY7 IP2609SJAY9 IP2609SJAYB IP2609SJAYD IP2609SJAYF IP2609SJAYH
IP2609SJAYJ IP2609SJAYL IP2609SJAYN IP2609SJAYP IP2609SJAYQ IP2609SJAYS IP2609SJAYU IP2609SJAYW IP2609SJAZ1 IP2609SJAZ3 IP2609SJAZ5 IP2609SJAZ7 IP2609SJAZ9 IP2609SJAZB IP2609SJAZD IP2609SJAZF IP2609SJAZH IP2609SJAZJ
IP2609SJAZL IP2609SJAZN IP2609SJAZP IP2609SJAZQ IP2609SJAZS IP2609SJAZU IP2609SJAZW IP2609SJB11 IP2609SJB13 IP2609SJB15 IP2609SJB17 IP2609SJB19 IP2609SJB1B IP2609SJB1D IP2609SJB1F IP2609SJB1H IP2609SJB1J IP2609SJB1L
IP2609SJB1N IP2609SJB1P IP2609SJB1Q IP2609SJB1S IP2609SJB1U IP2609SJB1W IP2609SJB21 IP2609SJB23 IP2609SJB25 IP2609SJB27 IP2609SJB29 IP2609SJB2B IP2609SJB2D IP2609SJB2F IP2609SJB2H IP2609SJB2J IP2609SJB2L IP2609SJB2N
IP2609SJB2P IP2609SJB2Q IP2609SJB2S IP2609SJB2U IP2609SJB2W IP2609SJB31 IP2609SJB33 IP2609SJB35 IP2609SJB37 IP2609SJB39 IP2609SJB3B IP2609SJB3D IP2609SJB3F IP2609SJB3H IP2609SJB3J IP2609SJB3L IP2609SJB3N IP2609SJB3P
IP2609SJB3Q IP2609SJB3S IP2609SJB3U IP2609SJB3W IP2609SJB41 IP2609SJB43 IP2609SJB45 IP2609SJB47 IP2609SJB49 IP2609SJB4B IP2609SJB4D IP2609SJB4F IP2609SJB4H IP2609SJB4J IP2609SJB4L IP2609SJB4N IP2609SJB4P IP2609SJB4Q
IP2609SJB4S IP2609SJB4U IP2609SJB4W IP2609SJB51 IP2609SJB53 IP2609SJB55 IP2609SJB57 IP2609SJB59 IP2609SJB5B IP2609SJB5D IP2609SJB5F IP2609SJB5H IP2609SJB5J IP2609SJB5L IP2609SJB5N IP2609SJB5P IP2609SJB5Q IP2609SJB5S
IP2609SJB5U IP2609SJB5W IP2609SJB61 IP2609SJB63 IP2609SJB65 IP2609SJB67 IP2609SJB69 IP2609SJB6B IP2609SJB6D IP2609SJB6F IP2609SJB6H IP2609SJB6J IP2609SJB6L IP2609SJB6N IP2609SJB6P IP2609SJB6Q IP2609SJB6S IP2609SJB6U
IP2609SJB6W IP2609SJB71 IP2609SJB73 IP2609SJB75 IP2609SJB77 IP2609SJB79 IP2609SJB7B IP2609SJB7D IP2609SJB7F IP2609SJB7H IP2609SJB7J IP2609SJB7L IP2609SJB7N IP2609SJB7P IP2609SJB7Q IP2609SJB7S IP2609SJB7U IP2609SJB7W
IP2609SJB81 IP2609SJB83 IP2609SJB85 IP2609SJB87 IP2609SJB89 IP2609SJB8B IP2609SJB8D IP2609SJB8F IP2609SJB8H IP2609SJB8J IP2609SJB8L IP2609SJB8N IP2609SJB8P IP2609SJB8Q IP2609SJB8S IP2609SJB8U IP2609SJB8W IP2609SJB91
IP2609SJB93 IP2609SJB95 IP2609SJB97 IP2609SJB99 IP2609SJB9B IP2609SJB9D IP2609SJB9F IP2609SJB9H IP2609SJB9J IP2609SJB9L IP2609SJB9N IP2609SJB9P IP2609SJB9Q IP2609SJB9S IP2609SJB9U IP2609SJB9W IP2609SJBA1 IP2609SJBA3
IP2609SJBA5 IP2609SJBA7 IP2609SJBA9 IP2609SJBAB IP2609SJBAD IP2609SJBAF IP2609SJBAH IP2609SJBAJ IP2609SJBAL IP2609SJBAN IP2609SJBAP IP2609SJBAQ IP2609SJBAS IP2609SJBAU IP2609SJBAW IP2609SJBB1 IP2609SJBB3 IP2609SJBB5
IP2609SJBB7 IP2609SJBB9 IP2609SJBBB IP2609SJBBD IP2609SJBBF IP2609SJBBH IP2609SJBBJ IP2609SJBBL IP2609SJBBN IP2609SJBBP IP2609SJBBQ IP2609SJBBS IP2609SJBBU IP2609SJBBW IP2609SJBC1 IP2609SJBC3 IP2609SJBC5 IP2609SJBC7
IP2609SJBC9 IP2609SJBCB IP2609SJBCD IP2609SJBCF IP2609SJBCH IP2609SJBCJ IP2609SJBCL IP2609SJBCN IP2609SJBCP IP2609SJBCQ IP2609SJBCS IP2609SJBCU IP2609SJBCW IP2609SJBD1 IP2609SJBD3 IP2609SJBD5 IP2609SJBD7 IP2609SJBD9
IP2609SJBDB IP2609SJBDD IP2609SJBDF IP2609SJBDH IP2609SJBDJ IP2609SJBDL IP2609SJBDN IP2609SJBDP IP2609SJBDQ IP2609SJBDS IP2609SJBDU IP2609SJBDW IP2609SJBF1 IP2609SJBF3 IP2609SJBF5 IP2609SJBF7 IP2609SJBF9 IP2609SJBFB
IP2609SJBFD IP2609SJBFF IP2609SJBFH IP2609SJBFJ IP2609SJBFL IP2609SJBFN IP2609SJBFP IP2609SJBFQ IP2609SJBFS IP2609SJBFU IP2609SJBFW IP2609SJBG1 IP2609SJBG3 IP2609SJBG5 IP2609SJBG7 IP2609SJBG9 IP2609SJBGB IP2609SJBGD
IP2609SJBGF IP2609SJBGH IP2609SJBGJ IP2609SJBGL IP2609SJBGN IP2609SJBGP IP2609SJBGQ IP2609SJBGS IP2609SJBGU IP2609SJBGW IP2609SJBH1 IP2609SJBH3 IP2609SJBH5 IP2609SJBH7 IP2609SJBH9 IP2609SJBHB IP2609SJBHD IP2609SJBHF
IP2609SJBHH IP2609SJBHJ IP2609SJBHL IP2609SJBHN IP2609SJBHP IP2609SJBHQ IP2609SJBHS IP2609SJBHU IP2609SJBHW IP2609SJBJ1 IP2609SJBJ3 IP2609SJBJ5 IP2609SJBJ7 IP2609SJBJ9 IP2609SJBJB IP2609SJBJD IP2609SJBJF IP2609SJBJH
IP2609SJBJJ IP2609SJBJL IP2609SJBJN IP2609SJBJP IP2609SJBJQ IP2609SJBJS IP2609SJBJU IP2609SJBJW IP2609SJBK1 IP2609SJBK3 IP2609SJBK5 IP2609SJBK7 IP2609SJBK9 IP2609SJBKB IP2609SJBKD IP2609SJBKF IP2609SJBKH IP2609SJBKJ
IP2609SJBKL IP2609SJBKN IP2609SJBKP IP2609SJBKQ IP2609SJBKS IP2609SJBKU IP2609SJBKW IP2609SJBL1 IP2609SJBL3 IP2609SJBL5 IP2609SJBL7 IP2609SJBL9 IP2609SJBLB IP2609SJBLD IP2609SJBLF IP2609SJBLH IP2609SJBLJ IP2609SJBLL
IP2609SJBLN IP2609SJBLP IP2609SJBLQ IP2609SJBLS IP2609SJBLU IP2609SJBLW IP2609SJBM1 IP2609SJBM3 IP2609SJBM5 IP2609SJBM7 IP2609SJBM9 IP2609SJBMB IP2609SJBMD IP2609SJBMF IP2609SJBMH IP2609SJBMJ IP2609SJBML IP2609SJBMN
IP2609SJBMP IP2609SJBMQ IP2609SJBMS IP2609SJBMU IP2609SJBMW IP2609SJBN1 IP2609SJBN3 IP2609SJBN5 IP2609SJBN7 IP2609SJBN9 IP2609SJBNB IP2609SJBND IP2609SJBNF IP2609SJBNH IP2609SJBNJ IP2609SJBNL IP2609SJBNN IP2609SJBNP
IP2609SJBNQ IP2609SJBNS IP2609SJBNU IP2609SJBNW IP2609SJBP1 IP2609SJBP3 IP2609SJBP5 IP2609SJBP7 IP2609SJBP9 IP2609SJBPB IP2609SJBPD IP2609SJBPF IP2609SJBPH IP2609SJBPJ IP2609SJBPL IP2609SJBPN IP2609SJBPP IP2609SJBPQ
IP2609SJBPS IP2609SJBPU IP2609SJBPW IP2609SJBQ1 IP2609SJBQ3 IP2609SJBQ5 IP2609SJBQ7 IP2609SJBQ9 IP2609SJBQB IP2609SJBQD IP2609SJBQF IP2609SJBQH IP2609SJBQJ IP2609SJBQL IP2609SJBQN IP2609SJBQP IP2609SJBQQ IP2609SJBQS
IP2609SJBQU IP2609SJBQW IP2609SJBR1 IP2609SJBR3 IP2609SJBR5 IP2609SJBR7 IP2609SJBR9 IP2609SJBRB IP2609SJBRD IP2609SJBRF IP2609SJBRH IP2609SJBRJ IP2609SJBRL IP2609SJBRN IP2609SJBRP IP2609SJBRQ IP2609SJBRS IP2609SJBRU
IP2609SJBRW IP2609SJBS1 IP2609SJBS3 IP2609SJBS5 IP2609SJBS7 IP2609SJBS9 IP2609SJBSB IP2609SJBSD IP2609SJBSF IP2609SJBSH IP2609SJBSJ IP2609SJBSL IP2609SJBSN IP2609SJBSP IP2609SJBSQ IP2609SJBSS IP2609SJBSU IP2609SJBSW
IP2609SJBT1 IP2609SJBT3 IP2609SJBT5 IP2609SJBT7 IP2609SJBT9 IP2609SJBTB IP2609SJBTD IP2609SJBTF IP2609SJBTH IP2609SJBTJ IP2609SJBTL IP2609SJBTN IP2609SJBTP IP2609SJBTQ IP2609SJBTS IP2609SJBTU IP2609SJBTW IP2609SJBV1
IP2609SJBV3 IP2609SJBV5 IP2609SJBV7 IP2609SJBV9 IP2609SJBVB IP2609SJBVD IP2609SJBVF IP2609SJBVH IP2609SJBVJ IP2609SJBVL IP2609SJBVN IP2609SJBVP IP2609SJBVQ IP2609SJBVS IP2609SJBVU IP2609SJBVW IP2609SJBW1 IP2609SJBW3
IP2609SJBW5 IP2609SJBW7 IP2609SJBW9 IP2609SJBWB IP2609SJBWD IP2609SJBWF IP2609SJBWH IP2609SJBWJ IP2609SJBWL IP2609SJBWN IP2609SJBWP IP2609SJBWQ IP2609SJBWS IP2609SJBWU IP2609SJBWW IP2609SJBX1 IP2609SJBX3 IP2609SJBX5
IP2609SJBX7 IP2609SJBX9 IP2609SJBXB IP2609SJBXD IP2609SJBXF IP2609SJBXH IP2609SJBXJ IP2609SJBXL IP2609SJBXN IP2609SJBXP IP2609SJBXQ IP2609SJBXS IP2609SJBXU IP2609SJBXW IP2609SJBY1 IP2609SJBY3 IP2609SJBY5 IP2609SJBY7
IP2609SJBY9 IP2609SJBYB IP2609SJBYD IP2609SJBYF IP2609SJBYH IP2609SJBYJ IP2609SJBYL IP2609SJBYN IP2609SJBYP IP2609SJBYQ IP2609SJBYS IP2609SJBYU IP2609SJBYW IP2609SJBZ1 IP2609SJBZ3 IP2609SJBZ5 IP2609SJBZ7 IP2609SJBZ9
IP2609SJBZB IP2609SJBZD IP2609SJBZF IP2609SJBZH IP2609SJBZJ IP2609SJBZL IP2609SJBZN IP2609SJBZP IP2609SJBZQ IP2609SJBZS IP2609SJBZU IP2609SJBZW IP2609SJC11 IP2609SJC13 IP2609SJC15 IP2609SJC17 IP2609SJC19 IP2609SJC1B
IP2609SJC1D IP2609SJC1F IP2609SJC1H IP2609SJC1J IP2609SJC1L IP2609SJC1N IP2609SJC1P IP2609SJC1Q IP2609SJC1S IP2609SJC1U IP2609SJC1W IP2609SJC21 IP2609SJC23 IP2609SJC25 IP2609SJC27 IP2609SJC29 IP2609SJC2B IP2609SJC2D
IP2609SJC2F IP2609SJC2H IP2609SJC2J IP2609SJC2L IP2609SJC2N IP2609SJC2P IP2609SJ

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG26090OC7 SG26090OD3 SG26090I3B SG26090I1JI SG26090I1MC SG26090I1Z3 SG26090J252 SG26090J2OU SG26090J2RO SG26090J2VB SG26090J2WR SG26090J3B SG26090J3UJ SG26090J3UX SG26090J4T5 SG26090J4WY SG26090J4YS SG26090J58R SG26090J5XN SG26090J65K
SG26090K69 SG26090K74R SG26090K77T SG26090K7IO SG26090K7VM SG26090K7WH SG26090K8IK SG26090K8IV SG26090K8YB SG26090K9LD SG26090K9Q8 SG26090K9RG SG26090K9TG SG26090K9UD SG26090K9W4 SG26090LA05 SG26090LA6V SG26090LAJ6 SG26090LAX3 SG26090LAXX
SG26090LB3G SG26090LCCF SG26090LCHV SG26090LD0I SG26090LDHV SG26090LE1B SG26090LEMS SG26090LF2S SG26090LFCW SG26090LFH7 SG26090LG1F SG26090LGJB SG26090LGMM SG26090LGWJ SG26090LHD4 SG26090LHXG SG26090LI12 SG26090LIUX
SG26090LJTT SG26090LJTC SG26090LKPF SG26090LKTR SG26090LKYT SG26090LL7B SG26090LM51 SG26090LMD5 SG26090LN0P SG26090LN0A SG26090LO4Q SG26090LO8M SG26090LOE0 SG26090LP3Y SG26090LPGD SG26090LPII SG26090LQNS SG26090LR0Y SG26090LR0X
SG26090LSDF SG26090LSH1 SG26090LSLS SG26090LSPB SG26090LT14 SG26090LU3V SG26090LV65 SG26090LV9O SG26090LVE6 SG26090LVWF SG26090LW1S SG26090LW8R SG26090LWES SG26090LWFA SG26090LWFM SG26090LWFU SG26090LWLI SG26090LX53 SG26090LXNZ
SG26090LY5X SG26090LY8R SG26090LZHC SG26090M1B5 SG26090M1MJ SG26091I7LQ SG26091I9BW SG26091I9KS SG26091J300 SG26091J4SB SG26091J4XC SG26091J5R5 SG26091J5V4 SG26091J5VJ SG26091J6TBP SG26091J7ET SG26091J7PF SG26091J803
SG26091J8S0 SG26091J9AC SG26091JA49 SG26091JAVH SG26091JAX7 SG26091JB9B SG26091JC6O SG26091JCS8 SG26091JDNV SG26091JDTG SG26091JE0L SG26091JE70 SG26091JEN6 SG26091JEP8 SG26091JF62 SG26091JG53 SG26091JGCI SG26091JGR0 SG26091JGXY
SG26091JHEJ SG26091JHTE SG26091JJ9K SG26091JJEV SG26091JJVM SG26091JKTP SG26091JM7A SG26091JN7X SG26091JO1D SG26091JODC SG26091JOFF SG26091JOTB SG26091JOR5 SG26091JP03 SG26091JPAJ SG26091JPC7 SG26091JQ0J SG26091JQTA SG26091JS25
SG26091JS3E SG26091JS90 SG26091JSLU SG26091JSUH SG26091JSV5 SG26091JT5S SG26091JTZK SG26091JULZ SG26091JUPO SG26091JUUT SG26091V6AR SG26091V9JB SG26091VEO SG26091W3Z SG26091WOD SG26091X68 SG26091XTX SG26091Y9L SG26091Y9T
SG26091ZKC SG26091ZNM SG26091ZRJ SG26091ZT7 SG26091ZV2 SG26091ZY3 SG26092016 SG26092057 SG26092090 SG26092NNM SG26092O7W3 SG26092137 SG26092158 SG26092205 SG26092220D SG26092220 SG26092220 SG26092220

SG26099951Z SG26099962P SG26099969H SG26099965S2 SG26099970Z SG26099979MG SG26099970U SG26099982T SG26099986W6 SG26099994G SG26099994Y SG26099994H9 SG26099994J3L SG26099944N4 SG26099944AQN SG26099944AYL SG26099949VP SG26099949FE
SG26099951M SG26099962Q SG26099969J SG26099965S3 SG26099970Y SG26099979MH SG26099970V SG26099982U SG26099986X SG26099994H SG26099994Y0 SG26099994H9A SG26099949VQ SG26099949AYM SG26099944AQP SG26099944AZ0 SG26099944AZL SG26099949VR SG26099949FF
SG26099951N SG26099962Q1 SG26099969J0 SG26099965S4 SG26099970Z0 SG26099979MJ SG26099971D SG26099982V SG26099986Y SG26099994J SG26099994Y1 SG26099994H9B SG26099949VS SG26099944AQQ SG26099944AZ1 SG26099944AZM SG26099949VT SG26099949FG
SG26099951P SG26099962R SG26099969J1 SG26099965S5 SG26099970Z1 SG26099979MK SG26099971F SG26099982W SG26099986Z SG26099994J0 SG26099994Y2 SG26099994H9C SG26099949VU SG26099944AQR SG26099944AZ2 SG26099944AZN SG26099949VV SG26099949FH
SG26099951Q SG26099962S SG26099969J2 SG26099965S6 SG26099970Z2 SG26099979ML SG26099971G SG26099982X SG26099986Z0 SG26099994J1 SG26099994Y3 SG26099994H9D SG26099949VW SG26099944AQS SG26099944AZ3 SG26099944AZP SG26099949VX SG26099949FJ
SG26099951R SG26099962T SG26099969J3 SG26099965S7 SG26099970Z3 SG26099979MM SG26099971H SG26099982Y SG26099986Z1 SG26099994J2 SG26099994Y4 SG26099994H9E SG26099949VY SG26099944AQT SG26099944AZ4 SG26099944AZQ SG26099949VY SG26099949FK
SG26099951S SG26099962U SG26099969J4 SG26099965S8 SG26099970Z4 SG26099979MN SG26099971J SG26099982Z SG26099986Z2 SG26099994J3 SG26099994Y5 SG26099994H9F SG26099949VZ SG26099944AQU SG26099944AZ5 SG26099944AZR SG26099949VZ SG26099949FL
SG26099951T SG26099962V SG26099969J5 SG26099965S9 SG26099970Z5 SG26099979MP SG26099971K SG26099982Z0 SG26099986Z3 SG26099994J4 SG26099994Y6 SG26099994H9G SG26099949W0 SG26099944AQV SG26099944AZ6 SG26099944AZS SG26099949W0 SG26099949FM
SG26099951U SG26099962W SG26099969J6 SG26099965T0 SG26099970Z6 SG26099979MQ SG26099971L SG26099982Z1 SG26099986Z4 SG26099994J5 SG26099994Y7 SG26099994H9H SG26099949W1 SG26099944AQW SG26099944AZ7 SG26099944AZT SG26099949W1 SG26099949FN
SG26099951V SG26099962X SG26099969J7 SG26099965T1 SG26099970Z7 SG26099979MR SG26099971M SG26099982Z2 SG26099986Z5 SG26099994J6 SG26099994Y8 SG26099994H9J SG26099949W2 SG26099944AQX SG26099944AZ8 SG26099944AZU SG26099949W2 SG26099949FP
SG26099951W SG26099962Y SG26099969J8 SG26099965T2 SG26099970Z8 SG26099979MS SG26099971N SG26099982Z3 SG26099986Z6 SG26099994J7 SG26099994Y9 SG26099994H9K SG26099949W3 SG26099944AQY SG26099944AZ9 SG26099944AZV SG26099949W3 SG26099949FQ
SG26099951X SG26099962Z SG26099969J9 SG26099965T3 SG26099970Z9 SG26099979MT SG26099971P SG26099982Z4 SG26099986Z7 SG26099994J8 SG26099994YA SG26099994H9L SG26099949W4 SG26099944AQZ SG26099944AZA SG26099944AZW SG26099949W4 SG26099949FR
SG26099951Y SG26099963B SG26099969JA SG26099965T4 SG26099970ZA SG26099979MU SG26099971Q SG26099982Z5 SG26099986Z8 SG26099994J9 SG26099994YB SG26099994H9M SG26099949W5 SG26099944AR0 SG26099944AZB SG26099944AZX SG26099949W5 SG26099949FS
SG26099951Z SG26099963C SG26099969JB SG26099965T5 SG26099970ZB SG26099979MV SG26099971R SG26099982Z6 SG26099986Z9 SG26099994JA SG26099994YC SG26099994H9N SG26099949W6 SG26099944AR1 SG26099944AZC SG26099944AZY SG26099949W6 SG26099949FT
SG26099952B SG26099963D SG26099969JC SG26099965T6 SG26099970ZC SG26099979MW SG26099971S SG26099982Z7 SG26099986ZA SG26099994JB SG26099994YD SG26099994H9P SG26099949W7 SG26099944AR2 SG26099944AZD SG26099944AZZ SG26099949W7 SG26099949FU
SG26099952C SG26099963F SG26099969JD SG26099965T7 SG26099970ZD SG26099979MX SG26099971T SG26099982Z8 SG26099986ZB SG26099994JC SG26099994YF SG26099994H9Q SG26099949W8 SG26099944AR3 SG26099944AZF SG26099944AZ0 SG26099949W8 SG26099949FV
SG26099952D SG26099963G SG26099969JF SG26099965T8 SG26099970ZF SG26099979MY SG26099971U SG26099982Z9 SG26099986ZC SG26099994JD SG26099994YG SG26099994H9R SG26099949W9 SG26099944AR4 SG26099944AZG SG26099944AZ1 SG26099949W9 SG26099949FW
SG26099952F SG26099963H SG26099969JG SG26099965T9 SG26099970ZG SG26099979MZ SG26099971V SG26099982ZA SG26099986ZD SG26099994JF SG26099994YH SG26099994H9S SG26099949WA SG26099944AR5 SG26099944AZH SG26099944AZ2 SG26099949WA SG26099949FX
SG26099952G SG26099963J SG26099969JH SG26099965TA SG26099970ZH SG26099979M0 SG26099971W SG26099982ZB SG26099986ZF SG26099994JG SG26099994YJ SG26099994H9T SG26099949WB SG26099944AR6 SG26099944AZJ SG26099944AZ3 SG26099949WB SG26099949FY
SG26099952H SG26099963K SG26099969JJ SG26099965TB SG26099970ZJ SG26099979M1 SG26099971X SG26099982ZC SG26099986ZG SG26099994JH SG26099994YK SG26099994H9U SG26099949WC SG26099944AR7 SG26099944AZK SG26099944AZ4 SG26099949WC SG26099949FZ
SG26099952J SG26099963L SG26099969JK SG26099965TC SG26099970ZK SG26099979M2 SG26099971Y SG26099982ZD SG26099986ZH SG26099994JJ SG26099994YL SG26099994H9V SG26099949WD SG26099944AR8 SG26099944AZL SG26099944AZ5 SG26099949WD SG26099949G0
SG26099952K SG26099963M SG26099969JL SG26099965TD SG26099970ZL SG26099979M3 SG26099971Z SG26099982ZE SG26099986ZJ SG26099994JK SG26099994YM SG26099994H9W SG26099949WE SG26099944AR9 SG26099944AZM SG26099944AZ6 SG26099949WE SG26099949G1
SG26099952L SG26099963N SG26099969JM SG26099965TE SG26099970ZM SG26099979M4 SG26099972A SG26099982ZF SG26099986ZK SG26099994JL SG26099994YN SG26099994H9X SG26099949WF SG26099944ARA SG26099944AZN SG26099944AZ7 SG26099949WF SG26099949G2
SG26099952M SG26099963P SG26099969JN SG26099965TF SG26099970ZN SG26099979M5 SG26099972B SG26099982ZG SG26099986ZL SG26099994JM SG26099994YP SG26099994H9Y SG26099949WG SG26099944ARB SG26099944AZP SG26099944AZ8 SG26099949WG SG26099949G3
SG26099952N SG26099963Q SG26099969JP SG26099965TG SG26099970ZP SG26099979M6 SG26099972C SG26099982ZH SG26099986ZM SG26099994JN SG26099994YQ SG26099994H9Z SG26099949WH SG26099944ARC SG26099944AZQ SG26099944AZ9 SG26099949WH SG26099949G4
SG26099952P SG26099963R SG26099969JQ SG26099965TH SG26099970ZQ SG26099979M7 SG26099972D SG26099982ZJ SG26099986ZN SG26099994JP SG26099994YR SG26099994H9A SG26099949WJ SG26099944ARD SG26099944AZR SG26099944AZA SG26099949WJ SG26099949G5
SG26099952Q SG26099963S SG26099969JR SG26099965TJ SG26099970ZR SG26099979M8 SG26099972E SG26099982ZK SG26099986ZP SG26099994JQ SG26099994YS SG26099994H9B SG26099949WK SG26099944ARE SG26099944AZS SG26099944AZB SG26099949WK SG26099949G6
SG26099952R SG26099963T SG26099969JS SG26099965TK SG26099970ZS SG26099979M9 SG26099972F SG26099982ZL SG26099986ZQ SG26099994JR SG26099994YT SG26099994H9C SG26099949WL SG26099944ARF SG26099944AZT SG26099944AZC SG26099949WL SG26099949G7
SG26099952S SG26099963V SG26099969JT SG26099965TL SG26099970ZT SG26099979MA SG26099972G SG26099982ZM SG26099986ZR SG26099994JS SG26099994YU SG26099994H9D SG26099949WM SG26099944ARG SG26099944AZU SG26099944AZD SG26099949WM SG26099949G8
SG26099952T SG26099963W SG26099969JU SG26099965TM SG26099970ZU SG26099979MB SG26099972H SG26099982ZN SG26099986ZS SG26099994JT SG26099994YV SG26099994H9E SG26099949WN SG26099944ARH SG26099944AZV SG26099944AZE SG26099949WN SG26099949G9
SG26099952U SG26099963X SG26099969JV SG26099965TN SG26099970ZV SG26099979MC SG26099972J SG26099982ZP SG26099986ZT SG26099994JU SG26099994YW SG26099994H9F SG26099949WP SG26099944ARJ SG26099944AZW SG26099944AZF SG26099949WP SG26099949GA
SG26099952V SG26099963Y SG26099969JW SG26099965TP SG26099970ZW SG26099979MD SG26099972K SG26099982ZQ SG26099986ZU SG26099994JV SG26099994YX SG26099994H9G SG26099949WQ SG26099944ARK SG26099944AZX SG26099944AZG SG26099949WQ SG26099949GB
SG26099952W SG26099963Z SG26099969JX SG26099965TQ SG26099970ZX SG26099979ME SG26099972L SG26099982ZR SG26099986ZV SG26099994JW SG26099994YY SG26099994H9H SG26099949WR SG26099944ARL SG26099944AZY SG26099944AZH SG26099949WR SG26099949GC
SG26099952X SG26099964B SG26099969JY SG26099965TR SG26099970ZY SG26099979MF SG26099972M SG26099982ZS SG26099986ZW SG26099994JX SG26099994YZ SG26099994H9J SG26099949WS SG26099944ARM SG26099944AZZ SG26099944AZJ SG26099949WS SG26099949GD
SG26099952Y SG26099964C SG26099969JZ SG26099965TS SG26099970ZZ SG26099979MG SG26099972N SG26099982ZT SG26099986ZX SG26099994JY SG26099994Y0 SG26099994H9K SG26099949WT SG26099944ARN SG26099944AZ0 SG26099944AZK SG26099949WT SG26099949GE
SG26099952Z SG26099964D SG26099969J0 SG26099965TT SG26099970Z0 SG26099979MH SG26099972P SG26099982ZU SG26099986ZY SG26099994JZ SG26099994Y1 SG26099994H9L SG26099949WU SG26099944ARP SG26099944AZ1 SG26099944AZL SG26099949WU SG26099949GF
SG26099953B SG26099964F SG26099969J1 SG26099965TU SG26099970Z1 SG26099979MJ SG26099972Q SG26099982ZV SG26099986ZZ SG26099994J0 SG26099994Y2 SG26099994H9M SG26099949WV SG26099944ARQ SG26099944AZ2 SG26099944AZM SG26099949WV SG26099949GG
SG26099953C SG26099964G SG26099969J2 SG26099965TV SG26099970Z2 SG26099979MK SG26099972R SG26099982ZW SG26099986Z0 SG26099994J1 SG26099994Y3 SG26099994H9N SG26099949WW SG26099944ARR SG26099944AZ3 SG26099944AZN SG26099949WW SG26099949GH
SG26099953D SG26099964H SG26099969J3 SG26099965TW SG26099970Z3 SG26099979ML SG26099972S SG26099982ZX SG26099986Z1 SG26099994J2 SG26099994Y4 SG26099994H9P SG26099949WX SG26099944ARS SG26099944AZ4 SG26099944AZP SG26099949WX SG26099949GJ
SG26099953F SG26099964J SG26099969J4 SG26099965TX SG26099970Z4 SG26099979MM SG26099972T SG26099982ZY SG26099986Z2 SG26099994J3 SG26099994Y5 SG26099994H9Q SG26099949WY SG26099944ART SG26099944AZ5 SG26099944AZQ SG26099949WY SG26099949GK
SG26099953G SG26099964K SG26099969J5 SG26099965TY SG26099970Z5 SG26099979MN SG26099972U SG26099982ZZ SG26099986Z3 SG26099994J4 SG26099994Y6 SG26099994H9R SG26099949WZ SG26099944ARU SG26099944AZ6 SG26099944AZR SG26099949WZ SG26099949GL
SG26099953H SG26099964L SG26099969J6 SG26099965TZ SG26099970Z6 SG26099979MP SG26099972V SG26099983Z0 SG26099986Z4 SG26099994J5 SG26099994Y7 SG26099994H9S SG26099949W0 SG26099944ARV SG26099944AZ7 SG26099944AZS SG26099949W0 SG26099949GM
SG26099953J SG26099964M SG26099969J7 SG26099965T0 SG26099970Z7 SG26099979MQ SG26099972W SG26099983Z1 SG26099986Z5 SG26099994J6 SG26099994Y8 SG26099994H9T SG26099949W1 SG26099944ARW SG26099944AZ8 SG26099944AZT SG26099949W1 SG26099949GN
SG26099953K SG26099964N SG26099969J8 SG26099965T1 SG26099970Z8 SG26099979MR SG26099972X SG26099983Z2 SG26099986Z6 SG26099994J7 SG26099994Y9 SG26099994H9U SG26099949W2 SG26099944ARX SG26099944AZ9 SG26099944AZU SG26099949W2 SG26099949GP
SG26099953L SG26099964P SG26099969J9 SG26099965T2 SG26099970Z9 SG26099979MS SG26099972Y SG26099983Z3 SG26099986Z7 SG26099994J8 SG26099994YA SG26099994H9V SG26099949W3 SG26099944ARY SG26099944AZA SG26099944AZV SG26099949W3 SG26099949GQ
SG26099953M SG26099964Q SG26099969JA SG26099965T3 SG26099970ZA SG26099979MT SG26099972Z SG26099983Z4 SG26099986Z8 SG26099994J9 SG26099994YB SG26099994H9W SG26099949W4 SG26099944ARZ SG26099944AZB SG26099944AZW SG26099949W4 SG26099949GR
SG26099953N SG26099964R SG26099969JB SG26099965T4 SG26099970ZB SG26099979MU SG26099973A SG26099983Z5 SG26099986Z9 SG26099994JA SG26099994YC SG26099994H9X SG26099949W5 SG26099944AS0 SG26099944AZC SG26099944AZX SG26099949W5 SG26099949GS
SG26099953P SG26099964S SG26099969JC SG26099965T5 SG26099970ZC SG26099979MV SG26099973B SG26099983Z6 SG26099986ZA SG26099994JB SG26099994YD SG26099994H9Y SG26099949W6 SG26099944AS1 SG26099944AZD SG26099944AZY SG26099949W6 SG26099949GT
SG26099953Q SG26099964T SG26099969JD SG26099965T6 SG26099970ZD SG26099979MW SG26099973C SG26099983Z7 SG26099986ZB SG26099994JC SG26099994YE SG26099994H9Z SG26099949W7 SG26099944AS2 SG26099944AZE SG26099944AZZ SG26099949W7 SG26099949GU
SG26099953R SG26099964U SG26099969JE SG26099965T7 SG26099970ZE SG26099979MX SG26099973D SG26099983Z8 SG26099986ZC SG26099994JD SG26099994YF SG26099994H9A SG26099949W8 SG26099944AS3 SG26099944AZF SG26099944AZ0 SG26099949W8 SG26099949GV
SG26099953S SG26099964V SG26099969JF SG26099965T8 SG26099970ZF SG26099979MY SG26099973E SG26099983Z9 SG26099986ZD SG26099994JE SG26099994YG SG26099994H9B SG26099949W9 SG26099944AS4 SG26099944AZG SG26099944AZ1 SG26099949W9 SG26099949GW
SG26099953T SG26099964W SG26099969JG SG26099965T9 SG26099970ZG SG26099979MZ SG26099973F SG26099983ZA SG26099986ZE SG26099994JF SG26099994YH SG26099994H9C SG26099949WA SG26099944AS5 SG26099944AZH SG26099944AZ2 SG26099949WA SG26099949GX
SG26099953U SG26099964X SG26099969JH SG26099965TA SG26099970ZH SG26099979M0 SG26099973G SG26099983ZB SG26099986ZF SG26099994JG SG26099994YJ SG26099994H9D SG26099949WB SG26099944AS6 SG26099944AZJ SG26099944AZ3 SG26099949WB SG26099949GY
SG26099953V SG26099964Y SG26099969JJ SG26099965TB SG26099970ZJ SG26099979M1 SG26099973H SG26099983ZC SG26099986ZG SG26099994JH SG26099994YK SG26099994H9E SG26099949WC SG26099944AS7 SG26099944AZK SG26099944AZ4 SG26099949WC SG26099949GZ
SG26099953W SG26099964Z SG26099969JK SG26099965TC SG26099970ZK SG26099979M2 SG26099973J SG26099983ZD SG26099986ZH SG26099994JJ SG26099994YL SG26099994H9F SG26099949WD SG26099944AS8 SG26099944AZL SG26099944AZ5 SG26099949WD SG26099949H0
SG26099953X SG26099965A SG26099969JL SG26099965TD SG26099970ZL SG26099979M3 SG26099973K SG26099983ZE SG26099986ZJ SG26099994JK SG26099994YM SG26099994H9G SG26099949WE SG26099944AS9 SG26099944AZM SG26099944AZ6 SG26099949WE SG26099949H1
SG26099953Y SG26099965B SG26099969JM SG26099965TE SG26099970ZM SG26099979M4 SG26099973L SG26099983ZF SG26099986ZK SG26099994JL SG26099994YN SG26099994H9H SG26099949WF SG26099944ASA SG26099944AZN SG26099944AZ7 SG26099949WF SG26099949H2
SG26099953Z SG26099965C SG26099969JN SG26099965TF SG26099970ZN SG26099979M5 SG26099973M SG26099983ZG SG26099986ZL SG26099994JM SG26099994YP SG26099994H9J SG26099949WG SG26099944ASB SG26099944AZP SG26099944AZ8 SG26099949WG SG26099949H3
SG26099954B SG26099965D SG26099969JP SG26099965TG SG26099970ZP SG26099979M6 SG26099973N SG26099983ZH SG26099986ZM SG26099994JN SG26099994YQ SG26099994H9K SG26099949WH SG26099944ASC SG26099944AZQ SG26099944AZ9 SG26099949WH SG26099949H4
SG26099954C SG26099965E SG26099969JQ SG26099965TH SG26099970ZQ SG26099979M7 SG26099973P SG26099983ZJ SG26099986ZN SG26099994JP SG26099994YR SG26099994H9L SG26099949WJ SG26099944ASD SG26099944AZR SG26099944AZA SG26099949WJ SG26099949H5
SG26099954D SG26099965F SG26099969JR SG26099965TJ SG26099970ZR SG26099979M8 SG26099973Q SG26099983ZK SG26099986ZP SG26099994JQ SG26099994YS SG26099994H9M SG26099949WK SG26099944ASE SG26099944AZS SG26099944AZB SG26099949WK SG26099949H6
SG26099954F SG26099965G SG26099969JS SG26099965TK SG26099970ZS SG26099979M9 SG26099973R SG26099983ZL SG26099986ZQ SG26099994JR SG26099994YT SG26099994H9N SG26099949WL SG26099944ASF SG26099944AZT SG26099944AZC SG26099949WL SG26099949H7
SG26099954G SG26099965H SG26099969JT SG26099965TL SG26099970ZT SG26099979MA SG26099973S SG26099983ZM SG26099986ZR SG26099994JS SG26099994YU SG26099994H9P SG26099949WM SG26099944ASG SG26099944AZU SG26099944AZD SG26099949WM SG26099949H8
SG26099954H SG26099965J SG26099969JU SG26099965TM SG26099970ZU SG26099979MB SG26099973T SG26099983ZN SG26099986ZS SG26099994JT SG26099994YV SG26099994H9Q SG26099949WN SG26099944ASH SG26099944AZV SG26099944AZE SG26099949WN SG26099949H9
SG26099954J SG26099965K SG26099969JV SG26099965TN SG26099970ZV SG26099979MC SG26099973U SG26099983ZP SG26099986ZT SG26099994JU SG26099994YW SG26099994H9R SG26099949WP SG26099944ASJ SG26099944AZW SG26099944AZF SG26099949WP SG26099949HA
SG26099954K SG26099965L SG26099969JW SG26099965TP SG26099970ZW SG26099979MD SG26099973V SG26099983ZQ SG26099986ZU SG26099994JV SG26099994YX SG26099994H9S SG26099949WQ SG26099944ASK SG26099944AZX SG26099944AZG SG26099949WQ SG26099949HB
SG26099954L SG26099965M SG26099969JX SG26099965TQ SG26099970ZX SG26099979ME SG26099973W SG26099983ZR SG26099986ZV SG26099994JW SG26099994YY SG26099994H9T SG26099949WR SG26099944ASL SG26099944AZY SG26099944AZH SG26099949WR SG26099949HC
SG26099954M SG26099965N SG26099969JY SG26099965TR SG26099970ZY SG26099979MF SG26099973X SG26099983ZS SG26099986ZW SG26099994JX SG26099994YZ SG26099994H9U SG26099949WS SG26099944ASM SG26099944AZZ SG26099944AZJ SG26099949WS SG26099949HD
SG26099954N SG26099965P SG26099969JZ SG26099965TS SG26099970ZZ SG26099979MG SG26099973Y SG26099983ZT SG26099986ZX SG26099994JY SG26099994Y0 SG26099994H9V SG26099949WT SG26099944ASN SG26099944AZ0 SG26099944AZK SG26099949WT SG26099949HE
SG26099954P SG26099965Q SG26099969K0 SG26099965TT SG26099970Z0 SG26099979MH SG26099973Z SG26099983ZU SG26099986ZY SG26099994JZ SG26099994Y1 SG26099994H9W SG26099949WU SG26099944ASP SG26099944AZ1 SG26099944AZL SG26099949WU SG26099949HF
SG26099954Q SG26099965R SG26099969K1 SG26099965TU SG26099970Z1 SG26099979MJ SG26099974A SG26099983ZV SG26099986Z0 SG26099994K0 SG26099994Y2 SG26099994H9X SG26099949WV SG26099944ASQ SG26099944AZ2 SG26099944AZM SG26099949WV SG26099949HG
SG26099954R SG26099965S SG26099969K2 SG26099965TV SG26099970Z2 SG26099979MK SG26099974B SG26099983ZW SG26099986Z1 SG26099994K1 SG26099994Y3 SG26099994H9Y SG26099949WW SG26099944ASR SG26099944AZ3 SG26099944AZN SG26099949WW SG26099949HH
SG26099954S SG26099965T SG26099969K3 SG26099965TW SG26099970Z3 SG26099979ML SG26099974C SG26099983ZX SG26099986Z2 SG26099994K2 SG26099994Y4 SG26099994H9Z SG26099949WX SG26099944ASS SG26099944AZ4 SG26099944AZP SG26099949WX SG26099949HJ
SG26099954T SG26099965U SG26099969K4 SG26099965TX SG26099970Z4 SG26099979MM SG26099974D SG26099983ZY SG26099986Z3 SG26099994K3 SG26099994Y5 SG26099994H9A SG26099949WY SG26099944AST SG26099944AZ5 SG26099944AZQ SG26099949WY SG26099949HK
SG26099954U SG26099965V SG26099969K5 SG26099965TY SG26099970Z5 SG26099979MN SG26099974E SG26099983ZZ SG26099986Z4 SG26099994K4 SG26099994Y6 SG26099994H9B SG26099949WZ SG26099944ASU SG26099944AZ6 SG26099944AZR SG26099949WZ SG26099949HL
SG26099954V SG26099965W SG26099969K6 SG26099965TZ SG26099970Z6 SG26099979MP SG26099974F SG26099984Z0 SG26099986Z5 SG26099994K5 SG26099994Y7 SG26099994H9C SG26099949X0 SG26099944ASV SG26099944AZ7 SG26099944AZS SG26099949X0 SG26099949HM
SG26099954W SG26099965X SG26099969K7 SG26099965T0 SG26099970Z7 SG26099979MQ SG26099974G SG26099984Z1 SG26099986Z6 SG26099994K6 SG26099994Y8 SG26099994H9D SG26099949X1 SG26099944ASW SG26099944AZ8 SG26099944AZT SG26099949X1 SG26099949HN
SG26099954X SG26099965Y SG26099969K8 SG26099965T1 SG26099970Z8 SG26099979MR SG26099974H SG26099984Z2 SG26099986Z7 SG26099994K7 SG26099994Y9 SG26099994H9E SG26099949X2 SG26099944ASX SG26099944AZ9 SG26099944AZU SG26099949X2 SG26099949HP
SG26099954Y SG26099965Z SG26099969K9 SG26099965T2 SG26099970Z9 SG26099979MS SG26099974J SG26099984Z3 SG26099986Z8 SG26099994K8 SG26099994YA SG26099994H9F SG26099949X3 SG26099944ASY SG26099944AZA SG26099944AZV SG26099949X3 SG26099949HQ
SG26099954Z SG26099966A SG26099969KA SG26099965T3 SG26099970ZA SG26099979MT SG26099974K SG26099984Z4 SG26099986Z9 SG26099994K9 SG26099994YB SG26099994H9G SG26099949X4 SG26099944ASZ SG26099944AZB SG26099944AZW SG26099949X4 SG26099949HR
SG26099955B SG26099966B SG26099969KB SG26099965T4 SG26099970ZB SG26099979MU SG26099974L SG26099984Z5 SG26099986ZA SG26099994KA SG26099994YC SG26099994H9H SG26099949X5 SG26099944AS0 SG26099944AZC SG26099944AZX SG26099949X5 SG26099949HS
SG26099955C SG26099966C SG26099969KC SG26099965T5 SG26099970ZC SG26099979MV SG26099974M SG26099984Z6 SG26099986ZB SG26099994KB SG26099994YD SG26099994H9J SG26099949X6 SG26099944AS1 SG26099944AZD SG26099944AZY SG26099949X6 SG26099949HT
SG26099955D SG26099966D SG26099969KD SG26099965T6 SG26099970ZD SG26099979MW SG26099974N SG26099984Z7 SG26099986ZC SG26099994KC SG26099994YE SG26099994H9K SG26099949X7 SG26099944AS2 SG26099944AZE SG26099944AZZ SG26099949X7 SG26099949HU
SG26099955F SG26099966E SG26099969KE SG26099965T7 SG26099970ZE SG26099979MX SG26099974P SG26099984Z8 SG26099986ZD SG26099994KD SG26099994YF SG26099994H9L SG26099949X8 SG26099944AS3 SG26099944AZF SG26099944AZ0 SG26099949X8 SG26099949HV
SG26099955G SG26099966F SG26099969KF SG26099965T8 SG26099970ZF SG26099979MY SG26099974Q SG26099984Z9 SG26099986ZE SG26099994KE SG26099994YG SG26099994H9M SG26099949X9 SG26099944AS4 SG26099944AZG SG26099944AZ1 SG26099949X9 SG26099949HW
SG26099955H SG26099966G SG26099969KG SG26099965T9 SG26099970ZG SG26099979MZ SG26099974R SG26099984ZA SG26099986ZF SG26099994KF SG26099994YH SG26099994H9N SG26099949XA SG26099944AS5 SG26099944AZH SG26099944AZ2 SG26099949XA SG26099949HX
SG26099955J SG26099966H SG26099969KH SG26099965TA SG26099970ZH SG26099979M0 SG26099974S SG26099984ZB SG26099986ZG SG26099994KG SG26099994YJ SG26099994H9P SG26099949XB SG26099944AS6 SG26099944AZJ SG26099944AZ3 SG26099949XB SG26099949HY
SG26099955K SG26099966J SG26099969KJ SG26099965TB SG26099970ZJ SG26099979M1 SG26099974T SG26099984ZC SG26099986ZH SG26099994KH SG26099994YK SG26099994H9Q SG26099949XC SG26099944AS7 SG26099944AZK SG26099944AZ4 SG26099949XC SG26099949HZ
SG26099955L SG26099966K SG26099969KK SG26099965TC SG26099970ZK SG26099979M2 SG26099974U SG26099984ZD SG26099986ZJ SG26099994KJ SG26099994YL SG26099994H9R SG26099949XD SG26099944AS8 SG26099944AZL SG26099944AZ5 SG26099949XD SG26099949J0
SG26099955M SG26099966L SG26099969KL SG26099965TD SG26099970ZL SG26099979M3 SG26099974V SG26099984ZE SG26099986ZK SG26099994KK SG26099994YM SG26099994H9S SG26099949XE SG26099944AS9 SG26099944AZM SG26099944AZ6 SG26099949XE SG26099949J1
SG26099955N SG26099966M SG26099969KM SG26099965TE SG26099970ZM SG26099979M4 SG26099974W SG26099984ZF SG26099986ZL SG26099994KL SG26099994YN SG26099994H9T SG26099949XF SG26099944ASA SG26099944AZN SG26099944AZ7 SG26099949XF SG26099949J2
SG26099955P SG26099966N SG26099969KN SG26099965TF SG26099970ZN SG26099979M5 SG26099974X SG26099984ZG SG26099986ZM SG26099994KM SG26099994YP SG26099994H9U SG26099949XG SG26099944ASB SG26099944AZP SG26099944AZ8 SG26099949XG SG26099949J3
SG26099955Q SG26099966P SG26099969KP SG26099965TG SG26099970ZP SG26099979M6 SG26099974Y SG26099984ZH SG26099986ZN SG26099994KN SG26099994YQ SG26099994H9V SG26099949XH SG26099944ASC SG26099944AZQ SG26099944AZ9 SG26099949XH SG26099949J4
SG26099955R SG26099966Q SG26099969KQ SG26099965TH SG26099970ZQ SG26099979M7 SG26099974Z SG26099984ZJ SG26099986ZP SG26099994KP SG26099994YR SG26099994H9W SG26099949XJ SG26099944ASD SG26099944AZR SG26099944AZA SG26099949XJ SG26099949J5
SG26099955S SG26099966R SG26099969KR SG26099965TJ SG26099970ZR SG26099979M8 SG26099975A SG26099984ZK SG26099986ZQ SG26099994KQ SG26099994YS SG26099994H9X SG26099949XK SG26099944ASE SG26099944AZS SG26099944AZB SG26099949XK SG26099949J6
SG26099955T SG26099966S SG26099969KS SG26099965TK SG26099970ZS SG26099979M9 SG26099975B SG26099984ZL SG26099986ZR SG26099994KR SG26099994YT SG26099994H9Y SG26099949XL SG26099944ASF SG26099944AZT SG26099944AZC SG26099949XL SG26099949J7
SG26099955U SG26099966T SG26099969KT SG26099965TL SG26099970ZT SG26099979MA SG26099975C SG26099984ZM SG26099986ZS SG26099994KS SG26099994YU SG26099994H9Z SG26099949XM SG26099944ASG SG26099944AZU SG26099944AZD SG26099949XM SG26099949J8
SG26099955V SG26099966U SG26099969KU SG26099965TM SG26099970ZU SG26099979MB SG26099975D SG26099984ZN SG26099986ZT SG26099994KT SG26099994YV SG26099994H9A SG26099949XN SG26099944ASH SG26099944AZV SG26099944AZE SG26099949XN SG26099949J9
SG26099955W SG26099966V SG26099969KV SG26099965TN SG26099970ZV SG26099979MC SG26099975E SG26099984ZP SG26099986ZU SG26099994KU SG26099994YW SG26099994HA0 SG26099949XP SG26099944ASJ SG26099944AZW SG26099944AZF SG26099949XP SG26099949JA
SG26099955X SG26099966W SG26099969KW SG26099965TP SG26099970ZW SG26099979MD SG26099975F SG26099984ZQ SG26099986ZV SG26099994KV SG26099994YX SG26099994HA1 SG26099949XQ SG26099944ASK SG26099944AZX SG26099944AZG SG26099949XQ SG26099949JB
SG26099955Y SG26099966X SG26099969KX SG26099965TQ SG26099970ZX SG26099979ME SG26099975G SG26099984ZR SG26099986ZW SG26099994KW SG26099994YY SG26099994HA2 SG26099949XR SG26099944ASL SG26099944AZY SG26099944AZH SG26099949XR SG26099949JC
SG26099955Z SG26099966Y SG26099969KY SG26099965TR SG26099970ZY SG26099979MF SG26099975H SG26099984ZS SG26099986ZX SG26099994KX SG26099994YZ SG26099994HA3 SG26099949XS SG26099944ASM SG26099944AZZ SG26099944AZJ SG26099949XS SG26099949JD
SG26099956B SG26099966Z SG26099969KZ SG26099965TS SG26099970ZZ SG26099979MG SG26099975J SG26099984ZT SG26099986ZY SG26099994KY SG26099994Y0 SG26099994HA4 SG26099949XT SG26099944ASN SG26099944AZ0 SG26099944AZK SG26099949XT SG26099949JE
SG26099956C SG26099967B SG26099969L0 SG26099965TT SG26099970Z0 SG26099979MH SG26099975K SG26099984ZU SG26099986ZZ SG26099994KZ SG26099994Y1 SG26099994HA5 SG26099949XU SG26099944ASP SG26099944AZ1 SG26099944AZL SG26099949XU SG26099949JF
SG26099956D SG26099967C SG26099969L1 SG26099965TU SG26099970Z1 SG26099979MJ SG26099975L SG26099984ZV SG26099986Z0 SG26099994K0 SG26099994Y2 SG26099994HA6 SG26099949XV SG26099944ASQ SG26099944AZ2 SG26099944AZM SG26099949XV SG26099949JG
SG26099956F SG26099967D SG26099969L2 SG26099965TV SG26099970Z2 SG26099979MK SG26099975M SG26099984ZW SG26099986Z1 SG26099994K1 SG26099994Y3 SG26099994HA7 SG26099949XW SG26099944ASR SG26099944AZ3 SG26099944AZN SG26099949XW SG26099949JH
SG26099956G SG26099967F SG26099969L3 SG26099965TW SG26099970Z3 SG26099979ML SG26099975N SG26099984ZX SG26099986Z2 SG26099994K2 SG26099994Y4 SG26099994HA8 SG26099949XX SG26099944ASS SG26099944AZ4 SG26099944AZP SG26099949XX SG26099949JJ
SG26099956H SG26099967G SG26099969L4 SG26099965TX SG26099970Z4 SG26099979MM SG26099975P SG26099984ZY SG26099986Z3 SG26099994K3 SG26099994Y5 SG26099994HA9 SG26099949XY SG26099944AST SG26099944AZ5 SG26099944AZQ SG26099949XY SG26099949JK
SG26099956J SG26099967H SG26099969L5 SG26099965TY SG26099970Z5 SG26099979MN SG26099975Q SG26099984ZZ SG26099986Z4 SG26099994K4 SG26099994Y6 SG26099994HAA SG26099949XZ SG26099944ASU SG26099944AZ6 SG26099944AZR SG26099949XZ SG26099949JL
SG26099956K SG26099967J SG26099969L6 SG26099965TZ SG26099970Z6 SG26099979MP SG26099975R SG26099985Z0 SG26099986Z5 SG26099994K5 SG26099994Y7 SG26099994HAB SG26099949Y0 SG26099944ASV SG26099944AZ7 SG26099944AZS SG26099949Y0 SG26099949JM
SG26099956L SG26099967K SG26099969L7 SG26099965T0 SG26099970Z7 SG26099979MQ SG26099975S SG26099985Z1 SG26099986Z6 SG26099994K6 SG26099994Y8 SG26099994HAC SG26099949Y1 SG26099944ASW SG26099944AZ8 SG26099944AZT SG26099949Y1 SG26099949JN
SG26099956M SG26099967L SG26099969L8 SG26099965T1 SG26099970Z8 SG26099979MR SG26099975T SG26099985Z2 SG26099986Z7 SG26099994K7 SG26099994Y9 SG26099994HAD SG26099949Y2 SG26099944ASX SG26099944AZ9 SG26099944AZU SG26099949Y2 SG26099949JP
SG26099956N SG26099967M SG26099969L9 SG26099965T2 SG26099970Z9 SG26099979MS SG26099975U SG26099985Z3 SG26099986Z8 SG26099994K8 SG26099994YA SG26099994HAE SG26099949Y3 SG26099944ASY SG26099944AZA SG26099944AZV SG26099949Y3 SG26099949JQ
SG26099956P SG26099967N SG26099969LA SG26099965T3 SG26099970ZA SG26099979MT SG26099975V SG26099985Z4 SG26099986Z9 SG26099994K9 SG26099994YB SG26099994HAF SG26099949Y4 SG26099944ASZ SG26099944AZB SG26099944AZW SG26099949Y4 SG26099949JR
SG26099956Q SG26099967P SG26099969LB SG26099965T4 SG26099970ZB SG26099979MU SG26099975W SG26099985Z5 SG26099986ZA SG26099994KA SG26099994YC SG26099994HAG SG26099949Y5 SG26099944AT0 SG26099944AZC SG26099944AZX SG26099949Y5 SG26099949JS
SG26099956R SG26099967Q SG26099969LC SG26099965T5 SG26099970ZC SG26099979MV SG26099975X SG26099985Z6 SG26099986ZB SG26099994KB SG26099994YD SG26099994HAH SG26099

SG26091LM6 SG26091LQV SG26091IM47 SG26091IMN8 SG26091IMS7 SG26091INTH SG26091INFC SG26091INNQ SG26091OF4 SG26091OXR SG26091PL8 SG26091PT5 SG26091Q1J SG26091Q963 SG26091RLJ SG26091RGU SG26091STB SG26091IT39 SG26091ITET
SG26091ITFV SG26091ITH4 SG26091IT47 SG26091IT7T SG26091ITIW SG26091IUKP SG26091IV7H SG26091IVOQ SG26091IVUW SG26091IVXY SG26091IVZN SG26091IWKK SG26091IWND SG26091IWTH SG26091IXSU SG26091IYGD SG26091IZ07 SG26091IZRV SG26091IZYN SG26091J020
SG26091J0EP SG26091J0SC SG26091J0Y7 SG26091J109 SG26091J18B SG26091J2WS SG26091J3F0 SG26091J410 SG26091J4MS SG26091J5DC SG26091J5X5 SG26091J6ZN SG26091J6GX SG26091J8F8 SG26091J9D2 SG26091J9DG SG26091J9NT SG26091J9SD SG26091JA9Z SG26091JB4Q SG26091JB5R SG26091JBLG SG26091JCTU SG26091JD10 SG26091JDRW SG26091JDUB SG26091JDX0 SG26091JEV0 SG26091JF98 SG26091JFNE SG26091JJEP SG26091JJGS SG26091JK19
SG26091JMIH SG26091JMQR SG26091JMT7 SG26091JN2T SG26091JNTM SG26091JP4S SG26091JQD6 SG26091JQVJ SG26091JR7B SG26091JRN8 SG26091JRY5 SG26091JSQD SG26091JSVF SG26091JTWA SG26091JTZJ SG26091JU17 SG26091JV2Y SG26091JVAN SG26091JVGE
SG26091JVH0 SG26091JW3S SG26091JWBW SG26091JWFA SG26091JXBK SG26091JYUV SG26091JZ22 SG26091JZ6J SG26091JZJZ SG26091K01C SG26091K07U SG26091K08V SG26091K0LM SG26091K2OX SG26091K2AC SG26091K41G SG26091K46X
SG26091K4CL SG26091K4HV SG26091K4LW SG26091K5AQ SG26091K683 SG26091K717 SG26091K7AU SG26091K8EG SG26091K8F3 SG26091K8GA SG26091K9AF SG26091KABU SG26091KBC4 SG26091KBF8 SG26091KBZ4 SG26091KC48 SG26091KC50 SG26091KCK3 SG26091KCNX SG26091KD47
SG26091KD98 SG26091KDG SG26091KDNU SG26091KDR5 SG26091KEP0 SG26091KEP2 SG26091KF70 SG26091KFYL SG26091KG7R SG26091KHCO SG26091KHJW SG26091KHZB SG26091KJ2Z SG26091KK0U SG26091KKXX SG26091KL8L SG26091KLIE
SG26091KN9F SG26091KNFH SG26091KNVC SG26091KOGU SG26091KOIH SG26091KONS SG26091KP10 SG26091KQOK SG26091KQAW SG26091KQBN SG26091KQFU SG26091KQQO SG26091KRDP SG26091KS4W SG26091KTF3 SG26091KTHQ SG26091KU09 SG26091KUDO SG26091KV0V
SG26091KVIG SG26091KW3T SG26091KWLX SG26091KWSS SG26091KX87 SG26091KXCO SG26091KXCE SG26091KXFM SG26091KY2J SG26091KY80 SG26091KYTU SG26091KZF8 SG26091L0K0 SG26091L0QS SG26091L12G SG26091L17B SG26091L2GO SG26091L37X SG26091L3CX
SG26091L508 SG26091L515 SG26091L51Y SG26091L5W0 SG26091L68D SG26091L6TP SG26091L8N0 SG26091L93G SG26091L9AJ SG26091L9G5 SG26091L9TP SG26091LAT4 SG26091LB78 SG26091LB7C SG26091LBIK SG26091LBUE SG26091LBSN SG26091LCF1 SG26091LCN8
SG26091LDAL SG26091LDOV SG26091LDUN SG26091LDZ2 SG26091LE97 SG26091LEHC SG26091LFJP SG26091LFO0 SG26091LFPL SG26091LFQC SG26091LG3F SG26091LGC6 SG26091LH6S SG26091LHI6 SG26091LI4Y SG26091LISW SG26091LJNJ SG26091LJRY
SG26091LK3K SG26091LKJJ SG26091LKWR SG26091LL73 SG26091LL9V SG26091LLPN SG26091LMFP SG26091LN78 SG26091LNJD SG26091LNKI SG26091LO1K SG26091LOSG SG26091LP68 SG26091LQ2V SG26091LQAA SG26091LQCG SG26091LQLI SG26091LQWW
SG26091LRA9 SG26091LRSV SG26091LRTY SG26091LS62 SG26091LSJ5 SG26091LSMC SG26091LT6B SG26091LUAV SG26091LUOJ SG26091LVPZ SG26091LVZZ SG26091LWOR SG26091LXCC SG26091LXKZ SG26091LYFK SG26091LYPX SG26091LYPM SG26091LYXE
SG26091LZPD SG26091LZRM SG26091LZTN SG26091LZUT SG26091M0GL SG26091M0HT SG26091M10B SG26091M1DH SG26091M1M4 SG26091M2QV SG26091M2RR SG26091M2VS SG26091M3RU SG26091M4DL SG26091M4IM SG26091M4TR SG26091M5F1
SG26091M5UF SG26091M6Y4 SG26091M6J1 SG26091M77F SG26091M8A8 SG26091M8PO SG26091M925 SG26091M9DS SG26091M9SW SG26091MAA8 SG26091MAAI SG26091MBDE SG26091MBHE SG26091MBIR SG26091MBM2 SG26091MBVV SG26091MBZE SG26091MC03 SG26091MC1B
SG26091MC3Y SG26091MC5C SG26091MCCF SG26091MCEW SG26091MCJF SG26091MCTP SG26091MES8 SG26091MF2E SG26091MF9M SG26091MFQ SG26091MHXQ SG26091MI03 SG26091MJ0B SG26091MJ5Y SG26091MJOB SG26091MK5R SG26091MKFV SG26091MKGQ SG26091MLBB
SG26091MMJZ SG26091MMQ7 SG26091MMU1 SG26091MN1W SG26091MNAJ SG26091MNAX SG26091MNWB SG26091MOW9 SG26091MP20 SG26091MPP1 SG26091MRLR SG26091MRR7 SG26091MS00 SG26091MS2S SG26091MSKJ SG26091MSR0 SG26091MTOF SG26091MU1Z SG26091MU1R SG26091MV1P
SG26091MV78 SG26091MV7EL SG26091MVEQ SG26091MWR92 SG26091MWNF SG26091MWOY SG26091MWYS SG26091MYHG SG26091MYT5 SG26091MYV8 SG26091MYYD SG26091MZW2 SG26091MZ76T SG26091MZ7R SG26091MZBP SG26091MZZN SG26091N00I SG26091N04J SG26091N066 SG26091N0L8
SG26091N0OB SG26091N0TK SG26091N1AY SG26091N1HA SG26091N1IT SG26091N20K SG26091N3HU SG26091N3P9 SG26091N42A SG26091N4R8 SG26091N59R SG26091N5DM SG26091N5G1 SG26091N5N0 SG26091N6BZ SG26091N6FA SG26091N6KL SG26091N6LI SG26091N6SD SG26091N6VB
SG26091N6XQ SG26091N7Z9 SG26091N7VA SG26091N8A8 SG26091N8CF SG26091N8FM SG26091N8RY SG26091N93H SG26091N9L2 SG26091N9NF SG26091N9TW SG26091NB78 SG26091NBZE SG26091NC1A SG26091NCPH SG26091NCYU
SG26091NDA4 SG26091ND55 SG26091ND1W SG26091NE0V SG26091NEBQ SG26091NEFC SG26091NFKD SG26091NFRV SG26091NH1Z SG26091NHNW SG26091NJOM SG26091NJH6 SG26091NJTW SG26091NKTF SG26091NKTHQ SG26091NL3Y SG26091NLNL SG26091NNVC
SG26091NNX8 SG26091NQD SG26091NRKY SG26091NSLF SG26091NSS SG26091NTAQ SG26091NTFP SG26091NTSS SG26091NUBS SG26091NUOP SG26091NVG8 SG26091NVH4 SG26091NVXT SG26091NWVL SG26091NXM9 SG26091NYVC SG26091NZ4
SG26091NZEB SG26091NZM5 SG26091O0ZB SG26091O17T SG26091O18S SG26091O23U SG26091O28R SG26091O2CC SG26091O2FF SG26091O2PM SG26091O2WZ SG26091O2XT SG26091O3ET SG26091O4Q2 SG26091O5D3 SG26091O5T7 SG26091O695 SG26091O6Z4
SG26091O6R1 SG26091O6SR1 SG26091O7IH SG26091O8X1 SG26091O8XP SG26091O9C3 SG26091OAPJ SG26091OAU6 SG26091OBJ6 SG26091OBT5 SG26091OC3M SG26091OCHZ SG26091OCNC SG26091OCY0 SG26091OD34 SG26091OE22 SG26091OFUD SG26091OG4J SG26091OGQD
SG26091OHEB SG26091OHJ1 SG26091OI63 SG26091OI6G SG26091OIHH SG26091OJOY SG26091OJTN SG26091OK1E SG26091OKFC SG26091OKR2 SG26091OL2U SG26091OL4G SG26091OLY6 SG26091OM88 SG26091OM16 SG26091OMNF SG26091OMXZ SG26091ON9F
SG26091OP0A SG26091OP0B SG26091OP0M SG26091OP1H SG26091OP1K6 SG26091OP4W SG26091OP2L SG26091OP2T5 SG26091OP3U SG26091OP42U SG26091OP49J SG26091OP4FE SG26091OP4O1 SG26091OP4RS SG26091OP59L SG26091OP5FA SG26091OP5XG SG26091OP6SE SG26091OP6SS
SG26091OP7EH SG26091OP7LE SG26091OP86R SG26091OPA0 SG26091OPB8Y SG26091OP96P SG26091OP9Y2 SG26091OPAQI SG26091OPAQJ SG26091OPC9M SG26091OPD9S SG26091OPDW2 SG26091OPEBP SG26091OPELU SG26091OPFFW SG26091OPGX5 SG26091OPH1W SG26091OPH5R
SG26091OPHJK SG26091OPHQD SG26091OPI1R SG26091OPIWR SG26091OPJQH SG26091OPJTK SG26091OPKQS SG26091OPLN7 SG26091OPLOW SG26091OPLW0 SG26091OPM3P SG26091OPM7 SG26091OPMZS SG26091OPO00 SG26091OPO0A SG26091OPP9T SG26091OPPBJ SG26091OPPH1
SG26091OPPRK SG26091OPQ4C SG26091OPQ50 SG26091OPR07 SG26091OPRBQ SG26091OPRFD SG26091OPRSB SG26091OPSCT SG26091OPSQU SG26091OPT02 SG26091OPTJ7 SG26091OPU14 SG26091OPU0B SG26091OPUX2 SG26091OPUYN SG26091OPUYT SG26091OPY0H SG26091OPYG5 SG26091OPYH6 SG26091OPYU1
SG26091OPYX8 SG26091OQ0A SG26091OQ0B SG26091OQ0F SG26091OQ0H SG26091OQ0U SG26091OQ2C SG26091OQ2Q SG26091OQ2W SG26091OQ35W SG26091OQ3JP SG26091OQ3TV SG26091OQ4CX SG26091OQ4D4 SG26091OQ58B SG26091OQ5XK
SG26091OQ70D SG26091OQ7JG SG26091OQ7KS SG26091OQ7MX SG26091OQ7SV SG26091OQ7Z0 SG26091OQ8BQ SG26091OQ92R SG26091OQ9C4 SG26091OQ9IT SG26091OQ9NN SG26091OQ9V1 SG26091OQA0R SG26091OQANL SG26091OQAXQ SG26091OQB3J SG26091OQBE9 SG26091OQBFV SG26091OQBZZ SG26091OQC3D
SG26091OQC96 SG26091OQCDF SG26091OQCMF SG26091OQDHV SG26091OQENJ SG26091OQFYB SG26091OQGLU SG26091OQGPT SG26091OQH4W SG26091OQH5M SG26091OQI4U SG26091OQIEF SG26091OQIFJ SG26091OQJV1 SG26091OQJDF SG26091OQK2R SG26091OQM0B SG26091OQM51
SG26091OQMLR SG26091OQMQU SG26091OQNCW SG26091OQNH8 SG26091OQOM5 SG26091OQQDB SG26091OQQFD SG26091OQQT1 SG26091OQQT3 SG26091OQR2R SG26091OQRID SG26091OQRT5 SG26091OQSLI SG26091OQSU3 SG26091OQSZA SG26091OQT6X SG26091OQTT8 SG26091OQTZJ
SG26091OQUFN SG26091OQV1E SG26091OQV3N SG26091OQVLZ SG26091OQWTH SG26091OQWZR SG26091OQXM2 SG26091OQYA4 SG26091OQZJX SG26091OQZEC SG26091OR05H SG26091OR094 SG26091OROFJ SG26091OS0LI SG26091OS1FJ SG26091OS1AF SG26091OS1DS SG26091OS1RI SG26091OS2ET SG26091OS2LW
SG26091OS4JH SG26091OS4TQ SG26091OS6V SG26091OS6W SG26091OS7G SG26091OS8QA SG26091OS8QM SG26091OS8R0 SG26091OS8RB SG26091OS8RK SG26091OS8RN SG26091OS8RZ SG26091OS8S3 SG26091OS8SA SG26091OS8SB SG26091OS8TK SG26091OS8UC SG26091OS8UH
SG26091OS8V8 SG26091OS8VA SG26091OS8VB SG26091OS8VC SG26091OS8VD SG26091OS8VE SG26091OS8VF SG26091OS8VG SG26091OS8VH SG26091OS8VI SG26091OS8VJ SG26091OS8VK SG26091OS8VL SG26091OS8VM SG26091OS8VN SG26091OS8VO SG26091OS8VP SG26091OS8VQ
SG26091OS8VR SG26091OS8VS SG26091OS8VT SG26091OS8VU SG26091OS8VV SG26091OS8VW SG26091OS8VX SG26091OS8VY SG26091OS8VZ SG26091OS8W0 SG26091OS8W1 SG26091OS8W2 SG26091OS8W3 SG26091OS8W4 SG26091OS8W5 SG26091OS8W6 SG26091OS8W7 SG26091OS8W8
SG26091OS8W9 SG26091OS8WA SG26091OS8WB SG26091OS8WC SG26091OS8WD SG26091OS8WE SG26091OS8WF SG26091OS8WG SG26091OS8WH SG26091OS8WI SG26091OS8WJ SG26091OS8WK SG26091OS8WL SG26091OS8WM SG26091OS8WN SG26091OS8WO SG26091OS8WP SG26091OS8WQ
SG26091OS8WR SG26091OS8WS SG26091OS8WT SG26091OS8WU SG26091OS8WV SG26091OS8WW SG26091OS8WX SG26091OS8WY SG26091OS8WZ SG26091OS8X0 SG26091OS8X1 SG26091OS8X2 SG26091OS8X3 SG26091OS8X4 SG26091OS8X5 SG26091OS8X6 SG26091OS8X7 SG26091OS8X8
SG26091OS8X9 SG26091OS8XA SG26091OS8XB SG26091OS8XC SG26091OS8XD SG26091OS8XE SG26091OS8XF SG26091OS8XG SG26091OS8XH SG26091OS8XI SG26091OS8XJ SG26091OS8XK SG26091OS8XL SG26091OS8XM SG26091OS8XN SG26091OS8XO SG26091OS8XP SG26091OS8XQ
SG26091OS8XR SG26091OS8XS SG26091OS8XT SG26091OS8XU SG26091OS8XV SG26091OS8XW SG26091OS8XX SG26091OS8XY SG26091OS8XZ SG26091OS8Y0 SG26091OS8Y1 SG26091OS8Y2 SG26091OS8Y3 SG26091OS8Y4 SG26091OS8Y5 SG26091OS8Y6 SG26091OS8Y7 SG26091OS8Y8
SG26091OS8Y9 SG26091OS8YA SG26091OS8YB SG26091OS8YC SG26091OS8YD SG26091OS8YE SG26091OS8YF SG26091OS8YG SG26091OS8YH SG26091OS8YI SG26091OS8YJ SG26091OS8YK SG26091OS8YL SG26091OS8YM SG26091OS8YN SG26091OS8YO SG26091OS8YP SG26091OS8YQ
SG26091OS8YR SG26091OS8YS SG26091OS8YT SG26091OS8YU SG26091OS8YV SG26091OS8YW SG26091OS8YX SG26091OS8YY SG26091OS8YZ SG26091OS8Z0 SG26091OS8Z1 SG26091OS8Z2 SG26091OS8Z3 SG26091OS8Z4 SG26091OS8Z5 SG26091OS8Z6 SG26091OS8Z7 SG26091OS8Z8
SG26091OS8Z9 SG26091OS8ZA SG26091OS8ZB SG26091OS8ZC SG26091OS8ZD SG26091OS8ZE SG26091OS8ZF SG26091OS8ZG SG26091OS8ZH SG26091OS8ZI SG26091OS8ZJ SG26091OS8ZK SG26091OS8ZL SG26091OS8ZM SG26091OS8ZN SG26091OS8ZO SG26091OS8ZP SG26091OS8ZQ
SG26091OS8ZR SG26091OS8ZS SG26091OS8ZT SG26091OS8ZU SG26091OS8ZV SG26091OS8ZW SG26091OS8ZX SG26091OS8ZY SG26091OS8ZZ SG26091OS900 SG26091OS901 SG26091OS902 SG26091OS903 SG26091OS904 SG26091OS905 SG26091OS906 SG26091OS907 SG26091OS908
SG26091OS909 SG26091OS90A SG26091OS90B SG26091OS90C SG26091OS90D SG26091OS90E SG26091OS90F SG26091OS90G SG26091OS90H SG26091OS90I SG26091OS90J SG26091OS90K SG26091OS90L SG26091OS90M SG26091OS90N SG26091OS90O SG26091OS90P SG26091OS90Q
SG26091OS90R SG26091OS90S SG26091OS90T SG26091OS90U SG26091OS90V SG26091OS90W SG26091OS90X SG26091OS90Y SG26091OS90Z SG26091OS910 SG26091OS911 SG26091OS912 SG26091OS913 SG26091OS914 SG26091OS915 SG26091OS916 SG26091OS917 SG26091OS918
SG26091OS919 SG26091OS91A SG26091OS91B SG26091OS91C SG26091OS91D SG26091OS91E SG26091OS91F SG26091OS91G SG26091OS91H SG26091OS91I SG26091OS91J SG26091OS91K SG26091OS91L SG26091OS91M SG26091OS91N SG26091OS91O SG26091OS91P SG26091OS91Q
SG26091OS91R SG26091OS91S SG26091OS91T SG26091OS91U SG26091OS91V SG26091OS91W SG26091OS91X SG26091OS91Y SG26091OS91Z SG26091OS920 SG26091OS921 SG26091OS922 SG26091OS923 SG26091OS924 SG26091OS925 SG26091OS926 SG26091OS927 SG26091OS928
SG26091OS929 SG26091OS92A SG26091OS92B SG26091OS92C SG26091OS92D SG26091OS92E SG26091OS92F SG26091OS92G SG26091OS92H SG26091OS92I SG26091OS92J SG26091OS92K SG26091OS92L SG26091OS92M SG26091OS92N SG26091OS92O SG26091OS92P SG26091OS92Q
SG26091OS92R SG26091OS92S SG26091OS92T SG26091OS92U SG26091OS92V SG26091OS92W SG26091OS92X SG26091OS92Y SG26091OS92Z SG26091OS930 SG26091OS931 SG26091OS932 SG26091OS933 SG26091OS934 SG26091OS935 SG26091OS936 SG26091OS937 SG26091OS938
SG26091OS939 SG26091OS93A SG26091OS93B SG26091OS93C SG26091OS93D SG26091OS93E SG26091OS93F SG26091OS93G SG26091OS93H SG26091OS93I SG26091OS93J SG26091OS93K SG26091OS93L SG26091OS93M SG26091OS93N SG26091OS93O SG26091OS93P SG26091OS93Q
SG26091OS93R SG26091OS93S SG26091OS93T SG26091OS93U SG26091OS93V SG26091OS93W SG26091OS93X SG26091OS93Y SG26091OS93Z SG26091OS940 SG26091OS941 SG26091OS942 SG26091OS943 SG26091OS944 SG26091OS945 SG26091OS946 SG26091OS947 SG26091OS948
SG26091OS949 SG26091OS94A SG26091OS94B SG26091OS94C SG26091OS94D SG26091OS94E SG26091OS94F SG26091OS94G SG26091OS94H SG26091OS94I SG26091OS94J SG26091OS94K SG26091OS94L SG26091OS94M SG26091OS94N SG26091OS94O SG26091OS94P SG26091OS94Q
SG26091OS94R SG26091OS94S SG26091OS94T SG26091OS94U SG26091OS94V SG26091OS94W SG26091OS94X SG26091OS94Y SG26091OS94Z SG26091OS950 SG26091OS951 SG26091OS952 SG26091OS953 SG26091OS954 SG26091OS955 SG26091OS956 SG26091OS957 SG26091OS958
SG26091OS959 SG26091OS95A SG26091OS95B SG26091OS95C SG26091OS95D SG26091OS95E SG26091OS95F SG26091OS95G SG26091OS95H SG26091OS95I SG26091OS95J SG26091OS95K SG26091OS95L SG26091OS95M SG26091OS95N SG26091OS95O SG26091OS95P SG26091OS95Q
SG26091OS95R SG26091OS95S SG26091OS95T SG26091OS95U SG26091OS95V SG26091OS95W SG26091OS95X SG26091OS95Y SG26091OS95Z SG26091OS960 SG26091OS961 SG26091OS962 SG26091OS963 SG26091OS964 SG26091OS965 SG26091OS966 SG26091OS967 SG26091OS968
SG26091OS969 SG26091OS96A SG26091OS96B SG26091OS96C SG26091OS96D SG26091OS96E SG26091OS96F SG26091OS96G SG26091OS96H SG26091OS96I SG26091OS96J SG26091OS96K SG26091OS96L SG26091OS96M SG26091OS96N SG26091OS96O SG26091OS96P SG26091OS96Q
SG26091OS96R SG26091OS96S SG26091OS96T SG26091OS96U SG26091OS96V SG26091OS96W SG26091OS96X SG26091OS96Y SG26091OS96Z SG26091OS970 SG26091OS971 SG26091OS972 SG26091OS973 SG26091OS974 SG26091OS975 SG26091OS976 SG26091OS977 SG26091OS978
SG26091OS979 SG26091OS97A SG26091OS97B SG26091OS97C SG26091OS97D SG26091OS97E SG26091OS97F SG26091OS97G SG26091OS97H SG26091OS97I SG26091OS97J SG26091OS97K SG26091OS97L SG26091OS97M SG26091OS97N SG26091OS97O SG26091OS97P SG26091OS97Q
SG26091OS97R SG26091OS97S SG26091OS97T SG26091OS97U SG26091OS97V SG26091OS97W SG26091OS97X SG26091OS97Y SG26091OS97Z SG26091OS980 SG26091OS981 SG26091OS982 SG26091OS983 SG26091OS984 SG26091OS985 SG26091OS986 SG26091OS987 SG26091OS988
SG26091OS989 SG26091OS98A SG26091OS98B SG26091OS98C SG26091OS98D SG26091OS98E SG26091OS98F SG26091OS98G SG26091OS98H SG26091OS98I SG26091OS98J SG26091OS98K SG26091OS98L SG26091OS98M SG26091OS98N SG26091OS98O SG26091OS98P SG26091OS98Q
SG26091OS98R SG26091OS98S SG26091OS98T SG26091OS98U SG26091OS98V SG26091OS98W SG26091OS98X SG26091OS98Y SG26091OS98Z SG26091OS990 SG26091OS991 SG26091OS992 SG26091OS993 SG26091OS994 SG26091OS995 SG26091OS996 SG26091OS997 SG26091OS998
SG26091OS999 SG26091OS99A SG26091OS99B SG26091OS99C SG26091OS99D SG26091OS99E SG26091OS99F SG26091OS99G SG26091OS99H SG26091OS99I SG26091OS99J SG26091OS99K SG26091OS99L SG26091OS99M SG26091OS99N SG26091OS99O SG26091OS99P SG26091OS99Q
SG26091OS99R SG26091OS99S SG26091OS99T SG26091OS99U SG26091OS99V SG26091OS99W SG26091OS99X SG26091OS99Y SG26091OS99Z SG26091OS9A0 SG26091OS9A1 SG26091OS9A2 SG26091OS9A3 SG26091OS9A4 SG26091OS9A5 SG26091OS9A6 SG26091OS9A7 SG26091OS9A8
SG26091OS9A9 SG26091OS9AA SG26091OS9AB SG26091OS9AC SG26091OS9AD SG26091OS9AE SG26091OS9AF SG26091OS9AG SG26091OS9AH SG26091OS9AI SG26091OS9AJ SG26091OS9AK SG26091OS9AL SG26091OS9AM SG26091OS9AN SG26091OS9AO SG26091OS9AP SG26091OS9AQ
SG26091OS9AR SG26091OS9AS SG26091OS9AT SG26091OS9AU SG26091OS9AV SG26091OS9AW SG26091OS9AX SG26091OS9AY SG26091OS9AZ SG26091OS9B0 SG26091OS9B1 SG26091OS9B2 SG26091OS9B3 SG26091OS9B4 SG26091OS9B5 SG26091OS9B6 SG26091OS9B7 SG26091OS9B8
SG26091OS9B9 SG26091OS9BA SG26091OS9BB SG26091OS9BC SG26091OS9BD SG26091OS9BE SG26091OS9BF SG26091OS9BG SG26091OS9BH SG26091OS9BI SG26091OS9BJ SG26091OS9BK SG26091OS9BL SG26091OS9BM SG26091OS9BN SG26091OS9BO SG26091OS9BP SG26091OS9BQ
SG26091OS9BR SG26091OS9BS SG26091OS9BT SG26091OS9BU SG26091OS9BV SG26091OS9BW SG26091OS9BX SG26091OS9BY SG26091OS9BZ SG26091OS9C0 SG26091OS9C1 SG26091OS9C2 SG26091OS9C3 SG26091OS9C4 SG26091OS9C5 SG26091OS9C6 SG26091OS9C7 SG26091OS9C8
SG26091OS9C9 SG26091OS9CA SG26091OS9CB SG26091OS9CC SG26091OS9CD SG26091OS9CE SG26091OS9CF SG26091OS9CG SG26091OS9CH SG26091OS9CI SG26091OS9CJ SG26091OS9CK SG26091OS9CL SG26091OS9CM SG26091OS9CN SG26091OS9CO SG26091OS9CP SG26091OS9CQ
SG26091OS9CR SG26091OS9CS SG26091OS9CT SG26091OS9CU SG26091OS9CV SG26091OS9CW SG26091OS9CX SG26091OS9CY SG26091OS9CZ SG26091OS9D0 SG26091OS9D1 SG26091OS9D2 SG26091OS9D3 SG26091OS9D4 SG26091OS9D5 SG26091OS9D6 SG26091OS9D7 SG26091OS9D8
SG26091OS9D9 SG26091OS9DA SG26091OS9DB SG26091OS9DC SG26091OS9DD SG26091OS9DE SG26091OS9DF SG26091OS9DG SG26091OS9DH SG26091OS9DI SG26091OS9DJ SG26091OS9DK SG26091OS9DL SG26091OS9DM SG26091OS9DN SG26091OS9DO SG26091OS9DP SG26091OS9DQ
SG26091OS9DR SG26091OS9DS SG26091OS9DT SG26091OS9DU SG26091OS9DV SG26091OS9DW SG26091OS9DX SG26091OS9DY SG26091OS9DZ SG26091OS9E0 SG26091OS9E1 SG26091OS9E2 SG26091OS9E3 SG26091OS9E4 SG26091OS9E5 SG26091OS9E6 SG26091OS9E7 SG26091OS9E8
SG26091OS9E9 SG26091OS9EA SG26091OS9EB SG26091OS9EC SG26091OS9ED SG26091OS9EE SG26091OS9EF SG26091OS9EG SG26091OS9EH SG26091OS9EI SG26091OS9EJ SG26091OS9EK SG26091OS9EL SG26091OS9EM SG26091OS9EN SG26091OS9EO SG26091OS9EP SG26091OS9EQ
SG26091OS9ER SG26091OS9ES SG26091OS9ET SG26091OS9EU SG26091OS9EV SG26091OS9EW SG26091OS9EX SG26091OS9EY SG26091OS9EZ SG26091OS9F0 SG26091OS9F1 SG26091OS9F2 SG26091OS9F3 SG26091OS9F4 SG26091OS9F5 SG26091OS9F6 SG26091OS9F7 SG26091OS9F8
SG26091OS9F9 SG26091OS9FA SG26091OS9FB SG26091OS9FC SG26091OS9FD SG26091OS9FE SG26091OS9FF SG26091OS9FG SG26091OS9FH SG26091OS9FI SG26091OS9FJ SG26091OS9FK SG26091OS9FL SG26091OS9FM SG26091OS9FN SG26091OS9FO SG26091OS9FP SG26091OS9FQ
SG26091OS9FR SG26091OS9FS SG26091OS9FT SG26091OS9FU SG26091OS9FV SG26091OS9FW SG26091OS9FX SG26091OS9FY SG26091OS9FZ SG26091OS9G0 SG26091OS9G1 SG26091OS9G2 SG26091OS9G3 SG26091OS9G4 SG26091OS9G5 SG26091OS9G6 SG26091OS9G7 SG26091OS9G8
SG26091OS9G9 SG26091OS9GA SG26091OS9GB SG26091OS9GC SG26091OS9GD SG26091OS9GE SG26091OS9GF SG26091OS9GG SG26091OS9GH SG26091OS9GI SG26091OS9GJ SG26091OS9GK SG26091OS9GL SG26091OS9GM SG26091OS9GN SG26091OS9GO SG26091OS9GP SG26091OS9GQ
SG26091OS9GR SG26091OS9GS SG26091OS9GT SG26091OS9GU SG26091OS9GV SG26091OS9GW SG26091OS9GX SG26091OS9GY SG26091OS9GZ SG26091OS9H0 SG26091OS9H1 SG26091OS9H2 SG26091OS9H3 SG26091OS9H4 SG26091OS9H5 SG26091OS9H6 SG26091OS9H7 SG26091OS9H8
SG26091OS9H9 SG26091OS9HA SG26091OS9HB SG26091OS9HC SG26091OS9HD SG26091OS9HE SG26091OS9HF SG26091OS9HG SG26091OS9HH SG26091OS9HI SG26091OS9HJ SG26091OS9HK SG26091OS9HL SG26091OS9HM SG26091OS9HN SG26091OS9HO SG26091OS9HP SG26091OS9HQ
SG26091OS9HR SG26091OS9HS SG26091OS9HT SG26091OS9HU SG26091OS9HV SG26091OS9HW SG26091OS9HX SG26091OS9HY SG26091OS9HZ SG26091OS9I0 SG26091OS9I1 SG26091OS9I2 SG26091OS9I3 SG26091OS9I4 SG26091OS9I5 SG26091OS9I6 SG26091OS9I7 SG26091OS9I8
SG26091OS9I9 SG26091OS9IA SG26091OS9IB SG26091OS9IC SG26091OS9ID SG26091OS9IE SG26091OS9IF SG26091OS9IG SG26091OS9IH SG26091OS9II SG26091OS9IJ SG26091OS9IK SG26091OS9IL SG26091OS9IM SG26091OS9IN SG26091OS9IO SG26091OS9IP SG26091OS9IQ
SG26091OS9IR SG26091OS9IS SG26091OS9IT SG26091OS9IU SG26091OS9IV SG26091OS9IW SG26091OS9IX SG26091OS9IY SG26091OS9IZ SG26091OS9J0 SG26091OS9J1 SG26091OS9J2 SG26091OS9J3 SG26091OS9J4 SG26091OS9J5 SG26091OS9J6 SG26091OS9J7 SG26091OS9J8
SG26091OS9J9 SG26091OS9JA SG26091OS9JB SG26091OS9JC SG26091OS9JD SG26091OS9JE SG26091OS9JF SG26091OS9JG SG26091OS9JH SG26091OS9JI SG26091OS9JJ SG26091OS9JK SG26091OS9JL SG26091OS9JM SG26091OS9JN SG26091OS9JO SG26091OS9JP SG26091OS9JQ
SG26091OS9JR SG26091OS9JS SG26091OS9JT SG26091OS9JU SG26091OS9JV SG26091OS9JW SG26091OS9JX SG26091OS9JY SG26091OS9JZ SG26091OS9K0 SG26091OS9K1 SG26091OS9K2 SG26091OS9K3 SG26091OS9K4 SG26091OS9K5 SG26091OS9K6 SG26091OS9K7 SG26091OS9K8
SG26091OS9K9 SG26091OS9KA SG26091OS9KB SG26091OS9KC SG26091OS9KD SG26091OS9KE SG26091OS9KF SG26091OS9KG SG26091OS9KH SG26091OS9KI SG26091OS9KJ SG26091OS9KK SG26091OS9KL SG26091OS9KM SG26091OS9KN SG26091OS9KO SG26091OS9KP SG26091OS9KQ
SG26091OS9KR SG26091OS9KS SG26091OS9KT SG26091OS9KU SG26091OS9KV SG26091OS9KW SG26091OS9KX SG26091OS9KY SG26091OS9KZ SG26091OS9L0 SG26091OS9L1 SG26091OS9L2 SG26091OS9L3 SG26091OS9L4 SG26091OS9L5 SG26091OS9L6 SG26091OS9L7 SG26091OS9L8
SG26091OS9L9 SG26091OS9LA SG26091OS9LB SG26091OS9LC SG26091OS9LD SG26091OS9LE SG26091OS9LF SG26091OS9LG SG26091OS9LH SG26091OS9LI SG26091OS9LJ SG26091OS9LK SG26091OS9LL SG26091OS9LM SG26091OS9LN SG26091OS9LO SG26091OS9LP SG26091OS9LQ
SG26091OS9LR SG26091OS9LS SG26091OS9LT SG26091OS9LU SG26091OS9LV SG26091OS9LW SG26091OS9LX SG26091OS9LY SG26091OS9LZ SG26091OS9M0 SG26091OS9M1 SG26091OS9M2 SG26091OS9M3 SG26091OS9M4 SG26091OS9M5 SG26091OS9M6 SG26091OS9M7 SG26091OS9M8
SG26091OS9M9 SG26091OS9MA SG26091OS9MB SG26091OS9MC SG26091OS9MD SG26091OS9ME SG26091OS9MF SG26091OS9MG SG26091OS9MH SG26091OS9MI SG26091OS9MJ SG26091OS9MK SG26091OS9ML SG26091OS9MM SG26091OS9MN SG26091OS9MO SG26091OS9MP SG26091OS9MQ
SG26091OS9MR SG26091OS9MS SG26091OS9MT SG26091OS9MU SG26091OS9MV SG26091OS9MW SG26091OS9MX SG26091OS9MY SG26091OS9MZ SG26091OS9N0 SG26091OS9N1 SG26091OS9N2 SG26091OS9N3 SG26091OS9N4 SG26091OS9N5 SG26091OS9N6 SG26091OS9N7 SG26091OS9N8
SG26091OS9N9 SG26091OS9NA SG26091OS9NB SG26091OS9NC SG26091OS9ND SG26091OS9NE SG26091OS9NF SG26091OS9NG SG26091OS9NH SG26091OS9NI SG26091OS9NJ SG26091OS9NK SG26091OS9NL SG26091OS9NM SG26091OS9NN SG26091OS9NO SG26091OS9NP SG26091OS9NQ
SG26091OS9NR SG26091OS9NS SG26091OS9NT SG26091OS9NU SG26091OS9NV SG26091OS9NW SG26091OS9NX SG26091OS9NY SG26091OS9NZ SG26091OS9O0 SG26091OS9O1 SG26091OS9O2 SG26091OS9O3 SG26091OS9O4 SG26091OS9O5 SG26091OS9O6 SG26091OS9O7 SG26091OS9O8
SG26091OS9O9 SG26091OS9OA SG26091OS9OB SG26091OS9OC SG26091OS9OD SG26091OS9OE SG26091OS9OF SG26091OS9OG SG26091OS9OH SG26091OS9OI SG26091OS9OJ SG26091OS9OK SG26091OS9OL SG26091OS9OM SG26091OS9ON SG26091OS9OO SG26091OS9OP SG26091OS9OQ
SG26091OS9OR SG26091OS9OS SG26091OS9OT SG26091OS9OU SG26091OS9OV SG26091OS9OW SG26091OS9OX SG26091OS9OY SG26091OS9OZ SG26091OS9P0 SG26091OS9P1 SG26091OS9P2 SG26091OS9P3 SG26091OS9P4 SG26091OS9P5 SG26091OS9P6 SG26091OS9P7 SG26091OS9P8
SG26091OS9P9 SG26091OS9PA SG26091OS9PB SG26091OS9PC SG26091OS9PD SG26091OS9PE SG26091OS9PF SG26091OS9PG SG26091OS9PH SG26091OS9PI SG26091OS9PJ SG26091OS9PK SG26091OS9PL SG26091OS9PM SG26091OS9PN SG26091OS9PO SG26091OS9PP SG26091OS9PQ
SG26091OS9PR SG26091OS9PS SG26091OS9PT SG26091OS9PU SG26091OS9PV SG26091OS9PW SG26091OS9PX SG26091OS9PY SG26091OS9PZ SG26091OS9Q0 SG26091OS9Q1 SG26091OS9Q2 SG26091OS9Q3 SG26091OS9Q4 SG26091OS9Q5 SG26091OS9Q6 SG26091OS9Q7 SG26091OS9Q8
SG26091OS9Q9 SG26091OS9QA SG26091OS9QB SG26091OS9QC SG26091OS9QD SG26091OS9QE SG26091OS9QF SG26091OS9QG SG26091OS9QH SG26091OS9QI SG26091OS9QJ SG26091OS9QK SG26091OS9QL SG26091OS9QM SG26091OS9QN SG26091OS9QO SG26091OS9QP SG26091OS9QQ
SG26091OS9QR SG26091OS9QS SG26091OS9QT SG26091OS9QU SG26091OS9QV SG26091O

SG2609SXFL SG2609SXS6 SG2609SY6U SG2609SYBM SG2609SZEN SG2609SZM0 SG2609SZXR SG2609SZY0 SG2609T042 SG2609T0D6 SG2609T0T5 SG2609T131 SG2609T240 SG2609T46R SG2609T4VY SG2609T521 SG2609T52N SG2609T628 SG2609T69E SG2609T6Z0
SG2609T72X SG2609T865 SG2609T9CQ SG2609T9R6 SG2609TAFI SG2609TATE SG2609TB7Q SG2609TC5D SG2609TD3M SG2609TDA4 SG2609TE24 SG2609TE83 SG2609TEVJ SG2609TEV9 SG2609TFML SG2609TFWE SG2609TGED SG2609TG1F SG2609THB8 SG2609THF1
SG2609THTL SG2609TJ6J SG2609TJBH SG2609TJRK SG2609TJV8 SG2609TKID SG2609TKSX SG2609TM1V SG2609TMEQ SG2609TMI9 SG2609TNSD SG2609TNT6 SG2609TPG5 SG2609TPW0 SG2609TQU8 SG2609TR6M SG2609TRE6 SG2609TRHV SG2609TSD9
SG2609TSE2 SG2609TSS5 SG2609TTAD SG2609TTWL SG2609TU1R SG2609TUUW SG2609TW2O SG2609TWCJ SG2609TWIN SG2609TWOY SG2609TX86 SG2609TXDZ SG2609TXUD SG2609TYGP SG2609TZWW SG2609U071 SG2609U0ED SG2609U0OS
SG2609U0QN SG2609U25N SG2609U2ZG SG2609U4F3 SG2609U4PW SG2609U54P SG2609U5CE SG2609U61V SG2609U6W8 SG2609U7UU SG2609U7W4 SG2609U8PL SG2609U8Z0 SG2609U8ZD SG2609U9E6 SG2609U969 SG2609U9FH SG2609U9MK SG2609U9MR
SG2609U9X3 SG2609U9Z4 SG2609UA95 SG2609UAQP SG2609UB6L SG2609UBBR SG2609UBGF SG2609UC00 SG2609UC5Q SG2609UC88 SG2609UC9X SG2609UDR0 SG2609UDUA SG2609UERA SG2609UF47 SG2609UFTU SG2609UFZP SG2609UGBE SG2609UGF4
SG2609UGLE SG2609UHEH SG2609UI46 SG2609UI80 SG2609UIE8 SG2609UJE7 SG2609UJEP SG2609UJFT SG2609UJHC SG2609UJXL SG2609UKEL SG2609ULHK SG2609ULMEB SG2609ULMEY SG2609ULML SG2609ULMWG SG2609UN72 SG2609UO4Q
SG2609UO8F SG2609UOAV SG2609UOEV SG2609UP8F SG2609UPG5 SG2609UPPM SG2609UPU3 SG2609UQD0 SG2609UQU7 SG2609URY6 SG2609US25 SG2609USCD SG2609USM0 SG2609USRJ SG2609UTCU SG2609UTGU
SG2609UTHH SG2609UTJ0 SG2609UUMR SG2609UUXN SG2609UUDY SG2609UW05 SG2609UW3C SG2609UWV5 SG2609UX7M SG2609UZ8D SG2609UZAT SG2609UZSX SG2609V0F3 SG2609V0P8 SG2609V0Y4 SG2609V1IU SG2609V3JR
SG2609V4ZA SG2609V5HB SG2609V5WI SG2609V611 SG2609V64R SG2609V6C0 SG2609V72O SG2609V75D SG2609V7D9 SG2609V7DJ SG2609V8XY SG2609V8XF SG2609V98C SG2609V9A6P SG2609VA7S SG2609VAHC SG2609VAL3 SG2609VATB SG2609VBJA
SG2609VCB5 SG2609VCJZ SG2609VCPW SG2609VCQB SG2609VDZ1 SG2609VEJV SG2609VEP2 SG2609VGCW SG2609VJ6Q SG2609VJQX SG2609VK6Y SG2609VKUV SG2609VLER SG2609VLGL SG2609VMB3 SG2609VMHJ
SG2609VNJK SG2609VQ2K SG2609VQ4J SG2609VQBJ SG2609VQDR SG2609VRJI SG2609VRV1 SG2609VTHL SG2609VTJM SG2609VTRF SG2609VTS3 SG2609VTU6 SG2609VUFU SG2609VVW2 SG2609VW1F SG2609VW8E
SG2609VWED SG2609VX6E SG2609VY1S SG2609VY57 SG2609VYHL SG2609VYKC SG2609VYTM SG2609VZEC SG2609W0ZQ SG2609W0CT SG2609W0PI SG2609W0S4 SG2609W1RO SG2609W2IM SG2609W36D SG2609W3X8 SG2609W3Y1 SG2609W400
SG2609W41Y SG2609WEDM SG2609WGWO SG2609WGQB SG2609WJKE SG2609WLZE SG2609WM98 SG2609WMCG SG2609WMHJ SG2609WMMN SG2609WNCN SG2609WOJ5 SG2609WOPY SG2609WP4Y SG2609WQ0A SG2609WQAQ SG2609WQC8
SG2609WGC3 SG2609WH91 SG2609WI4P SG2609WICW SG2609WIL4 SG2609WIM5 SG2609WJ8N SG2609WJOE SG2609WK51 SG2609WKOG SG2609WL60 SG2609WM43 SG2609WM6E SG2609WMUF SG2609WN9G SG2609WN7K SG2609WO3Y SG2609WOAQ
SG2609WOXT SG2609WOY1 SG2609WP7A SG2609WPM4 SG2609WPRF SG2609WQ3U SG2609WQT3 SG2609WSQE SG2609WTA1 SG2609WTD1 SG2609WTVD SG2609WU22 SG2609WWRB SG2609WWO2 SG2609WWP1 SG2609WWR0 SG2609WWKC SG2609WWS5 SG2609WX8X
SG2609WX9Z SG2609WXLJ SG2609WXUG SG2609WXUV SG2609WXWF SG2609WY3R SG2609WY6J SG2609WYDL SG2609WYWG SG2609WZ1Y SG2609WZZV SG2609X0KN SG2609X1LF SG2609X1XX SG2609X2ZG SG2609X31Q SG2609X3H9 SG2609X3ZD SG2609X4O1
SG2609X56D SG2609X5J8 SG2609X655 SG2609X6PT SG2609X6YD SG2609X621 SG2609X7RO SG2609X7SY SG2609X8EQ SG2609X91E SG2609X9MJ SG2609X9RD SG2609XAGR SG2609XAI1 SG2609XAKD SG2609XAY7 SG2609XB2V SG2609XBCQ SG2609XBGE SG2609XBT7
SG2609XC7U SG2609XCVN SG2609XD19 SG2609XDFC SG2609XDG9 SG2609XDJ5 SG2609XDVJ SG2609XDWQ SG2609XE0S SG2609XE7B SG2609XEB0 SG2609XEE5 SG2609XEMQ SG2609XESR SG2609XEZQ SG2609XF3E SG2609XFTY SG2609XFV4 SG2609XG2E SG2609XG7V
SG2609XGHA SG2609XGLO SG2609XH1X SG2609XH43 SG2609XHK2 SG2609XIAR SG2609XISS SG2609XJ20 SG2609XJ5H SG2609XJN4 SG2609XJHY SG2609XJOZ SG2609XK3I SG2609XKWM SG2609XL4F SG2609XL60 SG2609XLB5
SG2609XLDZ SG2609XMGG SG2609XMK8 SG2609XMSQ SG2609XNN6Z SG2609XNNI SG2609XOOV SG2609XP29 SG2609XPE2Y SG2609XPED SG2609XPMI SG2609XPP8 SG2609XPX6 SG2609XQTV SG2609XR40 SG2609XRCJ SG2609XRTV SG2609XS9P0 SG2609XT9E SG2609XTZ2
SG2609XUA5 SG2609XVH0 SG2609XW51 SG2609XWFV SG2609XWH 8 SG2609XWK SG2609XWK8 SG2609XXE5 SG2609XXSU SG2609XYNQ SG2609XZ02 SG2609XZ30 SG2609XZBC SG2609XZVS SG2609Y1KF SG2609Y1NK SG2609Y1ZH SG2609Y28R SG2609Y4GX
SG2609Y4OC SG2609Y546 SG2609Y76M SG2609Y7KA SG2609Y7S3 SG2609Y82R SG2609Y86N SG2609Y92R SG2609Y99U SG2609Y9QX SG2609YA81 SG2609YAVB SG2609YBBV SG2609YBQE SG2609YC3X SG2609YCRG SG2609YCS3 SG2609YE89 SG2609YE8D SG2609YEXG
SG2609YFWY SG2609YG01 SG2609YG1I SG2609YG43 SG2609YGEV SG2609YGOZ SG2609YH37 SG2609YHGV SG2609YI4A SG2609YIJA SG2609YITF SG2609YIX8 SG2609YJG2 SG2609YJLP SG2609YK0E SG2609YKBA SG2609YLB4 SG2609YLHU
SG2609YLXG SG2609YLYN SG2609YLZ2 SG2609YNGB SG2609YNNB SG2609YOCY SG2609YOQX SG2609YPWP SG2609YQ3T SG2609YQ60 SG2609YQNS SG2609YRL7 SG2609YS08 SG2609YS30 SG2609YSLP SG2609YT88 SG2609YTCZ SG2609YUOM SG2609YV6X SG2609YVJA
SG2609YVU2 SG2609YVX0 SG2609YW4Y SG2609YWDV SG2609YWK4 SG2609YWN2 SG2609YWOY SG2609YXAY SG2609YXMJ SG2609YXUP SG2609YXUT SG2609YY6G SG2609YYBI SG2609YYKM SG2609YYMG SG2609YZ74 SG2609YZFH SG2609Z07J SG2609Z08S SG2609Z0IU
SG2609Z139 SG2609Z27Q SG2609Z2TJ SG2609Z2U5 SG2609Z50X SG2609Z5TS SG2609Z5U5 SG2609Z6LQ SG2609Z7GE SG2609Z7HT SG2609Z7QH SG2609Z80Y SG2609Z8RF SG2609Z94U SG2609Z9C7 SG2609Z90N SG2609Z9T2 SG2609ZADS SG2609ZARP
SG2609ZBH5 SG2609ZCKE SG2609ZCSJ SG2609ZDE1 SG2609ZDK2 SG2609ZDG5 SG2609ZD19 SG2609ZEDK SG2609ZF2P SG2609ZFOX SG2609ZFW1 SG2609ZG16 SG2609ZGLB SG2609ZGS2 SG2609ZH5Y SG2609ZH6D SG2609ZHFX SG2609ZHJ6 SG2609ZHJC SG2609ZHS6
SG2609ZI3Q SG2609ZICB SG2609ZIFR SG2609ZIRS SG2609ZJ9S SG2609ZJ9Y SG2609ZJIW SG2609ZJRS SG2609ZJW9 SG2609ZJXH SG2609ZK5I SG2609ZKAF SG2609ZKCX SG2609ZKK7 SG2609ZLNU SG2609ZLT8 SG2609ZM4F SG2609ZM61 SG2609ZMTB SG2609ZMAV
SG2609ZMWK SG2609ZNOR SG2609ZNOX SG2609ZNXD SG2609ZO3S SG2609ZO67 SG2609ZO7Y SG2609ZOVK SG2609ZP64 SG2609ZPEO SG2609ZPHZ SG2609ZPK4 SG2609ZQ3M SG2609ZQ0W SG2609ZRH7 SG2609ZRWE SG2609ZSJE SG2609ZSJV
SG2609ZU67 SG2609ZU8Q SG2609ZUUL SG2609ZV00 SG2609ZW18 SG2609ZXGL SG2609ZXFS SG2609ZY5H SG2609ZYWB SG2609ZYZF SG2609Z267 SG2609Z2DN SG2609Z2J2 SG2609Z2YS SG3109051

基本情報技術者試験に係るもの

FE26690906B FE26690906L FE26690906Q3 FE26690916C FE26690901F4 FE26690902JC FE26690902MM FE26690902WD FE26690902ZI FE26690903P1 FE26690903HE FE26690904MA FE26690904SN FE26690904WF FE26690905DW FE26690905Z6
FE26690906T FE26690906A FE26690906BR FE26690906LK FE26690906SA FE26690906YU FE26690907QW FE26690907Z3 FE26690908F9 FE26690908GPS FE26690908ZP FE26690909IC FE26690909MA FE26690909NC FE26690909WZ FE26690909Z7 FE26690910A37
FE26690910A9 FE26690910ALA FE26690910ALR FE26690910ATU FE26690910BJ FE26690910BSZ FE26690910BTQ FE26690910BUR FE26690910CGZ FE26690910CK2 FE26690910DPU FE26690910DU4 FE26690910E1Z FE26690910EAB FE26690910EOP FE26690910EV0
FE26690910F9D FE26690910FEB FE26690910FF5 FE26690910G5R FE26690910GNV FE26690910GWB FE26690910H38 FE26690910HHB FE26690910HWK FE26690910IAZ FE26690910IQP FE26690910IE3 FE26690910IU4 FE26690910IZY FE26690910J58 FE26690910JE1 FE26690910JUK FE26690910KN5 FE26690910KSN
FE26690911L15 FE26690911L5P FE26690911MAH FE26690911MX9 FE26690911NJ8 FE26690911NPR FE26690911O0O FE26690911OBO FE26690911OHQ FE26690911OK2 FE26690911PH FE26690911PQL FE26690911PW8 FE26690911QPJ FE26690911RB4 FE26690911RTO FE26690911WRY FE26690911WSA4
FE26690911WSD0 FE26690911SIF FE26690911SZE FE26690911T7Q FE26690911TGT FE26690911TWT FE26690911TWU FE26690911UD1 FE26690911UK2 FE26690911UP2 FE26690911UU9 FE26690911UUH FE26690911WRP FE26690911WV9 FE26690911WW0 FE26690911WWA FE26690911WXL
FE26690911X29 FE26690911XBQ FE26690911XGZ FE26690911XH6 FE26690911XPP FE26690911XV0 FE26690911XZI FE26690911Y7H FE26690911YA4 FE26690911YZG FE26690911ZDB FE26690911ZFO FE26690911ZTX FE26690911ZYQ FE26690911ZZ0 FE26690911OCS FE26690911OCT FE26690911ODN FE26690911OGK FE26690911OIN FE26690911O7W
FE26690911BA FE26690911FP FE26690911ZD7 FE26690911Z2G FE26690911ZKM FE26690911ZV0 FE26690911ZZ1 FE26690911ZZ2 FE26690911ZZ3 FE26690911ZZ4 FE26690911ZZ5 FE26690911ZZ6 FE26690911ZZ7 FE26690911ZZ8 FE26690911ZZ9 FE26690911ZZA FE26690911ZZB FE26690911ZZC FE26690911ZZD FE26690911ZZE FE26690911ZZF FE26690911ZZG FE26690911ZZH FE26690911ZZJ FE26690911ZZK FE26690911ZZL FE26690911ZZM FE26690911ZZN FE26690911ZZP FE26690911ZZQ FE26690911ZZR FE26690911ZZS FE26690911ZZT FE26690911ZZU FE26690911ZZV FE26690911ZZW FE26690911ZZX FE26690911ZZY FE26690911ZZZ FE26690911a00 FE26690911a01 FE26690911a02 FE26690911a03 FE26690911a04 FE26690911a05 FE26690911a06 FE26690911a07 FE26690911a08 FE26690911a09 FE26690911a0A FE26690911a0B FE26690911a0C FE26690911a0D FE26690911a0E FE26690911a0F FE26690911a0G FE26690911a0H FE26690911a0J FE26690911a0K FE26690911a0L FE26690911a0M FE26690911a0N FE26690911a0P FE26690911a0Q FE26690911a0R FE26690911a0S FE26690911a0T FE26690911a0U FE26690911a0V FE26690911a0W FE26690911a0X FE26690911a0Y FE26690911a0Z FE26690911a10 FE26690911a11 FE26690911a12 FE26690911a13 FE26690911a14 FE26690911a15 FE26690911a16 FE26690911a17 FE26690911a18 FE26690911a19 FE26690911a1A FE26690911a1B FE26690911a1C FE26690911a1D FE26690911a1E FE26690911a1F FE26690911a1G FE26690911a1H FE26690911a1J FE26690911a1K FE26690911a1L FE26690911a1M FE26690911a1N FE26690911a1P FE26690911a1Q FE26690911a1R FE26690911a1S FE26690911a1T FE26690911a1U FE26690911a1V FE26690911a1W FE26690911a1X FE26690911a1Y FE26690911a1Z FE26690911a20 FE26690911a21 FE26690911a22 FE26690911a23 FE26690911a24 FE26690911a25 FE26690911a26 FE26690911a27 FE26690911a28 FE26690911a29 FE26690911a2A FE26690911a2B FE26690911a2C FE26690911a2D FE26690911a2E FE26690911a2F FE26690911a2G FE26690911a2H FE26690911a2J FE26690911a2K FE26690911a2L FE26690911a2M FE26690911a2N FE26690911a2P FE26690911a2Q FE26690911a2R FE26690911a2S FE26690911a2T FE26690911a2U FE26690911a2V FE26690911a2W FE26690911a2X FE26690911a2Y FE26690911a2Z FE26690911a30 FE26690911a31 FE26690911a32 FE26690911a33 FE26690911a34 FE26690911a35 FE26690911a36 FE26690911a37 FE26690911a38 FE26690911a39 FE26690911a3A FE26690911a3B FE26690911a3C FE26690911a3D FE26690911a3E FE26690911a3F FE26690911a3G FE26690911a3H FE26690911a3J FE26690911a3K FE26690911a3L FE26690911a3M FE26690911a3N FE26690911a3P FE26690911a3Q FE26690911a3R FE26690911a3S FE26690911a3T FE26690911a3U FE26690911a3V FE26690911a3W FE26690911a3X FE26690911a3Y FE26690911a3Z FE26690911a40 FE26690911a41 FE26690911a42 FE26690911a43 FE26690911a44 FE26690911a45 FE26690911a46 FE26690911a47 FE26690911a48 FE26690911a49 FE26690911a4A FE26690911a4B FE26690911a4C FE26690911a4D FE26690911a4E FE26690911a4F FE26690911a4G FE26690911a4H FE26690911a4J FE26690911a4K FE26690911a4L FE26690911a4M FE26690911a4N FE26690911a4P FE26690911a4Q FE26690911a4R FE26690911a4S FE26690911a4T FE26690911a4U FE26690911a4V FE26690911a4W FE26690911a4X FE26690911a4Y FE26690911a4Z FE26690911a50 FE26690911a51 FE26690911a52 FE26690911a53 FE26690911a54 FE26690911a55 FE26690911a56 FE26690911a57 FE26690911a58 FE26690911a59 FE26690911a5A FE26690911a5B FE26690911a5C FE26690911a5D FE26690911a5E FE26690911a5F FE26690911a5G FE26690911a5H FE26690911a5J FE26690911a5K FE26690911a5L FE26690911a5M FE26690911a5N FE26690911a5P FE26690911a5Q FE26690911a5R FE26690911a5S FE26690911a5T FE26690911a5U FE26690911a5V FE26690911a5W FE26690911a5X FE26690911a5Y FE26690911a5Z FE26690911a60 FE26690911a61 FE26690911a62 FE26690911a63 FE26690911a64 FE26690911a65 FE26690911a66 FE26690911a67 FE26690911a68 FE26690911a69 FE26690911a6A FE26690911a6B FE26690911a6C FE26690911a6D FE26690911a6E FE26690911a6F FE26690911a6G FE26690911a6H FE26690911a6J FE26690911a6K FE26690911a6L FE26690911a6M FE26690911a6N FE26690911a6P FE26690911a6Q FE26690911a6R FE26690911a6S FE26690911a6T FE26690911a6U FE26690911a6V FE26690911a6W FE26690911a6X FE26690911a6Y FE26690911a6Z FE26690911a70 FE26690911a71 FE26690911a72 FE26690911a73 FE26690911a74 FE26690911a75 FE26690911a76 FE26690911a77 FE26690911a78 FE26690911a79 FE26690911a7A FE26690911a7B FE26690911a7C FE26690911a7D FE26690911a7E FE26690911a7F FE26690911a7G FE26690911a7H FE26690911a7J FE26690911a7K FE26690911a7L FE26690911a7M FE26690911a7N FE26690911a7P FE26690911a7Q FE26690911a7R FE26690911a7S FE26690911a7T FE26690911a7U FE26690911a7V FE26690911a7W FE26690911a7X FE26690911a7Y FE26690911a7Z FE26690911a80 FE26690911a81 FE26690911a82 FE26690911a83 FE26690911a84 FE26690911a85 FE26690911a86 FE26690911a87 FE26690911a88 FE26690911a89 FE26690911a8A FE26690911a8B FE26690911a8C FE26690911a8D FE26690911a8E FE26690911a8F FE26690911a8G FE26690911a8H FE26690911a8J FE26690911a8K FE26690911a8L FE26690911a8M FE26690911a8N FE26690911a8P FE26690911a8Q FE26690911a8R FE26690911a8S FE26690911a8T FE26690911a8U FE26690911a8V FE26690911a8W FE26690911a8X FE26690911a8Y FE26690911a8Z FE26690911a90 FE26690911a91 FE26690911a92 FE26690911a93 FE26690911a94 FE26690911a95 FE26690911a96 FE26690911a97 FE26690911a98 FE26690911a99 FE26690911a9A FE26690911a9B FE26690911a9C FE26690911a9D FE26690911a9E FE26690911a9F FE26690911a9G FE26690911a9H FE26690911a9J FE26690911a9K FE26690911a9L FE26690911a9M FE26690911a9N FE26690911a9P FE26690911a9Q FE26690911a9R FE26690911a9S FE26690911a9T FE26690911a9U FE26690911a9V FE26690911a9W FE26690911a9X FE26690911a9Y FE26690911a9Z FE26690911aA0 FE26690911aA1 FE26690911aA2 FE26690911aA3 FE26690911aA4 FE26690911aA5 FE26690911aA6 FE26690911aA7 FE26690911aA8 FE26690911aA9 FE26690911aAA FE26690911aAB FE26690911aAC FE26690911aAD FE26690911aAE FE26690911aAF FE26690911aAG FE26690911aAH FE26690911aAJ FE26690911aAK FE26690911aAL FE26690911aAM FE26690911aAN FE26690911aAP FE26690911aAQ FE26690911aAR FE26690911aAS FE26690911aAT FE26690911aAU FE26690911aAV FE26690911aAW FE26690911aAX FE26690911aAY FE26690911aAZ FE26690911aB0 FE26690911aB1 FE26690911aB2 FE26690911aB3 FE26690911aB4 FE26690911aB5 FE26690911aB6 FE26690911aB7 FE26690911aB8 FE26690911aB9 FE26690911aBA FE26690911aBB FE26690911aBC FE26690911aBD FE26690911aBE FE26690911aBF FE26690911aBG FE26690911aBH FE26690911aBJ FE26690911aBK FE26690911aBL FE26690911aBM FE26690911aBN FE26690911aBP FE26690911aBQ FE26690911aBR FE26690911aBS FE26690911aBT FE26690911aBU FE26690911aBV FE26690911aBW FE26690911aBX FE26690911aBY FE26690911aBZ FE26690911aC0 FE26690911aC1 FE26690911aC2 FE26690911aC3 FE26690911aC4 FE26690911aC5 FE26690911aC6 FE26690911aC7 FE26690911aC8 FE26690911aC9 FE26690911aCA FE26690911aCB FE26690911aCC FE26690911aCD FE26690911aCE FE26690911aCF FE26690911aCG FE26690911aCH FE26690911aCJ FE26690911aCK FE26690911aCL FE26690911aCM FE26690911aCN FE26690911aCP FE26690911aCQ FE26690911aCR FE26690911aCS FE26690911aCT FE26690911aCU FE26690911aCV FE26690911aCW FE26690911aCX FE26690911aCY FE26690911aCZ FE26690911aD0 FE26690911aD1 FE26690911aD2 FE26690911aD3 FE26690911aD4 FE26690911aD5 FE26690911aD6 FE26690911aD7 FE26690911aD8 FE26690911aD9 FE26690911aDA FE26690911aDB FE26690911aDC FE26690911aDD FE26690911aDE FE26690911aDF FE26690911aDG FE26690911aDH FE26690911aDJ FE26690911aDK FE26690911aDL FE26690911aDM FE26690911aDN FE26690911aDP FE26690911aDQ FE26690911aDR FE26690911aDS FE26690911aDT FE26690911aDU FE26690911aDV FE26690911aDW FE26690911aDX FE26690911aDY FE26690911aDZ FE26690911aE0 FE26690911aE1 FE26690911aE2 FE26690911aE3 FE26690911aE4 FE26690911aE5 FE26690911aE6 FE26690911aE7 FE26690911aE8 FE26690911aE9 FE26690911aEA FE26690911aEB FE26690911aEC FE26690911aED FE26690911aEE FE26690911aEF FE26690911aEG FE26690911aEH FE26690911aEJ FE26690911aEK FE26690911aEL FE26690911aEM FE26690911aEN FE26690911aEP FE26690911aEQ FE26690911aER FE26690911aES FE26690911aET FE26690911aEU FE26690911aEV FE26690911aEW FE26690911aEX FE26690911aEY FE26690911aEZ FE26690911aF0 FE26690911aF1 FE26690911aF2 FE26690911aF3 FE26690911aF4 FE26690911aF5 FE26690911aF6 FE26690911aF7 FE26690911aF8 FE26690911aF9 FE26690911aFA FE26690911aFB FE26690911aFC FE26690911aFD FE26690911aFE FE26690911aFF FE26690911aFG FE26690911aFH FE26690911aFJ FE26690911aFK FE26690911aFL FE26690911aFM FE26690911aFN FE26690911aFP FE26690911aFQ FE26690911aFR FE26690911aFS FE26690911aFT FE26690911aFU FE26690911aFV FE26690911aFW FE26690911aFX FE26690911aFY FE26690911aFZ FE26690911aG0 FE26690911aG1 FE26690911aG2 FE26690911aG3 FE26690911aG4 FE26690911aG5 FE26690911aG6 FE26690911aG7 FE26690911aG8 FE26690911aG9 FE26690911aGA FE26690911aGB FE26690911aGC FE26690911aGD FE26690911aGE FE26690911aGF FE26690911aGG FE26690911aGH FE26690911aGJ FE26690911aGK FE26690911aGL FE26690911aGM FE26690911aGN FE26690911aGP FE26690911aGQ FE26690911aGR FE26690911aGS FE26690911aGT FE26690911aGU FE26690911aGV FE26690911aGW FE26690911aGX FE26690911aGY FE26690911aGZ FE26690911aH0 FE26690911aH1 FE26690911aH2 FE26690911aH3 FE26690911aH4 FE26690911aH5 FE26690911aH6 FE26690911aH7 FE26690911aH8 FE26690911aH9 FE26690911aHA FE26690911aHB FE26690911aHC FE26690911aHD FE26690911aHE FE26690911aHF FE26690911aHG FE26690911aHH FE26690911aHJ FE26690911aHK FE26690911aHL FE26690911aHM FE26690911aHN FE26690911aHP FE26690911aHQ FE26690911aHR FE26690911aHS FE26690911aHT FE26690911aHU FE26690911aHV FE26690911aHW FE26690911aHX FE26690911aHY FE26690911aHZ FE26690911aJ0 FE26690911aJ1 FE26690911aJ2 FE26690911aJ3 FE26690911aJ4 FE26690911aJ5 FE26690911aJ6 FE26690911aJ7 FE26690911aJ8 FE26690911aJ9 FE26690911aJA FE26690911aJB FE26690911aJC FE26690911aJD FE26690911aJE FE26690911aJF FE26690911aJG FE26690911aJH FE26690911aJJ FE26690911aJK FE26690911aJL FE26690911aJM FE26690911aJN FE26690911aJP FE26690911aJQ FE26690911aJR FE26690911aJS FE26690911aJT FE26690911aJU FE26690911aJV FE26690911aJW FE26690911aJX FE26690911aJY FE26690911aJZ FE26690911aK0 FE26690911aK1 FE26690911aK2 FE26690911aK3 FE26690911aK4 FE26690911aK5 FE26690911aK6 FE26690911aK7 FE26690911aK8 FE26690911aK9 FE26690911aKA FE26690911aKB FE26690911aKC FE26690911aKD FE26690911aKE FE26690911aKF FE26690911aKG FE26690911aKH FE26690911aKJ FE26690911aKK FE26690911aKL FE26690911aKM FE26690911aKN FE26690911aKP FE26690911aKQ FE26690911aKR FE26690911aKS FE26690911aKT FE26690911aKU FE26690911aKV FE26690911aKW FE26690911aKX FE26690911aKY FE26690911aKZ FE26690911aL0 FE26690911aL1 FE26690911aL2 FE26690911aL3 FE26690911aL4 FE26690911aL5 FE26690911aL6 FE26690911aL7 FE26690911aL8 FE26690911aL9 FE26690911aLA FE26690911aLB FE26690911aLC FE26690911aLD FE26690911aLE FE26690911aLF FE26690911aLG FE26690911aLH FE26690911aLJ FE26690911aLK FE26690911aLL FE26690911aLM FE26690911aLN FE26690911aLP FE26690911aLQ FE26690911aLR FE26690911aLS FE26690911aLT FE26690911aLU FE26690911aLV FE26690911aLW FE26690911aLX FE26690911aLY FE26690911aLZ FE26690911aM0 FE26690911aM1 FE26690911aM2 FE26690911aM3 FE26690911aM4 FE26690911aM5 FE26690911aM6 FE26690911aM7 FE26690911aM8 FE26690911aM9 FE26690911aMA FE26690911aMB FE26690911aMC FE26690911aMD FE26690911aME FE26690911aMF FE26690911aMG FE26690911aMH FE26690911aMJ FE26690911aMK FE26690911aML FE26690911aMM FE26690911aMN FE26690911aMP FE26690911aMQ FE26690911aMR FE26690911aMS FE26690911aMT FE26690911aMU FE26690911aMV FE26690911aMW FE26690911aMX FE26690911aMY FE26690911aMZ FE26690911aN0 FE26690911aN1 FE26690911aN2 FE26690911aN3 FE26690911aN4 FE26690911aN5 FE26690911aN6 FE26690911aN7 FE26690911aN8 FE26690911aN9 FE26690911aNA FE26690911aNB FE26690911aNC FE26690911aND FE26690911aNE FE26690911aNF FE26690911aNG FE26690911aNH FE26690911aNJ FE26690911aNK FE26690911aNL FE26690911aNM FE26690911aNN FE26690911aNP FE26690911aNQ FE26690911aNR FE26690911aNS FE26690911aNT FE26690911aNU FE26690911aNV FE26690911aNW FE26690911aNX FE26690911aNY FE26690911aNZ FE26690911aP0 FE26690911aP1 FE26690911aP2 FE26690911aP3 FE26690911aP4 FE26690911aP5 FE26690911aP6 FE26690911aP7 FE26690911aP8 FE26690911aP9 FE26690911aPA FE26690911aPB FE26690911aPC FE26690911aPD FE26690911aPE FE26690911aPF FE26690911aPG FE26690911aPH FE26690911aPJ FE26690911aPK FE26690911aPL FE26690911aPM FE26690911aPN FE26690911aPP FE26690911aPQ FE26690911aPR FE26690911aPS FE26690911aPT FE26690911aPU FE26690911aPV FE26690911aPW FE26690911aPX FE26690911aPY FE26690911aPZ FE26690911aQ0 FE26690911aQ1 FE26690911aQ2 FE26690911aQ3 FE26690911aQ4 FE26690911aQ5 FE26690911aQ6 FE26690911aQ7 FE26690911aQ8 FE26690911aQ9 FE26690911aQA FE26690911aQB FE26690911aQC FE26690911aQD FE26690911aQE FE26690911aQF FE26690911aQG FE26690911aQH FE26690911aQJ FE26690911aQK FE26690911aQL FE26690911aQM FE26690911aQN FE26690911aQP FE26690911aQQ FE26690911aQR FE26690911aQS FE26690911aQT FE26690911aQU FE26690911aQV FE26690911aQW FE26690911aQX FE26690911aQY FE26690911aQZ FE26690911aR0 FE26690911aR1 FE26690911aR2 FE26690911aR3 FE26690911aR4 FE26690911aR5 FE26690911aR6 FE26690911aR7 FE26690911aR8 FE26690911aR9 FE26690911aRA FE26690911aRB FE26690911aRC FE26690911aRD FE26690911aRE FE26690911aRF FE26690911aRG FE26690911aRH FE26690911aRJ FE26690911aRK FE26690911aRL FE26690911aRM FE26690911aRN FE26690911aRP FE26690911aRQ FE26690911aRR FE26690911aRS FE26690911aRT FE26690911aRU FE26690911aRV FE26690911aRW FE26690911aRX FE26690911aRY FE26690911aRZ FE26690911aS0 FE26690911aS1 FE26690911aS2 FE26690911aS3 FE26690911aS4 FE26690911aS5 FE26690911aS6 FE26690911aS7 FE26690911aS8 FE26690911aS9 FE26690911aSA FE26690911aSB FE26690911aSC FE26690911aSD FE26690911aSE FE26690911aSF FE26690911aSG FE26690911aSH FE26690911aSJ FE26690911aSK FE26690911aSL FE26690911aSM FE26690911aSN FE26690911aSP FE26690911aSQ FE26690911aSR FE26690911aSS FE26690911aST FE26690911aSU FE26690911aSV FE26690911aSW FE26690911aSX FE26690911aSY FE26690911aSZ FE26690911aT0 FE26690911aT1 FE26690911aT2 FE26690911aT3 FE26690911aT4 FE26690911aT5 FE26690911aT6 FE26690911aT7 FE26690911aT8 FE26690911aT9 FE26690911aTA FE26690911aTB FE26690911aTC FE26690911aTD FE26690911aTE FE26690911aTF FE26690911aTG FE26690911aTH FE26690911aTJ FE26690911aTK FE26690911aTL FE26690911aTM FE26690911aTN FE26690911aTP FE26690911aTQ FE26690911aTR FE26690911aTS FE26690911aTT FE26690911aTU FE26690911aTV FE26690911aTW FE26690911aTX FE26690911aTY FE26690911aTZ FE26690911aU0 FE26690911aU1 FE26690911aU2 FE26690911aU3 FE26690911aU4 FE26690911aU5 FE26690911aU6 FE26690911aU7 FE26690911aU8 FE26690911aU9 FE26690911aUA FE26690911aUB FE26690911aUC FE26690911aUD FE26690911aUE FE26690911aUF FE26690911aUG FE26690911aUH FE26690911aUJ FE26690911aUK FE26690911aUL FE26690911aUM FE26690911aUN FE26690911aUP FE26690911aUQ FE26690911aUR FE26690911aUS FE26690911aUT FE26690911aUU FE26690911aUV FE26690911aUW FE26690911aUX FE26690911aUY FE26690911aUZ FE26690911aV0 FE26690911aV1 FE26690911aV2 FE26690911aV3 FE26690911aV4 FE26690911aV5 FE26690911aV6 FE26690911aV7 FE26690911aV8 FE26690911aV9 FE26690911aVA FE26690911aVB FE26690911aVC FE26690911aVD FE26690911aVE FE26690911aVF FE26690911aVG FE26690911aVH FE26690911aVJ FE26690911aVK FE26690911aVL FE26690911aVM FE26690911aVN FE26690911aVP FE26690911aVQ FE26690911aVR FE26690911aVS FE26690911aVT FE26690911aVU FE26690911aVV FE26690911aVW FE26690911aVX FE26690911aVY FE26690911aVZ FE26690911aW0 FE26690911aW1 FE26690911aW2 FE26690911aW3 FE26690911aW4 FE26690911aW5 FE26690911aW6 FE26690911aW7 FE26690911aW8 FE26690911aW9 FE26690911aWA FE26690911aWB FE26690911aWC FE26690911aWD FE26690911aWE FE26690911aWF FE26690911aWG FE26690911aWH FE26690911aWJ FE26690911aWK FE26690911aWL FE26690911aWM FE26690911aWN FE26690911aWP FE26690911aWQ FE26690911aWR FE26690911aWS FE26690911aWT FE26690911aWU FE26690911aWV FE26690911aWW FE26690911aWX FE26690911aWY FE26690911aWZ FE26690911aX0 FE26690911aX1 FE26690911aX2 FE26690911aX3 FE26690911aX4 FE26690911aX5 FE26690911aX6 FE26690911aX7 FE26690911aX8 FE26690911aX9 FE26690911aXA FE26690911aXB FE26690911aXC FE26690911aXD FE26690911aXE FE26690911aXF FE26690911aXG FE26690911aXH FE26690911aXJ FE26690911aXK FE26690911aXL FE26690911aXM FE26690911aXN FE26690911aXP FE26690911aXQ FE26690911aXR FE26690911aXS FE26690911aXT FE26690911aXU FE26690911aXV FE26690911aXW FE26690911aXX FE26690911aXY FE26690911aXZ FE26690911aY0 FE26690911aY1 FE26690911aY2 FE26690911aY3 FE26690911aY4 FE26690911aY5 FE26690911aY6 FE26690911aY7 FE26690911aY8 FE26690911aY9 FE26690911aYA FE26690911aYB FE26690911aYC FE26690911aYD FE26690911aYE FE26690911aYF FE26690911aYG FE26690911aYH FE26690911aYJ FE26690911aYK FE26690911aYL FE26690911aYM FE26690911aYN FE26690911aYP FE26690911aYQ FE26690911aYR FE26690911aYS FE26690911aYT FE26690911aYU FE26690911aYV FE26690911aYW FE26690911aYX FE26690911aYY FE26690911aYZ FE26690911aZ0 FE26690911aZ1 FE26690911aZ2 FE26690911aZ3 FE26690911aZ4 FE26690911aZ5 FE26690911aZ6 FE26690911aZ7 FE26690911aZ8 FE26690911aZ9 FE26690911aZA FE26690911aZB FE26690911aZC FE26690911aZD FE26690911aZE FE26690911aZF FE26690911aZG FE26690911aZH FE26690911aZJ FE26690911aZK FE26690911aZL FE26690911aZM FE26690911aZN FE26690911aZP FE26690911aZQ FE26690911aZR FE26690911aZS FE26690911aZT FE26690911aZU FE26690911aZV FE26690911aZW FE26690911aZX FE26690911aZY FE26690911aZZ FE26690911b00 FE26690911b01 FE26690911b02 FE26690911b03 FE26690911b04 FE26690911b05 FE26690911b06 FE26690911b07 FE26690911b08 FE26690911b09 FE26690911b0A FE26690911b0B FE26690911b0C FE26690911b0D FE26690911b0E FE26690911b0F FE26690911b0G FE26690911b0H FE26690911b0J FE26690911b0K FE26690911b0L FE26690911b0M FE26690911b0N FE26690911b0P FE26690911b0Q FE26690911b0R FE26690911b0S FE26690911b0T FE26690911b0U FE26690911b0V FE26690911b0W FE26690911b0X FE26690911b0Y FE26690911b0Z FE26690911b10 FE26690911b11 FE26690911b12 FE26690911b13 FE26690911b14 FE26690911b15 FE26690911b16 FE26690911b17 FE26690911b18 FE26690911b19 FE26690911b1A FE26690911b1B FE26690911b1C FE26690911b1D FE26690911b1E FE26690911b1F FE26690911b1G FE26690911b1H FE26690911b1J FE26690911b1K FE26690911b1L FE26690911b1M FE26690911b1N FE26690911b1P FE26690911b1Q FE26690911b1R FE26690911b1S FE26690911b1T FE26690911b1U FE26690911b1V FE26690911b1W FE26690911b1X FE26690911b1Y FE26690911b1Z FE26690911b20 FE26690911b21 FE26690911b22 FE26690911b23 FE26690911b24 FE26690911b25 FE26690911b26 FE26690911b27 FE26690911b28 FE26690911b29 FE26690911b2A FE26690911b2B FE26690911b2C FE26690911b2D FE26690911b2E FE26690911b2F FE26690911b2G FE26690911b2H FE26690911b2J FE26690911b2K FE26690911b2L FE26690911b2M FE26690911b2N FE26690911b2P FE26690911b2Q FE26690911b2R FE26690911b2S FE26690911b2T FE26690911b2U FE26690911b2V FE26690911b2W FE26690911b2X FE26690911b2Y FE26690911b2Z FE26690911b30 FE26690911b31 FE26690911b32 FE26690911b33 FE26690911b34 FE26690911b35 FE26690911b36 FE26690911b37 FE26690911b38 FE26690911b39 FE26690911b3A FE26690911b3B FE26690911b3C FE26690911b3D FE26690911b3E FE26690911b3F FE26690911b3G FE26690911b3H FE26690911b3J FE26690911b3K FE26690911b3L FE26690911b3M FE26690911b3N FE26690911b3P FE26690911b3Q FE26690911b3R FE26690911b3S FE26690911b3T FE26690911b3U FE26690911b3V FE26690911b3W FE26690911b3X FE26690911b3Y FE26690911b3Z FE26690911b40 FE26690911b41 FE26690911b42 FE26690911b43 FE26690911b44 FE26690911b45 FE26690911b46 FE26690911b47 FE26690911b48 FE26690911b49 FE26690911b4A FE26690911b4B FE26690911b4C FE26690911b4D FE26690911b4E FE26690911b4F FE26690911b4G FE26690911b4H FE26690911b4J FE26690911b4K FE26690911b4L FE26690911b4M FE26690911b4N FE26690911b4P FE26690911b4Q FE26690911b4R FE26690911b4S FE26690911b4T FE26690911b4U FE26690911b4V FE26690911b4W FE26690911b4X FE26690911b4Y FE26690911b4Z FE26690911b50 FE26690911b51 FE26690911b52 FE26690911b53 FE26690911b54 FE26690911b55 FE26690911b56 FE26690911b57 FE26690911b58 FE26690911b59 FE26690911b5A FE26690911b5B FE26690911b5C FE26690911b5D FE26690911b5E FE26690911b5F FE26690911b5G FE26690911b5H FE26690911b5J FE26690911b5K FE26690911b5L FE26690911b5M FE26690911b5N FE26690911b5P FE26690911b5Q FE26690911b5R FE26690911b5S FE26690911b5T FE26690911b5U FE26690911b5V FE26690911b5W FE26690911b5X FE26690911b5Y FE26690911b5Z FE26690911b60 FE26690911b61 FE26690911b62 FE26690911b63 FE26690911b64 FE26690911b65 FE26690911b66 FE26690911b67 FE26690911b68 FE26690911b69 FE26690911b6A FE26690911b6B FE26690911b6C FE26690911b6D FE26690911b6E FE26690911b6F FE26690911b6G FE26690911b6H FE26690911b6J FE26690911b6K FE26690911b6L FE26690911b6M FE26690911b6N FE26690911b6P FE26690911b6Q FE26690911b6R FE26690911b6S FE26690911b6T FE26690911b6U FE26690911b6V FE26690911b6W FE26690911b6X FE26690911b6Y FE26690911b6Z FE26690911b70 FE26690911b71 FE26690911b72 FE26690911b73 FE26690911b74 FE26690911b75 FE26690911b76 FE26690911b77 FE26690911b78 FE26690911b79 FE26690911b7A FE26690911b7B FE26690911b7C FE26690911b7D FE26690911b7E FE26690911b7F FE26690911b7G FE26690911b7H FE26690911b7J FE26690911b7K FE26690911b7L FE26690911b7M FE26690911b7N FE26690911b7P FE26690911b7Q FE26690911b7R FE26690911b7S FE26690911b7T FE26690911b7U FE26690911b7V FE26690911b7W FE26690911b7X FE26690911b7Y FE26690911b7Z FE26690911b80 FE26690911b81 FE26690911b82 FE26690911b83 FE26690911b84 FE26690911b85 FE26690911b86 FE26690911b87 FE26690911b88 FE26690911b89 FE26690911b8A FE26690911b8B FE26690911b8C FE26690911b8D FE26690911b8E FE26690911b8F FE26690911b8G FE26690911b8H FE26690911b8J FE26690911b8K FE26690911b8L FE26690911b8M FE26690911b8N FE26690911b8P FE26690911b8Q FE26690911b8R FE26690911b8S FE26690911b8T FE26690911b8U FE26690911b8V FE26690911b8W FE26690911b8X FE26690911b8Y FE26690911b8Z FE26690911b90 FE26690911b91 FE26690911b92 FE26690911b93 FE26690911b94 FE26690911b95 FE26690911b96 FE26690911b97 FE26690911b98 FE26690911b99 FE26690911b9A FE26690911b9B FE26690911b9C FE26690911b9D FE26690911b9E FE26690911b9F FE26690911b9G FE26690911b9H FE26690911b9J FE26690911b9K FE26690911b9L FE26690911b9M FE26690911b9N FE26690911b9P FE26690911b9Q FE26690911b9R FE26690911b9S FE26690911b9T FE26690911b9U FE26690911b9V FE26690911b9W FE26690911b9X FE26690911b9Y FE26690911b9Z FE26690911bA0 FE26690911bA1 FE26690911bA2 FE26690911bA3 FE26690911bA4 FE26690911bA5 FE26690911bA6 FE26690911bA7 FE26690911bA8 FE26690911bA9 FE26690911bAA FE26690911bAB FE26690911bAC FE26690911bAD FE26690911bAE FE26690911bAF FE26690911bAG FE26690911bAH FE26690911bAJ FE26690911bAK FE26690911bAL FE26690911bAM FE26690911bAN FE26690911bAP FE26690911bAQ FE26690911bAR FE26690911bAS FE26690911bAT FE26690911bAU FE26690911bAV FE26690911bAW FE26690911bAX FE26690911bAY FE26690911bAZ FE26690911bB0 FE26690911bB1 FE26690911bB2 FE26690911bB3 FE26690911bB4 FE26690911bB5 FE26690911bB6 FE26690911bB7 FE26690911bB8 FE26690911bB9 FE26690911bBA FE26690911bBB FE26690911bBC FE26690911bBD FE26690911bBE FE26690911bBF FE26690911bBG FE26690911bBH FE26690911bBJ FE26690911bBK FE26690911bBL FE26690911bBM FE26690911bBN FE26690911bBP FE26690911bBQ FE26690911bBR FE26690911bBS FE26690911bBT FE26690911bBU FE26690911bBV FE26690911bBW FE26690911bBX FE26690911bBY FE26690911bBZ FE26690911bC0 FE26690911bC1 FE26690911bC2 FE26690911bC3 FE26690911bC4 FE26690911bC5 FE26690911bC6 FE26690911bC7 FE26690911bC8 FE26690911bC9 FE26690911bCA FE26690911bCB FE26690911bCC FE26690911bCD FE26690911bCE FE26690911bCF FE26690911bCG FE26690911bCH FE26690911bCJ FE26690911bCK FE26690911bCL FE26690911bCM FE26690911bCN FE26690911bCP FE26690911bCQ FE26690911bCR FE26690911bCS FE26690911bCT FE26690911bCU FE26690911bCV FE26690911bCW FE26690911bCX FE26690911bCY FE26690911bCZ FE26690911bD0 FE26690911bD1 FE26690911bD2 FE26690911bD3 FE26690911bD4 FE26690911bD5 FE26690911bD6 FE26690911bD7 FE26690911bD8 FE26690911bD9 FE26690911bDA FE26690911bDB FE26690911bDC FE26690911bDD FE26690911bDE FE26690911bDF FE26690911bDG FE26690911bDH FE26690911bDJ FE26690911bDK FE26690911bDL FE26690911bDM FE26690911bDN FE26690911bDP FE26690911bDQ FE26690911bDR FE26690911bDS FE26690911bDT FE26690911bDU FE26690911bDV FE26690911bDW FE26690911bDX FE26690911bDY FE26690911bDZ FE26690911bE0 FE26690911bE1 FE26690911bE2 FE26690911bE3 FE26690911bE4 FE26690911bE5 FE26690911bE6 FE26690911bE7 FE26690911bE8 FE26690911bE9 FE26690911bEA FE26690911bEB FE26690911bEC FE26690911bED FE26690911bEE FE26690911bEF FE26690911bEG FE26690911bEH FE26690911bEJ FE26690911bEK FE26690911bEL FE26690911bEM FE26690911bEN FE26690911bEP FE26690911bEQ FE26690911bER FE26690911bES FE26690911bET FE26690911bEU FE26690911bEV FE26690911bEW FE26690911bEX FE26690911bEY FE26690911bEZ FE26690911bF0 FE26690911bF1 FE26690911bF2 FE26690911bF3 FE26690911bF4 FE26690911bF5 FE26690911bF6 FE26690911bF7 FE26690911bF8 FE26690911bF9 FE26690911bFA FE26690911bFB FE26690911bFC FE26690911bFD FE26690911bFE FE26690911bFF FE26690911bFG FE26690911bFH FE26690911bFJ FE26690911bFK FE26690911bFL FE26690911bFM FE26690911bFN FE26690911bFP FE26690911bFQ FE26690911bFR FE26690911bFS FE26690911bFT FE26690911bFU FE26690911bFV FE26690911bFW FE26690911bFX FE26690911bFY FE26690911bFZ FE26690911bG0 FE26690911bG1 FE26690911bG2 FE26690911bG3 FE26690911bG4 FE26690911bG5 FE26690911bG6 FE26690911bG7 FE26690911bG8 FE26690911bG9 FE26690911bGA FE26690911bGB FE26690911bGC FE26690911bGD FE26690911bGE FE26690911bGF FE26690911bGG FE26690911bGH FE26690911bGJ FE26690911bGK FE26690911bGL FE26690911bGM FE26690911bGN FE26690911bGP FE26690911bGQ FE26690911bGR FE26690911bGS FE26690911bGT FE26690911bGU FE26690911bGV FE26690911bGW FE26690911bGX FE26690911bGY FE26690911bGZ FE26690911bH0 FE26690911bH1 FE26690911bH2 FE26690911bH3 FE26690911bH4 FE26690911bH5 FE26690911bH6 FE26690911bH7 FE26690911bH8 FE26690911bH9 FE26690911bHA FE26690911bHB FE26690911bHC FE26690911bHD FE26690911bHE FE26690911bHF FE26690911bHG FE26690911bHH FE26690911bHJ FE26690911bHK FE26690911bHL FE26690911b

FE26096JAS FE26096JEF FE26096JIV FE26096K0S FE26096K4J FE26096K6S FE26096K9J FE26096KA0 FE26096KA4 FE26096KA9 FE26096KAM FE26096KB3 FE26096KB7 FE26096KBA FE26096KBE FE26096KBH FE26096KBM FE26096KBQ FE26096KBU FE26096KC0 FE26096KC4 FE26096KC8 FE26096KCC FE26096KCG FE26096KCK FE26096KCN FE26096KCR FE26096KCV FE26096KD0 FE26096KD4 FE26096KD8 FE26096KDC FE26096KDG FE26096KDK FE26096KDN FE26096KDS FE26096KDW FE26096KE1 FE26096KE5 FE26096KE9 FE26096KEC FE26096KEG FE26096KEK FE26096KEO FE26096KES FE26096KEW FE26096KF2 FE26096KF6 FE26096KFA FE26096KFE FE26096KFI FE26096KFM FE26096KFQ FE26096KFU FE26096KG4 FE26096KG8 FE26096KGC FE26096KGG FE26096KGK FE26096KGO FE26096KGS FE26096KGW FE26096KH2 FE26096KH6 FE26096KHA FE26096KHE FE26096KHI FE26096KHM FE26096KHQ FE26096KHU FE26096KI0 FE26096KI4 FE26096KI8 FE26096KIC FE26096KIG FE26096KIK FE26096KIO FE26096KIS FE26096KIW FE26096KJ2 FE26096KJ6 FE26096KJA FE26096KJE FE26096KJI FE26096KJM FE26096KJQ FE26096KJU FE26096KK0 FE26096KK4 FE26096KK8 FE26096KKC FE26096KKG FE26096KKK FE26096KKO FE26096KKS FE26096KKW FE26096KL2 FE26096KL6 FE26096KLA FE26096KLE FE26096KLI FE26096KLM FE26096KLQ FE26096KLU FE26096KM0 FE26096KM4 FE26096KM8 FE26096KMC FE26096KMG FE26096KMK FE26096KMO FE26096KMS FE26096KMW FE26096KN2 FE26096KN6 FE26096KNA FE26096KNE FE26096KNI FE26096KNM FE26096KNQ FE26096KNU FE26096KO0 FE26096KO4 FE26096KO8 FE26096KOC FE26096KOG FE26096KOK FE26096KOO FE26096KOS FE26096KOW FE26096KP2 FE26096KP6 FE26096KPA FE26096KPE FE26096KPI FE26096KPM FE26096KPQ FE26096KPU FE26096KQ0 FE26096KQ4 FE26096KQ8 FE26096KQC FE26096KQG FE26096KQK FE26096KQO FE26096KQS FE26096KQW FE26096KR2 FE26096KR6 FE26096KRA FE26096KRE FE26096KRI FE26096KRM FE26096KRQ FE26096KRU FE26096KS0 FE26096KS4 FE26096KS8 FE26096KSC FE26096KSG FE26096KSK FE26096KSO FE26096KSS FE26096KSW FE26096KT2 FE26096KT6 FE26096KTA FE26096KTE FE26096KTI FE26096KTM FE26096KTQ FE26096KTU FE26096KU0 FE26096KU4 FE26096KU8 FE26096KUC FE26096KUG FE26096KUK FE26096KUO FE26096KUS FE26096KUW FE26096KV2 FE26096KV6 FE26096KVA FE26096KVE FE26096KVI FE26096KVM FE26096KVQ FE26096KVU FE26096KW0 FE26096KW4 FE26096KW8 FE26096KWC FE26096KWG FE26096KWK FE26096KWO FE26096KWS FE26096KWW FE26096KX2 FE26096KX6 FE26096KXA FE26096KXE FE26096KXI FE26096KXM FE26096KXQ FE26096KXU FE26096KY0 FE26096KY4 FE26096KY8 FE26096KYC FE26096KYG FE26096KYK FE26096KYO FE26096KYS FE26096KYW FE26096KZ2 FE26096KZ6 FE26096KZA FE26096KZE FE26096KZI FE26096KZM FE26096KZQ FE26096KZU FE26096L00 FE26096L04 FE26096L08 FE26096L0C FE26096L0G FE26096L0K FE26096L0O FE26096L0S FE26096L0W FE26096L12 FE26096L16 FE26096L1A FE26096L1E FE26096L1I FE26096L1M FE26096L1Q FE26096L1U FE26096L20 FE26096L24 FE26096L28 FE26096L2C FE26096L2G FE26096L2K FE26096L2O FE26096L2S FE26096L2W FE26096L32 FE26096L36 FE26096L3A FE26096L3E FE26096L3I FE26096L3M FE26096L3Q FE26096L3U FE26096L40 FE26096L44 FE26096L48 FE26096L4C FE26096L4G FE26096L4K FE26096L4O FE26096L4S FE26096L4W FE26096L52 FE26096L56 FE26096L5A FE26096L5E FE26096L5I FE26096L5M FE26096L5Q FE26096L5U FE26096L60 FE26096L64 FE26096L68 FE26096L6C FE26096L6G FE26096L6K FE26096L6O FE26096L6S FE26096L6W FE26096L72 FE26096L76 FE26096L7A FE26096L7E FE26096L7I FE26096L7M FE26096L7Q FE26096L7U FE26096L80 FE26096L84 FE26096L88 FE26096L8C FE26096L8G FE26096L8K FE26096L8O FE26096L8S FE26096L8W FE26096L92 FE26096L96 FE26096L9A FE26096L9E FE26096L9I FE26096L9M FE26096L9Q FE26096L9U FE26096LA0 FE26096LA4 FE26096LA8 FE26096LAC FE26096LAG FE26096LAK FE26096LAO FE26096LAS FE26096LAW FE26096LB2 FE26096LB6 FE26096LBA FE26096LBE FE26096LBI FE26096LBM FE26096LBQ FE26096LBU FE26096LC0 FE26096LC4 FE26096LC8 FE26096LCC FE26096LCG FE26096LCK FE26096LCO FE26096LCS FE26096LCW FE26096LD2 FE26096LD6 FE26096LDA FE26096LDE FE26096LDI FE26096LDM FE26096LDQ FE26096LDU FE26096LE0 FE26096LE4 FE26096LE8 FE26096LEC FE26096LEG FE26096LEK FE26096LEO FE26096LES FE26096LEW FE26096LF2 FE26096LF6 FE26096LFA FE26096LFE FE26096LFI FE26096LFM FE26096LFQ FE26096LFU FE26096LG0 FE26096LG4 FE26096LG8 FE26096LGC FE26096LGG FE26096LGK FE26096LGO FE26096LGS FE26096LGW FE26096LH2 FE26096LH6 FE26096LHA FE26096LHE FE26096LHI FE26096LHM FE26096LHQ FE26096LHU FE26096LI0 FE26096LI4 FE26096LI8 FE26096LIC FE26096LIG FE26096LIK FE26096LIO FE26096LIS FE26096LIW FE26096LJ2 FE26096LJ6 FE26096LJA FE26096LJE FE26096LJI FE26096LJM FE26096LJQ FE26096LJU FE26096LK0 FE26096LK4 FE26096LK8 FE26096LKC FE26096LKG FE26096LKK FE26096LKO FE26096LKS FE26096LKW FE26096LL2 FE26096LL6 FE26096LLA FE26096LLE FE26096LLI FE26096LLM FE26096LLQ FE26096LLU FE26096LM0 FE26096LM4 FE26096LM8 FE26096LMC FE26096LMG FE26096LMK FE26096LMO FE26096LMS FE26096LMW FE26096LN2 FE26096LN6 FE26096LNA FE26096LNE FE26096LNI FE26096LNM FE26096LNQ FE26096LNU FE26096LO0 FE26096LO4 FE26096LO8 FE26096LOC FE26096LOG FE26096LOK FE26096LOO FE26096LOS FE26096LOW FE26096LP2 FE26096LP6 FE26096LPA FE26096LPE FE26096LPI FE26096LPM FE26096LPQ FE26096LPU FE26096LQ0 FE26096LQ4 FE26096LQ8 FE26096LQC FE26096LQG FE26096LQK FE26096LQO FE26096LQS FE26096LQW FE26096LR2 FE26096LR6 FE26096LRA FE26096LRE FE26096LRI FE26096LRM FE26096LRQ FE26096LRU FE26096LS0 FE26096LS4 FE26096LS8 FE26096LSC FE26096LSG FE26096LSK FE26096LSO FE26096LSS FE26096LSW FE26096LT2 FE26096LT6 FE26096LTA FE26096LTE FE26096LTI FE26096LTM FE26096LTQ FE26096LTU FE26096LU0 FE26096LU4 FE26096LU8 FE26096LUC FE26096LUG FE26096LUK FE26096LUO FE26096LUS FE26096LUW FE26096LV2 FE26096LV6 FE26096LVA FE26096LVE FE26096LVI FE26096LVM FE26096LVQ FE26096LVU FE26096LW0 FE26096LW4 FE26096LW8 FE26096LWC FE26096LWG FE26096LWK FE26096LWO FE26096LWS FE26096LWW FE26096LX2 FE26096LX6 FE26096LXA FE26096LXE FE26096LXI FE26096LXM FE26096LXQ FE26096LXU FE26096LY0 FE26096LY4 FE26096LY8 FE26096LYC FE26096LYG FE26096LYK FE26096LYO FE26096LYS FE26096LYW FE26096LZ2 FE26096LZ6 FE26096LZA FE26096LZE FE26096LZI FE26096LZM FE26096LZQ FE26096LZU FE26096M00 FE26096M04 FE26096M08 FE26096M0C FE26096M0G FE26096M0K FE26096M0O FE26096M0S FE26096M0W FE26096M12 FE26096M16 FE26096M1A FE26096M1E FE26096M1I FE26096M1M FE26096M1Q FE26096M1U FE26096M20 FE26096M24 FE26096M28 FE26096M2C FE26096M2G FE26096M2K FE26096M2O FE26096M2S FE26096M2W FE26096M32 FE26096M36 FE26096M3A FE26096M3E FE26096M3I FE26096M3M FE26096M3Q FE26096M3U FE26096M40 FE26096M44 FE26096M48 FE26096M4C FE26096M4G FE26096M4K FE26096M4O FE26096M4S FE26096M4W FE26096M52 FE26096M56 FE26096M5A FE26096M5E FE26096M5I FE26096M5M FE26096M5Q FE26096M5U FE26096M60 FE26096M64 FE26096M68 FE26096M6C FE26096M6G FE26096M6K FE26096M6O FE26096M6S FE26096M6W FE26096M72 FE26096M76 FE26096M7A FE26096M7E FE26096M7I FE26096M7M FE26096M7Q FE26096M7U FE26096M80 FE26096M84 FE26096M88 FE26096M8C FE26096M8G FE26096M8K FE26096M8O FE26096M8S FE26096M8W FE26096M92 FE26096M96 FE26096M9A FE26096M9E FE26096M9I FE26096M9M FE26096M9Q FE26096M9U FE26096MA0 FE26096MA4 FE26096MA8 FE26096MAC FE26096MAG FE26096MAK FE26096MAO FE26096MAS FE26096MAW FE26096MB2 FE26096MB6 FE26096MBA FE26096MBE FE26096MBI FE26096MBM FE26096MBQ FE26096MBU FE26096MC0 FE26096MC4 FE26096MC8 FE26096MCC FE26096MCG FE26096MCK FE26096MCO FE26096MCS FE26096MCW FE26096MD2 FE26096MD6 FE26096MDA FE26096MDE FE26096MDI FE26096MDM FE26096MDQ FE26096MDU FE26096ME0 FE26096ME4 FE26096ME8 FE26096MEC FE26096MEG FE26096MEK FE26096MEO FE26096MES FE26096MEW FE26096MF2 FE26096MF6 FE26096MFA FE26096MFE FE26096MFI FE26096MFM FE26096MFQ FE26096MFU FE26096MG0 FE26096MG4 FE26096MG8 FE26096MGC FE26096MGG FE26096MGK FE26096MGO FE26096MGS FE26096MGW FE26096MH2 FE26096MH6 FE26096MHA FE26096MHE FE26096MHI FE26096MHM FE26096MHQ FE26096MHU FE26096MI0 FE26096MI4 FE26096MI8 FE26096MIC FE26096MIG FE26096MIK FE26096MIO FE26096MIS FE26096MIW FE26096MJ2 FE26096MJ6 FE26096MJA FE26096MJE FE26096MJI FE26096MJM FE26096MJQ FE26096MJU FE26096MK0 FE26096MK4 FE26096MK8 FE26096MKC FE26096MKG FE26096MKK FE26096MKO FE26096MKS FE26096MKW FE26096ML2 FE26096ML6 FE26096MLA FE26096MLE FE26096MLI FE26096MLM FE26096MLQ FE26096MLU FE26096MM0 FE26096MM4 FE26096MM8 FE26096MMC FE26096MMG FE26096MMK FE26096MMO FE26096MMS FE26096MMW FE26096MN2 FE26096MN6 FE26096MNA FE26096MNE FE26096MNI FE26096MNM FE26096MNQ FE26096MNU FE26096MO0 FE26096MO4 FE26096MO8 FE26096MOC FE26096MOG FE26096MOK FE26096MOO FE26096MOS FE26096MOW FE26096MP2 FE26096MP6 FE26096MPA FE26096MPE FE26096MPI FE26096MPM FE26096MPQ FE26096MPU FE26096MQ0 FE26096MQ4 FE26096MQ8 FE26096MQC FE26096MQG FE26096MQK FE26096MQO FE26096MQS FE26096MQW FE26096MR2 FE26096MR6 FE26096MRA FE26096MRE FE26096MRI FE26096MRM FE26096MRQ FE26096MRU FE26096MS0 FE26096MS4 FE26096MS8 FE26096MSC FE26096MSG FE26096MSK FE26096MSO FE26096MSS FE26096MSW FE26096MT2 FE26096MT6 FE26096MTA FE26096MTE FE26096MTI FE26096MTM FE26096MTQ FE26096MTU FE26096MU0 FE26096MU4 FE26096MU8 FE26096MUC FE26096MUG FE26096MUK FE26096MUO FE26096MUS FE26096MUW FE26096MV2 FE26096MV6 FE26096MVA FE26096MVE FE26096MVI FE26096MVM FE26096MVQ FE26096MVU FE26096MW0 FE26096MW4 FE26096MW8 FE26096MWC FE26096MWG FE26096MWK FE26096MWO FE26096MWS FE26096MWW FE26096MX2 FE26096MX6 FE26096MXA FE26096MXE FE26096MXI FE26096MXM FE26096MXQ FE26096MXU FE26096MY0 FE26096MY4 FE26096MY8 FE26096MYC FE26096MYG FE26096MYK FE26096MYO FE26096MYS FE26096MYW FE26096MZ2 FE26096MZ6 FE26096MZA FE26096MZE FE26096MZI FE26096MZM FE26096MZQ FE26096MZU FE26096N00 FE26096N04 FE26096N08 FE26096N0C FE26096N0G FE26096N0K FE26096N0O FE26096N0S FE26096N0W FE26096N12 FE26096N16 FE26096N1A FE26096N1E FE26096N1I FE26096N1M FE26096N1Q FE26096N1U FE26096N20 FE26096N24 FE26096N28 FE26096N2C FE26096N2G FE26096N2K FE26096N2O FE26096N2S FE26096N2W FE26096N32 FE26096N36 FE26096N3A FE26096N3E FE26096N3I FE26096N3M FE26096N3Q FE26096N3U FE26096N40 FE26096N44 FE26096N48 FE26096N4C FE26096N4G FE26096N4K FE26096N4O FE26096N4S FE26096N4W FE26096N52 FE26096N56 FE26096N5A FE26096N5E FE26096N5I FE26096N5M FE26096N5Q FE26096N5U FE26096N60 FE26096N64 FE26096N68 FE26096N6C FE26096N6G FE26096N6K FE26096N6O FE26096N6S FE26096N6W FE26096N72 FE26096N76 FE26096N7A FE26096N7E FE26096N7I FE26096N7M FE26096N7Q FE26096N7U FE26096N80 FE26096N84 FE26096N88 FE26096N8C FE26096N8G FE26096N8K FE26096N8O FE26096N8S FE26096N8W FE26096N92 FE26096N96 FE26096N9A FE26096N9E FE26096N9I FE26096N9M FE26096N9Q FE26096N9U FE26096NA0 FE26096NA4 FE26096NA8 FE26096NAC FE26096NAG FE26096NAK FE26096NAO FE26096NAS FE26096NAW FE26096NB2 FE26096NB6 FE26096NBA FE26096NBE FE26096NBI FE26096NBM FE26096NBQ FE26096NBU FE26096NC0 FE26096NC4 FE26096NC8 FE26096NCC FE26096NCG FE26096NCK FE26096NCO FE26096NCS FE26096NCW FE26096ND2 FE26096ND6 FE26096NDA FE26096NDE FE26096NDI FE26096NDM FE26096NDQ FE26096NDU FE26096NE0 FE26096NE4 FE26096NE8 FE26096NEC FE26096NEG FE26096NEK FE26096NEO FE26096NES FE26096NEW FE26096NF2 FE26096NF6 FE26096NFA FE26096NFE FE26096NFI FE26096NFM FE26096NFQ FE26096NFU FE26096NG0 FE26096NG4 FE26096NG8 FE26096NGC FE26096NGG FE26096NGK FE26096NGO FE26096NGS FE26096NGW FE26096NH2 FE26096NH6 FE26096NHA FE26096NHE FE26096NHI FE26096NHM FE26096NHQ FE26096NHU FE26096NI0 FE26096NI4 FE26096NI8 FE26096NIC FE26096NIG FE26096NIK FE26096NIO FE26096NIS FE26096NIW FE26096NJ2 FE26096NJ6 FE26096NJA FE26096NJE FE26096NJI FE26096NJM FE26096NJQ FE26096NJU FE26096NK0 FE26096NK4 FE26096NK8 FE26096NKC FE26096NKG FE26096NKK FE26096NKO FE26096NKS FE26096NKW FE26096NL2 FE26096NL6 FE26096NLA FE26096NLE FE26096NLI FE26096NLM FE26096NLQ FE26096NLU FE26096NM0 FE26096NM4 FE26096NM8 FE26096NMC FE26096NMG FE26096NMK FE26096NMO FE26096NMS FE26096NMW FE26096NN2 FE26096NN6 FE26096NNA FE26096NNE FE26096NNI FE26096NNM FE26096NNQ FE26096NNU FE26096NO0 FE26096NO4 FE26096NO8 FE26096NOC FE26096NOG FE26096NOK FE26096NOO FE26096NOS FE26096NOW FE26096NP2 FE26096NP6 FE26096NPA FE26096NPE FE26096NPI FE26096NPM FE26096NPQ FE26096NPU FE26096NQ0 FE26096NQ4 FE26096NQ8 FE26096NQC FE26096NQG FE26096NQK FE26096NQO FE26096NQS FE26096NQW FE26096NR2 FE26096NR6 FE26096NRA FE26096NRE FE26096NRI FE26096NRM FE26096NRQ FE26096NRU FE26096NS0 FE26096NS4 FE26096NS8 FE26096NSC FE26096NSG FE26096NSK FE26096NSO FE26096NSS FE26096NSW FE26096NT2 FE26096NT6 FE26096NTA FE26096NTE FE26096NTI FE26096NTM FE26096NTQ FE26096NTU FE26096NU0 FE26096NU4 FE26096NU8 FE26096NUC FE26096NUG FE26096NUK FE26096NUO FE26096NUS FE26096NUW FE26096NV2 FE26096NV6 FE26096NVA FE26096NVE FE26096NVI FE26096NVM FE26096NVQ FE26096NVU FE26096NW0 FE26096NW4 FE26096NW8 FE26096NWC FE26096NWG FE26096NWK FE26096NWO FE26096NWS FE26096NWW FE26096NX2 FE26096NX6 FE26096NXA FE26096NXE FE26096NXI FE26096NXM FE26096NXQ FE26096NXU FE26096NY0 FE26096NY4 FE26096NY8 FE26096NYC FE26096NYG FE26096NYK FE26096NYO FE26096NYS FE26096NYW FE26096NZ2 FE26096NZ6 FE26096NZA FE26096NZE FE26096NZI FE26096NZM FE26096NZQ FE26096NZU FE26096O00 FE26096O04 FE26096O08 FE26096O0C FE26096O0G FE26096O0K FE26096O0O FE26096O0S FE26096O0W FE26096O12 FE26096O16 FE26096O1A FE26096O1E FE26096O1I FE26096O1M FE26096O1Q FE26096O1U FE26096O20 FE26096O24 FE26096O28 FE26096O2C FE26096O2G FE26096O2K FE26096O2O FE26096O2S FE26096O2W FE26096O32 FE26096O36 FE26096O3A FE26096O3E FE26096O3I FE26096O3M FE26096O3Q FE26096O3U FE26096O40 FE26096O44 FE26096O48 FE26096O4C FE26096O4G FE26096O4K FE26096O4O FE26096O4S FE26096O4W FE26096O52 FE26096O56 FE26096O5A FE26096O5E FE26096O5I FE26096O5M FE26096O5Q FE26096O5U FE26096O60 FE26096O64 FE26096O68 FE26096O6C FE26096O6G FE26096O6K FE26096O6O FE26096O6S FE26096O6W FE26096O72 FE26096O76 FE26096O7A FE26096O7E FE26096O7I FE26096O7M FE26096O7Q FE26096O7U FE26096O80 FE26096O84 FE26096O88 FE26096O8C FE26096O8G FE26096O8K FE26096O8O FE26096O8S FE26096O8W FE26096O92 FE26096O96 FE26096O9A FE26096O9E FE26096O9I FE26096O9M FE26096O9Q FE26096O9U FE26096OA0 FE26096OA4 FE26096OA8 FE26096OAC FE26096OAG FE26096OAK FE26096OAO FE26096OAS FE26096OAW FE26096OB2 FE26096OB6 FE26096OBA FE26096OBE FE26096OBI FE26096OBM FE26096OBQ FE26096OBU FE26096OC0 FE26096OC4 FE26096OC8 FE26096OCC FE26096OCG FE26096OCK FE26096OCO FE26096OCS FE26096OCW FE26096OD2 FE26096OD6 FE26096ODA FE26096ODE FE26096ODI FE26096ODM FE26096ODQ FE26096ODU FE26096OE0 FE26096OE4 FE26096OE8 FE26096OEC FE26096OEG FE26096OEK FE26096OEO FE26096OES FE26096OEW FE26096OF2 FE26096OF6 FE26096OFA FE26096OFE FE26096OFI FE26096OFM FE26096OFQ FE26096OFU FE26096OG0 FE26096OG4 FE26096OG8 FE26096OGC FE26096OGG FE26096OGK FE26096OGO FE26096OGS FE26096OGW FE26096OH2 FE26096OH6 FE26096OHA FE26096OHE FE26096OHI FE26096OHM FE26096OHQ FE26096OHU FE26096OI0 FE26096OI4 FE26096OI8 FE26096OIC FE26096OIG FE26096OIK FE26096OIO FE26096OIS FE26096OIW FE26096OJ2 FE26096OJ6 FE26096OJA FE26096OJE FE26096OJI FE26096OJM FE26096OJQ FE26096OJU FE26096OK0 FE26096OK4 FE26096OK8 FE26096OKC FE26096OKG FE26096OKK FE26096OKO FE26096OKS FE26096OKW FE26096OL2 FE26096OL6 FE26096OLA FE26096OLE FE26096OLI FE26096OLM FE26096OLQ FE26096OLU FE26096OM0 FE26096OM4 FE26096OM8 FE26096OMC FE26096OMG FE26096OMK FE26096OMO FE26096OMS FE26096OMW FE26096ON2 FE26096ON6 FE26096ONA FE26096ONE FE26096ONI FE26096ONM FE26096ONQ FE26096ONU FE26096OO0 FE26096OO4 FE26096OO8 FE26096OOC FE26096OOG FE26096OOK FE26096OOO FE26096OOS FE26096OOW FE26096OP2 FE26096OP6 FE26096OPA FE26096OPE FE26096OPI FE26096OPM FE26096OPQ FE26096OPU FE26096OQ0 FE26096OQ4 FE26096OQ8 FE26096OQC FE26096OQG FE26096OQK FE26096OQO FE26096OQS FE26096OQW FE26096OR2 FE26096OR6 FE26096ORA FE26096ORE FE26096ORI FE26096ORM FE26096ORQ FE26096ORU FE26096OS0 FE26096OS4 FE26096OS8 FE26096OSC FE26096OSG FE26096OSK FE26096OSO FE26096OSS FE26096OSW FE26096OT2 FE26096OT6 FE26096OTA FE26096OTE FE26096OTI FE26096OTM FE26096OTQ FE26096OTU FE26096OU0 FE26096OU4 FE26096OU8 FE26096OUC FE26096OUG FE26096OUK FE26096OUO FE26096OUS FE26096OUW FE26096OV2 FE26096OV6 FE26096OVA FE26096OVE FE26096OVI FE26096OVM FE26096OVQ FE26096OVU FE26096OW0 FE26096OW4 FE26096OW8 FE26096OWC FE26096OWG FE26096OWK FE26096OWO FE26096OWS FE26096OWW FE26096OX2 FE26096OX6 FE26096OXA FE26096OXE FE26096OXI FE26096OXM FE26096OXQ FE26096OXU FE26096OY0 FE26096OY4 FE26096OY8 FE26096OYC FE26096OYG FE26096OYK FE26096OYO FE26096OYS FE26096OYW FE26096OZ2 FE26096OZ6 FE26096OZA FE26096OZE FE26096OZI FE26096OZM FE26096OZQ FE26096OZU FE26096P00 FE26096P04 FE26096P08 FE26096P0C FE26096P0G FE26096P0K FE26096P0O FE26096P0S FE26096P0W FE26096P12 FE26096P16 FE26096P1A FE26096P1E FE26096P1I FE26096P1M FE26096P1Q FE26096P1U FE26096P20 FE26096P24 FE26096P28 FE26096P2C FE26096P2G FE26096P2K FE26096P2O FE26096P2S FE26096P2W FE26096P32 FE26096P36 FE26096P3A FE26096P3E FE26096P3I FE26096P3M FE26096P3Q FE26096P3U FE26096P40 FE26096P44 FE26096P48 FE26096P4C FE26096P4G FE26096P4K FE26096P4O FE26096P4S FE26096P4W FE26096P52 FE26096P56 FE26096P5A FE26096P5E FE26096P5I FE26096P5M FE26096P5Q FE26096P5U FE26096P60 FE26096P64 FE26096P68 FE26096P6C FE26096P6G FE26096P6K FE26096P6O FE26096P6S FE26096P6W FE26096P72 FE26096P76 FE26096P7A FE26096P7E FE26096P7I FE26096P7M FE26096P7Q FE26096P7U FE26096P80 FE26096P84 FE26096P88 FE26096P8C FE26096P8G FE26096P8K FE26096P8O FE26096P8S FE26096P8W FE26096P92 FE26096P96 FE26096P9A FE26096P9E FE26096P9I FE26096P9M FE26096P9Q FE26096P9U FE26096PA0 FE26096PA4 FE26096PA8 FE26096PAC FE26096PAG FE26096PAK FE26096PAO FE26096PAS FE26096PAW FE26096PB2 FE26096PB6 FE26096PBA FE26096PBE FE26096PBI FE26096PBM FE26096PBQ FE26096PBU FE26096PC0 FE26096PC4 FE26096PC8 FE26096PCC FE26096PCG FE26096PCK FE26096PCO FE26096PCS FE26096PCW FE26096PD2 FE26096PD6 FE26096PDA FE26096PDE FE26096PDI FE26096PDM FE26096PDQ FE26096PDU FE26096PE0 FE26096PE4 FE26096PE8 FE26096PEC FE26096PEG FE26096PEK FE26096PEO FE26096PES FE26096PEW FE26096PF2 FE26096PF6 FE26096PFA FE26096PFE FE26096PFI FE26096PFM FE26096PFQ FE26096PFU FE26096PG0 FE26096PG4 FE26096PG8 FE26096PGC FE26096PGG FE26096PGK FE26096PGO FE26096PGS FE26096PGW FE26096PH2 FE26096PH6 FE26096PHA FE26096PHE FE26096PHI FE26096PHM FE26096PHQ FE26096PHU FE26096PI0 FE26096PI4 FE26096PI8 FE26096PIC FE26096PIG FE26096PIK FE26096PIO FE26096PIS FE26096PIW FE26096PJ2 FE26096PJ6 FE26096PJA FE26096PJE FE26096PJI FE26096PJM FE26096PJQ FE26096PJU FE26096PK0 FE26096PK4 FE26096PK8 FE26096PKC FE26096PKG FE26096PKK FE26096PKO FE26096PKS FE26096PKW FE26096PL2 FE26096PL6 FE26096PLA FE26096PLE FE26096PLI FE26096PLM FE26096PLQ FE26096PLU FE26096PM0 FE26096PM4 FE26096PM8 FE26096PMC FE26096PMG FE26096PMK FE26096PMO FE26096PMS FE26096PMW FE26096PN2 FE26096PN6 FE26096PNA FE26096PNE FE26096PNI FE26096PNM FE26096PNQ FE26096PNU FE26096PO0 FE26096PO4 FE26096PO8 FE26096POC FE26096POG FE26096POK FE26096POO FE26096POS FE26096POW FE26096PP2 FE26096PP6 FE26096PPA FE26096PPE FE26096PPI FE26096PPM FE26096PPQ FE26096PPU FE26096PQ0 FE26096PQ4 FE26096PQ8 FE26096PQC FE26096PQG FE26096PQK FE26096PQO FE26096PQS FE26096PQW FE26096PR2 FE26096PR6 FE26096PRA FE26096PRE FE26096PRI FE26096PRM FE26096PRQ FE26096PRU FE26096PS0 FE26096PS4 FE26096PS8 FE26096PSC FE26096PSG FE26096PSK FE26096PSO FE26096PSS FE26096PSW FE26096PT2 FE26096PT6 FE26096PTA FE26096PTE FE26096PTI FE26096PTM FE26096PTQ FE26096PTU FE26096PU0 FE26096PU4 FE26096PU8 FE26096PUC FE26096PUG FE26096PUK FE26096PUO FE26096PUS FE26096PUW FE26096PV2 FE26096PV6 FE26096PVA FE26096PVE FE26096PVI FE26096PVM FE26096PVQ FE26096PVU FE26096PW0 FE26096PW4 FE26096PW8 FE26096PWC FE26096PWG FE26096PWK FE26096PWO FE26096PWS FE26096PWW FE26096PX2 FE26096PX6 FE26096PXA FE26096PXE FE26096PXI FE26096PXM FE26096PXQ FE26096PXU FE26096PY0 FE26096PY4 FE26096PY8 FE26096PYC FE26096PYG FE26096PYK FE26096PYO FE26096PYS FE26096PYW FE26096PZ2 FE26096PZ6 FE26096PZA FE26096PZE FE26096PZI FE26096PZM FE26096PZQ FE26096PZU FE26096Q00 FE26096Q04 FE26096Q08 FE26096Q0C FE26096Q0G FE26096Q0K FE26096Q0O FE26096Q0S FE26096Q0W FE26096Q12 FE26096Q16 FE26096Q1A FE26096Q1E FE26096Q1I FE26096Q1M FE26096Q1Q FE26096Q1U FE26096Q20 FE26096Q24 FE26096Q28 FE26096Q2C FE26096Q2G FE26096Q2K FE26096Q2O FE26096Q2S FE26096Q2W FE26096Q32 FE26096Q36 FE26096Q3A FE26096Q3E FE26096Q3I FE26096Q3M FE26096Q3Q FE26096Q3U FE26096Q40 FE26096Q44 FE26096Q48 FE26096Q4C FE26096Q4G FE26096Q4K FE26096Q4O FE26096Q4S FE26096Q4W FE26096Q52 FE26096Q56 FE26096Q5A FE26096Q5E FE26096Q5I FE26096Q5M FE26096Q5Q FE26096Q5U FE26096Q60 FE26096Q64 FE26096Q68 FE26096Q6C FE26096Q6G FE26096Q6K FE26096Q6O FE26096Q6S FE26096Q6W FE26096Q72 FE26096Q76 FE26096Q7A FE26096Q7E FE26096Q7I FE26096Q7M FE26096Q7Q FE26096Q7U FE26096Q80 FE26096Q84 FE26096Q88 FE26096Q8C FE26096Q8G FE26096Q8K FE26096Q8O FE26096Q8S FE26096Q8W FE26096Q92 FE26096Q96 FE26096Q9A FE26096Q9E FE26096Q9I FE26096Q9M FE26096Q9Q FE26096Q9U FE26096QA0 FE26096QA4 FE26096QA8 FE26096QAC FE26096QAG FE26096QAK FE26096QAO FE26096QAS FE26096QAW FE26096QB2 FE26096QB6 FE26096QBA FE26096QBE FE26096QBI FE26096QBM FE26096QBQ FE26096QBU FE26096QC0 FE26096QC4 FE26096QC8 FE26096QCC FE26096QCG FE26096QCK FE26096QCO FE26096QCS FE26096QCW FE26096QD2 FE26096QD6 FE26096QDA FE26096QDE FE26096QDI FE26096QDM FE26096QDQ FE26096QDU FE26096QE0 FE26096QE4 FE26096QE8 FE26096QEC FE26096QEG FE26096QEK FE26096QEO FE26096QES FE26096QEW FE26096QF2 FE26096QF6 FE26096QFA FE26096QFE FE26096QFI FE26096QFM FE26096QFQ FE26096QFU FE26096QG0 FE26096QG4 FE26096QG8 FE26096QGC FE26096QGG FE26096QGK FE26096QGO FE26096QGS FE26096QGW FE26096QH2 FE26096QH6 FE26096QHA FE26096QHE FE26096QHI FE26096QHM FE26096QHQ FE26096QHU FE26096QI0 FE26096QI4 FE26096QI8 FE26096QIC FE26096QIG FE26096QIK FE26096QIO FE26096QIS FE26096QIW FE26096QJ2 FE26096QJ6 FE26096QJA FE26096QJE FE26096QJI FE26096QJM FE26096QJQ FE26096QJU FE26096QK0 FE26096QK4 FE26096QK8 FE26096QKC FE26096QKG FE26096QKK FE26096QKO FE26096QKS FE26096QKW FE26096QL2 FE26096QL6 FE26096QLA FE26096QLE FE26096QLI FE26096QLM FE26096QLQ FE26096QLU FE26096QM0 FE26096QM4 FE26096QM8 FE26096QMC FE26096QMG FE26096QMK FE26096QMO FE26096QMS FE26096QMW FE26096QN2 FE26096QN6 FE26096QNA FE26096QNE FE26096QNI FE26096QNM FE26096QNQ FE26096QNU FE26096QO0 FE26096QO4 FE26096QO8 FE26096QOC FE26096QOG FE26096QOK FE26096QOO FE26096QOS FE26096QOW FE26096QP2 FE26096QP6 FE26096QPA FE26096QPE FE26096QPI FE26096QPM FE26096QPQ FE26096QPU FE26096QQ0 FE26096QQ4 FE26096QQ8 FE26096QQC FE26096QQG FE26096QQK FE26096QQO FE26096QQS FE26096QQW FE26096QR2 FE26096QR6 FE26096QRA FE26096QRE FE26096QRI FE26096QRM FE26096QRQ FE26096QRU FE26096QS0 FE26096QS4 FE26096QS8 FE26096QSC FE26096QSG FE26096QSK FE26096QSO FE26096QSS FE26096QSW FE26096QT2 FE26096QT6 FE26096QTA FE26096QTE FE26096QTI FE26096QTM FE26096QTQ FE26096QTU FE26096QU0 FE26096QU4 FE26096QU8 FE26096QUC FE26096QUG FE26096QUK FE26096QUO FE26096QUS FE26096QUW FE26096QV2 FE26096QV6 FE26096QVA FE26096QVE FE26096QVI FE26096QVM FE26096QVQ FE26096QVU FE26096QW0 FE26096QW4 FE26096QW8 FE26096QWC FE26096QWG FE26096QWK FE26096QWO FE26096QWS FE26096QWW FE26096QX2 FE26096QX6 FE26096QXA FE26096QXE FE26096QXI FE26096QXM FE26096QXQ FE26096QXU FE26096QY0 FE26096QY4 FE26096QY8 FE26096QYC FE26096QYG FE26096QYK FE26096QYO FE26096QYS FE26096QYW FE26096QZ2 FE26096QZ6 FE26096QZA FE26096QZE FE26096QZI FE26096QZM FE26096QZQ FE26096QZU FE26096R00 FE26096R04 FE26096R08 FE26096R0C FE26096R0G FE26096R0K FE26096R0O FE26096R0S FE26096R0W FE26096R12 FE26096R16 FE26096R1A FE26096R1E FE26096R1I FE26096R1M FE26096R1Q FE26096R1U FE26096R20 FE26096R24 FE26096R28 FE26096R2C FE26096R2G FE26096R2K FE26096R2O FE26096R2S FE26096R2W FE26096R32 FE26096R36 FE26096R3A FE26096R3E FE26096R3I FE26096R3M FE26096R3Q FE26096R3U FE26096R40 FE26096R44 FE26096R48 FE26096R4C FE26096R4G FE26096R4K FE26096R4O FE26096R4S FE26096R4W FE26096R52 FE26096R56 FE26096R5A FE26096R5E FE26096R5I FE26096R5M FE26096R5Q FE26096R5U FE26096R60 FE26096R64 FE26096R68 FE26096R6C FE26096R6G FE26096R6K FE26096R6O FE26096R6S FE26096R6W FE26096R72 FE26096R76 FE26096R7A FE26096R7E FE26096R7I FE26096R7M FE26096R7Q FE26096R7U FE26096R80 FE26096R84 FE26096R88 FE26096R8C FE26096R8G FE26096R8K FE26096R8O FE26096R8S FE26096R8W FE26096R92 FE26096R96 FE26096R9A FE26096R9E FE26096R9I FE26096R9M FE26096R9Q FE26096R9U FE26096RA0 FE26096RA4 FE26096RA8 FE26096RAC FE26096RAG FE26096RAK FE26096RAO FE26096RAS FE26096RAW FE26096RB2 FE26096RB6 FE26096RBA FE26096RBE FE26096RBI FE26096RBM FE26096RBQ FE26096RBU FE26096RC0 FE26096RC4 FE26096RC8 FE26096RCC FE26096RCG FE26096RCK FE26096RCO FE26096RCS FE26096RCW FE26096RD2 FE26096RD6 FE26096RDA FE26096RDE FE26096RDI FE26096RDM FE26096R

FE2609D8UK FE2609D96J FE2609D9U0 FE2609D9A1B FE2609D9A2S FE2609D9AA6 FE2609D9AK4 FE2609D9AN1 FE2609D9B36 FE2609D9B82 FE2609D9BAD FE2609D9BFC FE2609D9BGH FE2609D9BHR FE2609D9BIB FE2609D9BYH FE2609D9C7P FE2609D9CF4
FE2609D9CIX FE2609D9CQN FE2609D9DCXS FE2609D9DD64 FE2609D9DDMI FE2609D9DE3E FE2609D9DE7V FE2609D9DED4 FE2609D9DF1F FE2609D9DFKL FE2609D9DFN2 FE2609D9DFXV FE2609D9DGAT FE2609D9DGC5 FE2609D9DGLJ FE2609D9DGVB FE2609D9DH2L
FE2609D9DH99 FE2609D9DHGF FE2609D9DHNH FE2609D9DIVL FE2609D9DJ15B FE2609D9DJ65 FE2609D9DL10 FE2609D9DL53 FE2609D9DLHE FE2609D9DLTA FE2609D9DMQE FE2609D9DNKO FE2609D9DQ31 FE2609D9DR6Q FE2609D9DRPP FE2609D9DRQ FE2609D9DTWU
FE2609D9DL58 FE2609D9DLET FE2609D9DLG5 FE2609D9DLZ3 FE2609D9DMFO FE2609D9DMWS FE2609D9DMY0 FE2609D9DNN6 FE2609D9DNT3 FE2609D9DOTR FE2609D9DP47 FE2609D9DP7J FE2609D9DPP9 FE2609D9DPTQ FE2609D9DQ4X FE2609D9DRPD FE2609D9DTWG
FE2609D9DQ63 FE2609D9DQJ1 FE2609D9DQRA FE2609D9DQNP FE2609D9DQZ5 FE2609D9DR13 FE2609D9DR22 FE2609D9DR3J FE2609D9DR82 FE2609D9DRH6 FE2609D9DSOM FE2609D9DSUN FE2609D9DTSD FE2609D9DU0D FE2609D9DU3P FE2609D9DUHR FE2609D9DUN3
FE2609D9DUTQ FE2609D9DV5O FE2609D9DVCG FE2609D9DW6C FE2609D9DWIV FE2609D9DWL1 FE2609D9DWXJ FE2609D9DXN5 FE2609D9DY22 FE2609D9DY3E FE2609D9DYDB FE2609D9DZOC FE2609D9DZTL FE2609D9DZU2 FE2609D9E0BU FE2609D9E0D2
FE2609D9E0NN FE2609D9E0S9 FE2609D9E19F FE2609D9E1LX FE2609D9E247 FE2609D9E289 FE2609D9E2CX FE2609D9E3W3 FE2609D9E3YD FE2609D9E4NH FE2609D9E54J FE2609D9E58U FE2609D9E5RO FE2609D9E5UN FE2609D9E6UN FE2609D9E8QR FE2609D9E8UN
FE2609D9E98R FE2609D9E9XE FE2609D9EA9Z FE2609D9EAAY FE2609D9EAER FE2609D9EAUP FE2609D9EBFY FE2609D9EBMF FE2609D9EBZ7 FE2609D9ECOC FE2609D9ED2X FE2609D9EDXJ FE2609D9EE0M FE2609D9EE44 FE2609D9EEP5 FE2609D9EEPZ FE2609D9EEY9
FE2609D9EFJ6 FE2609D9EFNY FE2609D9EFSJ FE2609D9EGA0 FE2609D9EH21 FE2609D9EHHX FE2609D9EI40 FE2609D9EI6F FE2609D9EI15 FE2609D9EJLS FE2609D9EKIT FE2609D9EKNF FE2609D9ELGI FE2609D9ELGQ FE2609D9EM9M FE2609D9EMA5 FE2609D9EMT2 FE2609D9EN8J
FE2609D9ENEG FE2609D9ENV8 FE2609D9EQ8J FE2609D9EP3V FE2609D9EP7W FE2609D9EPHT FE2609D9EPIR FE2609D9EPQM FE2609D9EPSB FE2609D9EPSJ FE2609D9EPXW FE2609D9EPYF FE2609D9EQCD FE2609D9EQNT FE2609D9ER4N FE2609D9EREI
FE2609D9ERM4 FE2609D9ES8I FE2609D9ET3F FE2609D9ETIL FE2609D9ETZQ FE2609D9EU8V FE2609D9EUMF FE2609D9EUNK FE2609D9EVA9 FE2609D9EVP7 FE2609D9EWAB FE2609D9EWLG FE2609D9EWWC FE2609D9EWY1 FE2609D9EX15
FE2609D9EY2N FE2609D9EY5U FE2609D9EYCL FE2609D9EYIP FE2609D9EYJH FE2609D9EYVZ FE2609D9EZ7G FE2609D9EZIG FE2609D9F03K FE2609D9FOCH FE2609D9FONV FE2609D9FQWM FE2609D9FR4A FE2609D9FRAJ FE2609D9FRZT FE2609D9FSBW
FE2609D9FT2T FE2609D9FU3W FE2609D9FU8V FE2609D9FWBU FE2609D9FWWU FE2609D9FX7X FE2609D9FY4W FE2609D9FY5V FE2609D9FZ5Z FE2609D9G0WL FE2609D9G1IC FE2609D9G1YB FE2609D9G2ZN FE2609D9G3EZ FE2609D9G3ZV FE2609D9G4AX
FE2609D9G4TW FE2609D9G5BA FE2609D9G5EU FE2609D9G5GE FE2609D9G5IB FE2609D9G5JA FE2609D9G5JV FE2609D9G5KP FE2609D9G5LA FE2609D9G5LV FE2609D9G5MA FE2609D9G5MV FE2609D9G5NA FE2609D9G5NV FE2609D9G5OA FE2609D9G5OV
FE2609D9G5PA FE2609D9G5PV FE2609D9G5QA FE2609D9G5QV FE2609D9G5RA FE2609D9G5RV FE2609D9G5SA FE2609D9G5SV FE2609D9G5TA FE2609D9G5TV FE2609D9G5UA FE2609D9G5UV FE2609D9G5VA FE2609D9G5VV FE2609D9G5WA FE2609D9G5WV
FE2609D9G5XA FE2609D9G5XV FE2609D9G5YA FE2609D9G5YV FE2609D9G5ZA FE2609D9G5ZV FE2609D9G60A FE2609D9G60V FE2609D9G61A FE2609D9G61V FE2609D9G62A FE2609D9G62V FE2609D9G63A FE2609D9G63V FE2609D9G64A FE2609D9G64V
FE2609D9G65A FE2609D9G65V FE2609D9G66A FE2609D9G66V FE2609D9G67A FE2609D9G67V FE2609D9G68A FE2609D9G68V FE2609D9G69A FE2609D9G69V FE2609D9G6AA FE2609D9G6AV FE2609D9G6BA FE2609D9G6BV FE2609D9G6CA FE2609D9G6CV
FE2609D9G6DA FE2609D9G6DV FE2609D9G6EA FE2609D9G6EV FE2609D9G6FA FE2609D9G6FV FE2609D9G6GA FE2609D9G6GV FE2609D9G6HA FE2609D9G6HV FE2609D9G6IA FE2609D9G6IV FE2609D9G6JA FE2609D9G6JV FE2609D9G6KA FE2609D9G6KV
FE2609D9G6LA FE2609D9G6LV FE2609D9G6MA FE2609D9G6MV FE2609D9G6NA FE2609D9G6NV FE2609D9G6OA FE2609D9G6OV FE2609D9G6PA FE2609D9G6PV FE2609D9G6QA FE2609D9G6QV FE2609D9G6RA FE2609D9G6RV FE2609D9G6SA FE2609D9G6SV
FE2609D9G6TA FE2609D9G6TV FE2609D9G6UA FE2609D9G6UV FE2609D9G6VA FE2609D9G6VV FE2609D9G6WA FE2609D9G6WV FE2609D9G6XA FE2609D9G6XV FE2609D9G6YA FE2609D9G6YV FE2609D9G6ZA FE2609D9G6ZV FE2609D9G70A FE2609D9G70V
FE2609D9G71A FE2609D9G71V FE2609D9G72A FE2609D9G72V FE2609D9G73A FE2609D9G73V FE2609D9G74A FE2609D9G74V FE2609D9G75A FE2609D9G75V FE2609D9G76A FE2609D9G76V FE2609D9G77A FE2609D9G77V FE2609D9G78A FE2609D9G78V
FE2609D9G79A FE2609D9G79V FE2609D9G7AA FE2609D9G7AV FE2609D9G7BA FE2609D9G7BV FE2609D9G7CA FE2609D9G7CV FE2609D9G7DA FE2609D9G7DV FE2609D9G7EA FE2609D9G7EV FE2609D9G7FA FE2609D9G7FV FE2609D9G7GA FE2609D9G7GV
FE2609D9G7HA FE2609D9G7HV FE2609D9G7IA FE2609D9G7IV FE2609D9G7JA FE2609D9G7JV FE2609D9G7KA FE2609D9G7KV FE2609D9G7LA FE2609D9G7LV FE2609D9G7MA FE2609D9G7MV FE2609D9G7NA FE2609D9G7NV FE2609D9G7OA FE2609D9G7OV
FE2609D9G7PA FE2609D9G7PV FE2609D9G7QA FE2609D9G7QV FE2609D9G7RA FE2609D9G7RV FE2609D9G7SA FE2609D9G7SV FE2609D9G7TA FE2609D9G7TV FE2609D9G7UA FE2609D9G7UV FE2609D9G7VA FE2609D9G7VV FE2609D9G7WA FE2609D9G7WV
FE2609D9G7XA FE2609D9G7XV FE2609D9G7YA FE2609D9G7YV FE2609D9G7ZA FE2609D9G7ZV FE2609D9G80A FE2609D9G80V FE2609D9G81A FE2609D9G81V FE2609D9G82A FE2609D9G82V FE2609D9G83A FE2609D9G83V FE2609D9G84A FE2609D9G84V
FE2609D9G85A FE2609D9G85V FE2609D9G86A FE2609D9G86V FE2609D9G87A FE2609D9G87V FE2609D9G88A FE2609D9G88V FE2609D9G89A FE2609D9G89V FE2609D9G8AA FE2609D9G8AV FE2609D9G8BA FE2609D9G8BV FE2609D9G8CA FE2609D9G8CV
FE2609D9G8DA FE2609D9G8DV FE2609D9G8EA FE2609D9G8EV FE2609D9G8FA FE2609D9G8FV FE2609D9G8GA FE2609D9G8GV FE2609D9G8HA FE2609D9G8HV FE2609D9G8IA FE2609D9G8IV FE2609D9G8JA FE2609D9G8JV FE2609D9G8KA FE2609D9G8KV
FE2609D9G8LA FE2609D9G8LV FE2609D9G8MA FE2609D9G8MV FE2609D9G8NA FE2609D9G8NV FE2609D9G8OA FE2609D9G8OV FE2609D9G8PA FE2609D9G8PV FE2609D9G8QA FE2609D9G8QV FE2609D9G8RA FE2609D9G8RV FE2609D9G8SA FE2609D9G8SV
FE2609D9G8TA FE2609D9G8TV FE2609D9G8UA FE2609D9G8UV FE2609D9G8VA FE2609D9G8VV FE2609D9G8WA FE2609D9G8WV FE2609D9G8XA FE2609D9G8XV FE2609D9G8YA FE2609D9G8YV FE2609D9G8ZA FE2609D9G8ZV FE2609D9G90A FE2609D9G90V
FE2609D9G91A FE2609D9G91V FE2609D9G92A FE2609D9G92V FE2609D9G93A FE2609D9G93V FE2609D9G94A FE2609D9G94V FE2609D9G95A FE2609D9G95V FE2609D9G96A FE2609D9G96V FE2609D9G97A FE2609D9G97V FE2609D9G98A FE2609D9G98V
FE2609D9G99A FE2609D9G99V FE2609D9G9AA FE2609D9G9AV FE2609D9G9BA FE2609D9G9BV FE2609D9G9CA FE2609D9G9CV FE2609D9G9DA FE2609D9G9DV FE2609D9G9EA FE2609D9G9EV FE2609D9G9FA FE2609D9G9FV FE2609D9G9GA FE2609D9G9GV
FE2609D9G9HA FE2609D9G9HV FE2609D9G9IA FE2609D9G9IV FE2609D9G9JA FE2609D9G9JV FE2609D9G9KA FE2609D9G9KV FE2609D9G9LA FE2609D9G9LV FE2609D9G9MA FE2609D9G9MV FE2609D9G9NA FE2609D9G9NV FE2609D9G9OA FE2609D9G9OV
FE2609D9G9PA FE2609D9G9PV FE2609D9G9QA FE2609D9G9QV FE2609D9G9RA FE2609D9G9RV FE2609D9G9SA FE2609D9G9SV FE2609D9G9TA FE2609D9G9TV FE2609D9G9UA FE2609D9G9UV FE2609D9G9VA FE2609D9G9VV FE2609D9G9WA FE2609D9G9WV
FE2609D9G9XA FE2609D9G9XV FE2609D9G9YA FE2609D9G9YV FE2609D9G9ZA FE2609D9G9ZV FE2609D9GA0A FE2609D9GA0V FE2609D9GA1A FE2609D9GA1V FE2609D9GA2A FE2609D9GA2V FE2609D9GA3A FE2609D9GA3V FE2609D9GA4A FE2609D9GA4V
FE2609D9GA5A FE2609D9GA5V FE2609D9GA6A FE2609D9GA6V FE2609D9GA7A FE2609D9GA7V FE2609D9GA8A FE2609D9GA8V FE2609D9GA9A FE2609D9GA9V FE2609D9GAAA FE2609D9GAAV FE2609D9GABA FE2609D9GABV FE2609D9GACA FE2609D9GACV
FE2609D9GADA FE2609D9GADV FE2609D9GAEA FE2609D9GAEV FE2609D9GAFA FE2609D9GAFV FE2609D9GAGA FE2609D9GAGV FE2609D9GAHA FE2609D9GAHV FE2609D9GAIA FE2609D9GAIV FE2609D9GAJA FE2609D9GAJV FE2609D9GAKA FE2609D9GAKV
FE2609D9GALA FE2609D9GALV FE2609D9GAMA FE2609D9GAMV FE2609D9GANA FE2609D9GANV FE2609D9GAOA FE2609D9GAOV FE2609D9GAPA FE2609D9GAPV FE2609D9GAQA FE2609D9GAQV FE2609D9GARA FE2609D9GARV FE2609D9GASA FE2609D9GASV
FE2609D9GATA FE2609D9GATV FE2609D9GAUA FE2609D9GAUV FE2609D9GAVA FE2609D9GAVV FE2609D9GAWA FE2609D9GAWV FE2609D9GAXA FE2609D9GAXV FE2609D9GAYA FE2609D9GAYV FE2609D9GAZA FE2609D9GAZV FE2609D9GB0A FE2609D9GB0V
FE2609D9GB1A FE2609D9GB1V FE2609D9GB2A FE2609D9GB2V FE2609D9GB3A FE2609D9GB3V FE2609D9GB4A FE2609D9GB4V FE2609D9GB5A FE2609D9GB5V FE2609D9GB6A FE2609D9GB6V FE2609D9GB7A FE2609D9GB7V FE2609D9GB8A FE2609D9GB8V
FE2609D9GB9A FE2609D9GB9V FE2609D9GBAA FE2609D9GBAV FE2609D9GBBA FE2609D9GBBV FE2609D9GBCA FE2609D9GBCV FE2609D9GBDA FE2609D9GBDV FE2609D9GBEA FE2609D9GBEV FE2609D9GBFA FE2609D9GBFV FE2609D9GBGA FE2609D9GBGV
FE2609D9GBHA FE2609D9GBHV FE2609D9GBIA FE2609D9GBIV FE2609D9GBJA FE2609D9GBJV FE2609D9GBKA FE2609D9GBKV FE2609D9GBLA FE2609D9GBLV FE2609D9GBMA FE2609D9GBMV FE2609D9GBNA FE2609D9GBNV FE2609D9GBOA FE2609D9GBOV
FE2609D9GBPA FE2609D9GBPV FE2609D9GBQA FE2609D9GBQV FE2609D9GBRA FE2609D9GBRV FE2609D9GBSA FE2609D9GBSV FE2609D9GBTA FE2609D9GBTV FE2609D9GBUA FE2609D9GBUV FE2609D9GBVA FE2609D9GBVV FE2609D9GBWA FE2609D9GBWV
FE2609D9GBXA FE2609D9GBXV FE2609D9GBYA FE2609D9GBYV FE2609D9GBZA FE2609D9GBZV FE2609D9GC0A FE2609D9GC0V FE2609D9GC1A FE2609D9GC1V FE2609D9GC2A FE2609D9GC2V FE2609D9GC3A FE2609D9GC3V FE2609D9GC4A FE2609D9GC4V
FE2609D9GC5A FE2609D9GC5V FE2609D9GC6A FE2609D9GC6V FE2609D9GC7A FE2609D9GC7V FE2609D9GC8A FE2609D9GC8V FE2609D9GC9A FE2609D9GC9V FE2609D9GCAA FE2609D9GCAV FE2609D9GCBA FE2609D9GCBV FE2609D9GCCA FE2609D9GCCV
FE2609D9GCDA FE2609D9GCDV FE2609D9GCEA FE2609D9GCEV FE2609D9GCFA FE2609D9GCFV FE2609D9GCGA FE2609D9GCGV FE2609D9GCHA FE2609D9GCHV FE2609D9GCIA FE2609D9GCIV FE2609D9GCJA FE2609D9GCJV FE2609D9GCKA FE2609D9GCKV
FE2609D9GCLA FE2609D9GCLV FE2609D9GCMA FE2609D9GCMV FE2609D9GCNA FE2609D9GCNV FE2609D9GCOA FE2609D9GCOV FE2609D9GCPA FE2609D9GCPV FE2609D9GCQA FE2609D9GCQV FE2609D9GCRA FE2609D9GCRV FE2609D9GCSA FE2609D9GCSV
FE2609D9GCTA FE2609D9GCTV FE2609D9GCUA FE2609D9GCUV FE2609D9GCVA FE2609D9GCVV FE2609D9GCWA FE2609D9GCWV FE2609D9GCXA FE2609D9GCXV FE2609D9GCYA FE2609D9GCYV FE2609D9GCZA FE2609D9GCZV FE2609D9GD0A FE2609D9GD0V
FE2609D9GD1A FE2609D9GD1V FE2609D9GD2A FE2609D9GD2V FE2609D9GD3A FE2609D9GD3V FE2609D9GD4A FE2609D9GD4V FE2609D9GD5A FE2609D9GD5V FE2609D9GD6A FE2609D9GD6V FE2609D9GD7A FE2609D9GD7V FE2609D9GD8A FE2609D9GD8V
FE2609D9GD9A FE2609D9GD9V FE2609D9GDAA FE2609D9GDAV FE2609D9GDBA FE2609D9GDBV FE2609D9GDCA FE2609D9GDCV FE2609D9GDDA FE2609D9GDDV FE2609D9GDEA FE2609D9GDEV FE2609D9GDFA FE2609D9GDFV FE2609D9GDGA FE2609D9GDGV
FE2609D9GDHA FE2609D9GDHV FE2609D9GDIA FE2609D9GDIV FE2609D9GDJA FE2609D9GDJV FE2609D9GDKA FE2609D9GDKV FE2609D9GDLA FE2609D9GDLV FE2609D9GDMA FE2609D9GDMV FE2609D9GDNA FE2609D9GDNV FE2609D9GDOA FE2609D9GDOV
FE2609D9GDPA FE2609D9GDPV FE2609D9GDQA FE2609D9GDQV FE2609D9GDRA FE2609D9GDRV FE2609D9GDSA FE2609D9GDSV FE2609D9GDTA FE2609D9GDTV FE2609D9GDUA FE2609D9GDUV FE2609D9GDVA FE2609D9GDVV FE2609D9GDWA FE2609D9GDWV
FE2609D9GDXA FE2609D9GDXV FE2609D9GDYA FE2609D9GDYV FE2609D9GDZA FE2609D9GDZV FE2609D9GE0A FE2609D9GE0V FE2609D9GE1A FE2609D9GE1V FE2609D9GE2A FE2609D9GE2V FE2609D9GE3A FE2609D9GE3V FE2609D9GE4A FE2609D9GE4V
FE2609D9GE5A FE2609D9GE5V FE2609D9GE6A FE2609D9GE6V FE2609D9GE7A FE2609D9GE7V FE2609D9GE8A FE2609D9GE8V FE2609D9GE9A FE2609D9GE9V FE2609D9GEAA FE2609D9GEAV FE2609D9GEBA FE2609D9GEBV FE2609D9GECA FE2609D9GECV
FE2609D9GEDA FE2609D9GEDV FE2609D9GEEA FE2609D9GEEV FE2609D9GEFA FE2609D9GEFV FE2609D9GEGA FE2609D9GEGV FE2609D9GEHA FE2609D9GEHV FE2609D9GEIA FE2609D9GEIV FE2609D9GEJA FE2609D9GEJV FE2609D9GEKA FE2609D9GEKV
FE2609D9GELA FE2609D9GELV FE2609D9GEMA FE2609D9GEMV FE2609D9GENA FE2609D9GENV FE2609D9GEOA FE2609D9GEOV FE2609D9GEPA FE2609D9GEPV FE2609D9GEQA FE2609D9GEQV FE2609D9GERA FE2609D9GERV FE2609D9GESA FE2609D9GESV
FE2609D9GETA FE2609D9GETV FE2609D9GEUA FE2609D9GEUV FE2609D9GEVA FE2609D9GEVV FE2609D9GEWA FE2609D9GEWV FE2609D9GEXA FE2609D9GEXV FE2609D9GEYA FE2609D9GEYV FE2609D9GEZA FE2609D9GEZV FE2609D9GF0A FE2609D9GF0V
FE2609D9GF1A FE2609D9GF1V FE2609D9GF2A FE2609D9GF2V FE2609D9GF3A FE2609D9GF3V FE2609D9GF4A FE2609D9GF4V FE2609D9GF5A FE2609D9GF5V FE2609D9GF6A FE2609D9GF6V FE2609D9GF7A FE2609D9GF7V FE2609D9GF8A FE2609D9GF8V
FE2609D9GF9A FE2609D9GF9V FE2609D9GFAA FE2609D9GFAV FE2609D9GFBA FE2609D9GFBV FE2609D9GFCA FE2609D9GFCV FE2609D9GFDA FE2609D9GFDV FE2609D9GFEA FE2609D9GFEV FE2609D9GFFA FE2609D9GFFV FE2609D9GFGA FE2609D9GFGV
FE2609D9GFHA FE2609D9GFHV FE2609D9GFIA FE2609D9GFIV FE2609D9GFJA FE2609D9GFJV FE2609D9GFKA FE2609D9GFKV FE2609D9GFLA FE2609D9GFLV FE2609D9GFMA FE2609D9GFMV FE2609D9GFNA FE2609D9GFNV FE2609D9GFOA FE2609D9GFOV
FE2609D9GFPA FE2609D9GFPV FE2609D9GFQA FE2609D9GFQV FE2609D9GFRA FE2609D9GFRV FE2609D9GFSA FE2609D9GFSV FE2609D9GFTA FE2609D9GFTV FE2609D9GFUA FE2609D9GFUV FE2609D9GFVA FE2609D9GFVV FE2609D9GFWA FE2609D9GFWV
FE2609D9GFXA FE2609D9GFXV FE2609D9GFYA FE2609D9GFYV FE2609D9GFZA FE2609D9GFZV FE2609D9GG0A FE2609D9GG0V FE2609D9GG1A FE2609D9GG1V FE2609D9GG2A FE2609D9GG2V FE2609D9GG3A FE2609D9GG3V FE2609D9GG4A FE2609D9GG4V
FE2609D9GG5A FE2609D9GG5V FE2609D9GG6A FE2609D9GG6V FE2609D9GG7A FE2609D9GG7V FE2609D9GG8A FE2609D9GG8V FE2609D9GG9A FE2609D9GG9V FE2609D9GGAA FE2609D9GGAV FE2609D9GGBA FE2609D9GGBV FE2609D9GGCA FE2609D9GGCV
FE2609D9GGDA FE2609D9GGDV FE2609D9GGEA FE2609D9GGEV FE2609D9GGFA FE2609D9GGFV FE2609D9GGGA FE2609D9GGGV FE2609D9GGHA FE2609D9GGHV FE2609D9GGIA FE2609D9GGIV FE2609D9GGJA FE2609D9GGJV FE2609D9GGKA FE2609D9GGKV
FE2609D9GGLA FE2609D9GGLV FE2609D9GGMA FE2609D9GGMV FE2609D9GGNA FE2609D9GGNV FE2609D9GGOA FE2609D9GGOV FE2609D9GGPA FE2609D9GGPV FE2609D9GGQA FE2609D9GGQV FE2609D9GGRA FE2609D9GGRV FE2609D9GGSA FE2609D9GGSV
FE2609D9GGTA FE2609D9GGTV FE2609D9GGUA FE2609D9GGUV FE2609D9GGVA FE2609D9GGVV FE2609D9GGWA FE2609D9GGWV FE2609D9GGXA FE2609D9GGXV FE2609D9GGYA FE2609D9GGYV FE2609D9GGZA FE2609D9GGZV FE2609D9GH0A FE2609D9GH0V
FE2609D9GH1A FE2609D9GH1V FE2609D9GH2A FE2609D9GH2V FE2609D9GH3A FE2609D9GH3V FE2609D9GH4A FE2609D9GH4V FE2609D9GH5A FE2609D9GH5V FE2609D9GH6A FE2609D9GH6V FE2609D9GH7A FE2609D9GH7V FE2609D9GH8A FE2609D9GH8V
FE2609D9GH9A FE2609D9GH9V FE2609D9GHAA FE2609D9GHAV FE2609D9GHBA FE2609D9GHBV FE2609D9GHCA FE2609D9GHCV FE2609D9GHDA FE2609D9GHDV FE2609D9GHEA FE2609D9GHEV FE2609D9GHFA FE2609D9GHFV FE2609D9GHGA FE2609D9GHGV
FE2609D9GHHA FE2609D9GHHV FE2609D9GHIA FE2609D9GHIV FE2609D9GHJA FE2609D9GHJV FE2609D9GHKA FE2609D9GHKV FE2609D9GHLA FE2609D9GHLV FE2609D9GHMA FE2609D9GHMV FE2609D9GHNA FE2609D9GHNV FE2609D9GHOA FE2609D9GHOV
FE2609D9GHPA FE2609D9GHPV FE2609D9GHQA FE2609D9GHQV FE2609D9GHRA FE2609D9GHRV FE2609D9GHSA FE2609D9GHSV FE2609D9GHTA FE2609D9GHTV FE2609D9GHUA FE2609D9GHUV FE2609D9GHVA FE2609D9GHVV FE2609D9GHWA FE2609D9GHWV
FE2609D9GHXA FE2609D9GHXV FE2609D9GHYA FE2609D9GHYV FE2609D9GHZA FE2609D9GHZV FE2609D9GI0A FE2609D9GI0V FE2609D9GI1A FE2609D9GI1V FE2609D9GI2A FE2609D9GI2V FE2609D9GI3A FE2609D9GI3V FE2609D9GI4A FE2609D9GI4V
FE2609D9GI5A FE2609D9GI5V FE2609D9GI6A FE2609D9GI6V FE2609D9GI7A FE2609D9GI7V FE2609D9GI8A FE2609D9GI8V FE2609D9GI9A FE2609D9GI9V FE2609D9GIAA FE2609D9GIAV FE2609D9GIBA FE2609D9GIBV FE2609D9GICA FE2609D9GICV
FE2609D9GIDA FE2609D9GIDV FE2609D9GIEA FE2609D9GIEV FE2609D9GIFA FE2609D9GIFV FE2609D9GIGA FE2609D9GIGV FE2609D9GIHA FE2609D9GIHV FE2609D9GIIA FE2609D9GIIV FE2609D9GIJA FE2609D9GIJV FE2609D9GIKA FE2609D9GIKV
FE2609D9GILA FE2609D9GILV FE2609D9GIMA FE2609D9GIMV FE2609D9GINA FE2609D9GINV FE2609D9GIOA FE2609D9GIOV FE2609D9GIPA FE2609D9GIPV FE2609D9GIQA FE2609D9GIQV FE2609D9GIRA FE2609D9GIRV FE2609D9GISA FE2609D9GISV
FE2609D9GITA FE2609D9GITV FE2609D9GIUA FE2609D9GIUV FE2609D9GIVA FE2609D9GIVV FE2609D9GIWA FE2609D9GIWV FE2609D9GIXA FE2609D9GIXV FE2609D9GIYA FE2609D9GIYV FE2609D9GIZA FE2609D9GIZV FE2609D9GJ0A FE2609D9GJ0V
FE2609D9GJ1A FE2609D9GJ1V FE2609D9GJ2A FE2609D9GJ2V FE2609D9GJ3A FE2609D9GJ3V FE2609D9GJ4A FE2609D9GJ4V FE2609D9GJ5A FE2609D9GJ5V FE2609D9GJ6A FE2609D9GJ6V FE2609D9GJ7A FE2609D9GJ7V FE2609D9GJ8A FE2609D9GJ8V
FE2609D9GJ9A FE2609D9GJ9V FE2609D9GJAA FE2609D9GJAV FE2609D9GJBA FE2609D9GJBV FE2609D9GJCA FE2609D9GJCV FE2609D9GJDA FE2609D9GJDV FE2609D9GJEA FE2609D9GJEV FE2609D9GJFA FE2609D9GJFV FE2609D9GJGA FE2609D9GJGV
FE2609D9GJHA FE2609D9GJHV FE2609D9GJIA FE2609D9GJIV FE2609D9GJJA FE2609D9GJJV FE2609D9GJKA FE2609D9GJKV FE2609D9GJLA FE2609D9GJLV FE2609D9GJMA FE2609D9GJMV FE2609D9GJNA FE2609D9GJNV FE2609D9GJOA FE2609D9GJOV
FE2609D9GJPA FE2609D9GJPV FE2609D9GJQA FE2609D9GJQV FE2609D9GJRA FE2609D9GJRV FE2609D9GJSA FE2609D9GJSV FE2609D9GJTA FE2609D9GJTV FE2609D9GJUA FE2609D9GJUV FE2609D9GJVA FE2609D9GJVV FE2609D9GJWA FE2609D9GJWV
FE2609D9GJXA FE2609D9GJXV FE2609D9GJYA FE2609D9GJYV FE2609D9GJZA FE2609D9GJZV FE2609D9GK0A FE2609D9GK0V FE2609D9GK1A FE2609D9GK1V FE2609D9GK2A FE2609D9GK2V FE2609D9GK3A FE2609D9GK3V FE2609D9GK4A FE2609D9GK4V
FE2609D9GK5A FE2609D9GK5V FE2609D9GK6A FE2609D9GK6V FE2609D9GK7A FE2609D9GK7V FE2609D9GK8A FE2609D9GK8V FE2609D9GK9A FE2609D9GK9V FE2609D9GKAA FE2609D9GKAV FE2609D9GKBA FE2609D9GKBV FE2609D9GKCA FE2609D9GKCV
FE2609D9GKDA FE2609D9GKDV FE2609D9GKEA FE2609D9GKEV FE2609D9GKFA FE2609D9GKFV FE2609D9GKGA FE2609D9GKGV FE2609D9GKHA FE2609D9GKHV FE2609D9GKIA FE2609D9GKIV FE2609D9GKJA FE2609D9GKJV FE2609D9GKKA FE2609D9GKKV
FE2609D9GKLA FE2609D9GKLV FE2609D9GKMA FE2609D9GKMV FE2609D9GKNA FE2609D9GKNV FE2609D9GKOA FE2609D9GKOV FE2609D9GKPA FE2609D9GKPV FE2609D9GKQA FE2609D9GKQV FE2609D9GKRA FE2609D9GKRV FE2609D9GKSA FE2609D9GKSV
FE2609D9GKTA FE2609D9GKTV FE2609D9GKUA FE2609D9GKUV FE2609D9GKVA FE2609D9GKVV FE2609D9GKWA FE2609D9GKWV FE2609D9GKXA FE2609D9GKXV FE2609D9GKYA FE2609D9GKYV FE2609D9GKZA FE2609D9GKZV FE2609D9GL0A FE2609D9GL0V
FE2609D9GL1A FE2609D9GL1V FE2609D9GL2A FE2609D9GL2V FE2609D9GL3A FE2609D9GL3V FE2609D9GL4A FE2609D9GL4V FE2609D9GL5A FE2609D9GL5V FE2609D9GL6A FE2609D9GL6V FE2609D9GL7A FE2609D9GL7V FE2609D9GL8A FE2609D9GL8V
FE2609D9GL9A FE2609D9GL9V FE2609D9GLAA FE2609D9GLAV FE2609D9GLBA FE2609D9GLBV FE2609D9GLCA FE2609D9GLCV FE2609D9GLDA FE2609D9GLDV FE2609D9GLEA FE2609D9GLEV FE2609D9GLFA FE2609D9GLFV FE2609D9GLGA FE2609D9GLGV
FE2609D9GLHA FE2609D9GLHV FE2609D9GLIA FE2609D9GLIV FE2609D9GLJA FE2609D9GLJV FE2609D9GLKA FE2609D9GLKV FE2609D9GLLA FE2609D9GLLV FE2609D9GLMA FE2609D9GLMV FE2609D9GLNA FE2609D9GLNV FE2609D9GLOA FE2609D9GLOV
FE2609D9GLPA FE2609D9GLPV FE2609D9GLQA FE2609D9GLQV FE2609D9GLRA FE2609D9GLRV FE2609D9GLSA FE2609D9GLSV FE2609D9GLTA FE2609D9GLTV FE2609D9GLUA FE2609D9GLUV FE2609D9GLVA FE2609D9GLVV FE2609D9GLWA FE2609D9GLWV
FE2609D9GLXA FE2609D9GLXV FE2609D9GLYA FE2609D9GLYV FE2609D9GLZA FE2609D9GLZV FE2609D9GM0A FE2609D9GM0V FE2609D9GM1A FE2609D9GM1V FE2609D9GM2A FE2609D9GM2V FE2609D9GM3A FE2609D9GM3V FE2609D9GM4A FE2609D9GM4V
FE2609D9GM5A FE2609D9GM5V FE2609D9GM6A FE2609D9GM6V FE2609D9GM7A FE2609D9GM7V FE2609D9GM8A FE2609D9GM8V FE2609D9GM9A FE2609D9GM9V FE2609D9GMAA FE2609D9GMAV FE2609D9GMBA FE2609D9GMBV FE2609D9GMCA FE2609D9GMCV
FE2609D9GMDA FE2609D9GMDV FE2609D9GMEA FE2609D9GMEV FE2609D9GMFA FE2609D9GMFV FE2609D9GMGA FE2609D9GMGV FE2609D9GMHA FE2609D9GMHV FE2609D9GMIA FE2609D9GMIV FE2609D9GMJA FE2609D9GMJV FE2609D9GMKA FE2609D9GMKV
FE2609D9GMLA FE2609D9GMLV FE2609D9GMMA FE2609D9GMMV FE2609D9GMNA FE2609D9GMNV FE2609D9GMOA FE2609D9GMOV FE2609D9GMPA FE2609D9GMPV FE2609D9GMQA FE2609D9GMQV FE2609D9GMRA FE2609D9GMRV FE2609D9GMSA FE2609D9GMSV
FE2609D9GMTA FE2609D9GMTV FE2609D9GMUA FE2609D9GMUV FE2609D9GMVA FE2609D9GMVV FE2609D9GMWA FE2609D9GMWV FE2609D9GMXA FE2609D9GMXV FE2609D9GMYA FE2609D9GMYV FE2609D9GMZA FE2609D9GMZV FE2609D9GN0A FE2609D9GN0V
FE2609D9GN1A FE2609D9GN1V FE2609D9GN2A FE2609D9GN2V FE2609D9GN3A FE2609D9GN3V FE2609D9GN4A FE2609D9GN4V FE2609D9GN5A FE2609D9GN5V FE2609D9GN6A FE2609D9GN6V FE2609D9GN7A FE2609D9GN7V FE2609D9GN8A FE2609D9GN8V
FE2609D9GN9A FE2609D9GN9V FE2609D9GNAA FE2609D9GNAV FE2609D9GNBA FE2609D9GNBV FE2609D9GNCA FE2609D9GNCV FE2609D9GNDA FE2609D9GNDV FE2609D9GNEA FE2609D9GNEV FE2609D9GNFA FE2609D9GNFV FE2609D9GNGA FE2609D9GNGV
FE2609D9GNHA FE2609D9GNHV FE2609D9GNIA FE2609D9GNIV FE2609D9GNJA FE2609D9GNJV FE2609D9GNKA FE2609D9GNKV FE2609D9GNLA FE2609D9GNLV FE2609D9GNMA FE2609D9GNMV FE2609D9GNNA FE2609D9GNNV FE2609D9GNOA FE2609D9GNOV
FE2609D9GNPA FE2609D9GNPV FE2609D9GNQA FE2609D9GNQV FE2609D9GNRA FE2609D9GNRV FE2609D9GNSA FE2609D9GNSV FE2609D9GNTA FE2609D9GNTV FE2609D9GNUA FE2609D9GNUV FE2609D9GNVA FE2609D9GNVV FE2609D9GNWA FE2609D9GNWV
FE2609D9GNXA FE2609D9GNXV FE2609D9GNYA FE2609D9GNYV FE2609D9GNZA FE2609D9GNZV FE2609D9GO0A FE2609D9GO0V FE2609D9GO1A FE2609D9GO1V FE2609D9GO2A FE2609D9GO2V FE2609D9GO3A FE2609D9GO3V FE2609D9GO4A FE2609D9GO4V
FE2609D9GO5A FE2609D9GO5V FE2609D9GO6A FE2609D9GO6V FE2609D9GO7A FE2609D9GO7V FE2609D9GO8A FE2609D9GO8V FE2609D9GO9A FE2609D9GO9V FE2609D9GOAA FE2609D9GOAV FE2609D9GOBA FE2609D9GOBV FE2609D9GOCA FE2609D9GOCV
FE2609D9GODA FE2609D9GODV FE2609D9GOEA FE2609D9GOEV FE2609D9GOFA FE2609D9GOFV FE2609D9GOGA FE2609D9GOGV FE2609D9GOHA FE2609D9GOHV FE2609D9GOIA FE2609D9GOIV FE2609D9GOJA FE2609D9G

FE2609J7Z9 FE2609K1OM1 FE2609K1OR FE2609K11J FE2609K1G3 FE2609K1SY FE2609K1ZH FE2609K33H FE2609K40X FE2609K48X FE2609K4H7 FE2609K4K3 FE2609K5Q7 FE2609K5R9 FE2609K61V FE2609K6AR
FE2609K6HC FE2609K6N6 FE2609K6XR FE2609K7C9 FE2609K7EV FE2609K7PK FE2609K86S FE2609K8C FE2609K8PI FE2609K9F6 FE2609K9WB FE2609K9Y9 FE2609KA2J FE2609KA444 FE2609KA7I FE2609KA7R FE2609KAW8 FE2609KB4H FE2609KBSR
FE2609KB15 FE2609KCBB FE2609KD0E FE2609KDJU FE2609KDLQ FE2609KDSG6 FE2609KDZG FE2609KEH7 FE2609KEHZ FE2609KEM5 FE2609KEBE FE2609KFF8 FE2609KFK FE2609KFZI FE2609KG65 FE2609KGMA FE2609KH97 FE2609KHOM FE2609KHPN FE2609KI8O FE2609KIFE FE2609KINM FE2609KITE FE2609KJ15 FE2609KJ52 FE2609KJ5X FE2609KJE4 FE2609KJUP FE2609KK4C FE2609KK78 FE2609KKLX FE2609KKYC FE2609KKZM
FE2609KL0K FE2609KL9T FE2609KLH6 FE2609KLLJ FE2609KM5B FE2609KM63 FE2609KMCX FE2609KML3 FE2609KMS4 FE2609KN31 FE2609KN55 FE2609KNB8 FE2609KNRP FE2609KNS4 FE2609KNTC FE2609KO6J FE2609K08R FE2609K09Y FE2609K0DY FE2609K0HP
FE2609K0LE FE2609K0SN FE2609KRED FE2609KRQJ4 FE2609KROF FE2609KRRG FE2609KRRC FE2609KSEB FE2609KSMN FE2609KTAR FE2609KUBI FE2609KUQF FE2609KUXX FE2609KV6 FE2609KVLB FE2609KWT6 FE2609KWR3 FE2609KWIR
FE2609KWMC FE2609KWWG FE2609KWYB FE2609KWWQ FE2609KWXO FE2609KXAK FE2609KXHC FE2609KXW5 FE2609KY52 FE2609KZ6T FE2609KZ8 FE2609KZQU FE2609KZZM FE2609L142 FE2609L19T FE2609L1OF FE2609L1WA FE2609L1YJ FE2609L30A FE2609L3W4
FE2609L3TS FE2609L44H FE2609L4DO FE2609L5PO FE2609L67D FE2609L6C2 FE2609L6O7 FE2609L6RK FE2609L79R FE2609L7AL FE2609L7EN FE2609L81V FE2609L83X FE2609L849 FE2609L8NR FE2609L940 FE2609L95G FE2609L9FZ
FE2609L90B FE2609L9TO FE2609L9OU FE2609LAEC FE2609LBAC FE2609LBBZ FE2609LBWF FE2609LC4X FE2609LC61 FE2609LCFB FE2609LD1G FE2609LD5S FE2609LDKD FE2609LDRY FE2609LE19 FE2609LEB1 FE2609LEG2 FE2609LEKN
FE2609LF56 FE2609LFIX FE2609LFXG FE2609LFY9 FE2609LG6R FE2609LGC1 FE2609LGQB FE2609LGRG FE2609LH1Q FE2609LH21 FE2609LHFR FE2609LHP9 FE2609LHQF FE2609LI3B FE2609LIMQ FE2609LJ2X FE2609LJ9A FE2609LJUE
FE2609LJYF FE2609LK8S FE2609LKJ6 FE2609LKWV FE2609LL8 FE2609LL9G FE2609LLSO FE2609LLTJ FE2609LLZ3 FE2609LM2G FE2609LM8K FE2609LMBT FE2609LN4Q FE2609LNN6 FE2609LNXN FE2609LOLR
FE2609LO7V FE2609LPDB FE2609LPNX FE2609LPTG FE2609LPUS FE2609LQ8C FE2609LQOO FE2609LQPW FE2609LR6D FE2609LRSB FE2609LSND FE2609LSNB FE2609LTQZ FE2609LTRS FE2609LV5S FE2609LWEQ FE2609LWPO FE2609LWQX
FE2609LWS9 FE2609LWXD FE2609LX6D FE2609LXRV FE2609LY3H FE2609LYCL FE2609LZ6E FE2609LZBN FE2609LZSJ FE2609M0F9 FE2609M1BL FE2609M1NO FE2609M22D FE2609M2RK FE2609M3BY FE2609M3E6 FE2609M3F2 FE2609M3LQ FE2609M3NU
FE2609M4B1 FE2609M4EA FE2609M4FV FE2609M4OY FE2609M59J FE2609M5E9 FE2609M5G3 FE2609MAV3 FE2609MEWA FE2609MK6K FE2609MK74 FE2609MKCH FE2609MKFM FE2609MQ7Y FE2609MT7O FE2609MTVD FE2609MZZI
FE2609M83Y FE2609M8N8 FE2609M8X6 FE2609M9OG FE2609M9Z6 FE2609MA4H FE2609MAL5 FE2609MB3C FE2609MCCI FE2609MCHE FE2609MCXH FE2609MD69 FE2609MDG8 FE2609MDJ2 FE2609ME3 FE2609MEM3
FE2609MF8U FE2609MFAM FE2609MFFM FE2609MFHV FE2609MG3A FE2609MGB9 FE2609MGN8 FE2609MGVQ FE2609MH4N FE2609MHFK FE2609MHVE FE2609MIZO FE2609MJ1S FE2609MJ40
FE2609MJ4P FE2609MJ7O FE2609MJ7X FE2609MJTR FE2609MKEV FE2609MKML FE2609ML1C FE2609MMH5 FE2609MMJS FE2609MMP5 FE2609MMR7 FE2609MMUB FE2609MMVK FE2609MN80 FE2609MNFG FE2609MNIF
FE2609MO0B FE2609MO47 FE2609MO7C FE2609MOPD FE2609MOR3 FE2609MP5Q FE2609MP8E FE2609MPHT FE2609MPNQ FE2609MPQG FE2609MPS8 FE2609MQ7U FE2609MQXN FE2609MQXY FE2609MR3E FE2609MS2P FE2609MS9R FE2609MSJP FE2609MTFR
FE2609MTNE FE2609MTZY FE2609MU4Z FE2609MU52 FE2609MUBL FE2609MUQ3 FE2609MV6Q FE2609MWAW FE2609MWH4P FE2609MWHB FE2609MWLI FE2609MWNT FE2609MWZC FE2609MXIY FE2609MXUZ FE2609MXW6
FE2609MYC4 FE2609MZ6Z FE2609MZAG FE2609MZTH FE2609N02T FE2609N0RV FE2609N1JA FE2609N21D FE2609N271 FE2609N3NV FE2609N3X0 FE2609N3ZT FE2609N4K7 FE2609N4S8 FE2609N5BI FE2609N5FD
FE2609N5FU FE2609N5ZB FE2609N6WW FE2609N72W FE2609N7AJ FE2609N7OT FE2609N7W5 FE2609N7WF FE2609N7WH FE2609N8PY FE2609N8YY FE2609N8ZE FE2609N9AT FE2609N9XI FE2609NA08 FE2609NBS8
FE2609NBTW FE2609NBZE FE2609NC0E FE2609NC1T FE2609NC8F FE2609NCKQ FE2609NDWT FE2609NG7D FE2609NGCP FE2609NGCR FE2609NGN7 FE2609NGU2 FE2609NGX9 FE2609NHC7 FE2609NHF1
FE2609NI6L FE2609NIDH FE2609NIFV FE2609NIWT FE2609NJ3N FE2609NJBF FE2609NJMB FE2609NJNR FE2609NJZF FE2609NKN8 FE2609NKZC FE2609NLOO FE2609NLZ1 FE2609NLZ8 FE2609NLF6 FE2609NLTV
FE2609NLUN FE2609NM74 FE2609NMB7 FE2609NMNK FE2609NNO6 FE2609NNSK FE2609NNFE FE2609NO07 FE2609NOMP FE2609NP9Q FE2609NPTR FE2609NQCZ FE2609NQKO FE2609NQNH FE2609NQXA FE2609NQZB FE2609NRFA
FE2609NRJK FE2609NSEA FE2609NSJZ FE2609NSX5 FE2609NTAH FE2609NTLL FE2609NTNI FE2609NTW1 FE2609NUM7 FE2609NUTM FE2609NWBG FE2609NWS8 FE2609NX72 FE2609NXJD FE2609NXQC FE2609NXRS FE2609NYL9 FE2609NYTJ FE2609NYVU
FE2609NZ2H FE2609NZ9D FE2609NZZ4 FE2609O05X FE2609O0VZ FE2609O16P FE2609O1NC FE2609O1WH FE2609O2B3 FE2609O2BY FE2609O2ZP FE2609O30Z FE2609O31N FE2609O39Y FE2609O3P5 FE2609O410 FE2609O457
FE2609O461 FE2609O477 FE2609O5D0 FE2609O5FA FE2609O5RT FE2609O5Y2 FE2609O6B3 FE2609O6RW FE2609O6UL FE2609O7J1 FE2609O7TJ FE2609O804 FE2609O860 FE2609O88W FE2609O8FG FE2609O8ID FE2609O8OL FE2609O94M
FE2609O970 FE2609O9LU FE2609O9WN FE2609OA2L FE2609OA2N FE2609OA3E FE2609OADH FE2609OBG0 FE2609OBRF FE2609OBVM FE2609OOC2S FE2609OOWT FE2609OOD8L FE2609OOD7 FE2609OODLH FE2609OOE09 FE2609OOEPD FE2609OOF3W
FE2609OOFQ FE2609OOFJS FE2609OOG1K FE2609OOGMZ FE2609OOGPP FE2609OOGV4 FE2609OOH8Z FE2609OOHLE FE2609OOM7 FE2609OOR0R FE2609OOU00 FE2609OOU1P FE2609OOUB4 FE2609OOUD8 FE2609OOUE4 FE2609OOUIP FE2609OOV6P
FE2609OOJTO FE2609OOJUT FE2609OOJUU FE2609OOKTJ FE2609OOL75 FE2609OOLQT FE2609OOLXQ FE2609OOMB4 FE2609OOMMP FE2609OOMW5 FE2609OONN1 FE2609OONTH FE2609OONY9 FE2609OONZ2 FE2609OOO7M
FE2609OOPDQ FE2609OOPDU FE2609OPEKR FE2609OPFEM FE2609OPFG0 FE2609OPFMB FE2609OPFYF FE2609OPGJ2 FE2609OPHAX FE2609OPHC7 FE2609OPHD4 FE2609OPHEO FE2609OPHV5 FE2609OPIV8
FE2609OPJF3 FE2609OPJMS FE2609OPJYZ FE2609OPKFO FE2609OPKW0 FE2609OPLBH FE2609OPLNY FE2609OPLO8 FE2609OPLSS FE2609OPMC3 FE2609OPML1 FE2609OPMMS FE2609OPN5X FE2609OPN6K FE2609OPNGV
FE2609OPNOK FE2609OPOOO FE2609OPOIS FE2609OPQJ1 FE2609OPQNN FE2609OPR7O FE2609OPT42 FE2609OPT5U FE2609OPT8Y FE2609OPTPD FE2609OPTQ2 FE2609OPUAE FE2609OPR3S FE2609OPS8H FE2609OPSCN FE2609OPT1M
FE2609OPTA1 FE2609OPTFN FE2609OPUWN FE2609OPVBG FE2609OPVXQ FE2609OPWZ5 FE2609OPXM4 FE2609OPXP7 FE2609OPY4D FE2609OPYPG FE2609OPYRQ FE2609OPYUA FE2609OPYX6 FE2609OPZ0A
FE2609OPZ54 FE2609OPZ6W FE2609OPZ8C FE2609OPZBH FE2609OPZGR FE2609OQ01X FE2609OQ19Y FE2609OQ1VB FE2609OQ2CU FE2609OQ2IV FE2609OQ2ST FE2609OQ36K FE2609OQ3SN FE2609OQ3ZM FE2609OQ455 FE2609OQ4BX FE2609OQ4C6 FE2609OQ4D3
FE2609Q46W FE2609Q56P FE2609Q5A0 FE2609Q5L7 FE2609Q5X4 FE2609Q61R FE2609Q63Y FE2609Q6EM FE2609Q6LT FE2609Q6QV FE2609Q6R4 FE2609Q7BG FE2609Q7IC FE2609Q7QY FE2609Q7SU FE2609Q815 FE2609Q8BA FE2609Q8RG FE2609Q93A
FE2609Q914 FE2609Q9A2 FE2609QAVS FE2609QAZA FE2609QB4U FE2609QB96 FE2609QBK2 FE2609QC35 FE2609QCGP FE2609QCK3 FE2609QD2Y FE2609QDRK FE2609QE3C FE2609QE7E FE2609QEKR FE2609QEXC
FE2609QEZG FE2609QF9N FE2609QFYR FE2609QGBO FE2609QGM7 FE2609QGWM FE2609QHB6 FE2609QHH4 FE2609QHOG FE2609QHZJ FE2609QID1 FE2609QIIF FE2609QIJ0 FE2609QIW FE2609QJ06 FE2609QK21 FE2609QKS5
FE2609QKBX FE2609QKLL FE2609QKXP FE2609QL0A FE2609QLEF FE2609QLF6 FE2609QLUC FE2609QMRN FE2609QN20 FE2609QNBW FE2609QNGB FE2609QNJ2 FE2609QO7C FE2609QOIX FE2609QP10 FE2609QPLK FE2609QPW7 FE2609QQ1P FE2609QQJN
FE2609QQRN FE2609QRB8 FE2609QRNG FE2609QRSR FE2609QSF4 FE2609QSW3 FE2609QUEC FE2609QUFG FE2609QUO0 FE2609QUSR FE2609QUTE FE2609QW4G FE2609QWJ2 FE2609QWMR FE2609QWPE FE2609QXOV FE2609QXIE FE2609QXJ3 FE2609QXBF FE2609QXI6

FE29609Q1IV FE29609Q1PY FE29609Q4W3 FE29609Q8Z8J FE29609QZIG FE29609QZMP FE29609R0LK FE29609R1BW FE29609R1E7 FE29609R1HM FE29609R1KY FE29609R2DC FE29609R2G0 FE29609R2L9 FE29609R2LF FE29609R3C1 FE29609R3P5 FE29609R3WT
FE29609R444 FE29609R4H8 FE29609R5MG FE29609R6ZV FE29609R9D3 FE29609RA3M FE29609RAFB FE29609RAJM FE29609RB7C FE29609RBTI FE29609RC32 FE29609RCA0 FE29609RCIZ FE29609RCL7 FE29609RCXJ FE29609RD9H FE29609RDQ5
FE29609RDSO FE29609RECC FE29609REHO FE29609RF1D FE29609RF2A FE29609RF6Z FE29609RF8A FE29609RF8K FE29609RF9E FE29609RFOK FE29609RGCV FE29609RGK0 FE29609RH6L FE29609RHY7 FE29609RIV4 FE29609RJ10 FE29609RJ5G FE29609RJC3
FE29609RJFB FE29609RK8S FE29609RKFK FE29609RKM4 FE29609RL7D FE29609RLYK FE29609RMMY FE29609RMW5 FE29609RNMK FE29609ROCL FE29609ROIS FE29609RPNJ FE29609RQL9 FE29609RRGF FE29609RRMS FE29609RRRV
FE29609RRTL FE29609RRW7 FE29609RSFT FE29609RSMT FE29609RSUB FE29609RT3U FE29609RTNR FE29609RTT1 FE29609RU14Y FE29609RU68 FE29609RUBZ FE29609RUN6 FE29609RUPN FE29609RUXR FE29609RW5H FE29609RWHJ FE29609RWTY
FE29609RWWU FE29609RX99 FE29609RXMZ FE29609RXSQ FE29609RYOE FE29609RYU3 FE29609RYUL FE29609S0GF FE29609S0NG FE29609S0OY FE29609S0YN FE29609S1R6 FE29609S21L FE29609S27P
FE29609S2EH FE29609S2M0 FE29609S3HH FE29609S3W4 FE29609S4EU FE29609S4ZX FE29609S507 FE29609S56W FE29609S5IW FE29609S5NG FE29609S66L FE29609S66X FE29609S6I2 FE29609S7G5 FE29609S7GF FE29609S7LW FE29609S86R FE29609S882
FE29609S96A FE29609S9AT FE29609S9JT FE29609S9V1 FE29609SAMP FE29609SB4S FE29609SBB8 FE29609SBLD FE29609SCUV FE29609SD62 FE29609SDDP FE29609SDM1 FE29609SDN2 FE29609SDNE FE29609SDTP FE29609SE52 FE29609SE62
FE29609SE8L FE29609SED3 FE29609SES1 FE29609SEZT FE29609SFRR FE29609SG1B FE29609SG5M FE29609SGXE FE29609SHAO FE29609SHCE FE29609SI4S FE29609SIEQ FE29609SIGX FE29609SIK1 FE29609SIN2 FE29609SIUY FE29609SJ9A FE29609SJF0
FE29609SJFJ FE29609SJN5 FE29609SJNH FE29609SJSW FE29609SJU3 FE29609SJZP FE29609SK3S FE29609SKHF FE29609SKKS FE29609SKUF FE29609SKXA FE29609SKZH FE29609SLAD FE29609SLCJ FE29609SM4M FE29609SMZ1 FE29609SNMP FE29609SNN4 FE29609SNZR
FE29609SO03 FE29609SOD2 FE29609SOVT FE29609SP3K FE29609SP43 FE29609SPEH FE29609SPFW FE29609SPX9 FE29609SQ4Z FE29609SQXP FE29609SR43 FE29609SR9Z FE29609SRBL FE29609SRNL FE29609SS0U FE29609SSAO FE29609SSRL
FE29609SSRM4 FE29609SSS6 FE29609SSLF FE29609SSP3 FE29609SSP4 FE29609ST23 FE29609ST5C FE29609ST8I FE29609STC9 FE29609STFP FE29609SU4P FE29609SU4Z FE29609SU4C FE29609SV40 FE29609SVS7 FE29609SW13 FE29609SWSB
FE29609SWTN FE29609SWWW FE29609SX8F FE29609SXK1 FE29609SXS5 FE29609SXZ8L FE29609SYT1 FE29609SZ5M FE29609SZBQ FE29609SZV6 FE29609T0IU FE29609T0OU5 FE29609T0SN FE29609T1IR FE29609T1LS FE29609T1MS FE29609T1WB
FE29609T290 FE29609T2BU FE29609T2GZ FE29609T2KO FE29609T2VE FE29609T3DK FE29609T3NR FE29609T3P1 FE29609T44K FE29609T4FH FE29609T4TT FE29609T50T FE29609T55F FE29609T5FJ FE29609T5I3 FE29609T5IT FE29609T5PC
FE29609T5VQ FE29609T6DG FE29609T6PL FE29609T6QD FE29609T6R3 FE29609T6S6 FE29609T7DC FE29609T7LG FE29609T7Z2 FE29609T8BS FE29609T8KH FE29609T8RE FE29609T8SB FE29609T929 FE29609T9W6 FE29609TA5P FE29609TAQJ FE29609TAS8
FE29609TAWZ FE29609TBD0 FE29609TBUN FE29609TBWK FE29609TC1S FE29609TC72 FE29609TC84 FE29609TCCJ FE29609TCXA FE29609TCY9 FE29609TD8D FE29609TDC3 FE29609TDG7 FE29609TDJH FE29609TE7Q FE29609TECL FE29609TEP4
FE29609TF1W FE29609TFKV FE29609TFZJ FE29609TG38 FE29609TG65 FE29609TGH1 FE29609TGO4 FE29609TGP3 FE29609TGXC FE29609THJC FE29609THQ4 FE29609THSK FE29609TI1S FE29609TI7 FE29609TIL7 FE29609TIXZ FE29609TIZ0 FE29609TJ7T
FE29609TJK7 FE29609TJKI FE29609TJN4 FE29609TJV1 FE29609TKC9 FE29609TKT3 FE29609TKY3 FE29609TL23 FE29609TL7B FE29609TLFF FE29609TM5L FE29609TMA6 FE29609TMC0 FE29609TMO5 FE29609TNED FE29609TOHR FE29609TOK7
FE29609TOP0 FE29609TODZ FE29609TPD2 FE29609TPHH FE29609TPUW FE29609TQCP FE29609TQFS FE29609TRDJ FE29609TS7A FE29609TSD8 FE29609TSF6 FE29609TSS5 FE29609TSV4 FE29609TT96 FE29609TT9U FE29609TTB1 FE29609TTI8 FE29609TU1S FE29609TUHT FE29609TUP0 FE29609TV08 FE29609TV8T FE29609TVR3 FE29609TVT4 FE29609TVZF FE29609TW5E FE29609TWTT FE29609TX3H
FE29609TYTH FE29609TYUM FE29609TYUJ FE29609TZ23 FE29609U03M FE29609U0ZK FE29609U0ZLB FE29609U2LO FE29609U2NQ FE29609U2QF FE29609U2ZT FE29609U3G8 FE29609U3QT FE29609U3US FE29609U4NL FE29609U4RZ FE29609U5540 FE29609U5CC FE29609U5NM FE29609U5SM FE29609U606 FE29609U62K FE29609U632 FE29609U6FQ FE29609U6Q8 FE29609U6TC
FE29609U6YG FE29609U707 FE29609U77Z FE29609U7B1 FE29609U7KH FE29609U7V9 FE29609U8S84 FE29609U8ZM FE29609U93Z FE29609U997 FE29609U9DG FE29609U9NZ FE29609UA01 FE29609UB2G FE29609UBGK FE29609UBJW FE29609UBV2
FE29609UBZT FE29609UC26 FE29609UC5H FE29609UD14 FE29609UD25 FE29609UDHB FE29609UDXJ FE29609UE79 FE29609UEB9 FE29609UEG1 FE29609UHQT FE29609UHV6 FE29609UJ0R FE29609UJ78 FE29609UJ95 FE29609UJFO FE29609UJXR
FE29609UL2F FE29609UL7Z FE29609UL8M FE29609UMB3 FE29609UNJQ FE29609UOJ2 FE29609UOUB FE29609UOUS FE29609UPPS FE29609UQAW FE29609UQEJ FE29609UQJH FE29609UQR0 FE29609UQXZ FE29609UR31 FE29609UR3H FE29609URA0
FE29609URTO FE29609URTT FE29609URUB FE29609URUZ FE29609URYL FE29609US0F FE29609US0N FE29609US1Y FE29609US2Q FE29609US4Z FE29609US6Y FE29609US7G FE29609US7LW FE29609US86R FE29609US882 FE29609US8OJ
FE29609USEL FE29609USF2 FE29609USJ3 FE29609USJNH FE29609USJSW FE29609USU3 FE29609USVT FE29609USXKS FE29609USXUF FE29609USZ0 FE29609USZ62 FE29609USZ9Y FE29609USZZ FE29609USZZT FE29609USZZV FE29609USZZW FE29609USZZX
FE29609UT0PO FE29609UT1I FE29609UT1S FE29609UT2V FE29609UT3W FE29609UT4Y FE29609UT5L FE29609UT6S FE29609UT6V FE29609UT7Z FE29609UT8S FE29609UT9Y FE29609UTAS FE29609UTAZ FE29609UTBT FE29609UTC4 FE29609UTCP
FE29609UTCY FE29609UTDA FE29609UTDB FE29609UTDC FE29609UTDD FE29609UTDE FE29609UTDF FE29609UTDG FE29609UTDH FE29609UTDI FE29609UTDJ FE29609UTDK FE29609UTDL FE29609UTDM FE29609UTDN FE29609UTDO FE29609UTDP
FE29609UTDQ FE29609UTDR FE29609UTDS FE29609UTDT FE29609UTDU FE29609UTDV FE29609UTDW FE29609UTDX FE29609UTDY FE29609UTDZ FE29609UTE0 FE29609UTE1 FE29609UTE2 FE29609UTE3 FE29609UTE4 FE29609UTE5 FE29609UTE6
FE29609UTE7 FE29609UTE8 FE29609UTE9 FE29609UTEA FE29609UTEB FE29609UTEC FE29609UTED FE29609UTEE FE29609UTEF FE29609UTEG FE29609UTEH FE29609UTEI FE29609UTEJ FE29609UTEK FE29609UTEL FE29609UTEM FE29609UTEN
FE29609UTEO FE29609UTEP FE29609UTEQ FE29609UTER FE29609UTES FE29609UTET FE29609UTEU FE29609UTEV FE29609UTEW FE29609UTEX FE29609UTEY FE29609UTEZ FE29609UTF0 FE29609UTF1 FE29609UTF2 FE29609UTF3 FE29609UTF4
FE29609UTF5 FE29609UTF6 FE29609UTF7 FE29609UTF8 FE29609UTF9 FE29609UTFA FE29609UTFB FE29609UTFC FE29609UTFD FE29609UTFE FE29609UTFF FE29609UTFG FE29609UTFH FE29609UTFI FE29609UTFJ FE29609UTFK FE29609UTFL
FE29609UTFM FE29609UTFN FE29609UTFO FE29609UTFP FE29609UTFQ FE29609UTFR FE29609UTFS FE29609UTFT FE29609UTFU FE29609UTFV FE29609UTFW FE29609UTFX FE29609UTFY FE29609UTFZ FE29609UTG0 FE29609UTG1 FE29609UTG2
FE29609UTG3 FE29609UTG4 FE29609UTG5 FE29609UTG6 FE29609UTG7 FE29609UTG8 FE29609UTG9 FE29609UTGA FE29609UTGB FE29609UTGC FE29609UTGD FE29609UTGE FE29609UTGF FE29609UTGG FE29609UTGH FE29609UTGI FE29609UTGJ
FE29609UTGK FE29609UTGL FE29609UTGM FE29609UTGN FE29609UTGO FE29609UTGP FE29609UTGQ FE29609UTGR FE29609UTGS FE29609UTGT FE29609UTGU FE29609UTGV FE29609UTGW FE29609UTGX FE29609UTGY FE29609UTGZ FE29609UTH0
FE29609UTH1 FE29609UTH2 FE29609UTH3 FE29609UTH4 FE29609UTH5 FE29609UTH6 FE29609UTH7 FE29609UTH8 FE29609UTH9 FE29609UTHA FE29609UTHB FE29609UTHC FE29609UTHD FE29609UTHE FE29609UTHF FE29609UTHG FE29609UTHH
FE29609UTHI FE29609UTHJ FE29609UTHK FE29609UTHL FE29609UTHM FE29609UTHN FE29609UTHO FE29609UTHP FE29609UTHQ FE29609UTHR FE29609UTHS FE29609UTHT FE29609UTHU FE29609UTHV FE29609UTHW FE29609UTHX FE29609UTHY
FE29609UTHZ FE29609UTI0 FE29609UTI1 FE29609UTI2 FE29609UTI3 FE29609UTI4 FE29609UTI5 FE29609UTI6 FE29609UTI7 FE29609UTI8 FE29609UTI9 FE29609UTIA FE29609UTIB FE29609UTIC FE29609UTID FE29609UTIE FE29609UTIF
FE29609UTIG FE29609UTIH FE29609UTII FE29609UTIJ FE29609UTIK FE29609UTIL FE29609UTIM FE29609UTIN FE29609UTIO FE29609UTIP FE29609UTIQ FE29609UTIR FE29609UTIS FE29609UTIT FE29609UTIU FE29609UTIV FE29609UTIW
FE29609UTIX FE29609UTIY FE29609UTIZ FE29609UTJ0 FE29609UTJ1 FE29609UTJ2 FE29609UTJ3 FE29609UTJ4 FE29609UTJ5 FE29609UTJ6 FE29609UTJ7 FE29609UTJ8 FE29609UTJ9 FE29609UTJA FE29609UTJB FE29609UTJC FE29609UTJD
FE29609UTJE FE29609UTJF FE29609UTJG FE29609UTJH FE29609UTJI FE29609UTJJ FE29609UTJK FE29609UTJL FE29609UTJM FE29609UTJN FE29609UTJO FE29609UTJP FE29609UTJQ FE29609UTJR FE29609UTJS FE29609UTJT FE29609UTJU
FE29609UTJV FE29609UTJW FE29609UTJX FE29609UTJY FE29609UTJZ FE29609UTK0 FE29609UTK1 FE29609UTK2 FE29609UTK3 FE29609UTK4 FE29609UTK5 FE29609UTK6 FE29609UTK7 FE29609UTK8 FE29609UTK9 FE29609UTKA FE29609UTKB
FE29609UTKC FE29609UTKD FE29609UTKE FE29609UTKF FE29609UTKG FE29609UTKH FE29609UTKI FE29609UTKJ FE29609UTKK FE29609UTKL FE29609UTKM FE29609UTKN FE29609UTKO FE29609UTKP FE29609UTKQ FE29609UTKR FE29609UTKS
FE29609UTKT FE29609UTKU FE29609UTKV FE29609UTKW FE29609UTKX FE29609UTKY FE29609UTKZ FE29609UTL0 FE29609UTL1 FE29609UTL2 FE29609UTL3 FE29609UTL4 FE29609UTL5 FE29609UTL6 FE29609UTL7 FE29609UTL8 FE29609UTL9
FE29609UTLA FE29609UTLB FE29609UTLC FE29609UTLD FE29609UTLE FE29609UTLF FE29609UTLG FE29609UTLH FE29609UTLI FE29609UTLJ FE29609UTLK FE29609UTLL FE29609UTLM FE29609UTLN FE29609UTLO FE29609UTLP FE29609UTLQ
FE29609UTLR FE29609UTLS FE29609UTLT FE29609UTLU FE29609UTLV FE29609UTLW FE29609UTLX FE29609UTLY FE29609UTLZ FE29609UTM0 FE29609UTM1 FE29609UTM2 FE29609UTM3 FE29609UTM4 FE29609UTM5 FE29609UTM6 FE29609UTM7
FE29609UTM8 FE29609UTM9 FE29609UTMA FE29609UTMB FE29609UTMC FE29609UTMD FE29609UTME FE29609UTMF FE29609UTMG FE29609UTMH FE29609UTMI FE29609UTMJ FE29609UTMK FE29609UTML FE29609UTMM FE29609UTMN FE29609UTMO
FE29609UTMP FE29609UTMQ FE29609UTMR FE29609UTMS FE29609UTMT FE29609UTMU FE29609UTMV FE29609UTMW FE29609UTMX FE29609UTMY FE29609UTMZ FE29609UTN0 FE29609UTN1 FE29609UTN2 FE29609UTN3 FE29609UTN4 FE29609UTN5
FE29609UTN6 FE29609UTN7 FE29609UTN8 FE29609UTN9 FE29609UTNA FE29609UTNB FE29609UTNC FE29609UTND FE29609UTNE FE29609UTNF FE29609UTNG FE29609UTNH FE29609UTNI FE29609UTNJ FE29609UTNK FE29609UTNL FE29609UTNM
FE29609UTNN FE29609UTNO FE29609UTNP FE29609UTNQ FE29609UTNR FE29609UTNS FE29609UTNT FE29609UTNU FE29609UTNV FE29609UTNW FE29609UTNX FE29609UTNY FE29609UTNZ FE29609UTO0 FE29609UTO1 FE29609UTO2 FE29609UTO3
FE29609UTO4 FE29609UTO5 FE29609UTO6 FE29609UTO7 FE29609UTO8 FE29609UTO9 FE29609UTOA FE29609UTOB FE29609UTOC FE29609UTOD FE29609UTOE FE29609UTOF FE29609UTOG FE29609UTOH FE29609UTOI FE29609UTOJ FE29609UTOK
FE29609UTOL FE29609UTOM FE29609UTON FE29609UTOO FE29609UTOP FE29609UTOQ FE29609UTOR FE29609UTOS FE29609UTOT FE29609UTOU FE29609UTOV FE29609UTOW FE29609UTOX FE29609UTOY FE29609UTOZ FE29609UTP0 FE29609UTP1
FE29609UTP2 FE29609UTP3 FE29609UTP4 FE29609UTP5 FE29609UTP6 FE29609UTP7 FE29609UTP8 FE29609UTP9 FE29609UTPA FE29609UTPB FE29609UTPC FE29609UTPD FE29609UTPE FE29609UTPF FE29609UTPG FE29609UTPH FE29609UTPI
FE29609UTPJ FE29609UTPK FE29609UTPL FE29609UTPM FE29609UTPN FE29609UTPO FE29609UTPP FE29609UTPQ FE29609UTPR FE29609UTPS FE29609UTPT FE29609UTPU FE29609UTPV FE29609UTPW FE29609UTPX FE29609UTPY FE29609UTPZ
FE29609UTQ0 FE29609UTQ1 FE29609UTQ2 FE29609UTQ3 FE29609UTQ4 FE29609UTQ5 FE29609UTQ6 FE29609UTQ7 FE29609UTQ8 FE29609UTQ9 FE29609UTQA FE29609UTQB FE29609UTQC FE29609UTQD FE29609UTQE FE29609UTQF FE29609UTQG
FE29609UTQH FE29609UTQI FE29609UTQJ FE29609UTQK FE29609UTQL FE29609UTQM FE29609UTQN FE29609UTQO FE29609UTQP FE29609UTQQ FE29609UTQR FE29609UTQS FE29609UTQT FE29609UTQU FE29609UTQV FE29609UTQW FE29609UTQX
FE29609UTQY FE29609UTQZ FE29609UTR0 FE29609UTR1 FE29609UTR2 FE29609UTR3 FE29609UTR4 FE29609UTR5 FE29609UTR6 FE29609UTR7 FE29609UTR8 FE29609UTR9 FE29609UTRA FE29609UTRB FE29609UTRC FE29609UTRD FE29609UTRE
FE29609UTRF FE29609UTRG FE29609UTRH FE29609UTRI FE29609UTRJ FE29609UTRK FE29609UTRL FE29609UTRM FE29609UTRN FE29609UTRO FE29609UTRP FE29609UTRQ FE29609UTRR FE29609UTRS FE29609UTRT FE29609UTRU FE29609UTRV
FE29609UTRW FE29609UTRX FE29609UTRY FE29609UTRZ FE29609UTS0 FE29609UTS1 FE29609UTS2 FE29609UTS3 FE29609UTS4 FE29609UTS5 FE29609UTS6 FE29609UTS7 FE29609UTS8 FE29609UTS9 FE29609UTSA FE29609UTSB FE29609UTSC
FE29609UTSD FE29609UTSE FE29609UTSF FE29609UTSG FE29609UTSH FE29609UTSI FE29609UTSJ FE29609UTSK FE29609UTSL FE29609UTSM FE29609UTSN FE29609UTSO FE29609UTSP FE29609UTSQ FE29609UTSR FE29609UTSS FE29609UTST
FE29609UTSU FE29609UTSV FE29609UTSW FE29609UTSX FE29609UTSY FE29609UTSZ FE29609UTT0 FE29609UTT1 FE29609UTT2 FE29609UTT3 FE29609UTT4 FE29609UTT5 FE29609UTT6 FE29609UTT7 FE29609UTT8 FE29609UTT9 FE29609UTTA
FE29609UTTB FE29609UTTC FE29609UTTD FE29609UTTE FE29609UTTF FE29609UTTG FE29609UTTH FE29609UTTI FE29609UTTJ FE29609UTTK FE29609UTTL FE29609UTTM FE29609UTTN FE29609UTTO FE29609UTTP FE29609UTTQ FE29609UTTR
FE29609UTTS FE29609UTTT FE29609UTTU FE29609UTTV FE29609UTTW FE29609UTTX FE29609UTTY FE29609UTTZ FE29609UTU0 FE29609UTU1 FE29609UTU2 FE29609UTU3 FE29609UTU4 FE29609UTU5 FE29609UTU6 FE29609UTU7 FE29609UTU8
FE29609UTU9 FE29609UTUA FE29609UTUB FE29609UTUC FE29609UTUD FE29609UTUE FE29609UTUF FE29609UTUG FE29609UTUH FE29609UTUI FE29609UTUJ FE29609UTUK FE29609UTUL FE29609UTUM FE29609UTUN FE29609UTUO FE29609UTUP
FE29609UTUQ FE29609UTUR FE29609UTUS FE29609UTUT FE29609UTUU FE29609UTUV FE29609UTUW FE29609UTUX FE29609UTUY FE29609UTUZ FE29609UTV0 FE29609UTV1 FE29609UTV2 FE29609UTV3 FE29609UTV4 FE29609UTV5 FE29609UTV6
FE29609UTV7 FE29609UTV8 FE29609UTV9 FE29609UTVA FE29609UTVB FE29609UTVC FE29609UTVD FE29609UTVE FE29609UTVF FE29609UTVG FE29609UTVH FE29609UTVI FE29609UTVJ FE29609UTVK FE29609UTVL FE29609UTVM FE29609UTVN
FE29609UTVO FE29609UTVP FE29609UTVQ FE29609UTVR FE29609UTVS FE29609UTVT FE29609UTVU FE29609UTVV FE29609UTVW FE29609UTVX FE29609UTVY FE29609UTVZ FE29609UTW0 FE29609UTW1 FE29609UTW2 FE29609UTW3 FE29609UTW4
FE29609UTW5 FE29609UTW6 FE29609UTW7 FE29609UTW8 FE29609UTW9 FE29609UTWA FE29609UTWB FE29609UTWC FE29609UTWD FE29609UTWE FE29609UTWF FE29609UTWG FE29609UTWH FE29609UTWI FE29609UTWJ FE29609UTWK FE29609UTWL
FE29609UTWM FE29609UTWN FE29609UTWO FE29609UTWP FE29609UTWQ FE29609UTWR FE29609UTWS FE29609UTWT FE29609UTWU FE29609UTWV FE29609UTWW FE29609UTWX FE29609UTWY FE29609UTWZ FE29609UTX0 FE29609UTX1 FE29609UTX2
FE29609UTX3 FE29609UTX4 FE29609UTX5 FE29609UTX6 FE29609UTX7 FE29609UTX8 FE29609UTX9 FE29609UTXA FE29609UTXB FE29609UTXC FE29609UTXD FE29609UTXE FE29609UTXF FE29609UTXG FE29609UTXH FE29609UTXI FE29609UTXJ
FE29609UTXK FE29609UTXL FE29609UTXM FE29609UTXN FE29609UTXO FE29609UTXP FE29609UTXQ FE29609UTXR FE29609UTXS FE29609UTXT FE29609UTXU FE29609UTXV FE29609UTXW FE29609UTXX FE29609UTXY FE29609UTXZ FE29609UTY0
FE29609UTY1 FE29609UTY2 FE29609UTY3 FE29609UTY4 FE29609UTY5 FE29609UTY6 FE29609UTY7 FE29609UTY8 FE29609UTY9 FE29609UTYA FE29609UTYB FE29609UTYC FE29609UTYD FE29609UTYE FE29609UTYF FE29609UTYG FE29609UTYH
FE29609UTYI FE29609UTYJ FE29609UTYK FE29609UTYL FE29609UTYM FE29609UTYN FE29609UTYO FE29609UTYP FE29609UTYQ FE29609UTYR FE29609UTYS FE29609UTYT FE29609UTYU FE29609UTYV FE29609UTYW FE29609UTYX FE29609UTYY
FE29609UTYZ FE29609UTZ0 FE29609UTZ1 FE29609UTZ2 FE29609UTZ3 FE29609UTZ4 FE29609UTZ5 FE29609UTZ6 FE29609UTZ7 FE29609UTZ8 FE29609UTZ9 FE29609UTZA FE29609UTZB FE29609UTZC FE29609UTZD FE29609UTZE FE29609UTZF
FE29609UTZG FE29609UTZH FE29609UTZI FE29609UTZJ FE29609UTZK FE29609UTZL FE29609UTZM FE29609UTZN FE29609UTZO FE29609UTZP FE29609UTZQ FE29609UTZR FE29609UTZS FE29609UTZT FE29609UTZU FE29609UTZV FE29609UTZW
FE29609UTZX FE29609UTZY FE29609UTZZ FE29609V00 FE29609V01 FE29609V02 FE29609V03 FE29609V04 FE29609V05 FE29609V06 FE29609V07 FE29609V08 FE29609V09 FE29609V0A FE29609V0B FE29609V0C FE29609V0D FE29609V0E
FE29609V0F FE29609V0G FE29609V0H FE29609V0I FE29609V0J FE29609V0K FE29609V0L FE29609V0M FE29609V0N FE29609V0O FE29609V0P FE29609V0Q FE29609V0R FE29609V0S FE29609V0T FE29609V0U FE29609V0V FE29609V0W
FE29609V0X FE29609V0Y FE29609V0Z FE29609V10 FE29609V11 FE29609V12 FE29609V13 FE29609V14 FE29609V15 FE29609V16 FE29609V17 FE29609V18 FE29609V19 FE29609V1A FE29609V1B FE29609V1C FE29609V1D FE29609V1E
FE29609V1F FE29609V1G FE29609V1H FE29609V1I FE29609V1J FE29609V1K FE29609V1L FE29609V1M FE29609V1N FE29609V1O FE29609V1P FE29609V1Q FE29609V1R FE29609V1S FE29609V1T FE29609V1U FE29609V1V FE29609V1W
FE29609V1X FE29609V1Y FE29609V1Z FE29609V20 FE29609V21 FE29609V22 FE29609V23 FE29609V24 FE29609V25 FE29609V26 FE29609V27 FE29609V28 FE29609V29 FE29609V2A FE29609V2B FE29609V2C FE29609V2D FE29609V2E
FE29609V2F FE29609V2G FE29609V2H FE29609V2I FE29609V2J FE29609V2K FE29609V2L FE29609V2M FE29609V2N FE29609V2O FE29609V2P FE29609V2Q FE29609V2R FE29609V2S FE29609V2T FE29609V2U FE29609V2V FE29609V2W
FE29609V2X FE29609V2Y FE29609V2Z FE29609V30 FE29609V31 FE29609V32 FE29609V33 FE29609V34 FE29609V35 FE29609V36 FE29609V37 FE29609V38 FE29609V39 FE29609V3A FE29609V3B FE29609V3C FE29609V3D FE29609V3E
FE29609V3F FE29609V3G FE29609V3H FE29609V3I FE29609V3J FE29609V3K FE29609V3L FE29609V3M FE29609V3N FE29609V3O FE29609V3P FE29609V3Q FE29609V3R FE29609V3S FE29609V3T FE29609V3U FE29609V3V FE29609V3W
FE29609V3X FE29609V3Y FE29609V3Z FE29609V40 FE29609V41 FE29609V42 FE29609V43 FE29609V44 FE29609V45 FE29609V46 FE29609V47 FE29609V48 FE29609V49 FE29609V4A FE29609V4B FE29609V4C FE29609V4D FE29609V4E
FE29609V4F FE29609V4G FE29609V4H FE29609V4I FE29609V4J FE29609V4K FE29609V4L FE29609V4M FE29609V4N FE29609V4O FE29609V4P FE29609V4Q FE29609V4R FE29609V4S FE29609V4T FE29609V4U FE29609V4V FE29609V4W
FE29609V4X FE29609V4Y FE29609V4Z FE29609V50 FE29609V51 FE29609V52 FE29609V53 FE29609V54 FE29609V55 FE29609V56 FE29609V57 FE29609V58 FE29609V59 FE29609V5A FE29609V5B FE29609V5C FE29609V5D FE29609V5E
FE29609V5F FE29609V5G FE29609V5H FE29609V5I FE29609V5J FE29609V5K FE29609V5L FE29609V5M FE29609V5N FE29609V5O FE29609V5P FE29609V5Q FE29609V5R FE29609V5S FE29609V5T FE29609V5U FE29609V5V FE29609V5W
FE29609V5X FE29609V5Y FE29609V5Z FE29609V60 FE29609V61 FE29609V62 FE29609V63 FE29609V64 FE29609V65 FE29609V66 FE29609V67 FE29609V68 FE29609V69 FE29609V6A FE29609V6B FE29609V6C FE29609V6D FE29609V6E
FE29609V6F FE29609V6G FE29609V6H FE29609V6I FE29609V6J FE29609V6K FE29609V6L FE29609V6M FE29609V6N FE29609V6O FE29609V6P FE29609V6Q FE29609V6R FE29609V6S FE29609V6T FE29609V6U FE29609V6V FE29609V6W
FE29609V6X FE29609V6Y FE29609V6Z FE29609V70 FE29609V71 FE29609V72 FE29609V73 FE29609V74 FE29609V75 FE29609V76 FE29609V77 FE29609V78 FE29609V79 FE29609V7A FE29609V7B FE29609V7C FE29609V7D FE29609V7E
FE29609V7F FE29609V7G FE29609V7H FE29609V7I FE29609V7J FE29609V7K FE29609V7L FE29609V7M FE29609V7N FE29609V7O FE29609V7P FE29609V7Q FE29609V7R FE29609V7S FE29609V7T FE29609V7U FE29609V7V FE29609V7W
FE29609V7X FE29609V7Y FE29609V7Z FE29609V80 FE29609V81 FE29609V82 FE29609V83 FE29609V84 FE29609V85 FE29609V86 FE29609V87 FE29609V88 FE29609V89 FE29609V8A FE29609V8B FE29609V8C FE29609V8D FE29609V8E
FE29609V8F FE29609V8G FE29609V8H FE29609V8I FE29609V8J FE29609V8K FE29609V8L FE29609V8M FE29609V8N FE29609V8O FE29609V8P FE29609V8Q FE29609V8R FE29609V8S FE29609V8T FE29609V8U FE29609V8V FE29609V8W
FE29609V8X FE29609V8Y FE29609V8Z FE29609V90 FE29609V91 FE29609V92 FE29609V93 FE29609V94 FE29609V95 FE29609V96 FE29609V97 FE29609V98 FE29609V99 FE29609V9A FE29609V9B FE29609V9C FE29609V9D FE29609V9E
FE29609V9F FE29609V9G FE29609V9H FE29609V9I FE29609V9J FE29609V9K FE29609V9L FE29609V9M FE29609V9N FE29609V9O FE29609V9P FE29609V9Q FE29609V9R FE29609V9S FE29609V9T FE29609V9U FE29609V9V FE29609V9W
FE29609V9X FE29609V9Y FE29609V9Z FE29609VA0 FE29609VA1 FE29609VA2 FE29609VA3 FE29609VA4 FE29609VA5 FE29609VA6 FE29609VA7 FE29609VA8 FE29609VA9 FE29609VAA FE29609VAB FE29609VAC FE29609VAD FE29609VAE
FE29609VAF FE29609VAG FE29609VAH FE29609VAI FE29609VAJ FE29609VAK FE29609VAL FE29609VAM FE29609VAN FE29609VAO FE29609VAP FE29609VAQ FE29609VAR FE29609VAS FE29609VAT FE29609VAU FE29609VAV FE29609VAW
FE29609VAX FE29609VAY FE29609VAZ FE29609VB0 FE29609VB1 FE29609VB2 FE29609VB3 FE29609VB4 FE29609VB5 FE29609VB6 FE29609VB7 FE29609VB8 FE29609VB9 FE29609VBA FE29609VBB FE29609VBC FE29609VBD FE29609VBE
FE29609VBF FE29609VBG FE29609VBH FE29609VBI FE29609VBJ FE29609VBK FE29609VBL FE29609VBM FE29609VBN FE29609VBO FE29609VBP FE29609VBQ FE29609VBR FE29609VBS FE29609VBT FE29609VBU FE29609VBV FE29609VBW
FE29609VBX FE29609VBY FE29609VBZ FE29609VC0 FE29609VC1 FE29609VC2 FE29609VC3 FE29609VC4 FE29609VC5 FE29609VC6 FE29609VC7 FE29609VC8 FE29609VC9 FE29609VCA FE29609VCB FE29609VCC FE29609VCD FE29609VCE
FE29609VCF FE29609VCG FE29609VCH FE29609VCI FE29609VCJ FE29609VCK FE29609VCL FE29609VCM FE29609VCN FE29609VCO FE29609VCP FE29609VCQ FE29609VCR FE29609VCS FE29609VCT FE29609VCU FE29609VCV FE29609VCW
FE29609VCX FE29609VCY FE29609VCZ FE29609VD0 FE29609VD1 FE29609VD2 FE29609VD3 FE29609VD4 FE29609VD5 FE29609VD6 FE29609VD7 FE29609VD8 FE29609VD9 FE29609VDA FE29609VDB FE29609VDC FE29609VDD FE29609VDE
FE29609VDF FE29609VDG FE29609VDH FE29609VDI FE29609VDJ FE29609VDK FE29609VDL FE29609VDM FE29609VDN FE29609VDO FE29609VDP FE29609VDQ FE29609VDR FE29609VDS FE29609VDT FE29609VDU FE29609VDV FE29609VDW
FE29609VDX FE29609VDY FE29609VDZ FE29609VE0 FE29609VE1 FE29609VE2 FE29609VE3 FE29609VE4 FE29609VE5 FE29609VE6 FE29609VE7 FE29609VE8 FE29609VE9 FE29609VEA FE29609VEB FE29609VEC FE29609VED FE29609VEE
FE29609VEF FE29609VEG FE29609VEH FE29609VEI FE29609VEJ FE29609VEK FE29609VEL FE29609VEM FE29609VEN FE29609VEO FE29609VEP FE29609VEQ FE29609VER FE29609VES FE29609VET FE29609VEU FE29609VEV FE29609VEW
FE29609VEX FE29609VEY FE29609VEZ FE29609VF0 FE29609VF1 FE29609VF2 FE29609VF3 FE29609VF4 FE29609VF5 FE29609VF6 FE29609VF7 FE29609VF8 FE29609VF9 FE29609VFA FE29609VFB FE29609VFC FE29609VFD FE29609VFE
FE29609VFF FE29609VFG FE29609VFH FE29609VFI FE29609VFJ FE29609VFK FE29609VFL FE29609VFM FE29609VFN FE29609VFO FE29609VFP FE29609VFQ FE29609VFR FE29609VFS FE29609VFT FE29609VFU FE29609VFV FE29609VFW
FE29609VFX FE29609VFY FE29609VFZ FE29609VG0 FE29609VG1 FE29609VG2 FE29609VG3 FE29609VG4 FE29609VG5 FE29609VG6 FE29609VG7 FE29609VG8 FE29609VG9 FE29609VGA FE29609VGB FE29609VGC FE29609VGD FE29609VGE
FE29609VGF FE29609VGG FE29609VGH FE29609VGI FE29609VGJ FE29609VGK FE29609VGL FE29609VGM FE29609VGN FE29609VGO FE29609VGP FE29609VGQ FE29609VGR FE29609VGS FE29609VGT FE29609VGU FE29609VGV FE29609VGW
FE29609VGX FE29609VGY FE29609VGZ FE29609VH0 FE29609VH1 FE29609VH2 FE29609VH3 FE29609VH4 FE29609VH5 FE29609VH6 FE29609VH7 FE29609VH8 FE29609VH9 FE29609VHA FE29609VHB FE29609VHC FE29609VHD FE29609VHE
FE29609VHF FE29609VHG FE29609VHH FE29609VHI FE29609VHJ FE29609VHK FE29609VHL FE29609VHM FE29609VHN FE29609VHO FE29609VHP FE29609VHQ FE29609VHR FE29609VHS FE29609VHT FE29609VHU FE29609VHV FE29609VHW
FE29609VHX FE29609VHY FE29609VHZ FE29609VI0 FE29609VI1 FE29609VI2 FE29609VI3 FE29609VI4 FE29609VI5 FE29609VI6 FE29609VI7 FE29609VI8 FE29609VI9 FE29609VIA FE29609VIB FE29609VIC FE29609VID FE29609VIE
FE29609VIF FE29609VIG FE29609VIH FE29609VII FE29609VIJ FE29609VIK FE29609VIL FE29609VIM FE29609VIN FE29609VIO FE29609VIP FE29609VIQ FE29609VIR FE29609VIS FE29609VIT FE29609VIU FE29609VIV FE29609VIW
FE29609VIX FE29609VIY FE29609VIZ FE29609VJ0 FE29609VJ1 FE29609VJ2 FE29609VJ3 FE29609VJ4 FE29609VJ5 FE29609VJ6 FE29609VJ7 FE29609VJ8 FE29609VJ9 FE29609VJA FE29609VJB FE29609VJC FE29609VJD FE29609VJE
FE29609VJF FE29609VJG FE29609VJH FE29609VJI FE29609VJJ FE29609VJK FE29609VJL FE29609VJM FE29609VJN FE29609VJO FE29609VJP FE

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和８年	東京	2―4	東京首部	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	東京	6―3	志木	〃
〃	〃	〃	東京	7―1	東京西南部	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―1	横須賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―2	浦賀	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―3	鎌倉	〃
〃	〃	〃	横須賀	5―4	秋谷	〃
〃	〃	〃	横須賀	6―1	三浦三崎	〃
〃	〃	〃	京都及大阪	14―4	谷川	〃
〃	〃	〃	姫路	1―1	矢名瀬	〃
〃	〃	〃	姫路	7―1	前之庄	〃
〃	〃	〃	岡山及丸亀	3―3	丸亀	〃
〃	〃	〃	高知	6―1	杉	〃
〃	〃	〃	高知	7―4	高知	〃
〃	〃	〃	浜田	4―1	三良坂	〃
〃	〃	〃	浜田	4―3	三次	〃
〃	〃	〃	広島	7―1	安芸内海	〃
〃	〃	〃	広島	7―4	呉	〃
〃	〃	〃	広島	11―3	厳島	〃
〃	〃	〃	広島	15―2	大竹	〃
〃	〃	〃	広島	16―1	岩国	〃
〃	〃	〃	広島	16―2	由宇	〃

備考　地図の刊行日　令和８年11月１日

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年10月30日　　国土交通大臣　井林　辰憲

測量の種類	精度	実施時期	地域 都道府県	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
復旧測量		令和８年度	熊本県	熊本市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	八代市	〃
〃		〃	〃	人吉市	三角点（改算）
〃		〃	〃	荒尾市	〃
〃		〃	〃	水俣市	〃
〃		〃	〃	玉名市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	山鹿市	〃
〃		〃	〃	菊池市	〃
〃		〃	〃	宇土市	三角点（改算）
〃		〃	〃	上天草市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	宇城市	三角点（改算）
〃		〃	〃	阿蘇市	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	天草市	〃
〃		〃	〃	合志市	三角点（改算）
〃		〃	〃	（下益城郡）美里町	〃
〃		〃	〃	（玉名郡）玉東町	〃
〃		〃	〃	〃　南関町	〃
〃		〃	〃	〃　長洲町	〃
〃		〃	〃	〃　和水町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（菊池郡）大津町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　菊陽町	〃
〃		〃	〃	（阿蘇郡）高森町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　西原村	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　南阿蘇村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃		〃	〃	（上益城郡）御船町	三角点（改算）
〃		〃	〃	〃　嘉島町	〃
〃		〃	〃	〃　益城町	〃
〃		〃	〃	〃　甲佐町	〃
〃		〃	〃	〃　山都町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）

〃	〃	〃	（葦北郡）	芦北町	〃
〃	〃	〃	〃	津奈木町	三角点（改算）
〃	〃	〃	（球磨郡）	錦町	〃
〃	〃	〃	〃	多良木町	〃
〃	〃	〃	〃	湯前町	〃
〃	〃	〃	〃	水上村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	相良村	〃
〃	〃	〃	〃	五木村	電子基準点（改測)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	山江村	三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	球磨村	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	〃	〃	〃	あさぎり町	三角点（改算）
〃	〃	〃	（天草郡）	苓北町	電子基準点(改測)、電子基準点（付)(改算)、三角点（改算）
〃	令和７年度	北海道	（亀田郡）	七飯町	水準点（改測）
〃	〃	静岡県	掛川市		〃
〃	〃	〃	菊川市		〃
〃	〃	大阪府	泉佐野市		〃
〃	〃	〃	泉南市		〃
〃	〃	〃	阪南市		〃
〃	〃	和歌山県	和歌山市		〃
〃	〃	〃	海南市		〃
〃	〃	〃	有田市		〃
〃	〃	〃	御坊市		〃
〃	〃	〃	岩出市		〃
〃	〃	〃	（有田郡）	湯浅町	〃
〃	〃	〃	〃	広川町	〃
〃	〃	〃	〃	有田川町	〃
〃	〃	〃	（日高郡）	日高町	〃
〃	〃	〃	〃	由良町	〃
〃	〃	宮崎県	宮崎市		〃
〃	〃	〃	日南市		〃
〃	令和６年度	北海道	（空知郡）	上富良野町	水準点（改測）
〃	〃	〃	（上川郡）	和寒町	〃
〃	〃	〃	〃	剣淵町	〃
〃	〃	〃	（紋別郡）	遠軽町	〃
〃	〃	新潟県	村上市		三角点（改算）
水準測量	二等	令和８年度	青森県	十和田市	水準点（新設）
〃	〃	〃	〃	平川市	〃

追録

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和８年度の令和８年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年10月30日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差(△は減)	収入歩合
						%
租税及印紙収入	83,735,000,000	2,898,687,216	1,135,164,354	4,033,851,570	△79,701,148,429	4.8
租税	82,655,000,000	2,816,201,064	962,439,453	3,778,640,517	△78,876,359,482	4.5
所得税	25,325,000,000	1,842,451,289	717,721,565	2,560,172,855	△22,764,827,144	10.1
防衛特別所得税	38,000,000	—	—	—	△38,000,000	—
法人税	20,696,000,000	258,278,043	—	258,278,043	△20,437,721,956	1.2
防衛特別法人税	576,000,000	408	—	408	△575,999,591	0.0
相続税	3,818,000,000	286,505,125	27,256,663	313,761,788	△3,504,238,211	8.2
消費税	26,688,000,000	—	—	—	△26,688,000,000	—
酒税	1,147,000,000	99,458,775	10,148,893	109,607,669	△1,037,392,330	9.5
たばこ税	976,000,000	61,602,717	54,165,583	115,768,301	△860,231,698	11.8
揮発油税	972,000,000	80,633,898	—	80,633,898	△891,366,101	8.2
石油ガス税	4,000,000	301,666	58,134	359,800	△3,640,199	8.9
航空機燃料税	40,000,000	3,309,342	3,137,896	6,447,239	△33,552,760	16.1
石油石炭税	598,000,000	47,738,762	5,962,563	53,701,325	△544,298,674	8.9
電源開発促進税	314,000,000	22,087,315	23,642,300	45,729,616	△268,270,383	14.5
自動車重量税	421,000,000	35,885,979	33,750,371	69,636,351	△351,363,648	16.5
国際観光旅客税	130,000,000	4,749,454	562,953	5,312,407	△124,687,592	4.0
関税	903,000,000	72,488,997	84,488,195	156,977,192	△746,022,807	17.3
とん税	9,000,000	709,134	1,544,331	2,253,466	△6,746,534	25.0
地価税	—	151	—	151	151	—
印紙収入						
印紙収入	1,080,000,000	82,486,152	172,724,900	255,211,053	△824,788,946	23.6

官業益金及官業収入						
官業収入	54,375,414	4,331,588	18,199,746	22,531,335	△ 31,844,078	41.4
政府資産整理収入	180,961,066	9,727,270	17,324,325	27,051,595	△ 153,909,470	14.9
国有財産処分収入	32,299,378	2,706,388	14,180,950	16,887,338	△ 15,412,039	52.2
回収金等収入	148,661,688	7,020,882	3,143,374	10,164,256	△ 138,497,431	6.8
雑収入	8,754,177,301	76,490,512	4,645,922,042	4,722,412,555	△ 4,031,764,745	53.9
国有財産利用収入	112,444,902	5,565,113	58,135,126	63,700,239	△ 48,744,662	56.6
納付金	1,920,890,305	26,987,428	967,030,343	994,017,772	△ 926,872,532	51.7
諸収入	6,720,842,094	43,937,970	3,620,756,572	3,664,694,542	△ 3,056,147,551	54.5
公債金						
公債金	32,697,504,625	4,601,199,887	9,812,141,392	14,413,341,280	△ 18,284,163,344	44.0
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	733,254	—	—	—	△ 733,254	—
合計	125,422,751,660	7,590,436,475	15,628,751,861	23,219,188,337	△ 102,203,563,322	18.5

(2) 歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,648,753	192,474	2,479,536	2,672,010	10,976,743	19.5
国会	145,773,232	8,295,498	42,730,984	51,026,482	94,746,749	35.0
裁判所	387,221,498	23,778,383	111,165,027	134,943,410	252,278,087	34.8
会計検査院	18,106,659	1,060,286	5,307,777	6,368,064	11,738,595	35.1
内閣	175,403,568	5,336,363	30,124,887	35,461,251	139,942,317	20.2
内閣府	5,019,452,537	59,795,822	2,281,534,625	2,341,330,447	2,678,122,089	46.6
デジタル庁	292,883,426	7,011,190	34,791,085	41,802,276	251,081,149	14.2
防災庁	2,414,573	—	—	—	2,414,573	—
総務省	23,349,780,017	8,883,201	14,850,006,481	14,858,889,682	8,490,890,334	63.6
法務省	944,651,583	57,828,724	271,196,206	329,024,930	615,626,652	34.8
外務省	889,281,550	18,757,740	324,507,753	343,265,494	546,016,056	38.6
財務省	36,156,303,182	209,191,028	7,309,918,966	7,519,109,994	28,637,193,187	20.7
文部科学省	7,726,659,065	221,808,440	2,913,468,760	3,135,277,201	4,591,381,863	40.5
厚生労働省	36,534,390,140	3,905,724,581	13,386,013,701	17,291,738,282	19,242,651,857	47.3
農林水産省	3,391,071,086	62,431,453	661,055,015	723,486,468	2,667,584,618	21.3
経済産業省	2,013,412,766	129,981,657	351,979,987	481,961,644	1,531,451,121	23.9
国土交通省	10,017,117,508	220,467,535	837,243,873	1,057,711,408	8,959,406,100	10.5
環境省	604,199,509	8,244,483	51,665,454	59,909,937	544,289,571	9.9
防衛省	9,919,987,096	451,148,377	2,200,725,619	2,651,873,997	7,268,113,099	26.7
合計	137,601,757,756	5,399,937,242	45,665,915,744	51,065,852,987	86,535,904,768	37.1

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	51,307,459,118	645,127,033	15,614,407,063	16,259,534,097	△ 35,047,925,020	31.6
歳出	51,092,000,197	5,826,061,455	28,349,713,518	34,175,774,973	16,916,225,223	66.8
地震再保険						
歳入	126,339,766	5,923,180	32,418,392	38,341,572	△ 87,998,193	30.3
歳出	126,339,766	99,173	461,403	560,577	125,779,188	0.4
国債整理基金						
歳入	224,828,567,066	15,246,748,936	110,469,009,455	125,715,758,391	△ 99,112,808,674	55.9
歳出	227,871,441,806	12,870,624,954	75,312,134,359	88,182,759,314	139,688,682,492	38.6
外国為替資金						
歳入	4,824,674,375	477,802	914,839,290	915,317,092	△ 3,909,357,282	18.9
歳出	1,973,396,598	76,811,473	324,233,330	401,044,803	1,572,351,794	20.3
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	26,676,473,344	339,343,528	4,746,444,567	5,085,788,096	△ 21,590,685,247	19.0
歳出	26,676,473,344	320,314,461	4,785,625,318	5,105,939,779	21,570,533,564	19.1
投資勘定						
歳入	758,500,041	214,334,597	627,538,660	841,873,258	83,373,217	110.9
歳出	768,500,041	29,138	80,177,777	80,206,915	688,293,125	10.4
特定国有財産整備勘定						
歳入	31,207,322	8	25,025,196	25,025,204	△ 6,182,117	80.1
歳出	4,377,380	4,067	17,825	21,893	4,355,486	0.5
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	3,241,496,260	327,007,056	1,917,469,918	2,244,476,974	△ 997,019,285	69.2
歳出	4,155,649,433	651,380,063	1,437,834,322	2,089,214,385	2,066,435,047	50.2
電源開発促進勘定						
歳入	473,227,391	347,517	154,322,136	154,669,653	△ 318,557,737	32.6
歳出	547,422,104	2,717,980	69,758,637	72,476,618	474,945,486	13.2
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	11,967,206,114	290,501,170	3,345,179,085	3,635,680,256	△ 8,331,525,857	30.3
歳出	11,967,206,114	90,501,170	3,477,057,737	3,567,558,908	8,399,647,205	29.8
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	1,239,004,417	387,200,000	853,916,671	1,241,116,671	2,112,254	100.1
歳出	1,239,004,417	387,366,424	830,581,750	1,217,948,174	21,056,242	98.3
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,331,596,448	1,962,458	441,358,221	443,320,679	△ 888,275,768	33.2
歳出	1,123,327,218	107,229,608	354,470,496	461,700,104	661,627,113	41.1
雇用勘定						
歳入	2,494,863,538	2,125,060	432,215,151	434,340,212	△ 2,060,523,325	17.4
歳出	2,290,439,006	176,902,982	658,943,530	835,846,512	1,454,592,493	36.4
徴収勘定						
歳入	4,224,165,321	20,753,803	1,047,401,659	1,068,155,463	△ 3,156,009,857	25.2
歳出	4,224,165,321	6,679,438	786,478,940	793,158,378	3,431,006,942	18.7
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,980,031,698	4,811,075,019	9,531,078,034	14,342,153,054	△ 14,637,878,643	49.4
歳出	28,980,031,698	3,810,515,458	8,934,399,202	12,744,914,660	16,235,117,037	43.9

国民年金勘定							
歳入	4,238,936,181	416,642,047	1,409,594,132	1,826,236,179	△ 2,412,700,001	43.0	
歳出	4,238,936,181	613,365,646	1,154,963,741	1,768,329,387	2,470,606,793	41.7	
厚生年金勘定							
歳入	53,781,662,807	6,735,974,249	18,005,223,815	24,741,198,065	△ 29,040,464,741	46.0	
歳出	53,781,662,807	8,829,486,107	17,661,994,245	26,491,480,352	27,290,182,454	49.2	
健康勘定							
歳入	14,640,093,254	1,265,991,994	4,618,421,014	5,884,413,008	△ 8,755,680,245	40.1	
歳出	14,640,093,254	1,755,863,215	4,301,850,953	6,057,714,169	8,582,379,084	41.3	
業務勘定							
歳入	1,285,836,031	102,858,186	515,660,619	618,518,805	△ 667,317,225	48.1	
歳出	1,285,836,522	25,472,673	291,100,264	316,572,938	969,263,583	24.6	
子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
歳入	4,796,876,921	1,972,796	3,137,728,668	3,139,701,465	△ 1,657,175,455	65.4	
歳出	4,813,351,679	56,895,809	1,217,414,640	1,274,310,450	3,539,041,228	26.4	
育児休業等給付勘定							
歳入	1,104,257,967	62,707	219,302,140	219,364,847	△ 884,893,119	19.8	
歳出	1,104,257,967	69,263,105	328,754,343	398,017,448	706,240,518	36.0	
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
歳入	239,451,358	5,066,691	175,005,879	180,072,571	△ 59,378,786	75.2	
歳出	239,451,358	60,182,336	6,960,149	67,142,485	172,308,872	28.0	
食糧管理勘定							
歳入	905,209,426	34,818,123	357,052,287	391,870,411	△ 513,339,014	43.2	
歳出	922,715,012	55,704,877	129,858,595	185,563,473	737,151,539	20.1	
農業再保険勘定							
歳入	98,170,467	1,438,522	33,107,747	34,546,269	△ 63,624,197	35.1	
歳出	93,361,649	2,049,083	24,263,410	26,312,494	67,049,154	28.1	
漁船再保険勘定							
歳入	7,679,775	500,310	3,524,121	4,024,431	△ 3,655,343	52.4	
歳出	6,681,619	397,670	593,919	991,589	5,690,029	14.8	
漁業共済保険勘定							
歳入	23,467,932	305	5,353,692	5,353,997	△ 18,113,934	22.8	
歳出	12,188,667	4,906	4,640,989	4,645,895	7,542,771	38.1	
業務勘定							
歳入	31,040,437	13,547,166	1,392,974	14,940,141	△ 16,100,295	48.1	
歳出	31,062,926	13,659,467	3,926,311	17,585,779	13,477,146	56.6	
国営土地改良事業勘定							
歳入	6,271,017	432,279	1,858,666	2,290,946	△ 3,980,070	36.5	
歳出	8,562,133	606,780	426,172	1,032,953	7,529,179	12.0	
国有林野事業債務管理							
歳入	330,539,496	97,025,453	68,962,066	165,987,520	△ 164,551,975	50.2	
歳出	330,539,496	97,025,453	68,962,066	165,987,520	164,551,975	50.2	
特許							
歳入	291,219,450	12,916,179	193,547,341	206,463,520	△ 84,755,929	70.8	
歳出	160,708,531	11,077,229	33,236,318	44,313,547	116,394,983	27.5	
自動車安全							
自動車事故対策勘定							
歳入	86,050,827	882,641	70,709,334	71,591,975	△ 14,458,851	83.1	
歳出	29,833,204	569,592	7,948,993	8,518,586	21,314,618	28.5	
自動車検査登録勘定							
歳入	52,963,186	3,423,677	22,664,291	26,087,969	△ 26,875,216	49.2	
歳出	46,988,221	1,441,501	8,400,075	9,841,577	37,146,643	20.9	
空港整備勘定							
歳入	423,591,419	57,941,796	217,523,902	275,465,698	△ 148,125,720	65.0	
歳出	525,744,419	11,985,555	89,252,656	101,238,212	424,506,207	19.2	
東日本大震災復興							
歳入	633,368,369	108,237,859	238,574,279	346,812,139	△ 286,556,229	54.7	
歳出	712,770,628	34,112,460	93,837,337	127,949,798	584,820,830	17.9	

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収入	15,847,922	1,099,958	3,051,576	4,151,534	△ 11,696,387	26.1
支出	13,556,576	449,328	3,935,824	4,385,153	9,171,422	32.3
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	218,589,405	13,169,012	49,869,589	63,038,602	△ 155,550,802	28.8
支出	133,089,839	6,272,606	34,762,545	41,035,151	92,054,687	30.8
農林水産業者向け業務						
収入	60,652,516	2,963,469	5,968,736	8,932,205	△ 51,720,310	14.7
支出	59,685,303	1,221,177	8,360,588	9,581,766	50,103,536	16.0
中小企業者向け業務						
収入	164,231,883	18,977,834	31,369,175	50,347,010	△ 113,884,872	30.6
支出	75,554,390	6,305,721	14,314,060	20,619,782	54,934,607	27.2
信用保険等業務						
収入	306,218,880	21,149,395	89,686,665	110,836,060	△ 195,382,819	36.1
支出	807,788,009	37,873,220	144,758,740	182,631,961	625,156,047	22.6
危機対応円滑化業務						
収入	20,590,247	317,988	3,242,040	3,560,028	△ 17,030,218	17.2
支出	50,253,662	1,062,036	6,627,238	7,689,275	42,564,386	15.3
特定事業等促進円滑化業務						
収入	8,261,111	31	406,756	406,788	△ 7,854,322	4.9
支出	8,261,091	5,393	390,899	396,293	7,864,797	4.7
株式会社国際協力銀行						
収入	3,303,556,755	54,486,004	328,872,188	383,358,193	△ 2,920,198,561	11.6
支出	3,270,846,394	54,892,348	337,987,618	392,879,966	2,877,966,427	12.0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	185,508,891	12,135,791	47,443,582	59,579,373	△ 125,929,517	32.1
支出	298,065,866	9,628,348	65,807,239	75,435,587	222,630,278	25.3

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。